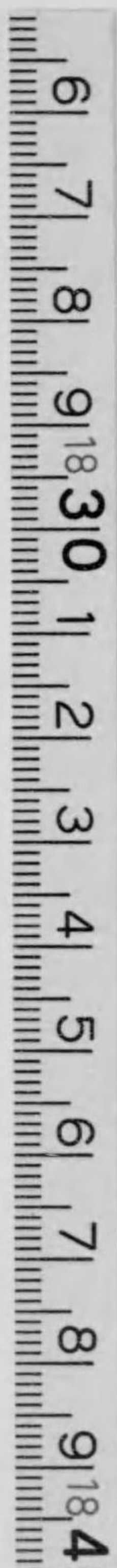


14.6₁
47

刑事警察參考資料

第六輯

靜岡縣警察部刑事課



始





靜岡縣警察部長書記官坂本暢氏

は し が き

刑事事件の探偵には勿論各般の智識が必要であつて犯罪科學をも學んで之も應用せねばならず世態人情迷信
など迄も聞き知つて其參酌もせねばならぬものでありますから捜査に關しての著書は探偵小説のようなもの
迄も刑事係は是非一と通りは讀まねばならぬものであります。が此著書が何れも學者の著したものが多く實際

捜査に當つて居ると學者が筆を揮はれる所より又異なつた所に捜査上注意せねばならぬ事があり探偵小説の
ように容易に行かぬ所もあり或は事件の如きは其局に當る者の力のあらん限りを盡し智慧の有る文筆の
努力しても事件の解決が付かず萬一の僥倖を待つより外仕方のない事があります。私は既に十有餘年間刑事

察に携はつて居りますが犯罪捜査は先輩の實驗談を聽いて其の可とする所を應用すると同時に失敗せられた
話に就ては前轍を踏ぬことに注意するのが最も肝要であり又探偵の實際談は最も探査に參考になることであ
ると考へた結果大正七年に第一輯を發行して各位の閲讀を乞ふた所非常な好評を得て爾來昨年迄繼續第五輯
を發行する事となり更に本年は努力をして材料を蒐集し茲に第六輯を發行するに至たのであります。本資料に
は被害者や關係者の氏名を憚る所が有ります爲め變名を用ひたもの及失敗談は當該巡査の氏名を現しませぬ



が事件の内容を變更せず主として刑事事件の捜査に關して參考となる所を摘録して終へり短評を加へました
 が是れも筆者の頭腦丈けのものでありまして決して當を得た批評ではありませんぬけれども犯罪は年と共に新
 奇な方法が行はれて來るものでありまして卷中各位の成功談にも失敗談にも奇抜のものがあります何うか御
 閲讀下さつて捜査上の參考の一端にせらるゝならば筆者の光榮之に過るものは有りません

大正十四年四月

刑事警察參考資料編者

刑事警察參考資料第六輯目次

捜 査 實 例

第一編 成功談

- 一、馬泥棒の捜査實に巧い……………一
- 二、別れた夫に未練から置引窃盜……………三
- 三、三ヶ年に亘る脅迫投書……………六
- 四、湯浴みに行く間も巡査は巡査……………九
- 五、地理を考へて半島村へ犯人を追込んだ實際談……………一
- 六、巻線香の間隔的放火……………一四
- 七、事件最初の發見者は徹底的に調べよ……………一七
- 八、今様八百屋お七……………二〇
- 九、自轉車窃盜捜査の實例……………二一
- 一〇、光明山賭博檢舉の顛末……………二四
- 一一、贋幣犯人捜査の活動……………二七
- 一二、牧野は刑事を手を合せて拜んだ……………三一
- 一三、斯うした古い怨恨も殺人事件の動機となる……………三四
- 一四、捜査は平時の心掛が大切……………三七
- 一五、金貨は屹度メタルにするぞ……………三八
- 一六、遺留品は偽計と睨んでピツタリ當た……………四一
- 一七、鶏を取るに硫黄を焚く……………四三

一八、徳願寺山の慘劇少女殺し……………四四
一九、毒を飲まれたら何うするか……………四八
二〇、體溫計が裁判した珍事件……………五〇
二一、五錢白銅一ヶが搔拂の資本……………五二
二二、元巡査の泥棒……………五三
二三、是は又た民間の警察犬……………五七
二四、海軍將校が賈せ金を使った……………五九
二五、犯罪捜査は時機を失せぬが肝心……………六一
二六、嫌疑者は三人の内誰か……………六三
二七、上下着物の丈が違ふは變だぞ……………六五
二八、鑑札番號が動かぬ證據……………六六
二九、被害届は可成早くして欲しい……………六八
三〇、一年半掛つて押へた汽車内窃盜……………六九
三一、刑事は島を澤山作れ……………七四
三二、油斷のならぬ電話詐欺……………七六
三三、御目見得詐欺犯人の拾ひ物……………七八
三四、其の手は喰ない虚偽の強盜……………八〇
三五、捜査には萬般の注意が肝要……………八二
三六、是は今晚はに違ひない……………八五
三七、馬龜の逆損じ……………八七
三八、姉から割れた妹の犯罪……………八八

三九、巧みな詐欺の手口……………九一
四〇、不良少年S團の犯罪……………九三
四一、危機一髪今數分間で留置場を破り……………九五
四二、殺人犯を危く取逃す所を……………九八
四三、手を焼かれる放火事件……………一〇一
四四、警察には斯んな馬鹿げた話もある……………一〇五
四五、少年の奸智又た悔り難し……………一〇七
四六、法螺吹く犯人には法螺吹て懸れ……………一〇九
四七、毒殺事件の火の手は一時に揚つた……………一一二
四八、之れは又た後藤部長の拾ひもの……………一一七
四九、心の捕縄で犯人捕縛……………一二〇
五〇、先づ捜査は自己の足元より進めよ……………一二二
五一、實際とは受取り難き強盜事件……………一二五
五二、犯罪の手に注意せよ……………一二七
五三、子供の放火は斯う云ふ所からも來る事あり……………一二八

第二編 失 敗 談

一、強盜事件捜査上の失敗……………一三一
二、嬰兒殺は最後に無罪……………一三四
三、元旦から強盜の芝居……………一三七
四、刑事の調べは疎漏ではならぬ……………一三九
五、震災避難者とは犯罪者の口述……………一四一

六、魚を釣にも一二時間の辛棒はせねばならん	一四四
七、池田橋西岸張込の失敗談	一四八
八、身体の検査は極めて丁寧な遣れ	一五〇
九、百日の説法屁ひとつ	一五二
一〇、数日間の捜査御苦勞千萬	一五六
一一、盲滅法な嘘を吐く	一六五
一二、是では全く申譯がない	一六七
一三、斯う云ふ油断が最も危険	一七〇
一四、鈍馬な刑事	一七二
一五、社殿を根據にした空巢窃盗	一七四
一六、婆さんから見ると巡査も刑事も車夫も馬鹿なもの	一七五
一七、虚偽の強盗検事正迄欺かる	一七八
一八、泥棒も失敗刑事も失敗	一八二
一九、是も犯人に一杯喰された實例	一八四
二〇、其の男は今出て行た計りだと聞ては追た實際談	一八六
二一、張込巡査は目と頭と共に働らけ	一八八
二二、犯罪被疑者には決して油断するな	一九〇
二三、血痕は明に人血と決定して蘇生の想ひした住職殺し	一九二
二四、お話ならぬ失敗	二〇〇
二五、賭博檢舉の失敗談	二〇二
二六、又た一杯喰された斯んな所で何が強姦だ	二〇四

二七、是迄人を疑つてもなるまい	二〇七
二八、犯人檢舉に遠慮は無用	二一〇
二九、捜査は腹の立程馬鹿氣た目にも會う	二一二

第三編 異 例 犯 罪

一、貨車二輛に満載の玄米を奪はんとす	二一五
二、巧妙な窃盗	二二〇
三、列車の煙管乗り	二二三
四、電話で騙す詐欺犯人	二二三
五、暗號電報爲替詐欺事件	二二四
六、巧妙な詐欺	二二六

第四編 雜

一、留置場の便所に爆音	二二八
二、小娘の氣轉で三人組の強盗逮捕	二二九
三、四才の少年の證言で犯人自白	二三一
四、馬鹿でも嘘の申立は一人前	二三三
五、沼津署の犯罪統計	二三四
六、貳千餘圓掠奪されたと云ふは嘘偽	二三六
七、赤提灯は御注意	二三八
八、白骨團檢舉の顛末	二二九
九、泥棒の奥の手話し	二四二
一〇、夏の犯罪は殺伐だ	二四五

二、大膽不敵の空巢窃盗……………二四五

三、大正十二年中司法警察の總勘定……………二四八

三、静岡縣地名雜訓……………二四九

四、静岡縣刑事警察官……………二五三

刑事警察參考資料

第壹編 成功談

一、馬泥棒の捜査、實に巧い

大正八年十一月の事である磐田郡浦川村吉澤の農家後藤高次郎方で馬を一頭前夜盗難に罹たと云ふ届出が有た其の馬は時價貳百餘圓の牡馬で有て農家で耕作用に使用するには上等の方である届出を受けた同村駐在巡査は直ちに被害者方へ行て見ると厩舎に有た乗鞍をも共に持て行た事も判た爲め小林巡査は直ちに被害者の家族や隣家者をも指揮し自分も加はつて吉澤から他の村落へ通ずる道を見に出懸たを―して何れも村外れ迄行つて路面に馬蹄痕が有たら引返して來て知らして呉れと云ふて遣た稍暫らく過ぎると吉澤から熊村熊へ通ずる峠の道を見に行つたものが坂の上り口からすつと馬蹄痕が付いて居ると云ふて引返して來た爲めに小林巡査は之を追跡する事になつたが峠を越ると夜が仄々と明けて來た占た斯うなれば提灯は御用なしと喜んで馬蹄痕を辿つて坂路をせつせと登つて打越し二里の峠を越して四里餘の熊村の熊と云ふ所迄は點々と痕跡が有たが熊と云ふ部落へ出ると其所は地盤が非常に固い爲めに残念乍ら何所へ行つたかとんと判らない僅か一二丁行く間は馬に乗た人が通たと云ふ所も有たが間もなく夫れも判らなくなつて仕舞た爲めに小林巡査は何うして追跡して見様かと考へて傍らの路傍に腰を下して暫時思案して居ると小學校の生徒が登校時間になつて來た爲め一群遣つて來た向うの山道を見ると其所からも小學校生徒が下りて來る小林巡査は如何なる名案が胸に浮んだのか莞爾笑つて座つて居た所から突如立上つて小學校へ急いで行つたが職員室で何か暫らく話して居ると學校では授業始めの振鈴が鳴り出した凸坊も茶目太郎も行儀よく

二
並んで先生にお辭儀をする爲めに待つて居ると校長先生から他の職員も校庭へ出て來られた會禮が濟むと校長先生は一段高い臺の上へ登つて『皆様は今朝馬に乗った人を見ましたか又た皆様の家か其の御近所へ馬に乗った人が來た事は有りませんか』と尋ねられたると凸坊外二三人が先生々と云ふて手を舉げた校長先生は『凸坊さん何所かで見ましたか』と尋ねると凸坊はい私の隣の源兵衛様の内へ今朝若い男が競馬馬の様な好い馬に乗つて來て馬を賣ると云つて居ましたと答へた校長は生徒を教室に容れて置いて小林巡査の所へ來て只今御聞きの通りですと言はれた小林巡査は校長に禮を述べて小學校から一里餘の源兵衛さんの家へ來て見ると何所の者か知らないが今朝二十四五才の若者が馬に乗って自分は浦川村だが都合上此の馬を賣り度いと云つて居たが自分は馬を飼う氣も無し生返事で居たが何うしても賣らなくては困ると其の男は言ふて居たから夫れならば引佐郡鹿玉村新原の牛馬商人の所へ行たら彼の人は牛馬商としたら大商人だから買うだろうと教へて遣ると其の男は又た馬に乗つて新原の方へ參りましたとの答へて有たから今度は上下阿多古村を経て鹿玉村の新原さして小林巡査は道を急ぐ事になつたが相手は馬で行くのに巡査は徒歩で走つた漸く夕方新原の久さんと云ふ牛馬商の家へ行て見ると馬丈だけは厩舎に納まり込んで居たけれども賣た男は金を請取つて行て仕舞た此の六里の道を徒歩で走たのは小林巡査として甘くない何故自騎車か馬を利用せなかつたか其所で賣た男を見て見ると浦川村浦川の太友明太郎として有て小林巡査は自分の受持内の事であるから明太郎は知て居るが人相も年齢も犯人と丸切り違つて居る仕方がないから馬丈だけは當分賣らないで置いて呉れと久さんを頼んで歸て來た

そして明太郎に今迄の經過を話して犯人に心當りはないかと尋ねて見ると後藤の家の馬は癖が有て知らぬ人はなかく乗せない無論犯人は此の馬の癖を知て居るもので此の馬に乗た事のあるものだが私の前妻の弟で龍川村横山に勇次郎と云ふが有て私が未だ前妻を離縁せない時は屢々私の所へも來て彼の馬にも乗た事がある人相年齢が誠に能く符合すると云ふ話を聞いて小林巡査は雀躍したそして其の翌日は龍川村横山へ行つて勇次郎を尋ねて見ると彼は十日計り前から流性感冒に罹つて居るとの事で家族に聞て見ても又た隣家の者の云ふ通り十日計り前から床に就いて居ると云ふ話して有たが勇次郎の人相から言葉付きが犯人と酷似して居るから一度會て見る事にした

捜査に關し馬で走つた泥棒と競争の決勝點は此所だ此所迄駆付けて來て十日計り寝て居りますと聞た丈けで歸て仕舞たら最後の勝利は得られない捜査の四大則とて縣下沼津警察署の刑事室には

一 捜査は確實なれ

二 捜査は秘密なれ

三 捜査は機敏なれ

四 捜査は着手せば執着なれ

と壁に書いてあるが全くそうだ着手したら確實に機敏に執拗に遣らねばならん小林巡査は勇次郎に會て見ると源兵衛さんが見たと云ふ男久さんが馬を買たと云ふ男は此の勇次郎に相違ないと睨んだから勇次郎御前本月四日の夜は感冒で寝て居たと云ふが御前新原へ行つて馬を賣て來たじやないか新原の久さんを此所へ同行して來るが何うかと遣られて一と堪りもなく恐れ入つて仕舞たが勇次郎は十日前より感冒で床に就て居たけれども犯罪の夜醫師の所に行つて來ると云ふて家を出て本犯罪を犯したもので有た

評

捜査は最初延長演譯的に最後は縮少歸納的にとは先報が指導せられたる所なるが小林巡査が本件の捜査に極めて妙を得たる所あり捜査の發端に於て何れに追跡すべきや多数人を使用して直ちに決定し其の踪跡を失ひたる際面積廣き熊村を東奔西走して捜査せば其の通路を發見し得るやも知れざるも爲めに貴重なる時間を費し終るは明かなり爲めに八方より小學校に集合したる生徒を尋ねて逃走せる方面を知るを得たるは極めて可なるも熊村より魚玉村へ逃走せし犯人を追跡するに當り徒歩にて走り犯人の立去りたる後其の立廻り處に到着したるは本捜査の失敗なり

二、別れた夫に未練から置引窃盜

大正十三年三月十八日午後四時頃縣下磐田郡袋井町丸岡洋服店雇人松永武夫が濱松驛三等待合室腰掛の上
に所有のバスケット在中品黒羅紗オーバコート一枚洋服裁斷用鋏其他雜品入一個代金六拾圓のものを盜難
に罹た事件が発生した

由來濱松驛には夫迄屢々待合室に盜難事件が有て移動警察に於ても時々同驛へ張込の刑事を派遣し濱松署に於ても注意を怠らなかつた結果本犯人を檢舉する前に於ても數人の犯人を檢舉して居たけれども乗降客が非常に多い驛である爲めに待合室の盜難は依然として引續き發生して居たのである

其所で又盜難が有たと云ふ所から刑事課に於ては移動警察係の内山松浦の二刑事を派遣して捜査をせしむる事とした所が兩刑事は濱松驛へ行て彼所此所と當て見るやら驛に遊んで居る様子を調べて見たが更に當りも付かず聊か兩刑事は當惑顔で有た折柄其の日の夕方待合室へ年齢三十五六才の容貌も風体も至て御粗末の婦人が生後一年位の男の兒を背負うて這入て來て待合室をキョロ付いて居るのを發見した兩刑事は「彼の女は書頃も遣て來た女だけれども又來たが誰か出迎へにでも來たのか知ら」と互に私語やいたが上り下りの列車が着いても下車客に注意する模様もなく何だか變な奴だが一應名前を聽て見ようと相談して其の女を小蔭に呼んで御前様は何所だねと遣て見ると女は變な笑ひをして居て何も答へない名前はと聞て見ると私等其んな事知らんよとツントして仕舞た仕方がない女だと思つた刑事も彼れは馬鹿だと思つて仕舞た爲めに重ねて尋ねようとしなかつたが女は平氣で濟して行て仕舞たを以て又た待合へ這入て行たが愈々變だなと思つて驛員にも彼の女は度々待合室へ來るか尋ねて見ると昨日も彼の女は來て風呂敷包とバスケットを持って出て行く所を見たと言ふ話で有た其所で兩刑事は何に昨日何時頃バスケットは何の位の大きさかと尋ねて見ると時間は午後四時半頃でバスケットは此の位と云ふ話から前日の盜難品に似合つて居る點が判つたが何に彼れは低脳だから調べたら云ふだらうと云ふ所から派出所迄伴れて來て誑したり賺したりして調べて見たが犯罪事實處か住所氏名さへ言はぬ刑事は全く當惑して仕舞つた何んと此の女は何所だらうと云ふ事になつた所が流石職掌柄女の頭髪に木綿の塵が澤山着いて居る所を見ると綿屋の女房か雇人だよと云ふ所から綿店の二三軒を聞て見たが判らない爲め所轄署の宇田、海野兩刑事の應援を得て市内全部の綿店を調べて見る事になつた

差當り其の女が何時も歸て行くと云ふ方面を先にする考へて同市板屋町方面へ行つて増田喜代藏と云ふ綿

店へ訪れると家族は裏の工場で仕事で中だつたから其所迄行こうとして庭に這入ると右側六疊間に箆笥の前に新らしきバスケットが置て有た刑事は早くも之に眼を注いで君有るせくと私語やきつ主人を呼んで雇人の有無等を尋ねて見たすると同家では縣下榛原郡勝間田村御厨二六番地農惣作長女飯塚ミツ當卅六年と稱する子持の雇人あるも同女は昨日も本朝も行先を主家に告げずして出て行き未だ歸來せざる旨を主人が答へたからの切り是だと目星を付けて其所に有たバスケットを尋ねて見るとミツの品物だと云ふ事が判た爲めに主人の承諾を得て之を明けて見ると松永武夫の被害品の一部が這入て居たが茶色のオーバが無い而し犯人はミツに相違ない事が判た爲め引揚げて來てミツを調べて見ると今度は何う感じたものか馬鹿ながらも贓品を突付けられた爲めであらう犯罪事實を包まず自供した其の供述に依ると大正十二年一月頃から數回の引引竊盜をして贓品は前部允の夫小笠部河城村澤水加無職竊盜前科三犯小原小平の許へ送て居たので有た

何故ミツは捨られた夫に竊盜迄して其の贓品を送つて機嫌を取て居たかと云ふと又た不憫な所もあるミツは赤貧洗うが如き農家に生れ御負けに低脳と來て居るから十三四才から子守奉公に出で十八九才と云ふ娘盛りの時も別に誰も相手にして呉れる人もなく何時も村の若者等に馬鹿にされて何時か盛りも過ぎ三十才に達する迄他に嫁かずに奉公を續けて居て馬鹿乍らも其の身の不幸を託つ事も有たが大正九年の四月世話するものが有て竊盜前科三犯の怠け者小原小平の妻となつたけれども縁付てから同棲僅か半年で小平に飽かれて突き出されて仕舞たのであるが其の時は既に小平の胤を宿して居て別れてから生んだのが同女の伴れて居る男の子で有たミツは何とかして元の良人の許に歸り度いと云ふ所から女の細腕奉公位で得た給金では連も男を満足させる事も出來ぬ爲め大膽にも停車場待合室へ行ては置き引竊盜をして贓品を河城村澤水加から濱松驛へ通動する驛夫に頼んで小原小平に送りそして男の機嫌を取て居たのであるが果かなきは斯うした女の心である

誤を共にし笑を共にす之れ夫婦が其情なり情愛濃かなる戀にありては一日逢はざれば千秋の思ひすと或は然らん低賤とは云へ難侍なるミツ女も僧老同穴を契りたる小平に捨てられて以來如何にもして良人の歡心を買ひ再び同棲の樂を求めんとして物盜罪を犯すに至りしものなるが犯行により得たる贓物は一物をも藏さず離縁せし其夫の家に運びありし如きは吾人が想像をも爲し能はざる所なり爲めに同女は數回の犯罪を爲せるも愛兒に帽子一個も買ひ與へずして更に其の身を飾るが如き事なく彼れは生活状態より見ては到底犯罪者と思料するを得ざりき

尙又本件犯人の住所を知るに頭髮の汚れに木綿の塵あるを見て刑事が綿店者と判定せしは極めて妙なり

三、二ヶ年に亘る脅迫投書

投書脅迫事件捜査の實例は是迄二三本資料に掲げて見たが之れは又た犯人が非常に執着な脅迫事件で有て少しく古い事であるけれども犯罪事件に關して被害者が脅迫に懸する時は犯人は何邊でも之に乗じて犯行を反覆するものである大正三年二月からの事であるが縣下磐田郡浦川村吉澤に田高樹太郎と云ふ資産家が有て當時でさへも資産は百餘萬圓と云ふ豪農で有たが或る日の事一通の書狀が到着した之を開封して見ると文面は非常に敬意を拂つて書てあるが要求する所は其の投書を送た者が或る大事業を企て居て之を遂行する上に於て數百圓の費用を要するのであるが資力乏しく遺憾乍ら着手する事が出来ぬが貴家は相當資産を有して居るからは非八百圓丈け一時貸して貰ひ度い何れ時機を見て御目に懸つて事業の事から一切詳しく報告もする又た必ず御用達を願たものは返済して決して御損は掛けぬが現在組員十名計り有て此者等とも協議した結果貴下に御籠りする事に纏まつて斯うした書狀を送るのであるから來る何日の午後何時迄に浦川村吉澤の坂の上り口右側に大きな石がある其の石の下へ新聞紙に包んで置いて呉れ決して吾々は世間一般にある投書脅迫の犯人とは違うから警察へ届出る様な事はせぬ様にして呉れと有た

田高家は前述様な資産家で主人は温厚篤實な紳士で有て而も浦川村と稱する村は東海道線濱松市から十六里も山間へ這入る僻地である爲めに斯う云ふ犯罪などは全く其の例が尠なく其の申込が田高家に取ては小

額であるから半分を遣らうと云ふ所で要求通りの場所へ四百圓丈け出して置たので有た

すると其後二ヶ月計り過ぎると又た投書が來た今度は五百圓要求して來たから百圓出出した斯う云ふ工合で大正五年三月迄の間に七回遣らして八回目の投書が來たので被害者も堪へられなくなつて警察署へ届出る事になつたのであるが投書は最初の内こそ相當敬意を表して居たが段々悪性になつて來て最後には若し要求に應せざる時は其の家に放火して一家塵殺する等の文字を並べて有た爲め主人の田高樹太郎は脅迫者の追求に怖れて自殺を企つと云ふ様になつて來た爲めに届出る事になつたので有たが投書は最初のものから最後迄多少筆跡に相違は有ても先づ同一犯人だと見込は付けて居た其の投書は或る時は周智郡奥山村水窪で投函し又た森町、二俣町、磐田郡熊村及濱松市或る時は愛知縣北設樂郡本郷村等で投函したのも有て被害者の家から離れて居る場所で遠きは二十里位の所から來るのであるから更に當りも付かなかつた

そして最初から終り迄現金を出して置けと命する所は何時とも同一の箇所有たから何うしても犯人は浦川村に敷のあるものと見込を付けて初は犯人の指定した場所へ張込なども遣て見たが懸つて來ない筆跡の捜査は村一般に遣て見たが何うも見込のあるものがない其所で犯人は何うしても浦川村でなく他町村の者で田高家を知るものか又たは元吉澤に居住したもので現在他町村に轉居したものではなからうかと云ふ事になつて段々捜査を進めると云ふ事になつた當時浦川村駐在所には菅沼巡査が居て佐久間村中部には小林巡査が同村佐久間には山本巡査が駐在して居て署長は此の三巡査に捜査を命じて晝夜兼行で實績を擧る事に努めた結果大正三年二月の最初投書が有た頃迄浦川村吉澤で土工稼から炭焼等をして四五年居た岐阜縣惠那郡生れの加藤龜松當四十五年と云ふ者が有た此の者が時々浦川へ用も無いのに遣て來る事があるが變だと云ふ事が判た爲めに早速龜松が此の浦川村へ來る以前愛知縣北設樂郡本郷村に居たと云ふので前住地をば何うして轉居する事になつたものかと調べて見ると實に甘い事が判て來た龜松は本郷に居ても炭焼をして居たのであるが或る時隣家の資産家へ脅迫投書を送て金は或る所の木の根へ埋めて置けと命じて遣た

そして或る晩龜松は其所に金が出して有るものと思つて私かに忍んで行くと思つた被害者の家の俵邊が二人隠れて居て矢庭に林の中から飛出して散々に打据られて赦されたが其後本郷にも住み憎くなつて浦川へ轉居した事が判た爲め同人の筆蹟を手に入れる事に努力したが斯う云ふ奴に限つてなかく筆蹟を残して無い本人の知人と云ふ知人を尋ねたが端書一枚なく女房は大正四年頃から愛知縣北設樂郡新城在の生家へ子供を伴れて戻つて居たが其所迄調べて見たけれども矢張り筆蹟は手にする事が出来なかつた或る時龜松は長野縣下伊那郡平岡村に神田留吉と云ふ者が有て之と懇意で有たと云ふ話を聞いた爲め神田留吉の所へ行って尋ねて見ると折宜く端書が一枚来て居た其れを借りて来て投書と對照して見ると筆蹟は龜松の手に相違ない見込が付たが扱て龜松は大正三年二三月頃から全く所在不明で如何ともする事が出来なかつた

而し龜松は資産は更に無い男であり乍ら佐久間村中部でも二百圓餘りの金を費つて居るのみならず二俣町でも濱松市でも相當金を使つた事も判て来て何うしても彼れである事が想像されたがさう何うして龜松の所在を突き止めるかと云ふ事になつた所が中部駐在の小林巡査が居る所は天龍川の上流で旅館料理店藝妓屋等のある所で有て平時宿泊する旅客なども相當ある所から小林巡査は其所へ出入する土工があると態々尋ねて行つては色々の事を聞いた揚句に龜松の事を尋ねて見た二ヶ月計り過ぎた或る夜木賃宿の河内屋と云ふへ又た土工の三谷作藏當五十年と云ふ奴が泊た事が宿泊届に出て來たから早速遣て行つて作藏と色々の話しをすると龜松は今から二十年計り前愛知縣北設樂郡本郷村で土工稼中作藏と兄弟分になつた者が本年二月自分が同縣寶飯郡宮崎村の道路工事へ行て見ると其の工事は着手した計りであつたが其所に龜松が居て龜松は其の頃賭博場から逃げ去りになつて居るから俺が此所に居る事は秘密にして呉れと云ふて居たとの話しをした其所で小林巡査は翌朝未明に佐久間村を出發して受持の菅沼巡査と二十餘里の寶飯郡宮崎村へ行たそして調べて見ると其所の工事は竣工して居たが龜松は同縣岡崎市の土工山本延太郎に被雇して岡崎市の陸名神社裏の堤防工事場へ行て居る事が判た爲めに今度は岡崎へ行く事になつて其の翌日岡崎市の堤防工事場へ行て見ると恰度晝頃で有たが龜松は神社の木蔭に他の土工と晝寝して居る所を難なく押

へて仕舞たが本人を取押へる時兩巡査は龜松々々と云ふて揺り起したすると本人が眼を醒したから利腕を捕へて「おい龜松御前は今迄随分探したが此んな所に隠れて居たか」と遣て見るとへい隠れは致しませんと答へたが尙兩巡査は「龜松御前隠れぬと云ふけれども夫れでは何故妻子にも知人にも其の後今日迄所在を秘して居たか夫れで御前濟むか」と遣て見ると申譯はありませぬ私は御詫しますと云ふから誰に詫のかと聞くと御上へ御詫せねばなりませんと委して仕舞た御前に御上へも詫をすると同時に尙他に詫る人があろいと突込むと吉澤の田高樹太郎様に詫びねばなりませんと答へた總て斯う云ふ工合に本人を押へて見れば左もなく解決は付て仕舞たのであるが犯人の目星を付ける迄は相當に苦心したもので有て龜松が筆蹟は投書の筆蹟と似た所もありまた異う所もあつた爲め何うして筆蹟が同一でないかと聞て見ると龜松は筆蹟を偽る爲めに天井より糸を垂して其の端に筆を結び付けて投書を書たのでせうすると常に天井から垂れて居る糸に妨げられて思ふ様に字が書けぬのと自分の癖が其の糸に引かれて出す事が出来ぬから大變字体が變て出來ると云ふて居た斯う云ふ工合で投書脅迫犯人などは随分筆蹟には注意して居るものである

評
犯罪被害者にして其の被害事實を警察官に申告するを欲せざるものあり強姦罪名警毀損罪等は之を公にするを厭ふ結果なるも甚しきに至りては縣下某所の湯泉湯旅館等に於て客の盜難被害事件を秘密にせんとするが如きものあり犯罪被害の届出に時刻の経過せるは捜査上大なる支障を生ずるものにして殊に汽車内の犯罪の如きは一時間運るれば犯人は數十里の外に逃走し終るは又た實例の示す所なるが本捜査に關し小林巡査が最後の投書より二ヶ月以上能く龜松の所在捜査に力を盡し遂に之を突止むるを得たるが犯罪捜査は斯く迄に着手せば本件犯人と同じく熱心にして執拗ならざるべからず

四、湯浴しに行く間も巡査は巡査

刑事警察事務に携はる者は休んで居る間も食事して居る間も常に犯罪人を發見する事を忘れぬ様に心懸けねばならぬのである時は大正十年十一月頃で未だ一般世間は好景氣の時であつて温泉場などには時々成金が煌やかな自動車へ艶麗な婦人を同乗して來ては湯水の様に金を撒いて行くのを薄給の吾々は毎日見せ付

けられて餘り好い感じはせなかつたのであるが其頃縣下大仁警察分署管内古奈温泉場に黒田巡査は勤務して居たので或る日の夕方同巡査は晝の勤務を終て一風呂這入て晝間の勞を休めようと詰所を出て行くと折柄風を切て一輛の黒塗自動車が出て来たが古奈温泉場東府屋旅館の玄關先へ駐したのである同巡査は来たな又た成金かと思つて自動車から降る客を見て居ると男は二十三年の紳士で有て女は十九か廿才位の美人であるが如何にも京濱方面から今到着した客には相違ないけれども夫婦とも受取れない態度が見へそうかと云ふて婦人は藝者の様でもないが變だと思つて見て居ると二人は自動車から降ると庭園の景色などは眼を呉れず急いで二階に登つて客室へコン／＼納まつて仕舞たのであつた宿屋では客種か客種だから其の取扱い振が普通ではなかつたが黒田巡査は斯うなつて來ると何うしても今の二人の身元を知り度くなつて湯に行く事も止めて仕舞て東府屋旅館の帳場へドツカト腰を下して仕舞たを以て番頭に今の客は何所から來られたかと尋ねて見ると未だ宿帳も書てなく通知が有て來た客ではない早速宿帳を書せると横濱市の貿易商で林藤吉及妻の君子と書て出したが何うも夫婦じやないがと思つて居ると間もなく其の客は一風呂して夕食を済して出發する事になつた

黒田巡査は愈々變だと思つて今度自動車で出發する様なら乃公を巡査と云はないで運轉手と一所に運轉臺へ乗せて呉れと頼んで置たと間もなく自動車の仕度と云ふ注文で又た一輛の黒塗箱自動車は東府屋の玄關へ直されたのであるが黒田巡査は何故此の二人の客を左迄に怪んで尾行迄したかと云ふと京濱から伊豆温泉に來た客が夕方遣て來て一晩も止まらなで歸て仕舞うと云ふ事は全く少くそ一かと云ふて此の二人は他の温泉宿から東府旅館へ遊に來たものではなく其の日の夕方大仁驛から自動車で來た事は先の運轉手に黒田巡査が聞たから知て居たのであるが間もなく二人の客は二階から降りて來て自動車の人となつた黒田巡査も運轉助手を裝うて瓦斯倫の煙を殘して走り出したが今度は修善寺温泉へ遣て呉れと自動車が出たしてから運轉手に客は命じたので有た黒田巡査は最う犯人を囚人自動車で護送する様な腹で修善寺温泉場へ向つたが今度自動車は修善寺温泉の菊屋と云ふ一等旅館の玄關先へ横付けになると二人の客は女

中に案内されて奥座敷の静かな客間に隠れて仕舞た間もなく宿帳が付くと今度はガラツト名前も變れば職業も變て仕舞た女中を呼んで尋ねて見ると相當大金も所持して居る事が判つた黒田巡査は其所の派出所巡査と協力して取調べて見ると今の二ヶ所で書た宿帳は何れも偽名で大金拐帶逃走犯人と云ふ事が判明し同行の婦人は矢張り藝者で有た事が判たので有た

評

犯罪捜査に關しては怠慢なる態度を以てしては到底完全なる證據を得る事難く之に従事する者は熱心事に當り恰も捜査を競争の如く思惟し被疑者を敵と思料し職は必す勝利を得べしとの態度なかるべからず
吾人刑事家は常に捜査の第一線に起るものなれば何時敵の襲撃を蒙るやも知るに由なく周圍は常時敵の重圍に陥り居るを惟はば湯浴みする間も食事の間も寸刻の油断を免さざるなり

五、地理を考へて半島村へ犯人を追込んだ實際談

大正十一年五月廿一日午前二時頃濱松警察署管内雄踏村宇布見宮崎藤五郎當卅一年なるものが出漁先より歸宅し隣家なる湯屋山下信太郎方へ入浴の爲め出懸て行くと同家の表入口の障子が少しく開けて有て其所から屋内を一人の不審の男が覗て居るのを認め藤五郎は的切り泥棒と思つて聲を懸たのであるすると其男は南方を向て矢庭に逃出したから藤五郎は引捕へて遣うとして追跡したが追懸けられた不審者は到底免れぬと悟たものか振返つて藤五郎に逆襲して來て隠し持た短刀で切付けて來た斯うなると其所が素人の藤五郎は賊の爲めに右肩胛骨の下部を刺れて反抗もせず賊を逃して仕舞たのであるが其の趣を巡査駐在所に届出た爲め所轄署へ電話急報が有たのである

折柄所轄濱松警察署では宿直中の小川警部補が其の報告を受ると同時に當直して居る刑事や巡査を犯罪地方面へ急派し又た犯所に接近して居る巡査駐在所及派出所詰の巡査は要所々に張込を命じたのであつたを以て尙一面濱松市から刑事や一般巡査を召集して雄踏村に通ずる道路を總押しに包圍捜査を開始した

のであつた其所で犯罪の現場は濱名湖に面した場所であつたが犯人が逃走方面は全部手配は出来たが只だ一方湖岸を傳ふて伊佐見村へ出る方面が安心は出来なかつたけれども假に犯人が之を逃たとしても其所は追跡捜査を遣て行けば最後には袋の鼠となる見込が有た爲め先現場に行て見る事にしたのであつた

犯人は年齢四十年前後で有て其の服装から態度等迄見て見ると何うしても前科のある者の様で而も兇暴な性質を有する奴である事も判り被害者の負傷は生命に關する程ではなかつた

各方面から總押に押して來た密行隊も漸次集合して來たけれども何れも見込ある報告を提げて來たものはなはなかつたが夜も段々明けて來て其の夜から前夜被害を調べて見ると雄踏村地内に於て一夜に四件の窃盜被害が有て或る場所では侵入中家人に發見されて逃た所もあり時間の關係等を調べて見ると犯人は舞坂驛の方から遣て來て次第に伊佐見村方面へ向た事が明となつた

そすれば犯人は次第に北庄内村に這入て行くは當然で若しも北庄内村に這入たが最後同村から南庄内村及村櫛村は濱名湖上に突出した半島の漁村であるから之に追込めば犯人は押へたも同様だと云ふ所から犯人が北庄内村方面へ逃込む様に一方を閉いで置いて圈内の捜査を嚴重に行たのであつたが何分面積が狭くない爲めにとうとう夜になつても犯人の所在は突止める事は出来なかつたけれども犯人は張込線から出たものとも思はれず今夜の結果を見て又た新らしき計畫も立てる事とし前夜の張込を解除せず續行する事にしたのであるが夜明けて見ると今度は其の嚴重に警戒して居た捜索圈内の伊佐見村伊佐地宿屋業飲食店平野島次郎方へ裏の二階から忍込んで奥座敷八疊間の箆筒を破り懐中時計及短刀一振衣類雜品等を取交せ代金百餘圓を窃取せられた事件が有た犯人は從來犯罪と同様に矢張り此所の家でも錢函を探して現金も貳拾圓近く取て行たのであるが犯後何所へ逃たか更に當りも付かなかつた而し此の犯人は犯罪後神社の々殿佛堂の床下等に潜り込で其所で贓品の荷造りして不用のものは捨て行くと云ふ手口が有る爲め被害者の周圍にある神社や佛堂の捜査を遣て見ると今度は被害者の家から西方四五丁の氏神の床下へ這入て居たものと見へ其の所に被害品の衣類も又た其前に雄踏村で取て來たものを捨て有て犯人は前から引續き遣て居る奴に

相違ない事も判り最初の豫定通り彼れは捜索隊の術中に陥て北庄内村へ足が這入た事が明になつた斯うなる事を最初から待て居たので彼れが北庄内へ這入たが最後出口の道を閉塞すれば先にも述べた通り同村から南庄内村櫛の二村は半島村で渡船の發着所さへ張込ば何んなにしても逃出す事は出来ない所で有た爲め段々捜索隊に追はれて半島の先へくと逃込たので有た

一方捜索隊は半島の口を封鎖して置いて數隊の捜索隊を放つて半島の詮索を開始すると村櫛村宿屋及飲食店徳増太次郎方へ年齢人相等の必適する男が上り込んで飲酒して居る所を同村駐在巡查が發見したが犯人は先にも述べた通り兇暴性の男で有て而も兇器を持て居り逮捕せらるゝ時必ず抵抗する事は判つて居るが萬一逃走せしめる様な事が有てもならぬと顧慮して動靜監視中との急報が有た

其所で數名の變装した刑事が急行して入り込み彼れの油斷を見濟して一齊に其の室内に踏込で逮捕して見ると犯人は本籍縣下引佐郡東濱名村都築窃盜前科六犯宗田善吉當卅七年と稱するもので前陳の犯罪は勿論尙十數件の犯罪事件を自供する事になつたが彼れが供述する所に依ると庄内半島に這入ては逃走に不便だから何うかして濱松方面へ出様としたが張番が嚴重で何うしても出る事が出来なかつたと語て居た

夫れから彼れは何故逮捕される時短刀を抜かなかつたかと調べて見るとドヤ／＼二階に人が登て來たから要心はしたけれども隣座敷へ來て酒の仕度を命じたから目前刑事だとも思はず用意の短刀を再び仕舞て油斷した所へ踏込まれた爲め抵抗する隙が無かつたとの事有た

評

捜査に關し其の指揮官たるものは交通路の關係より船車の發着時間は勿論各地の地形等を常に熟知し居りて有事の際適應せる處置を爲さざるべからず本捜査に關し犯人の所在を突止めたる捜索隊員が魁の功名を貪らんとせば或は犯人に抗拒せられ負傷者等を出すの場合無しとせず而るに之を本隊に急報し斯かる場合に經驗を有する古參の刑事を合せて旅館の客を襲ひ犯人に油斷せしめ反抗の餘暇を與へずして逮捕したるは其の手段極めて妙なり

六、卷線香の間隔的放火

一四

數年前縣下清水市入江町に望月豊太郎と云ふ飲食店が有て隣は佐藤と云ふ時計店があり飲食店の方は毎夜相當客が出入相當繁昌したものであるが或る年五月中に此の家の客席二階の天井裏から放火したのを恰度其夜泊り込んだ東京の親戚の者が上の方でバチ／＼する音に目覺めて騒ぎ出した爲め大事にもならず消し止めて仕舞たが發火の場所を見ると石油の臭がして放火したものに相違ないが御茶屋の二階の而も天井裏から發火したのであるから他所から行つて放火されようがないと云つて望月は此の家は他人から借りた家で火災に會へば自分の所有せる財産を焼た所が動産保險は付いては居らず只だ損して仕舞丈けだ其所で其夜泊た東京の客は飲食店の濃い親戚の者で此の人が放火して望月豊太郎の財産を焼いて遣ると云ふ様な遺恨があるようにもない其の家主が家屋に保險でも付けてあるかと云ふと夫れもなかつた望月が借りて營業して居る飲食店の裏座敷には保險が付いて居たが夫れは斯うで有た望月が此所で飲食店をして居る前に今清水波止場で宿屋をして失敗した岡崎市作當廿五才と云ふ人が有たの市作が元此望月豊太郎の今飲食店を遣て居た家で岡崎屋と云ふて牛肉店を遣た事があるが其の市作が營業をして居る當時裏へ二階を建てたがトウ／＼失敗して牛肉店を止める事になり其後へ望月豊太郎が這入たものであるけれども岡崎は裏へ建た二階を此の望月豊太郎に貸せて居たが五六ヶ月前に帝國火災保險會社へ一千圓附して有た所へ又た他の火災保險會社へ申込んで八百圓保險を附して有た事が判つたが扱て放火の場所が二階の天井裏であるから二階座敷へ上たものでなければ放火は出来ない譯だから市作が望月飲食店へ來る事があるかを調べて見ると火事の有た前の日に岡崎市作が來て二時間計り二階で遊んで行たを以て火事の有た晩の九時頃望月の家の裏の方の小屋から火が出て小火事があつた時岡崎が表を通り懸つて誰か裏の方で火事だと云と望月は午後九時頃二階へ上つて一寸其の火事を見て大した事はなくてよかつたと云ふて歸て行たが夫れは午後九時であつたを以て

を以て望月飲食店から發火したのは其翌朝の三時少し過た時であるから岡崎が二階へ上た時間から六時間少し餘過ぎて發火したのであつて岡崎が放火したとすれば何か餘程工夫したものであろうと思はれた兎に角岡崎を内偵して見ると前夜午後九時半から寢て火事が有た時即ち午前三時十分頃には全く自宅に寢て居たのに相違ない事も判つて來たが而し此の奴は何うも嫌疑者とせずには居られないが何も證據がないから手を出し様がない此の場合に何から捜査を初めるか岡崎を引張て來て調べるのは何んでもないが只だ伴れて來て調べたからとて直に事實を語る氣遣はない此所で何うするかは随分研究すべき問題だ此の事件の捜査に關與したのが藤田刑事部長で此の放火の有た當時清水市の近傍には非常に放火が有て同氏の神經は極めて過敏になつて居た時だ警鐘がチャーンと鳴ると普通人はそら火事だと云つて飛出すが藤田部長はそら又た放火だと云ふては飛出して居たを以て又た放火が能く檢舉になつて一ヶ年一刑事の手で檢舉した件數が七八件も有たのであるから如何に放火が多かつたかは想像されるではないか而し又た中には滑稽極まるものも有た或る時同刑事が管内を他の巡查一名を伴れて密行して居ると或る方向へ火が見へた「オイ君火事じやないか」と云ふと他の巡查も火事と見て何うも火事らしいと返事した兎に角彼所迄駆付けようと云ふので飛出したが誰も騒ぎ出すものもないのみか段々接近すると人が五六人居るを以て其所は野外で有た爲め變だぞ何うも丸くなつて人が座つて居る賭博を遣て居るのだと拔足挿足近寄つて見れば何一の事だ夫れは野外の火葬場だつたなぞと云ふ事も有た而し望月飲食店の放火は何所にも怨恨のあるものも見へず岡崎市作以外に保險金も附して居るものもないのだから保險金詐欺なら何うしても岡崎が遣たもので發火した座敷へ來た客は當日一組有たが之れも近い所の農家の人で何うしても岡崎が一番濃厚だけれども同人は發火より數時間前から確かに宅に寢て居た事は明かであるけれども彼れが何等かの手段を講じたものであると思つて先づ岡崎を一應取調をして見る事にした岡崎もさるものナカ／＼最初は自供せなかつたが宵の間に望月の裏で小火事が有た時何の用で岡崎は望月飲食店の前を通り懸けたのか其所が誠に明かでない夫れから又た一方岡崎の生計は非常に困難で

一五

毎日々々債権者に追ひ廻されて居る事も判て來たから懇篤に本人を説き諭して見るとトウ／＼放火した事を自白した

何うして放火したかと云ふと最初は襦袢に石油を注いで之れに燐寸で放火したと云ふので有たが彼れが放火したと云ふ時間は午後の九時に一寸二階へ上た時だと云ふを以て發見したのが午前三時半に近い頃であるから岡崎の供述からすれば六時半放火してから天井で燃へて居た事になるが六時半焼けたら望月の二階座敷は如何んなに手間を費しても灰になつて居らねばならん岡崎の供述は何う見ても事實と思へん此の奴横着だなど藤田部長は見たから又た調べて見ると二三時間過ぎて漸く硫黄を使つて最初硫黄の拳大の塊へ火を付けて置たと云ふ話したを以て其周圍へ石油を注いで置いて其の傍へ又た杉の葉の枯れたのを置たとの申立だ夫れならば御前は何所で其硫黄を手に入れたかと聞て見ると或藥店で買たとか或る工場で買たと云ふたが夫れも何うしても事實と信する事が出来ない尙ほ突込んで見ると三度目には首肯し得る申立をしたが夫れは斯うで有た岡崎は巻線香と云ふて渦巻形に巻た線香がある之れを利用したので線香の一端に火を付けて置くを以て或る時間過ぎると最後迄燃へて行くが末端へ燐寸の棒を數本結んで置いて線香が末端へ燃焼して行くと同時に發火する其の時極く接近さして石油を注いで襦袢やら枯た杉の葉などを置くと之れへ移つて發火するから其の裝置をして前日二階へ行た時天井へ拵へて置いて來たを以て當夜行つて裏の小屋に火を付けて置いて大騒された時夫れを見る爲めに二階へ上つた其の時家人が二階から下りた隙に天井裏へ前日裝置して置いた巻線香の一端へ放火して何氣なく出て仕舞たが巻線香は一本燃焼し終るに六時間は何んな風のある所でもかゝるから自分が疑はれる事はないと考へたので有たを以て巻線香を買た所も判た事が有たが夫れで事件が愈々確實になつたが大抵の人はボロに石油を注いで放火したと云へば夫れで放火の事實を自供したものとて調書を作るが自供に伴ふ證據を發見すると云ふは此の巻線香を買た所迄發見する事迄を云ふのである

夫れから尙同様な例で同刑事部長が檢舉した間隔的放火事件で青柳國太郎と云ふ男は火繩を拵へて其の一端に火を付けて置いて警察署の前の消防器具置場に消防組が火の番して居る所へ來て遊んで居た火事だと思ふと消防器具を取出す手傳などして現場に駈付け消防を助けたのを楯にしてナカ／＼自供せなかつたが遂に服罪した事が有たが今前後に書た岡崎の放火は保険金詐欺が目的で有て二階座敷と云ふても極めて悪いもので有た

評

犯罪被疑者を取調ぶるに當り自供せりとて直ちに調書を作製するは不可なり被疑者の供述は果して眞實なりや否やを能く限り審査し何自供に伴ふ證據の蒐集を爲さざるべからず本事件に關し岡崎が最初の申述は襦袢杉の葉石油を使用せりと稱せしが之に依りて事件を處理せんが彼は虚偽の供述を爲したるなり事實は放火せず等と後日自供を續す場合に於ても之を押しつける材料なく努力を費して効果無く終る事あるべし而るに本件の捜査は數回供述を變更せしも能く其の供述に注意し首肯し得る告白を爲さしめ而して證據を蒐集し得たるは新界の手腕家藤田部長の功と云ふべし

尙終りに岡崎市作の放火は巻線香を用ゆるときは放火後裕に數十里の外に逃走するを得又た發火時間他在證據を擧ぐるを得べしと他人より聞込みたるもの、如くにして本件は模倣し易き犯罪なるに付き注意を要す

七、事件最初の發見者は徹底的に調べよ

放火事件は其の手段が多くは夜中住家其他へ火を付けるのであるから俄かに火氣が起る結果周圍が明るくなる夫れで犯人が最初の發見者に顔を見られたりする實例もあるものだが扱て夫れを見た人がナカ／＼放火犯人を見たなどと云ふ者でない結果其の犯人を警察は知らないで仕舞事がある其所で事件が有た場合現場を詳檢して最初の發見者は此の事件を知つて居るものであると見た時は夫れを追窮して犯人を突き止めるのも一方法と思ふ

之れも藤田刑事部長の實際談を茲に二ツ計り書て見よう一ツの事件は庵原郡小島村に大澤善吉と云ふ家が有た此家は元農家で有たが縣道が出来た爲め道路端へ出て雜貨商を始めたが元の屋敷に物置が残つて居つて此の物置は極めて大きい二階建である爲めに夕方になると隣家は之が爲めに極めて日當りも悪く邪魔に

されて居た或る朝其の隣家の大澤久次郎の家の老母が早く起きて水汲に井戸端へ行つて手桶に一杯水を汲んで宅へ歸つた二度目に又た井戸端へ来て水を汲うとすると大澤善吉の家の物置からバット發火した爲めに婆さんは火事だ〜と騒ぎ立ると隣家の人が来て藁に着いて居る火を漸く消し止めた夫れが届出になて臨検して見ると發火點が非常に石油臭く放火には疑はないが其の物置の發火した場所と婆さんが水汲して居た井戸とは僅かに四五間で犯人が石油を注いで放火して逃たとすれば此の婆さんが何うしても犯人を見なければならん或は婆さん犯人を見て居るかも知れぬと云ふ所から婆さんを伴れて行つて調べて見たがナカ〜犯人を見たなどは口先へ出して來ない仕方がない晩方になつて刑事はお婆さん此の火事は御前さんが付けたのだからさもなくば何うしても御前さんが之れを見なければならん警察は御前を犯人ではなから〜かと見るがと遣て見るとお婆さんは警察で私を犯人と見ての御調べですか私も左程に悪人ではないが自分の自體に火が付けば止むを得ぬから言ひますが之れは私の前の大澤治平と云ふ老人です私が水を汲んで居ると大澤善吉の物置の間から火が上りましたがすると大澤治平と云ふ老人が火の出た所から飛出して自宅へ裏から飛込みました火が付けた人は彼の老人に相違ありませんとの申立だつたが而し變じやないか假に犯人が大澤治平だとしてもお前が水を汲んで居る所を通つて行て放火する筈が無いと反問して見ると大澤治平は大の豊で何んな高音しても聞へぬとの事だつた夫れならば或は彼れかも知れんが而し何うして放火するに至つたのかを調べて見ると矢張り治平も善吉の所の物置が有る爲めに自分の家が早くから日蔭ると云ふ所から放火したものらしい事が判て來たから取敢ず警察署へ同行して調べて見る事になつた

所が此の老人ナカ〜剛情で何と云ふても一向受け付けない夫れも其の筈だ豊も豊全豊と云ふ方だから理屈を聞かせても判らないので只だ知りません存じませぬの一點張りだ取調べはトウ〜夜になつて仕舞たが逆も自供をしそうにもない所が當該事件に關與した藤田部長は何と思つたか小島村へ行つて鍼力製の手ランプと寢衣に便所の草履燐寸の四點を治平の家から持て來た何うして之を持て來たのかと云ふと同部長の

考へは斯うである到底普通の沙汰では自供する老爺でないから老人が彼の朝放火するに先づ石油は常に自分が寢て居る枕元の手ランプの石油を持て行たものだから燐寸も枕元にあつたものと思はねばならん夫れから彼の老人朝家人の起きない内に行て放火したのだから寢衣の儘で行たに違いないを〜して自分の家から出るに彼の家の状態から見ると裏口から出たものだが裏から出たとすると便所の草履より外に履物がなると云ふ所から以上四點のものを持て來て老爺を取調べる卓上に置いて黙つて老人の顔を暫く見て居たを〜して老人に向つてお前さんは何も知らんと云ふが何うか私の見る所ではそう何時迄も知らんと云ふ事は言はれまいと思つたが何うじやネと遣た老人は今言つた四點の品物を見ると恰度信仰に厚い人が神の前に平伏する様に頭を下げて仕舞つて老人は現今の警察も大岡越前の守の裁きも同様ですな〜と叫んで歎息した稍暫くすると大岡政談に天一坊の寶澤が加多浦で犬を殺して自分が殺された様に装ふ爲め犬の血を自分の冠笠や法被脚絆などに付けて捨て來た之れが證據となつて白洲で寶澤の鼻先へ並べた三品の證據に流石の天一坊も越前公の前へ平伏したが自分が今日調べられる時石油を入れた手ランプに使つた燐寸着て居た寢衣に履いて行た便所の草履迄並べられては如何に剛情を張ろ〜としても到底叶いませんと平伏したので有た

一、是れも又た同様の實例だが矢張り其年の事有て不二見村村松の早川キヨと云ふ家の軒下に麥稈で雨除をした所があつた夫れへ夜半の二時頃放火した者があつたのを直ぐ前に火の番小屋が有て當夜夜警番の車夫熊藏と云ふが発見したが直ぐ駈付けて消し止めれば容易く消して仕舞う事が出来るのに熊藏は火事だ〜と云ふて火の出た所を放つて置いて拍子木を叩いてドン〜飛んで行て仕舞たので隣家の人が飛び起きて消して仕舞たと云ふ事件だ世間の人は熊公火の番中火事を見出し乍ら火元の所を捨て飛出した處を見ると何か仔細があると思つたから熊公を警察へ呼んで調べて見たが何も知らないの一點張だ其所で警察では熊公御前は何も知らんと云ふが警察では此の火事は御前が放火したものと見るが何うか何う見てもお前は無關係の人

じやない突込んで見ると熊公は旦那其んなに私が悪い者に見えますかとの反問だ刑事は熊さんとぼけるなよお前が之れを知らないで外に誰が知てる人があると言へるかと極付けると熊公反身になつて宜敷う御座ます私も自分が其程嫌疑にされるなら申上ますが彼の火付はオキヨさんの色男ですよ私が何故消さなかつたかと云ふのが警察では不思議に思たでしょうが夫れは私の発見した時火を付けた男が未だ現場に居るものですから怖ろしくつて火を消す譯にも行かず私は反対の方へ拍子木を打ち乍ら逃げたのですとの申立が元になつて早川キヨの情夫大村寅藏と云ふを逮捕した事が有た

評

殺人放火事件に於て最初の発見者より意外の證言を開き出す事あるも多くの場合普通人は當時の状況を熟知し乍ら關係を曉れて知らじと稱し實際を打明けざるもの往々あり吾人は斯くの如き事件に遭遇したる場合現場を詳檢し此の状況よりするときは発見者は何々の事實を知る筈なりと思料せられたる場合は現場に於て直ちに之を訊問するが如き事なく私かに其の私宅又は出先等へ刑事を派し以て隠密中に當時の状況を聞き取る等極めて種々なる方面に考慮を爲さざるべからず
大澤治平放火事件に關し手ランプ外三點の物品を壁の目前に突付けたる藤田部長の思ひ付きは聴者の耳にも響きしなるべし

八、今様八百屋お七

駿東郡深良村岩波織物業井上佐太郎方の織物工場羽目板へ大正十三年五月廿九日午後九時半頃杉の葉を媒介物にして放火した者が有たが発見が早かつたので大事に至らずして消し止めた而し放火した場所と其の方法に至つて幼稚で有つて媒介物に使用した杉の葉も其所の家のものである所から段々状況を聽て見ると井上方に被雇で居る同村同字茂一二女田村トシ十六年の所爲らしいけれども此の少女が何んの爲め放火するに至つたか其の動機を知る事が出来なかつた爲め捜査を繼續して居ると犯人の方は到底免れぬと思つたものか主人に自分が放火した事を訴へ出た爲めに五月卅一日になると自首して出て來た其の犯罪の原因を調べて見ると井上佐太郎の家は沼津御殿場町間を通つて居る自動車の停留所で同郡小泉村佐野田邊自動車

店の運轉手杉山と云ふ當廿二年の粹な男が自動車を飛して來ては毎日休んで行く其の身装にトシは十六才の少女で有り乍ら既に春情を萌して居つて獨り思を焦して居ると五月廿二日に杉山運轉手と友人の羽田運轉手が自動車を運轉して來て井上の前へ車を駐めてトシ女が汲んで出す茶を飲乍らトシちゃん杉山ももう妻君を貰わにやならんが君が行て呉れたらどうかと云ふて擲擲つて其の日は自動車に乗つて羽田は行て仕舞たがトシ女の耳には杉山の妻にと云ふ言葉が毎日忘れる事が出来ず殘つて居て何うしたら杉山さんの側へ行けるかとトシ女は小さい胸を毎日痛めるので有たがトシ女の両親は東京に出稼中で實兄の高一は杉山の被雇で居る田邊自動車店で運轉手の見習奉公をして居るのである

其所でトシ女は斯う考へたので有る今自分が井上の家へ放火して此の家を焼て仕舞へば無論兄さんの世話になつて居る田邊自動車店へ引取られるをすれば杉山さんの側へ行けるから必ず杉山さんと夫婦になれると考へた結果淺果にも放火の大罪を犯すに至つたものである

評

色情が犯罪原因となる場合二あり即ち一は性慾其物に依りて行はるゝ行爲が直接犯罪となる場合と一は性慾の満足を得ん爲めに行ふ性慾以外の行爲が直接間接に犯罪となる場合あり前者は性慾異常にして後者は性慾を満足せしむるに至る迄の手段行爲は犯罪行爲となるものなり而して思春期に入る時期は大略男子は十三四歳乃至十六七歳女子は之より一年乃至二年早しと云ふ思春期には最も不真行爲を爲し易き状態にあるは一般學者の認むる所にして是等の點より考ふればトシ女の現情敢て早期にあらざるも又た珍らしき犯罪ならずや

九、自轉車窃盜捜査の實例

大正十三年一月廿七日磐田郡光明村横川小倉泰方で自轉車一輛用件が濟んで軒先へ立懸けて置たものを何者にか乗り逃げされて仕舞た爲めに早速駐在所へ届出たので有たすると駐在の山本巡查は直ちに捜査を始めて見ると其の前日即ち一月廿六日濱名郡赤佐村岩水寺の自轉車屋と云ふ男が濱名郡下附の鑑札を付せる

自轉車一輛を持つて来て光明村百古里萩常義方へ代金參拾圓で賣拂ひ代金の一部を受取つたが鑑札は外して持て歸つて仕舞つた而し其の自轉車は參拾圓としては馬鹿安いが奴は又た殘金を請取りに来るには相違ないけれども代金が彼の様に安いとすると或は盜難品かも知れぬが假に之れが贓品だとすると小倉方の自轉車を取て行つたのも同一犯人かも知れぬがと云ふ所から段々調べて見ると其の男は光明村百古里から敷地村虫生へ出て夫れから何所へ行つたか判らなくなつて仕舞つた勿論赤佐村岩水寺には該當する自轉車屋は無かつたのであるが段々捜査を進めると其の自轉車屋と云ふた男は敷地村虫生に知人があるらしいと云ふ事が判つて來た

山本巡査から斯う云ふ捜査の經過を申報して來た爲めに樋澤刑事も共に協力して捜査に従事する事になつたが光明村百古里の萩常義方へ賣た自轉車は赤佐村根堅大杉榮一方で其日盜難に罹つた品に相違ない事が判明して來た樋澤刑事は或る日敷地村虫生へ行つて自轉車屋の知人を調べて見ると同所松井長吉の女房が同郷の者だと云ふ事が判つて來た長吉の女房は小笠原田村から嫁入して來たものであつて其の女の所へ行つて色々話して見ると彼の人は月さんと云ふ人ですが只今何所に居るか判りませんが生れは原田村田代と云ふ所ですと語られた其所で樋澤刑事は横山巡査と山越して森町を横切つて小笠原田村田代と云ふ所へ行つて調べて見ると月さんと云ふ男は盜難前科四犯を有する木下月太郎當卅三年と云ふ者で大正十二年十二月廿六日静岡刑務所を釋放せられ爾來所在不明になつて居る事が判つて來たサー之から月太郎を押へねばならぬが最も手近い所は萩常義方へ自轉車代金の殘額を請取りに来るに相違ないと云ふ考へから屹度立廻るに決つて居ると云ふ見込で手配をしたると其所の村は青年會員などが自警的に斯う云ふ捜査は手傳して呉ると云ふ事を聞か爲めに青年會の方にも内々手を廻して一方木下の所在捜査を遣て居たのであつたがナカ／＼所在が判らなかつた其後三月六日の事で有た光明村百古里の某と云ふ青年が荷車を轆いて同村の只來と云ふ所迄來ると後ろから横川を發した乗合馬車が遣て來た青年は路傍に寄つて其の馬車を避けた馬車が荷車の所を通り過ぎる刹那乗客の一人が車中から蜜柑の皮を投げ出したが運悪く其の蜜柑の皮は

青年の面部へ當つた青年は憤として馬車を見上げた皮を投げた男も人に當つた氣配がしたので一寸幕を上げて外を見た其の時顔と顔とがピッタリ合つた元より此の客も惡意で有て投たのではなかつたが其の男が青年に會釋もせずに行つて仕舞つた青年の方では今の男は見覺のある顔だが誰だつたナァーと考へて居た暫らくするとアァーそうだ彼れは警察から發見したら知らして呉れと頼まれて居た赤佐村の自轉車屋と云ふた男だ是れは早速何う有ても知らして遣らうと荷車を路傍に捨て、置いて近所で自轉車を貸りて青年は馬車を追うて駈出したアァーして光明村山東の巡査駐在所へ實は云々と申告して呉れた爲め詰員の山本巡査は直ちに自轉車で追跡を初めた一方其の旨を山本巡査から急報が有た爲め樋澤刑事も自轉車で警察署を飛出したアァーして山本巡査に應援する事になつたが途中に張込んで居ると其の馬車が風を切つて駈けて來た爲めに兩人は路上に立塞て停車を命ずると乗込んで居た犯人は夫れと悟つて馭者を押除けて飛降り一目散に逃出して山東川へ飛込んだが僅か追跡されて田甫中で逮捕されて仕舞たが取調の結果西遠から中遠へ懸け自轉車盜六件忍込盜九件詐欺横領等の犯罪事件も發覺し審理の結果徵役五年で解決したが萩方へは自轉車代金の殘額を取りに來なかつた何うして代金と殘額は取りに行かなかつたかと調べて見ると「金が入用になれば又た他の犯罪を遣りますよ危険な所へ僅か計りの殘金を請求に行くのですか」と答へて居たが青年に對しては署長は金一封に賞狀を送呈して謝禮したアァーであるが小倉泰方の自轉車犯人も矢張此の男の所爲で有た

評

犯罪の手配は廣く捜査網は極めて密に張り廻さざるべからず然れども又た輕微なる犯罪の手配を徒らに廣き範圍に及ぼすは考慮を要する所なるが犯罪捜査に關し青年會又たは自警會義勇警察隊等を利用するは極めて可なり青年に發見されたる犯人も蜜柑の皮を彼れの面部に投げ付けざりせば彼の日に逮捕さるゝにもあらざりしならんも投た場所も當た所も彼れに取つては好む所にあらずしが樋澤刑事の計畫は甘ひ所に當つたものなり

一〇、光明山賭博檢舉の顛末

二四

大正十一年十月十二日の事で有た其日は武術の講習日に相當するので縣下二俣警察分署に於ては管内の巡查を召集し例に依り午前中は署長の訓示があつた午後に至つて岡田武術の教授に依り旺んな武術の稽古が行はれた午後三時頃に至つて武術も終り岡田教師を始め署員は署内の休憩室で茶などを呑んで雑談に耽つて居ると岡田教師が云ふに今日濱松から一流の賭博者が二三名鹿島驛に下車したが何處かで賭博が出来たのではあるまいかと云ふ話をされた之れを決して雑談として聞き捨にせられぬ一言であつた夫れで管内遠近の駐在所員は夫れを歸途に就た後で外動係の大畑巡查と樋澤刑事は今まし方岡田教師の話した賭博者が云々と云ふ事は兎に角一應内査して見様ではなひかと先づ署在地の賭博常習者や同前科者を探つて見様と打合せた上大畑巡查は署在地の東方樋澤刑事は西方と手分けして内査に出發した

大畑巡查の視察並に捜査の要領では常習者と云ひ同前科者と云ひ何れも客疑の點は無かつたが二俣町車道居住賭博常習者米山惣作が所在が明らかでない近所で内査すると今日午前十一時頃迄は儘かに家に居つたがとの事で段々捜査すると午前十一時頃二俣町車道から秋葉通ひの乗合馬車に乗つて大居村方面に行つた事が判明した夫れから其の馬車屋に就て捜査すると光明村山東精進淵で下車したが其の時三四人の連れが在つたが其の連れの者は曾て見知らぬ人々であつたと云ふので其の連れの者の人相着衣が曩に岡田教師から聞いた濱松の博徒に該當して居るので扱ては何れにか於て賭博が開張さるゝものと進んで捜査すると或る所で濱松を中心に附近の賭博者が多數光明山に登り今晚光明寺で大賭博が行はるゝと云ふ噂を聞きして直ちに所屬署長に其の旨報告に及んだ

樋澤刑事の視察内査の要領は賭博者は何れも客疑の點を認めなかつたが鹿島驛前に一文商をして居る七十才位の老人がある此の老人こそ眼から鼻へ抜けた隠居で且つ又能く物知りで御負けに能く話す何れかと云へば刑事のお得意偶には駄菓子の一木位を食つて何程の茶代を與へては喜ばせて置くかと云ふ老人である例

に依つて樋澤刑事は夫れへ立寄つて父さん何んか變つた事でも無ひかねと尋ねると老人は小聲で今日は光明山へ澤山遊人が集まつて悪さをするとかで濱松からお顔連が多勢見へましたがあんな高山でどんなものですかと聊か信じなひ様な口振であつた彼はと樋澤刑事は此の旨署長へ報告する事となつた時は既に日はトツプツと暮れてしまつた

樋澤刑事が警察に歸つた頃には大畑巡查は既に變裝して杉本署長は彼れや是れやと捜査上の指揮をして居る處であつた

光明寺と云へば人里を離れた高山で如何に檢舉を怖れるとは言へ何を苦んで斯様な高山に集まつたものかと多少疑を容れては居たが樋澤刑事の齎らした報告に依つて署内は愈々活氣付き杉本署長は直ちに非番巡查の召集を行つた是れに應召するものは宮地部長、佐々木、山本、鈴木、高岡、贊の各巡查で之れに樋澤、大畑兩巡查が加り總員八人にて現場に向ふ事となりたり

二俣警察分署より光明村山東精進淵迄は一里廿五丁犬居住還の縣道から這入つて急坂一里十四丁は全く人家なき光明山の森林で目差すは其の山奥の光明寺と云ふ古刹である午後七時三十分頃捜査隊は二俣警察分署を出發途中迄三々伍々と自轉車にて進み精進淵より草深き細道を山路に就く附近一帯は杉の密林が枝を交へて鬱蒼として足元危く足音を忍ばせて漸やくにして頂上の光明寺に到着したのは既に午後十時頃であつた

光明山光明寺境内には幾百年を経た名代の大黒杉其他丈餘を廻す老杉は枝繁く大伽藍の寺院で傾いた樓門寂漠として冷たくそよ吹く風は頬を撫恰も武勇傳等に聞く古狸退治を思ひ出さず居られない處で此の山深き一軒建の寺院には番犬二頭飼育してあつて容易に近付く事は出来ぬと受持高岡巡查の話である

門は東向に建てられ之れを入れれば右が物置き次が二階建の參籠堂其右が本堂正面が庫裡で本堂から參籠堂へは自由に往復の出来る様橋が渡されて居る本堂と庫裡は裏が廿數尺と云ふ高い懸崖に建てられて有て中に這入る幾十疊敷と云ふ廣間がある建物は古くとも實に大いしたものだ

捜査隊は此の寺院の門迄で忍び寄つたが大伽藍の寺院の事であつて何の間で賭博を開張され居るかを知るに

二五

困難な苦心して是れ迄で接近しても番犬に吠へ付けられては苦心が水泡に歸すると言ふ虞れがあるので愈々困難に陥つた夫れで受持高岡巡査前受持ちたりし山本巡査が境内の状況に精通して居ると云ふ關係上から大畑巡査を伴ひ三巡査をして寺院の奥深く探りを入る事となつたが何分にも廣ひ境内と大伽藍の事とて更に當りが付かぬ捜査隊は少なからぬ失望を抱いた境内は庫裡の戸の隙間より洩るゝ燈火と鼻の鳴く聲のみ折り悪しく樋澤刑事は感冒で稍やもすれば咳拂ひをしたくなる之れを吹き出すまひと我慢してグット喉元で咳を耐へるが我慢に我慢を重ねたが遂に押へ兼ねてエヘンと一ツ吹き出し其の咳は眞に搾り出すやうで小さくとも慥かに力が強く吹き出したから静かな境内に響き渡つた南無三失敗つたと思つたが既に吹き出した咳は取返へしが付かぬ併し幸にして番犬にも博徒にも夫れが氣付かれなかつたと云ふ事は實に武運が強かつたと云ふの外はなかつた

捜査隊は先づ本堂の東の方から床下に這入り段々探つて見ると奥深き一間に於て私語きの聲壺皿を伏せる音があり／＼と手に取る様に聞へて來た占たと一同喜び轟く胸を押へ充分支度をして庫裡と本堂との隅から静かに戸を開いて長い廊下を傳はり深く奥に進んで行た幾十人かの博徒は一列に並び今や丁半賭博の眞最中だドット現場に飛び込めば賭博者は總立ちとなり不意を喰つてランプを落し戸障子を折る音罵る聲格闘の響物凄く忽ち一大修羅の巷と化した

現場に於て八名巡査は各自一人宛を縛り上げ場錢賭具は全部押収して尙逃走者を尋ねると浴槽中より一人押入れの中より一人と云ふ工合で十名を逮捕して凱歌を上げて引上げんとする時に方丈の間の西側崖下で何んだか變な唸り聲がすると寺男が知らせに依り燈火を付けて聲のする方を調べて見ると突起する崖下に一人りの老人が血に染まつて倒れて居るので早速寺内に運び手當をしたが遂に腦を強く岩石に打付けたものと見へ其の儘死んで仕舞つた之れは逃走の際窓から崖下に墜落したもので此の者は濱名郡赤佐村岩水寺宿屋業千歳屋の主人であつた

現場逃走者も數多く有たが賭博者は其の夜僧侶に祈禱をして讀經して貰ふ事を頼んだ處で僧侶は讀經の内へ

祈願者の氏名年齢を讀み込むと一枚の紙へ祈願者の氏名年齢を記したものを取たが夫れが捜査隊の手に這入たので逃た連中の多數を知る事が出來た

其の翌日になつて大畑、高岡兩巡査は現場調査の爲め光明寺に出張したすると又た籠堂の床下に右脚を骨折して苦しんで居る濱松市の大親分伊藤健次郎を發見し直ちに救護して署へ運んで來た尙ほ腕を折たもの手を折たもの數名何れも後から段々判明して來て結局戀役三年杉山銀重を始め体刑者七名罰金刑十二名計二十名の檢舉を見るに至つたのである

評

犯罪事件の端緒は極めて微妙なる所より發するものにして之を掴むに於ても又た細心の注意を拂ひつつあるにあらざれば欲するも能はざるなり一座談中にも是はと感すれば直ちに座を蹴つて立上り飛躍つて遂に其夜を出不して賭博者を一網打盡的に取つて押ふる等此所が即ち價値ある刑事家の活動と云ふべきなり

一、贋幣犯人捜査の活動

大正十三年八月廿日午後五時卅分頃静岡市譽田町糸商高山幸平方へ一人の農夫体の男が立寄つて瓦斯糸十六膳を代金四圓拾錢で買求めて五圓紙幣を取出し剩殘九拾錢を受取つて立去つて仕舞た程經て高山糸店では主人が少し金の入用が出來て錢函から紙幣を取出すと内一枚極めて巧妙に紙幣の表面丈けを毛筆で筆寫した裏面の白い贋造紙幣を發見し誰が取たかと調べて見ると其晚夕方老婆のマサ當六十年が糸を賣つて請取つた事が判つて來たから早速静岡警察署へ届出て來ると同時に静岡署からは警察部長に現品を添へて報告して來

た贋造品は模造紙へ毛筆を以て筆寫したものであるが五圓とある所を五回としてあるのみで一見表面丈け見ると眞貨と大差はない夕方か又は店は店が忙かしの時出されたら誰でも取つて仕舞ひそうに精巧な出來であつた此の報告が有たのが八月廿一日で刑事課からも係りの金原部長を市内の事でもあるから早速派遣する事とな

つた静岡署からは板倉刑事が遣て来て先づ高山糸店へ行て行使した當時の模様から行使者の人相年齢着衣等を尋ねて見ると其男は年頃四十二二年で紺木綿の襦袢に股引で丸形の辨當箱と雨合羽を携へて居たと云ふので其様子から考へて見ると農村から市内へ日傭稼に来るものではなからうかと思はれた此の時に金原板倉の兩刑事は行使者は下級労働者で有つて少し位雨が降つても働らく考だそうして五時頃仕事を仕舞つて歸るものだ云ふ事を考へたが而し何の方面から市内へ這つて來るものかと言ふ事を研究して見ると老婆の話では糸を求めてから八幡町へ出て行たように思うと云ふた此の八幡町へ曲つて行けば其の下方と言へば豊田村の一部と大里村、大谷村、久能村の人に限つて居つて八幡町の鐵道踏切を越して久能街道を通るものである事が想像されて來ると刑事は或る決心を持つて高山糸店を辭去したので有たが間もなく八幡駐在の氏原巡查と三人は八幡踏切附近に現はれて踏切りの附近を行きつ戻りつして居るが爲めに夕方此の三刑事は此んな所に居るかと思ふかも知れぬが三刑事の心底は斯うで有た犯人は此の踏切りを越して行くものだ夫れから午後の五時頃仕事を仕舞て來るもので糸店の老婆の話に依ると辨當箱の紐が麻製で非常に長いと云ふ事と携帶して居た雨合羽が特殊の形のものであるから此れに目を付けて該當者の來るのを張込んで居るのだ假に行使者に直接當らないとしても午後五時半頃から辨當箱を携へた同様風体の男が通行したら是を調べて見ると夫等の風体をして居る者で午後五時半頃仕舞て歸るものは如何なる業態の者だと云ふ事が判つて捜査の範圍を縮小する事が出來ると云ふ見込で有たのだが之が又た全く的中した當つたも當つたではないか眞の行使者に僅かの時間で打突かつたから面白ひ三刑事が張込んで居るとは知らず行使者は平日の様に辨當箱と雨合羽を携へて遣て來た爲めに三刑事は之を尾行して八幡駐在所の前進行つて其の男を駐在所に呼び入れて尋ねて見た此の男は大谷村高松農岩崎久次郎當四十二年と稱するもので七月卅日から静岡市役所へ市内豊茶の掃除人夫臨時雇となつたもので有たが辨當箱の紐の長い所や特殊の雨合羽を持って居つて前日高山糸店から糸を買つて歸つた事をも自供したが現品は極めて精巧に印寫されたもので此の朴訥男の手に製作せられたものとは見る事が出來なかつたが出所を尋ねて見ると久次郎には男女五人の子供が有て三女サマ當十一年が數日前

大谷村大谷大村牛乳店附近の道路で墓口共拾得したものと云ふ事が判つた墓口は現に久次郎が所持して居たが其の中には丸に石原と彫刻した水牛の認印と静岡市新通二丁目唐物店エビス屋にて帽子猿又等を買求め内金貳圓を支拂ひたる領收書が這入つて居たが認印は宅にあるけれども領收書は紙屑として捨てたと云ふ申立で有た直ちに久次郎の居宅へ臨んで茶畑の芥捨場を調べて見ると其の領收書の破れたものを發見した夫れを以て市内新通エビス屋唐物店を調べて見ると其の帽子を求めた男は大谷村大谷石治郎四男當時静岡郵便局郵便課履石原脩一當十九年で有て墓口は同人の遺失品であるが在中金は贋造紙幣と外貳拾錢の現金しか這入て居らぬ爲め遺失後届出をせなかつたものと想像されたが是迄捜査の進行したのは八月廿二日の正午で有た直ちに自動車を飛して大谷村へ再び出張して石原脩一を尋ねて見ると其日用事が有て有度村國吉田へ行た事が判明し有度村に於て取押へて見ると石原は贋造紙幣を製作したものでなく静岡郵便局勤務中同年七月下旬郵便事務主任鎖是實當廿六年が墓口を遺失し之を搜索するに當り脩一が骨折つて所々を尋ねて遣つて間もなく發見した謝禮の意味で鎖是は其の贋造紙幣を與へたものと判明した

其所で静岡郵便局長の承諾を得て執務中の鎖是を同行して調べて見ると同人は繪畫に興味を有し擦筆畫を得意とするものだが水彩畫も又た妙を極めて居る或日徒然の爲め五圓銀行兌換券數枚を筆寫して其内最も精巧に出來たもの一枚を残し他は全部破つて仕舞つて一枚丈けは墓口に入れて大切に持つて居たけれども行使する意志はなかつたのだ所が石原に贋造品を行使したら犯罪だ又た遺失しても自分に迷惑が懸るから大切に持つて居て呉れと云ふて渡したものである事が判つて來たが此の事件の捜査には種々面白い話がある最初此の紙幣を發見した夜に静岡署でも犯人の人相年齢等から着衣迄調べて見ると八幡踏切を越して行くものと云ふ事も判つた爲めに人相着衣等を詳細附記して南部の各受持駐在に調査にも手配をしたのであるが之れを受けた大谷村駐在の鈴木巡查は其の人相及着衣とすると自分の受持區域から静岡市役所へ芥掃除の人夫に通動して居る者等ではなからうかと云ふ考へを起して小林吉藏と云ふ男が其の仕事に行く爲めに之に就いて内偵して見ると二十日の夜に同じ掃除人夫の岩崎久次郎が歸り懸けに糸を買つて歸つた事も判り人相着衣が符合する

爲めに今夜歸宅したら取押へようとして隣區の高松駐在所と協力し久次郎の歸宅を手ぐすね引いて待て居たので有たが久次郎が歸宅の途中前記の三刑事に取押へられて仕舞た爲め地團駄踏んで口惜しがつたが残念がるも無理でない一方金原、板倉刑事等は市役所の掃除人夫と云ふ點には心付かなかつたでもないけれども掃除人夫は脊に市襟に静岡市役所衛生夫と染抜いた襦袢を着て居るが行使犯人は紺無地の襦袢であるから他の職業ではなからうかと思つたも道理久次郎は七月卅日から掃除人夫の臨時雇で未だ襟字入りの襦袢を給與されなかつたのであつた

尙ほ一つは静岡新聞記者團の活動である朝から刑事課員が活動して居る所を見て何か重大事件が突發したものと見たけれども事件の内容が更に判らなかつた爲め刑事が飛出す後を尾行して事件を知ろうと焦つて居た夫れが爲め警察側でも非常に注意して夫れを知らぬ様に役所から出這りするにも氣付かれぬようにした何故斯く迄岩崎久次郎を取押へてから事件を秘密にして活動したかと云ふと久次郎は行使犯人ではあるが贋造紙幣を製作したものでなく其の日の内に主犯者を押へて仕舞はねば若し夕刊で事件を發表せられると犯人に逃走される虞があるから絶体に新聞記者に秘密にしたのであるが記者の活動は目覺いもので到底警察官中にも斯く迄職務の爲めに極力奮闘する者は幾人も有るまいと思はれた中にも萬朝報、静岡民友及新報の記者は何所で何うして嗅付たか捜査隊が自動車で検事局へ打合せに行つて居る間に自轉車で飛出して行つた捜査隊は検事局の用務を濟んで石原脩一を引擧げる爲めに大谷村へ向うと今ま自動車が大谷村の入口へ這入らうとする所迄行くと前の方へ自轉車が二三輛走つて居るヨク／＼見ると夫れが新聞記者の人達だ而し新聞社の者は何うして知り得たろう斯く迄秘密を嚴守して活動して居るに夫れを探知するとは實に不思議だ而し感心して計りも居られんが未だ記者諸君には一二時間知られたくない宜敷い此方でも或る謀りごとを遣て見ようと云ふので自動車のスピードを出して記者の乗て居る自轉車を追ひ越して仕舞たそ／＼して大谷村に這入ると物蔭で自動車が後ろから見へぬ様になつた時ストップして一同は下車して仕舞たそ／＼して目的の石原脩一の宅へ押懸けて捜査に着手したが一方運轉手にはよく言ひ含めて自轉車で追ひ付き得る程度の速力で久能村迄

も行て來て呉れと命じて置たすると新聞記者の人達は大谷村方面と云ふ當りは付いたが未だ委細の事情が知られて居らぬ爲めに記者は自動車の後ろを久能村迄追うたと云ふ一寸刑事係の惡戯とでも見えそ／＼な事も有たが其の間に犯人を取押へて自動車で進行中取調をするると云ふ様な工合で其の日の午後四時迄に主犯者迄全部逮捕して仕舞たけれども記事の迅速と正確と云ふ重い使命を有して居る記者諸君の眞の活動を此の時は遺憾なく拜見した

評

犯罪捜査は極めて敏速に而も嚴密に尙又合理的に遂行せざるべからず殊に贋幣犯人の捜査は強劫殺人放火等の犯罪を捜査すると其の趣を異にする點から本犯は他の犯罪の如く一個人の權利を侵害するに止まるものと異なり直接には國家の貨紙幣發行權を侵害し行使して個人の權利をも侵害するものにして犯罪の方法手段に於て相違すると同時に犯人の性格自ら異なり常習的窃盜犯の如きもの少なく多くは相當地位を有し各名譽あるもの或は業務に勤勉なる世評又善良なる者の内より犯罪者を出したる實例乏しからず殊に彼等が行使したる偽造の貨紙幣は犯罪の遺留品と等しく之に極めて捜査を進展せしむれば偽造犯人を發見する事も得べし宜敷此の種の犯罪を綿密に而も機敏なる活動を望む

一一、牧野は刑事に手を合せて拜んだ

大正十三年七月四日夜午後十二時頃濱松市板屋町四百一番地時計商牧野豊吉方へ北隣りの平山唐物店の裏から侵入し懸金を外して屋内へ賊が侵入したそ／＼して豊吉夫婦が寢て居る座敷の帳簾の抽斗を明けて金銭を探して居る物音を聞き付けて豊吉が騒ぎ立た爲めに賊は驚ろいて逃て仕舞た其所で屋内を調べて見ると何も紛失して居らないから安心して又た夫婦は床に就たすると今度は午前一時から同五時迄の間に勝手流し口になつて居る所の雨戸の心張棒を外して同夜再び賊が侵入して今度は商品の金時計金銀の鎖指環等合計百餘點仕入價格千貳百餘圓のものを取られて仕舞たのを翌朝目覺めて發見した豊吉は昨夜泥棒が這入たから追ひ出して仕舞たと思つたに今朝起きて見れば此の始末だ或は前夜追出した時共犯でも有つて一人家の中に残つて

居つたのだつたかも知れぬが而し兎に角警察へ届けねばならんと云ふ所から所轄濱松署へ届出て来た警察に吾人が勤務して居つて宿直なぞして居る場合朝起き出るか出来ない内に壹千圓餘の盜難事件發生云々と遣られると直ぐ目の前で大砲でも撃たれたように耳の鼓膜が破れるような氣がする田舎では壹千餘圓の盜難と來たら決して小事件ではない濱松署の刑事室は朝來から此の申告を受けた爲めに宿直したものは朝飯所の騒ぎでなく嗽手水をする間もなく犯所に駆け付けて實況の見分から捜査に着手した被害者も貴金屬及時計商とは言ふものゝ漸く貳千餘圓の資本を投じて其の年六月下旬から此の商買を初めたもので商品が問屋から届いて陳列へ並べて賑かに開業の出來たのは此の被害より僅かに二三日前で有たが開業早々此の盜難被害と來たから店先へは都合に依り當分休業仕り候の掛札をして仕舞た此の札を見ては刑事の諸君も非常に同情して何う有ても牧野の被害品は假令半分でも發見して遣り度い數日の内に何とか目鼻を付けて遣らうと云ふので後藤刑事部長を初め大庭、海野、加藤の諸刑事が寢食を捨て、活動し初めた勿論質屋古物商から貴金屬潰金銀商時計商等へ手を延して市内は勿論近郷近在に迄出張して捜査したけれども鎖一筋時計一個發見する事が出來なかつた

而し日數は遠慮なく重つて十日目と云ふ日になつた後藤部長は部下の刑事を集めて捜査上の打合をして各々刑事係の意見などを聞いた後ち貨座敷の手配なても一層嚴重にするように督勵したすると茲に一ツ斯う云ふ話が出た夫れは東京市本所の某所小間物商某と云ふが濱松市二葉遊廓の寶屋へ足繁く通ふて居るそゝして娼妓の花子と云ふを相敵として常に散財して居ると云ふので夫等も此際注意する事にした刑事は其日も遊廓を一廻りすると大變な話を聞き出して來た夫れが今述べた小間物商が東京へ行て來た土産と云ふて娼妓に金時計一個と金指環一個を興へたと云ふ事だ早速刑事を花子の所へ遣て其の金時計と指環を借りて來て牧野を呼んで見せると夫れが牧野時計店の被害品の一部に相違ない事が判明した締た之れから寶屋に張込んで居れば此の犯人は此方のものだと云ふので其晩から張込む事になつたが恰度七月十四日で遊廓は毎夜浮れ男が集まつて混雜して居る午後十一時頃格子先へ東京の小間物屋さんがチャリと顔を見せた娼妓から來たと云ふ報が

有つて張込んで居た刑事は物影から出たと最う小間物屋さんの腰に繩が懸つて居る斯うなつては小間物屋さんも往生して住所氏名を尋ねると縣下磐田郡中泉町坂の上無職強盜前科二犯植田顯當二十二年と云ふ無賴漢で有たが警察迄引致せらるゝに當つて遊廓裏の道を行て呉れと刑事に頼むものだから刑事も承知して裏道を通て遣る事にしたそゝして遊廓から出て一二丁來ると小暗い所から一人の兇漢が現れた此の兇漢は右手に匕首を握つて飛出すと直ちに繩尻を取た刑事に突蒐つて來た何をするかと大喝すると兇漢は何も驚もあるかとか叫び乍ら捕繩を切つて犯人を奪ひ返そうとするのだ刑事は不意に現れた此暴漢に應戦したが折角押へた盜盗犯人を奪はれてなるものと必死に格闘した結果此の兇漢をも引捕へたが場所が濱松遊廓裏であつた爲めに忽ちの内に周圍は見物人の黒山を築た兇漢を取調べて見ると濱松市伊場壘職佐藤吉太郎當卅二年で有つて盜盗犯人と共に引立つて濱松署へ來て調べて見ると吉太郎は地廻りと稱する不賴漢の仲間のものだが植田が遊廓で取押へられるのを見て地廻り仲間のものが押へられたと誤信して如斯取戻そうとしたので有たが相手は盜盗犯で有たと聽いて吉太郎明た口が塞がらず自分の疎忽を謝して最後には泣いて詫るようになつた爲め一夜檢束して翌朝放還したが馬鹿な目に會された刑事は此の大格闘を遣た結果捕繩は切られる身体中各所に擦過傷を負うて世の中でも彼んな馬鹿者が時々轉げ出すから怖ろしいと苦笑して居た

顯は取調の結果贓品は全部自分が間借して居る濱松市伊場大工職鈴木幸平方の二階座敷に仕舞ひ込んで有て一品も紛失せずして牧野に返還する事が出来る爲めに被害者を呼出して全部の贓品を刑事室に列べて數量を取調べた上牧野に持て歸れと云ふと牧野は到底返らぬものと諦めた品物が一と品も失くならず返還されぬ爲めに夢ではなからかと思つて暫く刑事係の顔を眺めて居たが俄かにバラ／＼と膝に涙を溢して「ハイ有難う御座います御恩は決して忘れません」と云ふて全く心から刑事を拜んで被害品を受取つて引下つたが之を見て居た丈けでも實に愉快だつた

評

古来の刑事係に職務上如何なる場合が最も愉快なりやと問ひしに盜難被害品を發見して被害者に還付するに當り其の喜ぶ笑顔を見るは

三三
拾も新たに其ものを興へたるが如き心地して此の運命の痛快味は内外者の知るを得ざる所なりと然り吾人も又た此の快事を忘れ得ざる爲め今日迄永き年月刑事係を止め得ざるなり

一三、斯うした古い怨恨も殺人事件の動機となる

話しも又た極めて古い事柄だが儘か大正六年頃の出来事である事件は福井縣敦賀町の或る町に福井驛の勤務で有た木村新藏(變名)當四十年と云ふ男が有た此男は元福井驛の驛夫から段々叩き上げたもので當時では判任官となつて相當俸給も得鐵道内部では巾を利かして居た男であるが或る夏の夜勤務を終つて歸宅して官舎で入浴も済まし夕食も終つて椽先の涼風を入れる所で風鈴の音を聞き乍ら其の日の新聞を開いて讀んで居たが何時かトロ／＼と一ト眠りし初めると黄昏の人顔も見定の付かぬ時刻になつた頃表の方で今晩はと聲を懸た男が有た新藏は自分が毎日使つて居る驛夫が何か用事でも出来て遣て來たものと思つた爲めに誰か御這入りと言ふて未だ寢て居つたすると其の男は新藏に近寄つて來たと思つた瞬間に頭部を金槌で滅多打に亂打せられて昏倒して仕舞た犯人は被害者が死んだものと思つた爲めに金槌を其所に捨て、逃走して仕舞つたが程程て家族の者が他出先から歸つて來て此の變事を知つて大騒となつた新藏に對しては最寄の醫者を呼んで手當を加へた爲め漸く蘇生して危うく一命を取り止める事を得た此の事件の届出が有つた爲めに所轄敦賀警察署に於ては加害者の遺留品を基礎として嚴重な捜査を開始したけれども被疑者は勿論其の金槌の買入先さへも知る事が出来なかつた而し金槌は此の犯行を企つた爲めに買入れたもので柄を見ても金槌の頭部を見ても犯行以外に使用したものでなく柄の端の所には未だ商店の符牒の文字さへ殘つて居た爲め敦賀町から福井市内は勿論京都大津に金澤と近府縣の金物店を漁り歩いて捜査したけれども更に手懸りとなるものがなかつた爲め此の事件捜査の命を受けた刑事も殆ど施す術が無くなつて仕舞たが念入りに捜査する刑事と見へて或る日敦賀署の刑事は木村新藏方を訪問して『時に木村君君の所の犯人は何う見ても物取りと見る事は出來ない之

れは怨恨から來たものと見へる假に之が怨恨だとしたならば君は仕合せにも命丈けは助かつたもの、犯人の方では尙ほ何時又た押懸けて來ないとも限らない就ては今日は君一ツ今迄に君が他人に濟ぬと思つた事をした事實を包まず自分に話して貰い度い』怨恨は自分では左程と思はぬことも相手方は非常に立腹して居る事があるものと言ふ色々な實例談などをして木村に尋ねて見ると木村の話の一節に斯う言ふ事が有た夫れは其の犯行の有たより十三年も前の事未だ新藏が敦賀驛の驛夫で有た當時敦賀町の或る町に森田忠次郎(變名)と云ふ木炭商があつて其の家の二階八疊間に下宿して敦賀驛へ出て居たけれども新藏は當時獨身者で森田は妻のフユと夫婦の間に子供が一人あつて氣樂な炭商で有たが或る夜町内に祭典が有つて忠次郎は子供を伴つて夫れを見物に出掛た後は森田の妻フユと新藏の二人限りで新藏は青春の血が漲る時で有た爲めに忠次郎の妻に變な事を言ひ懸けて或る種の行爲を求めたけれども一方は良人を持つた身であるからなかつた、應じようもない爲めに新藏は自分の腕の力でとう／＼フユを従はして仕舞た其の儘其の場は濟んで仕舞たけれども何んだか夫れが主人の森田に知れそうで其後何となく居憎くなり新藏は其所を出て仕舞たが森田は其の後一二年間炭商を遣て居たが失敗して静岡市へ移轉して仕舞たけれども彼れは自分には濟まない事をしたと今も思つて居ると云ふ話して有た爲めに刑事は早速兇器の金槌を添へて該當品を静岡市で販賣して居るか又た森田は其の犯行當時福井縣地方に旅行した模様はないかと云ふ照會が來た

早速静岡警察署では其の金槌を持つて市内各所の金物店を當つて見ると該當品が幾らも賣て居るのみか市内某所の鍛冶屋で製造する金槌で七間町二丁目松永金物店で最近一本販賣したのが森田忠次郎に似合つた男で符牒も同家の符牒に相違ない一方森田の方を内偵して見ると女房が病中だにも拘はらず森田は商用と言ふて國へ行つて一週間計り費して歸つたのが恰度新藏の被害當時に該る所から忠次郎を引揚げて調べて見ると苦もなく犯行を自供したが十三年も前の怨恨を思ひ出して晴らしに行くとは執念深い様に思はれるが森田の身に取ると決してそうでなく極めて新しい恨で有たので森田の自供によると斯うであると斯うである同人は妻子を伴つて遙々と見も知らぬ静岡へ移住して以前遣た薪炭商を開業し臥薪嘗膽粒々辛苦を重ねた結果十有餘年の後ち相

當の薪炭間屋と迄築き上たが不幸にして大正六年の春から妻が病氣して枕も上らぬ重態となつて仕舞た或る夜忠次郎は到底妻が全快する事は覺えないものと思つた結果其の枕邊に行つて病人に遺言を求めたのである「嗚うアユ御前と静岡へ来て最う十餘年になるお蔭と商賣も繁昌して是れ迄仕上げて先づ安心と思つたのであるが病氣だ而し之れからも看護は充分して遣るが御前の考へを今夜聞き度いものだ子供も夫れく教育もするがお前は子供の事なぞ何う仕様と思つたか遺言をしたとて何も病人が遺言すれば癒る事が出来ないものもあるまいから思ふ丈けを話して見よ」と言ふと女房のフユは忠次郎に向つて妻は今日迄斯様に手厚い看護を受けて之れで病が癒らんで死んだとて決して何とも思はぬ又子供の事なぞも御前様に頼んで置けば心配はないけれども妻は今日迄残念だ口惜しいと思つて忘れられない事がある夫れは今から十三年前の事で御前と教賀に居た頃宅の二階に下宿さして置いた木村と云ふ彼の驛夫が御前様が町内の祭典に子供を伴れて出て行かれた後で私しを無理矢理に手込にされた其時は一層死のうと思つたけれども子供の爲めに今日迄耐へて居りましたか何うか此の敵を取つて下さいと云ふ實に意外の遺言で有た爲めに忠次郎は之を聞いた時は怒つたの怒らないのつて怒髪天を突くと云ふは此んな時の事であらう目に角立て齒を食ひしほり其儘忠次郎は宅を飛出して市内七間町で金槌一挺を買求めて之を腰間に挿んで教賀に急行したそして木村新藏の所在を尋ねると今では判任官迄昇進して驛夫の世話役と迄なつた爲め鐵道官舎に居る事が判り黄昏れ時に訪ねて見ると前と違つた横柄振りに一層忠次郎は腹立つて彼の犯行を行つたものと判明したが随分古い事も怨恨にはあるものだと思はれた事件で有た

本件は恨事とする原因の發生したるは前に説明せられたる如く拾三年前の事なれども忠次郎の耳に入りたるは其の日が最初にして決して古き怨恨と言ふべきものにあらざる世間數種の殺人事件中被害者は老人たり又たは佛の如し決して他人より怨恨を受くる筈ながらんと稱するが如きは本件の如き實例を聞く時は早計と稱する批難を免かれざるなり怨恨は人の感情より生ずるものにして此些細の事實を非常に憤慨するものあり恨む相手方と恨まるゝ本人とは見地を異にする場合ありて怨恨の原因を發見するは極めて至難の業たるなり本件を参考とし注意せざるべからず

一四、捜査は平時の心得が大切

大正十二年暮の事だ濱松市常盤百九十四番地富田義三方へ窃盜犯人が侵入して奥座敷に有た箆筒を空にして衣類十數點代金貳百九拾餘圓のものを取られて仕舞た翌朝未明に之の届出が有た爲めに折柄濱松警察署には後藤刑事部長が宿直して居た爲め早速海野刑事を伴れて臨検して見ると常盤と云ふ所は濱松市の東端で被害者の家は裏口から賊が侵入したものであるけれども家人が寢て居る隣り座敷で賊は箆筒の上に有た赤革製の大トランクに衣類全部を詰込んで之を持つて行たものであると云ふ所は濱松市の東端で被害者を見た後藤部長は考へたハハハ是れは流しだな決して此の犯人は近くには居らんが而し時間が未だない前夜遣て逃たにしても濱松驛ならば急行に乗るけれども他の驛であると朝一番の列車の出るには未だ相當時間がある海野刑事君は之から天龍川驛へ追跡して見て呉れと後藤部長は命令した

後藤部長の考へは斯うで有た濱松署に十年間も刑事して居るが當市内で流れの犯人が仕事をすると時東から来た奴は多く市内の西の外れに行つて犯行をして西へ逃走して居る其反對に西から来た流しの犯人は市内の東端で犯行をして東へ逃げて行く其所で此の犯人は流しに違いないと云ふ事は衣類の比較的上等のもののみを選び出して而も之れを赤革製の大トランクに詰込んで行た所を見ると犯後相當離れた所へ逃走する目的があるものと見なければならんそして幸ひ其の時未だ朝の一番の列車が出るには時間の有る時だから海野刑事を先づ第一に天龍川驛に飛ばしたので有た

海野刑事は早速自轉車で天龍川驛へ向けて飛鳥の様に駆けて行た後藤部長は先づ東は夫れで稍や安心は出来るけれども尙ほ見付警察署と念の爲に濱松市より西の舞坂驛へも手配して置いて自分は市内から東へ出外れの辻侍傳夫や自動車店などに手配して見たが更に手懸がない一方海野刑事は命令せられた通り天龍川驛へ駆付けて見ると待合室の一隅に四十格好の男が富田方の被害品に寸分違はぬ赤革製の大トランクを傍に置いて列車の出るのを待合せて居たが其の男は他人を憚るやうに下眼勝ちになつて居る海野刑事は餘り注文通りに

行て居るので何んだか假裝犯人捜査でもするような気がして野郎チト擲擧かつて遣らうかとも思つたそうだが取り敢ず待合室から呼出して調べて見ると問題なしの圖星だ犯人は周智郡奥山村奥領家無職窃盗前科七犯竹内徳市當卅九年で其年九月横濱刑務所から震災に乗じて脱走した者で有たが伴れて來ようとするが彼れも流石逃げられる丈け逃げようとする心持が有た爲め驛前から一目散に飛出したが間もなく海野刑事と居合せた天龍川驛貨物仲仕等に捉へられ高小手に引縛られて仕舞つて濱松署へ引立てられたが平時犯罪に付いて研究して居ると斯う甘く行く事もある

評

豊作物を荒す害鳥獸は其の來る方向を見て翼を掛け獵師は野豬の通る道筋を知るが故に先廻りして之を狙撃す況んや刑事警察に於て平時後藤部長が着眼し居りたる如き心懸けなかるべからず而るに多くは斯かる心的準備等更になく事件突發の際惶惶として唯唯に計畫し東奔西走する結果何時か捜査に墮を生し向隅に傷を負つて歸るが如き失敗者も未だ渺からず平時各種の研究は捜査に最も必要なるなり

一五、金貨は屹度メタルにするぞ

大正十三年七月廿四日夜午前二時頃濱松市野口溝口ヌガ方へ便所の硝子戸を外して窃盗犯人が侵入した家人が其の夜熟睡して居た爲めに簞笥の上に置いた手提金庫を裏の畑に持ち出して在中金五圓餘を取つて仕舞たが又た犯人は遣て來て屋内に侵入して今度は被害者を揺り起して強姦して逃走したものと思はれるが翌朝になると被害者から前夜強盗犯入が侵入して簞笥の上に有た手提金庫を強奪した上自分の寢所へ侵入して怪しからん行爲に出ようとしたが拒絶したると犯人は自分に對して主人か女中かと云ふから自分は女中だ主人は二階に休んで居ると言ふと夫れならば明晩又た來るから乃公と一所に逃げて呉れと云ふ言葉を殘して出て行たとの事有た之を聞かされた刑事巡査は全体此の被害事件は強盗かい窃盗かい又た被害者を姦淫したのかを—でないのか何がなんだか丸つきり當りが付かないけれども現場を見ると便所の格子を三本計り外して

有つて其所から侵入して手提金庫は裏の畑へ持出して此の所で破壊して在中金を出したもので其所には男の足痕と認めるものが残つて居る被害者の家は女計りの家族で有つて被害金は僅か五圓計りであるけれども其の内に明治三年鑄造の金貳圓の金貨が一個這入つて居つて夫れを持つて行かれた事が判つた此の貳圓の金貨は現今流通して居るものはない時に何うかすると時計のメタルなどにしたものを見受けるから犯人は或は時計のメタルにするかも知れまい因て市内の飾屋とか時計職人に手配する事にした

刑事主任の後藤刑事部長は濱松市内を四分して各方面へ刑事を出して遣つて飾屋と時計商へ極めて細かい網を張らして仕舞た而し濱松市内も相當廣い爲めにナカ／＼一日や二日では註文通りに懸つても來なかつたが此の捜査を初めて七日目の夕方市内後道方面を分擔された刑事が笑顔を見せて刑事室に這入つて來て手配の品物が出たと云ふ報告をして來た夫れを聽て見ると市内後道の飾屋へ一人の男が來て貳圓の金貨を取り出して之れをメタルに仕度いから時計の鎖に着くように加工して呉れと頼んで行たとの事だ夫れを頼んだ男は早川水電株式會社濱松事務所の工夫で高梨源次郎と云ふ男だが金貨は明治三年鑄造のもので溝口の被害品に間違ないと思つて此の高梨と云ふ奴が良くない奴で同社の電燈需用者が或る時電燈を盗用したと言ふので之を恐喝して其の女を姦したとか云ふ噂のある奴だから無論此の男に相違あるまいと言ふので早速高梨を引擧げて金貨の出所を取調べる事となつた所が高梨の陳述が又た意外だ實は其の金貨は一兩日前に市内後道の或る飲食店で遊んで居ると千代さんと云ふ男が來て其の人から貰たと云ふ申立だ然らば其の千代さんと云ふは何所の者かと尋ねて見ると之れは濱松市内鳴江附近の人だが住んで居る家は知らぬけれども慥かに其の男は有るを—して其の千代さんと云ふ男は昨日自分が森下町で仕事をし居ると捜査に伴れられて來る所を見たると云ふ申立てた而し警察署では千代吉とか千代藏と云ふ男を引擧げて調べたものはない變な話しも有たものだと言ふので刑事は狐にでも誑された様な氣がして來たが或は派出所の捜査が取扱かつたものではあるまいかと其の方面の捜査派出所を調べて見ると千代造と云ふ男が元魚の山林内に寢て居るのを發見して調べて見ると濱松市鳴江生花商三好初太郎方の三好千代造當廿三年と稱するものだと言ふ事で説諭を加へて初太郎方

へ引渡した事が判明して早速今度は千代造を引擧ようとして初太郎方へ行て見ると千代造と云ふ男は山窩の子で濱松市龍禪寺に本籍はあるが之れは元無籍で有たものを初太郎が自分の戸籍内に入れて遣たものだけども別に血縁の關係がない爲めに昨日巡査から引渡されたけれども夕方になると又千代造は何所かへ出て行つて仕舞たとの事だ其所で千代造は是迄何をして居たものかと云ふ事を尋ねて見ると熱田邊で荷車を轆て居たものだが今度兵隊検査を受ける爲めに濱松へ歸つて来たもので本年二十三才になるけれども未だ兵隊検査を受けた事がなく本年は何う有ても検査を受けるように初太郎から言ふて遣た爲め濱松へ来たものである事が判たけれども何所へ行たか更に當りが付かない其所で一方高梨の方は千代造から金貨を貰い受る所を見て居たものも有つて疑がなくなつて来たから千代造の所在を極力突止める事にした所が今度は濱松市中澤の稻荷神社の境内に賊の遺留品がある事を届出て来た又是へも早速行て見ると古い衣類から婦人の腰巻やら認印なども這入つて居つて婦人の腰巻は同所寺田虎次郎方の被害品である事が判明したが之の犯罪は認印が有つて千代造の所爲である事は想像される爲めに今度は刑事が毎夜交代で中澤の稻荷神社の社殿へ張込む事になつた丸で刑事が神社へ當直に行くよう今夜は非番だ當番だと言ふて十日計り遣たけれども千代造はナカ／＼遣て来そうもない何うも斯う云ふ物はナカ／＼犯人は取りに來ないもので或る時氣賀町で米泥棒が或る場所へ玄米一俵隠してあるのを發見して刑事が十日間も張込んだが取りに來ない其後他の米窃盗事件で犯人を検擧して何うして彼の米を取りに來なかつたかと尋ねて見たら犯人は一俵位の米を欲いと思へば外へ取りに行く一旦捨て、來たものを持ちに行くなど其んな危険な事はせないと云ふたそうだが千代造も矢張り其んな心で來なかつたらしい所が段々捜査は細かな點迄届いて來て千代造が七月廿二日夜に濱松市向宿有川旭丸方へ忍込んで船の反物一反を取つて之れを單衣羽織に仕立方を或る仕立屋に頼んである事を發見して其所へ張込んだ結果漸く逮捕する事が出來たが何故斯んなに逮捕する迄苦心したかと云ふと千代造は山窩の子で有つて決して夜間旅館などへ投宿せないで海岸の小屋とか山小屋のような所に計り這入つて夜分になると寢て仕舞うから夫れで割合發見逮捕するのが遅れたのであつて調べて見ると溝口方の犯人に相違ないが千代造は決

して強盗ではない手提金庫を取る時は被害者はよく眠つて居つて自分が出て來る時も夫れは氣が付かなかつた而し被害者を強姦したのは事實だと申立て、居つて被害者を調べて見ると被害者は強姦なぞされた覺へはないと云ふて居つて犯罪は強盗だと主張して止まない最後に對質までして見たが相手の供述は少しも變らなかつたが而して千代造の所在捜査中或る朝千代造は濱松市上中島で午前四時頃巡査に舉動不審で誰何されて居たけれども其の時は發見されなかつたのであるが署員を澤山有する警察署になると犯罪手配も署員の全部に周知せしむるには容易でないと思へる

評

犯罪捜査は本犯人を捜査したる要領の如くナシワリと稱して被害品を基礎とする捜査は捜査中の最も有効なる方法にして又確實たるなり而るに捜査の從來行はれたる實況を見るに少しく困難に陥るや忽にして犯罪事件及被害者等と何等連續を有せざるものにして業行不長たり或は前科者たりとすれば直ちに之を嫌疑者として追跡し照度の平然たるを見て再び嫌疑者を取交ゆるが如き拙劣なる捜査を爲すものあり又一と度有力なる嫌疑者として手配を爲すに於ては必ず一般に周知せしむる方法を採り苟も一と度發見せば之を脱走せしむるが如き失態を演ぜざる様注意せざるべからず

一六、遺留品は偽計さん睨でピツタリ當た

盜難事件の捜査に當つては被害品の數量によつて二人以上の所爲であろうと見て捜査する場合もある又た被害品の種類に依つて犯人は女だろうとか其の置て有た場所の關係から數の有る犯人だと睨む場合もあれば侵入の手段とか又は被害品の關係から流しの犯人だろうと想像を下す事もあるものだ之れは盜難被害品の状況から見て何うしても男の所爲でないと見て捜査した結果奇功を奏した實例であるが縣下見付警察署向笠村巡査駐在所に勤務して居た福島巡査が久しい前の事であるけれども同村篠原に収入役を務めた永田菜次と云ふ人が有つて此の家で或日一寸不在すると晝齋と云ふ奴が舞込んで奥座敷に二棹並べて有た箆筒を空にして仕舞た晝齋と云ふ奴は空巢狙と云ふ奴で其被害品は當時の見積りて五百餘圓と云ふ位であつたから現今の價

としたならば貳千餘圓の被害品だ其の届出を受けると福島巡査は早速現場へ駆付けて見分して見ると箆筒の前には黒革製の吠付腰差の煙草入一個が遺留されてある之を拾ひ上げて仔細に同巡査は検査して見ると此の煙草入れに付いて居る煙管は何うしても數日間使用したものでない若し犯人が遺留する前迄此の煙管を使用して居たものなれば煙管に其の痕跡が残つて居らねばならんと尙又た犯人が喫煙する考へで腰から抜たものとすれば此の座敷に喫煙した跡が残つて居らねばならぬ筈だが夫れが無いとすると此の遺留品は偽計の遺留品と見なければならん夫れから被害品を仔細に調べて見ると被害者の家で箆筒の上に風呂敷に包んで一ト纏にして置いた毛斯倫や縞物の小切迄取られて居る事が判つた爲めに當該巡査は一層首を捻つた結果此の犯人は殊に依ると女だぞ被害品の數量も相當あり又た遺留品が男持の煙草入れだから迷はざるを得ないけれども時に女の犯人が何か心當りはあるまいかと云ふ間を被害者に疑したのだ夫れを聞いた被害者の一家は巡査の犯人に對する想像の意外なのに答をする言葉がなかつたらしい折悪しく又た其所へ澤山の見舞の人が来て居つて何時か此の人々にも夫れが知れたと見へて巡査の見込が意外だと云ふので皆な冷笑して其んな見込で捜査したとて何んで犯人が擧るものかと云ふたような態度で有たが福島巡査は自分の信する所をも一ト通り捜査して見る積りで居た勿論男だとも疑はしいものに對しては相當注意を拂つたのであるがすると二三日過ぎて福島巡査は熱心に活動した結果井原ヌイと云ふ女が永田の家で盜難の有た日の夕方大きな風呂敷包を背負つて或る所を通つたと云ふ事を聞き出して來た此の井原ヌイと云ふは窃盜常習者で前科十六犯を有し年は卅六才で有たが此の女が十四五才の時被害者の隣りに子守奉公をして居た事迄聞き出して來た爲めに井原ヌイの後を追ふ事になつたが此の女は住所不足で何所に捜査に行たら良いか判らなかつたけれども熱心に捜査すると云ふ事は大したもので恰度六日目の朝賍品の一部が或る家へ處分して有る事を發見して夫れから捜査した結果其の日の夕方井原ヌイの腰へ福島巡査の繩が懸つて仕舞つた取調べの結果被害品の大部分を發見して仕舞たが斯うなると被害者初め隣家のものも警察官の着眼點は捜査に經驗を有せざるものと異なつて居る事を初めて知つて舌を捲いて感嘆したと云ふ事である取調の結果遺留品の煙草入れはヌイが數日前或る家で掻拂つて來たものだつたが犯人を男と思はせる爲め捨たもので有た

で掻拂つて來たものだつたが犯人を男と思はせる爲め捨たもので有た

犯罪捜査の妙味は音なきに聞き形なきに見るとは此の點を指稱したるならん哉音なきを聞き形なきを實際に見得らる、音なきも風呂敷包の小切を逆物取せるは或は婦人の所爲にあらざるや男持の腰差の煙草入れを殊更に遺留せるは女なるも男と思はしむる偽計にあらざるやと鑑別せしは即ち音なきを聞き形なきを見たるものと云ふべきなり犯罪捜査は斯かる技術を有するに至りて初めて眞の効果を現はし得るなり

一七、鶏を取るに硫黄を焚く

大正十三年六月頃から駿東郡富岡村及小泉村方面にも鶏竊盜が頻發した夫れが犯人は何うして取て行くのであるか知らぬけれども十數羽も入れてある鶏舎から取つて行ても一羽も鳴き聲を立てさせないと云ふのは犯人は餘程慣れたものと思へた是迄鶏を竊取した犯人は何うして取つて行くかと云ふと鶏は夜間巢に這入つて眠る時は必ず何物かに止まり付いて居る夫れを人間が不意に抱へでもすると聲を立て、鳴くから忽ち飼主に發見されるが鳴聲を立てさせぬようにするには止まつて居る所へ左手の前膊を突出して右手で鶏の尻を押して遣ると止り木から人間の手に止り替る之れを靜かに籠の中へ持て來るに恰度昔し鷹匠が鷹を手に止まらしたようにして持つて來るのだと云ふた者がある又或る犯人は鶏の首を固く握つて吊上げて仕舞へば決して鳴聲を立てるものでなく鶏は胴体を掴むから鳴くのだと云ふたものもある兎に角鶏を鶏舎から竊取するには鳴聲を立てさせぬと云ふのが一番大事な所だが今度の犯人は夫れがナカ／＼巧妙だと十一月中になつて田方郡中郷村部に鶏八羽の竊盜事件が有た受持の中郷村大場巡査部長派出所詰坂本部長、寺澤、太田兩巡査は協力して内査して見ると其年六月上旬頃駿東郡小泉村中西芳太郎方で十羽計りの養鶏を取られた時は三島町辰巳町鶏商に拾貳圓に賣却して行た男がある之の男は人相年齢等を調べて見ると中郷村大場へ最近白色レグホンスを六羽賣つて行たものがあるが其の男と似合つて居つて此の奴は三島だとも言へば金岡村だとも云ふて居るが何んとしても誠に變な男だとは思はれたので其の男の立廻り先なぞにも注意して居つた夫れ

で段々捜査を續行して見ると大場へ賣つてある所の鶏は小泉村水窪から取つて来たものであつて被害者も判明して来たして見ると此所へ鶏を賣つて行た奴は鶏窃盗には間違ひない其所で愈々立廻たら取押へようとして居ると十一月廿三日未明に川西村まゝの上鈴木浦次郎方で鶏十數羽盗難に罹たと云ふ届出が来た川西村の駐在所から電話で手配を受けた中郷村の派出所では今朝こそ遣て来るぞと大きな網を張つて居るとも知らずノコノコ遣て来て苦もなく押へられて仕舞た此の男は十數件の鶏窃盗を遣た奴で本籍は駿東郡金岡村岡ノ宮番地不詳當時住所不定無職窃盗前科者持田房次郎當卅五年と云ふ常習犯であるが何うして鶏を取るかと調べると見ると考へたものだ房次郎は鶏を取うとすると先づ最寄の藥店へ行つて硫黄を一錢か二錢求めて之を携へて目的の所へ行くを以て鶏舎へ忍入つて入り口で硫黄に火を付けて暫時待つて居ると鶏は硫黄から發する所の瓦斯を吸ふて止まり木から轉がり落ちて居る此の時に行つて拾つて来るのだが硫黄の瓦斯を吸はせると鶏を袋へ入れて脊負て來ても風呂敷へ包んで來ても決して鳴かない夫れで籠なぞへ入れて深夜鶏を持つて歩くのを見たら誰でも怪しむだらうが袋に入れて脊負つて行けば之れは鶏とは思ぬと云ふて居たが然らば其の鶏は翌朝鶏屋に賣りに行く時迄には元の通りになるものかと聞て見ると硫黄の爲めに窒息した鶏は遅くも二時間半経過すれば元の通りに癒つて仕舞うものだとは泥棒の爲めとは申乍らよく此んな所迄研究したものだ

評

鶏窃盗は紐を付けたる雀を杖より飛して之を餌に鶏を物取し之を捕へて皮を剥ぎ迄他人に目撃されざる體極めて巧妙に且機敏に犯行を終る萬引物盗は番頭に證を言はれて犯行後立去る現今なり刑事警察官が職務上考案したるものを犯罪檢舉に利用したるもの胸に妙なし吾人は常に如何にすれば敏速に犯罪を發見し得るかを考究せざるべからず

一八、徳願寺山の慘劇少女殺し

大正十三年も將に暮なるとした十二月廿五日午後五時頃静岡縣警察部刑事課長を公衆電話で呼で來たものが

有て課長が出て見ると夫れは市外大里村川邊辯護士静岡市會議長中田謙郎氏の邸宅から有た話の要領は其の前日即ち十二月廿四日午後二時頃同家の養女暢子さん當七才が遊びに出て行たなり行衛不明になつて仕舞た昨夜も市内心當りの場所を尋ねて見たが何所へ行たか更に判らぬと云ふ事は何うか搜索して呉れと云ふ話した早速静岡警察署へも電話を懸けて見ると警察署へも同様の届出が有つて今更搜索の協議中だとの返事が有た爲め静岡署の刑事諸君にも刑事課に遣て來て貰つて刑事課内で捜査の打合せをすると同時に一方刑事係のものを中田邸へ遣つて暢子の遊に出た當時の状況などを聴かして見ると其の前日暢子は午後の二時頃迄は宅に遊んで居たが二時頃になると是れも矢張中田家に養はれて居る龍馬と云ふ當十六年になる少年が有つて静岡中學三年生だつたが恰度學校も休みの爲めに午後の散歩に出懸けたのを暢子は後を追ふて「兄ちゃん私も一所にヨ」と云ふて飛出したと思つたが前夜六時半頃龍馬は散歩から歸つて來たから暢子はと聞て見ると龍馬は一人で遊びに行たので暢子を伴つて行たものではないと云ふ答で有た爲めに夫れから騒ぎ出して所々を尋ねたけれども判らぬと云ふ事有たがそゝすると全く暢子は何人かに誘拐されて行て仕舞つたらしいので夫れから刑事は八方に飛んで捜査をする事になつたのであるが此の事件に付いて先づ暢子は何人かに誘拐されたものか或は又悪魔の様な男の手に懸つて殺されでもして屍体を何所かに隠してでもあるものかと云ふ問題に就て刑事係の者の内で討議が初まつたが此の事件に参加した刑事係の人が言ふ所を聞いて見ると暢子は他人に誘拐されて他所へ伴つて行かれたものとも思へぬ又た假に殺害されたとしても犯人は暢子が顔を知つて居るものでなければならぬ是迄二十數年間も刑事警察で押通して來た静岡署の三井探偵長でも刑事課の橋爪、金原、徳田部長等でも共に是迄小説や新聞では誘拐されて曲馬團に賣られたの膽取り男の爲めに殺されたと云ふ話はあるが實際に於ては斯うした事件に遭遇した事は一度もない殊に暢子は性來發明で七才の子供にしては思慮も理解力も充分ある子供で有つて立派な家庭で育てられて居るから顔を知らぬ者が來て菓子を上るの欲いものを買つて遣るの位の言葉に乗せられるような事は無いものであると云ふ事が判つて居るか此の事件は何うしても顔を知つて居る者が犯人だ其所で誰が暢子を伴つて行たかと云ふ問題になると先づ

第一番に龍馬が二十四日の日に散歩に出たと云ふが何所で遊んで来たか又た暢子は二十四日の午後何の邊で遊んで居たかと云ふ事を調べて見ねばならぬと云ふので龍馬を警察署へ呼んで調べて見ると其の申立ては極めて不得要領で不審の點が多い龍馬は廿四日の午後二時頃宅を出て練兵場へ行つて日當りのよい芝生で晩方迄遊んで来たが往にも還りにも又た練兵場でも一人も知れた人と出會せない練兵場の芝生で名を知らない學生と夕方遊んだと云ふのだけれども夫れは信用する事は出来なかつたので暢子は二十四日の午後四時頃寶臺院西門前の菓子屋で菓子を買つて出た迄は判たが夫れから何所へ行たのか判らぬのだけれども夫れは儘かに午後四時頃らしいして見ると誘拐されたとしても午後四時から過ぎの事である今一トつは犯罪があると同時に被害者及加害者の家庭に入つて其の状況を内査するものであるが刑事係の方では何時の間にか中田家の家庭内の模様を研究して居たので暢子は中田家の妻君の妹の子で此子には養育料が一千餘圓も付いて居るに引替へて龍馬と龍馬の兄とは中田隊郎氏の身内で父が破産した結果引取られて龍馬は今中學三年兄は濱松高等工業へ行て居るけれども之れは破産した家の子供であるから學資から龍馬の父が作つた負債迄中田家で辨償して居ると云ふのであるから何時か龍馬と暢子の待遇に差等が付いて来た様な事を龍馬が感じて来て龍馬は些細の事にも不快を抱いて居るらしい事を發見したのだけれども相手は相當地位ある家庭に養はれて居つて中田氏の肉身の甥でもあるから警察でも何等根拠もないに龍馬に對して暢子の行衛を知て居るだらうなぞと高を括つた取調も出来ぬけれども暢子は肝取に會たでもなく又た曲馬園なぞへ遣られたものでない事は探偵の頭には確かりと合點が付いて居た爲めに主として暢子の死体の有箇所を探すのみで誘拐犯人などは探らしかつたが吾々の捜査は決して新聞や世間の思ふ通りに行かない計りか時には指揮官と意見を異にする場合も決してない譯でないが何うしても暢子の行衛が判らないで數日を過して仕舞た其の内十三年も暮れて御用仕舞の日も過ぎ二十八日となつた若し暢子の屍体が翌年一月になつて出たら大變な事だ正月の休みも棒に振つて仕舞ぞと云ふ様な話も出たが其朝靜岡署から長田村向敷地の徳願寺裏山林内に少女の屍体が有ると届

出が居た屍体の様子を聞て見ると六七才の少女で毛斯倫友禪の衣類を着て居ると云ふのだから的切り暢子は夫れなれば犯人は矢張り龍馬だから龍馬を引揚げて見ようと云ふので未だ屍体の有た現場も見ない内に龍馬は警察署へ引揚げられた現場へは検事局からも又た刑事課長初め課員も靜岡署長以下の警員と共に出張して見ると其所は徳願寺から凡そ二丁も登つた急坂の杉林内で暢子さんは自分の兵兒帶を頸部に二重巻として絞殺されて居たので屍体は死後數日を経過して居る事は明らかだが暢子は死んだ後此の山に捨てられたのでなく此所迄は歩いて来た事は片方足に履て居た下駄が林の中を歩いて来た事を物語つて居る又た若し靜岡市内で殺されたものとすれば屍体を此の高い山迄運んで来なくも捨る場所は澤山ある暢子が自分で歩いて伴られて此所迄来たとする犯人は言はずも知れた必ず暢子と知つて居る範圍の人で誰が見ても斯うなつたら龍馬を嫌疑した事も今朝又た龍馬を引揚た事も否とする人はなからう屍体は早速自動車で縣立川邊病院に運んで解剖した結果死後四日餘を経過して居つて兇行は何うしても十二月二十四日頃と想像せられたが有るべき筈の暢子のエプロンが現場にないのが問題だつたが其夜龍馬を調べて見ると龍馬は當該刑事係の鑑識の如く中田家に於て暢子と差等のあるのを不満に思つて暢子さへなかつたならば吾等の待遇に甲乙を付せらるゝ事はなからうかと小供心に考へた結果暢子を無きものにせようとしたもので有た

龍馬の自供に依ると豫てから其の時期を心算かに待つて居たが二十四日の午後散歩に出ようとすると暢子が兄ちやん私も一所にヨと謂ふて跡から追ふて来た爲めに一二度友人と遊んだ徳願寺に向つたので既に山の麓へ行た時は午後四時半頃で日は暮れ懸たので暢子を訛して山の上に登つて行た寺から裏は一層急坂の所を脊負うて遣たり色々して現場に行た時暢子は兄ちやん今夜歸ると龍馬に尋ねたそ一だが龍馬は今に歸ると言ふて油断さして置いて後から兩手を伸して柔道の締手で絞殺して仕舞たそ一して尙生き歸らぬように暢子の兵兒帶で頸部を絞めて屍体を齒朶の中に隠して引返して来る時は日は全く暮れて空には點々と林の間から星を望んだそ一だ林の中では閑古鳥も鳴て居たであらう

龍馬は寺の前を私に通らばけり來ると後ろから何か擔つた農夫が山を下つて來るのが有つて夫れに驚ろい

た龍馬は下駄を脱いで二丁もヒタ走りに走つて考へて見ると尙も夫れが付いて来るような氣配がして龍馬は又た駈出して村迄下りて見ると人が前から來た爲めに田甫に這入つて隠れたりしたが段々考へて斯んな事としては尙見られた人に疑はるゝと思つた爲めに安倍川堤防に出てから下駄を穿いて平氣を装ふて市内へ這入ろうとした時暢子のエプロンが懐に這入つて居るのを心付いて彌勒の用水路へ投げ捨て、何喰はぬ顔して歸宅したのだが自供後其川筋を捜査して見るとエプロンも發見されたのであつて豫審中現場へ同行して調べて見ると犯所の申立も實際と一致して居たのであるが犯後彼れは非常に心配して居つて檢舉されてからは流石に自分の犯した罪が空怖ろしく毎日拘留監の中で泣いて計り居た

評

探偵の事件發生の際直覺したる所はよく事件真相に一致するものなり此の直覺は主として多數の經驗中より出するものにして決して根據なき見込とは其の趣を異にするものなり昔人が最初犯罪の現場に臨みて檢査する際容易く犯人の發見せらるゝが如き感しを起したるものは必ず犯人を檢舉し居るも是等は總て筆舌を以て説明するを得ざる永き經驗より得たる微妙の鑑識力なり本件捜査に關し一般世人が探偵の方針の誤れるが如き感想を抱き居るを知りたるに拘はらず尙自信する方面にのみ刑事が猛進したるは所謂商賈道に依りて實しと稱する經驗より得たる鑑識の力に因るものと云ふべきなり

一九、毒を飲ましたら何うするか

數年前の事だ静岡市内安倍川町遊廓初音樓で豪遊して居る男がある事を静岡警察署に勤務して居た宮本 石川の兩刑事が聞き知つて臨檢して見ると此の男は群馬縣桐生市の絹商人と云ふ觸込で年は四十才少し出た一見立派な商人風の男で桐生の豪商だと言はれ、ば夫れでも通るには違ひないだが而し此の商人兩刑事で座敷に通つて四方山の話から静岡市内の取引先を聞いて見たが静岡には取引はないと云ふ話したが然らば何うして静岡に來られたのかと尋ねて見ると京阪地方から名古屋の意得先を廻つて來たような話したが絹物に就て話し懸けて見ると又此の大將グット詰つて仕舞た愈々怪しいと見た爲めに一應住所氏名を尋ねて見ると今度は埒

玉置北埼玉郡の生れだと云ふを一して名前は渡邊信次と答へた不致取一應警察署へ同行を求めて見ると誰々乍ら應じた愈々不審と睨んだから兩刑事は其の男の一舉一動に注意して居ると漸く仕度が出來てさゝ出發と云ふ段になると懐中から何か小さい紙包のものを取出して口中へ投込んだのをチラト認めた兩刑事は「何を飲だ」と大喝したが此の男は既に何事か決心して居たと見へ座敷へ座つた儘觀念の眼を閉ぢて何事をも語らなかつたが兩刑事は野郎毒を飲だな死のうとしたとて殺しはせない今に助けて遣るから見て居れと言ふが早いか宮本刑事は其の男を仰向に倒したを一して石川刑事は仲居に命じて鶏卵二三個を持つて來いと怒鳴た女中は二階から轉り落ちるよ様に走つて降りたが間もなく四ツか五ツ鶏卵を持つて來たから之れを割つて仰向にした男の口へ注ぎ込もうとしても齒を喰ひ締めて居つてナカ／＼口を開かない其所で二三人懸つて手を握る足を押へるで口の中へ火箸を入れて口を明したを一して割た鶏卵を注ぎ込んで遣る一人は男の鼻を掴んで居るから何うしても口で呼吸をせねばならん斯うなると口に注ぎ込んだ鶏卵をグット嚥下すに極つて居るをうして三ツ四ツの鶏卵を飲して仕舞た其所で最寄の醫者へ妓夫太郎を遣つて吐瀉劑を貰つて來さして又た今のようにして飲して遣ると間もなく嘔吐氣を催ふして來て四五分間過ると先に吞した鶏卵と胃中に有たものを全部吐瀉して仕舞た中を見ると毒物は紙に包んだ儘で有たから矢張り紙に包まれた儘胃中から逆戻りして來て吐瀉物と共に洗面器の中へ飛出したから兩刑事は漸く自分の胸を撫で下す事が出來たが此の男は群馬縣相生の絹商人とは大の偽り埼玉縣北埼玉郡共和村生れ窃盜横領前科六犯渡邊準當四十四年と云ふ金箔付の大泥棒で其の時も犯罪件數數十件を自供するに至つたが毒を飲ました時は何うするかと云ふ事も豫め警察官は知つて置かねばなるまい本資料に掲載してある失敗談の一ツで有つて猫イラズを飲ましたのを應急手當を打忘れて口から瓦斯を吹き出すのを泡喰つて彼所此所と脊負廻つて二軒も三軒も醫者が不在で斷はられた當該失敗者の後學の爲めに掲げて置く

評

毒を嚥下せられたりと心付かば相手方の鼻を掴みて牛乳か鶏卵を多量に與へ然る後吐瀉劑を與へよとは先賢に教へられても其の場合

一〇、体温計が裁判した珍事件

大正十二年九月中の事である富士郡大宮町隔離病舎に腸窒扶斯で入院した患者で伊藤花子と云ふのが或る夜容態が急に險惡となつたので附添の看護婦は膽を潰し町醫山西方へ電話で速刻来て下さいと云ふて遣たのである然るに町醫でも主治醫で有た山西醫師は風邪で行かれぬとの返事に看護婦君困て仕舞つて跣足で所轄大宮分署へ駆込んで来て斯様々々の次第誠に困りましたと訴へたのであつた折柄同署へ捜査の出先から歸て来た村松刑事が居合せて同君の耳に這入たから堪らない彼の醫者は今少し前自轉車で飛廻つて居たのに夫れは不思議だ僕が一番電話で照會して遣ろーうと通話して見ると妻君の聲でチヨイと御待ち下さいと暫らく待たして置いてから「宅は晝間往診から歸つて俄かに風邪の氣味で發熱した爲め床に這入て伏つて居りますから今晚は何うしても參れませぬ」と謝絶せられた仕方がないから他の醫者を頼んで隔離病舎へ遣て病人の方は生命を取止めたがさて納まりの悪いのは村松刑事の胸である元來執行務は確實な刑事である爲め奴は虚病らしい俺が一番今から行て實際を調べて遣ろーうと直ちに警察署を飛出して山西醫師の玄關へ起て「頼もう頼もう」とやつた案内に書生が飛んで出るとオヤ／＼是れは村松刑事殿「暫らく／＼」で書生は奥へ駆込むと今迄の奥の間の笑ひ聲がピツタリ鎮まり返つて俄かにドタンバタンと蒲團を敷く音が手に取る様に刑事の耳に響いて来る

シメタと村松刑事は苦笑し乍ら待ち切れぬ爲め奥へ上り込んで行くと山西醫師は今やつと床の中へ潜り込んだ所で息を態とセイ／＼して居る「先生御加減が悪いそーで」ハイ急に發熱しました「それは／＼御熱はどの位で」卅八度少し餘御座います併し今頓服をやりましたから少しは下つたろーうと思ひます「へい最う幾分熱が下つたと仰しやる僅か十分間位で熱が下るとは先生方には良く利くお薬がお在りですな」私も後學

の爲め熱の計り具合を覺へて置きたいですがチヨイト検温器を拜借」と切り出した山西醫師は斷る事もならず澁々藥局生に命じて検温器を取寄せて醫者が刑事に脈を取られる事になつた「先生之れは何分位抱いて居れば宜敷いですか」左様十一二分間経てば充分判ります「醫者は據無く體温器を脇の下へ挟んで澁い顔だが苦い顔だかして済して居る刑事は懐中時計を取出して「エート最う十二分を十三分先生一分はおまけして置きました如何ですか」と検温器を取り出して見ると勿驚平熱の卅六度山西醫師はハテ變だなと云ふて何度か検温器を振て見たが矢張り卅六度で少しも騰つて行かない山西醫師の言ふには之の検温器は先頃往診の時取落したからですが只今新しいのを取出して見ますと答へた刑事は成程御尤も様でと済して待て居ると今度は書生が藥局へ這入て暫く過ぎると検温器を持って来た刑事は隙さず山西醫師の脇下へ入れようとすると検温器を横合から手を出して一寸と拜借と遣て仕舞たそーして夫れを見ると最う卅八度かに騰て居る刑事は是は宜敷くない新しいものは此んな間違があるから困ると云ひ乍ら振つて仕舞たから検温器は又た下つて仕舞た夫れを山西醫師の脇の下へ挟ましたが今度も無論卅六度より出る事は六ヶ數かるー而し最う一度藥局の鐵瓶へ這入て來なければ刑事に満足させる様に卅八度には騰る筈がない

「先生最う十三分一分御負ですが最少し置きますか」山西醫師は澁々検温器を出して是は變だ／＼と遣て居る先生今度は何度ですか矢張り卅六度で有た刑事は最う外に完全な検温器は有りませんかと山西に聞たが山西の顔はサツト蒼くなつた

評

吾人刑事家は醫者の脈も取り坊主に説法も聽かせ最後に引導を渡す迄の仕事はなさざるべからず然るが故に彼等に隙を窺はれ鐵瓶の湯に検温器を投ぜらるゝ計りにあらずして刑事の身體を熱湯に投し又た之に熱湯を吞まさんとするもの往々あるに付き注意せざるべからざるなり

二二、五錢白銅一ヶが掻浚の資本

静岡縣刑事課で檢舉したSS團と云ふ汽車内から停車場の待合構内の賣店其他商家等を狙つて荒し廻る窃盜團が有た彼等の手段は極めて巧妙なもので至て手綺麗な所が有たが其の一ツヲ此所へ照會しよう
其の頃東海道線各驛構内の賣店で賣溜金を取られる被害が有た犯人を苦心捜査の結果捕へて見ると岡村基市村松喜市などと云ふ圖々敷い二十才以下の青少年で有て彼等が停車場構内賣店の賣溜金を取ろうとする時は斯うした巧な手段で遣て居た事が判たのであるが何れの賣店を見ても大抵店員は一名しか居らんが其所で彼等は此賣店を襲ふ時は二人組或は三人組で遣るそゝして其の内一人が五錢白銅の穴の明いて居る古い大きいのがある夫れを持つて行つて十錢のキヤラメルか麵麩を買つて今の五錢白銅を拾錢の白銅と間違へて置いて行た様に装うて五錢置いて行くのである其の時共犯の一人は賣店の裏へ廻つて賣店の空くの待つて居るのだが時に又た其の賣店へ忍込む時見張りをする奴もあるもので有て賣店では五錢置いて拾錢のキヤラメルを持つて行かれるから店番の女將さんはモシ／＼御客様之れは五錢ですよと遣るに極つて居るがキヤラメルを買た奴は其んな事は頓着せず聞への様な振りをしてサツサト行て仕舞う斯うなると賣店の女將は假令五錢でも只だ捨てない「モシ／＼御客様之れは五錢ですよ」を連發し乍ら仕様のない人だ聞へないのか知らんと呟き乍ら賣店の戸を明け放しにして置いて其の客を追わへて行くのが御定りである其の際に乘じて一方裏に廻つた奴は賣店へ這入つて錢箱を提げてサツサト行て仕舞う女將さんは漸く五錢の追徴金を取り上げて賣店へ來て見ると何時の間にか錢函が姿を隠して仕舞う其後彼等は豫め約束して有た所へ落合て「幾何ある何に五拾圓甘く行たな」と云ふた様な工合で賍金の分配をするのであるが五錢白銅で番人を釣出すとは何んと手綺麗ではあるまいか

評 御互が新しい拾錢白銅貨を見れば「君今度の拾錢銀貨五錢と間違へるヨ」位の注意力しか有せざるが巧妙なる犯人は直ちに之を犯罪に利用し拾錢白銅を五錢と間違へて支拂するが如き思を演ぜず世の中は斯うして悪く／＼進んで行く刑事警察官たる者緊要一番すべきなり

二二、元 巡 査 ノ 泥 棒

大正十三年四月七日夜警察部刑事課移動警察係の眞瀬刑事は上り二八列車に乗務する爲め静岡驛へ出て午後十一時四十四分發東京行列車に乗込んだ車掌に會て見ると此の列車に今夜盜難が有たと云ふ事で被害者を聞て見ると最後部の三等車に居ると云ふ事で有た爲め刑事は其所へ行つて被害事實を尋ねる事にした被害者は東京府下八王子市大横町百〇二番地織物仲買商澁谷商店員久保賢三當二十三年と云ふ者で同夜名古屋驛から乗車して歸宅するもので有たが盜難品は黒革製大型靴一個在中品は黒絹夏羽織地二十二反地織反物見本錦紗地兵兒帶河瀬襟卷其他雜品等で合計參百餘圓のものであつた

刑事は尙仔細に盗まれたと思ふ區間から嫌疑者の有無等迄聽て見ると被害者は名古屋驛から乗車して豊橋驛附近から眠り初めて濱松驛で盜難を發見したが誰に盗まれたか判らぬと云ふ事で有たが刑事は尙隣席の人に一々聽て見ると被害者と對座して居た年頃卅五六の男が濱松驛より二ツ計り前驛で黒革製の大靴を提げて出るのを見たが其の男が下車すると間もなく鐵橋へ汽車が乗た音がしたと云ふ事で有て何んでも嫌疑者の下車した驛は新居、鷺津か辨天島であろうと思はれたが尙仔細に調べて見ると其の男は名古屋か又は刈谷附近から乗車したもので商人の様な風をして居るけれども何んとなく坊主か何んかの様に思はれたそゝして車掌は其所に赤革製の中形トランクが一個捨て有た爲め静岡驛へ下して來たそうである彼れ是れして居ると列車は沼津驛へ到着した爲め眞瀬刑事は列車から下りて先づ電話を以て新居、濱松等へ手配して直ちに静岡驛に引返して來て遺留品の赤革製中形トランクを調べて見ると夫れは岡山縣蠶業試驗場技師橋井專一の辭令六枚外生命保險證券から帝國五分利付公債證書等が這入て居つて之れも汽車内被害の「ダイガラ」の様に思はれるして見ると此の犯人は偶發犯でなく常習者だぞ宜敷い何うしても此の奴押へにや置かんと固い決心をした眞瀬刑事は鐵道電話で鷺津、新居、辨天島、舞坂驛等へ手配すると同時に下り急行列車に飛乗て又た西へ向つて走たが列車は急行で有た爲め間もなく濱松驛へ着たけれども夜間の事で夫れから先の驛は朝の一番でな

くは行く事が出来ぬ爲めに問へ乍ら一時間計り濱松驛で下りて待合せる事になつた一方新居分署の刑事は手配を受ると同時に捜査に取懸たのであるが電話手配が何所で間違へたのか被害品は黒革製の黒靴であるのに赤革製のトランクと間違へて行た爲め黒革製の靴を持た男は二八列車で下車したが被害品に該當するものを持た男は発見されぬと云ふて居た其所へ眞瀬刑事が到着すると今の話で有た爲め夫れが嫌疑者に間違ひなると云ふので何所へ行たかと云ふ事になると其の男は前夜二八列車で下車して直ちに驛前の旅館へ投宿したが乗車切符を新居驛へ下車する時構内へ落したと云ふ事で旅館の提灯を持って夫れを探しに遣て来て助役に切符が落ちてなかつたかと尋ねたが助役は其の男が何うも下車する時黒革製の黒靴を提げて下りた男であるから怪しいと思つて居た爲め曖昧の返事をして切符は渡さず歸したが提灯が大村旅館の印で有た爲め其所で眞瀬刑事は新居分署の大鹿刑事と大村旅館へ臨検する事になつた

嫌疑者は名古屋市西區大濱町三丁目太物商成田久次當卅一年と宿帳に記載して宿泊して居た爲め兩刑事は早速客間に通つて久次に會たを以て御前様は是から何所へ行くのですかと云ふて此所へ下車したのは何う云ふ用件かと尋ねて見ると成田は三河鐵道越戸驛から東京迄行くもので新居に下車したのは別に用件は無いが餘り時間が遅いから下車して泊た迄の事だと云ふ話で有たが床の間を見ると久保賢三の被害品に似た靴が正しく置かれて有るので商賈を聞て見ると太物商と云ふので靴を見せて呉れまいかと遣て見ると承知して其所へ出したが鍵が懸つて居て開かない刑事は開て見て呉れと求めると成田は俄かに袂を探したり懐中を探したりして實は自宅を出發する時に急いだ爲めに靴の鍵を忘れて來たと苦しい答へを仕初めた刑事は玉が手に這入た爲め益々愉快で堪らない「時に成田様君の靴の内容を尋ねますが何か此の中に這入て居ますか」として一番上の方には何が有りませうか君の靴ですから君は御答の出來ぬ事もなから一鍵は無くても私共は何うあつても此中容を拜見せねばならんですが」と突込んで見ると流石に彼もグツト參て仕舞たを以て實は商品が這入て居りますがと答へた丈で顔色を變へて黙つて仕舞た斯う云ふ場合に刑事は餘程注意せねばならん犯人は最う駄目だと云ふ場合になると俄かに逃走の準備をしたり又た刑事に暴行を加へ弛む隙に逃出すとか

或る場合には自殺を企てる事もある

成田は間もなく新居分署の調所で本籍は住所はと尋ねられると本籍愛知縣賀茂郡保見村上伊保西ノ山二九番地當時名古屋市中區牧野町村内十一番地古物商成瀬徳一當卅五年が本名で調べ中刑事が前科の有無を聴く爲め「前が幾つあるか」と遣て見ると此の男は前が幾つと一度しか有りませんと答へた何時かと問て見ると大正六年十一月拜命して同十一年二月廿六日に免職されたものと云ふ答で有た爲め變な事を言ふが此奴巡査でも遣たではなから一かと調べて見ると元愛知縣巡査で教習所卒業後大濱分署から名古屋市内鍋屋町警察署等で勤務したもので有て犯罪は重に停車場待合室の置引窃盜を専門として居たものであつたが同人が自供した犯罪は二十餘件に上り静岡驛へ降した赤革トランクも橋井專一の被害品で奴が「ダイガラ」を置いて久保賢三の靴を置引したもので有た

成瀬が改悟して吾人が今後捜査上注意すべき點を話して見よと云ふと自分は多く名古屋驛の一二等待合室で置引を遣たが置引を遣らうと思ふ時は朝早く起きて待合へ行つて待て居ると客が來て待合へ手荷物を置くが待て居る時は新聞か雑誌を讀んで居るので有て客が來て手荷物を卓子か腰掛に置いた物を其持主を覺へて注意して居るそゝだとすると其の客は屹度便所に行くか或は新聞買ひに行くか切符を買ひには必ず行く其の際に手荷物を取て逃るのだが甚しいのは成瀬に遣られた被害者の内トランクを待合へ置いて名古屋驛前の丸八旅館へ行て朝食をして居た間に遣られた事が有た夫れを成瀬は尾行すると宿屋へ這入て仕舞たから安心して取つて行た事が有たそゝだが成瀬が遣た犯罪で其時程苦もなく取た事はなかつたと云ふ話であつた

夫れから成瀬は置引を遣ると贓品を持つて直ちに驛前から電車に乗つて逃るが常で有たそゝだが女房には犯罪は秘密で有た爲め自宅へ贓品を持込むのを何より苦痛にして居つて或る時は裏口へ贓品を隠して置いて女房が他出した隙に宅へ持込んだ事が有たそゝだが彼れは古物商を營で居た爲め贓品の色々變たものを持つて來ても女房が左程不審に思はなかつたかも知らんが名古屋市中區長年月巡査を遣て居た彼れが名古屋驛で置引を遣て居たのは大膽であつて又た多數同驛に勤務して居る巡査を知て居るに拘はらず能く二十餘件の置引が續

けて出来たものと思はれたが夫れが又た彼れの犯罪上至て好都合で有たと云ふ事だつた何うしてかと聞て見ると先づ彼れが待合へ這入つて行くと偶々知て居る巡査とか知人が居て「成瀬君今朝早く何んだい」と遣られる事も有たと彼れは「イマ一寸出迎に來たんだが」と濟して居たそうであるを以て巡査も驛には盜難が頻々と有ても成瀬は元巡査で相當盜犯なども檢舉した事もあり旁々彼れは巡査詰所などへ行つては犯罪捜査の方法などを新任巡査に話して居た位で有た爲め巡査もまさか成瀬は素行の悪い事は知て居ても盜難は遣るまいと思つて居た爲め彼れも網の目から何時も抜け出て逃げて居たのであるが成瀬が取た鞆の内鍵の懸けてあるものを破損せず明けて居たのは彼れは鞆屋へ取た鞆を持って行つて鍵を落したとか又たは忘れて來たと云ふては鍵を買つて之れで明けて居た夫れから取た品物は目星しいもの丈け取り出して書類や雜品は又た元の鞆へ入れて待合とか汽車中へ捨て來たものであるが夫れは書類や雜品は被害者に返す考へでどうしたもので有たさうだ

夫れから成瀬は斯う云ふて居た移動警察の刑事は割合待合室に注意せぬ様である待合へ遣て來ても直ちに居合せた客を一々足の先から頭の方迄能く見て居るから直ちに刑事と云ふ事を氣付かれて仕舞うが待合へ這入て注意仕様うと思つたらば新聞か雑誌を讀む風をして少し長い時間張込んで居れば大抵不審者は發見されるだらうと云ふて居た夫れから成瀬は二人以上連れ立つて來たものゝ手荷物は假令待合に置て有て持主が居らないでも之は何時其の連れの者に發見されるかも知れぬから決して取た事はなかつたとの事有た

評

巡査上りが強盜犯たりし實例は決して一二に止まらざるも吾人は相手方が元警察官たり又たは相當の地位にありたる官吏たりしとある時は其の地位其の前職を考慮して彼れも斯く迄零落もせまじと思料する事あるも高位高官たりしものが收賄罪を犯し檢事が殺人の教唆を爲したるか如き實例もあるを以て強りに嫌疑すべきものにあらざるも去りとて決して油断すべきものにあらず
停車場又たは鐵道關係犯罪者にして或る者は証明盜盜を爲すに列車の發車直前に待合室に居る時は發車時間迫りて停車場に駈付くる旅客は非常に乗車を氣遣ひ居る結果割合に手荷物を注意せず駈付くるや先づ時間表を見又たは出口に至るに手荷物を懸掛に放置して顧みざる爲め其の際に乗すと或る犯者は又た待合の手荷物を窃取したる時は手早く驛内の手荷物一時預所に持ち行き一時預けを爲し隠

細て之を請取り逃走すと云へり

列車内に於ても彼等は常に入場券か或小區間の乗車券を求め又たは無札にて乗車するを以て車中の檢札を爲るゝ或等車に接近せる列車に乗込ますして常に三等車を三輛連結せる中央のものに乗込み越へす前後の車輛に檢札の來るを注意し居ると云ふ二等車及三等車の直前又たは直後の三等車に乗込ますは二等車の扉は磨硝子にして不透明なれば隣室に檢札を爲し居るも之を知るに由なく危険多ければなりと
又た彼れ等は車中に於ては多の同乗車に其顔を見られざる事に務むる爲め犯罪に着手する前は殊更らに熟睡し居る風を裝ひて顔を隠し又た相手方の眠れるものを試めさんとする時は立つて之に倒れ罷り或は熟睡を裝ひて之に業れ懸りて其の熟睡し居るや否を知ると云ふ列車摘摸常習犯某は列車内の犯人は一般下車客に先ちて下車するものにあらずして下車するや直ちにホームの便所等に入りて駐品を取出り來るものなれば最後に改札口を出でんとする者に注意せよと稱したる事あり又た車中の犯罪にお早うと云ふ方法あり此の犯罪の手段とする所は毎朝夜明頃停車する列車へ入場券を求めて入場し列車がホームに停車するや直ちに乗込みて車中の旅客がホームへ洗面に出する隙に乗して其の網棚にある手荷物を窃取し悠々と下車し逃走す
以上述へ來りし如く彼等犯罪者は如何にせば巧妙に其の犯跡を晦し得るやに廣心し居るものにして吾人が之に對し如何にせば之を發見し得るやの研究を講ずるは又た刑事家の義務ならずや

二二二、是は又た民間の警察犬

數年前の事有た或日静岡市三番町某商店の畜犬が赤兒の腕を啣へて來たと云ふので隣家の者や通行人が黒山の様に立つて見物して居た折柄巡廻中の巡査が通り懸けて其犬を繋留して置いて本署へ其の由を急報して來た爲めに時を移さず司法主任も刑事係も警察醫を伴れて其所へ行て見たのであるが腕の恰好から見ると生後間もない幼兒の腕である事は判たけれども市内の寺院に埋葬する死者は何れも火葬をしたものであるから墓地を掘つても生々敷い腕が出て來る様な事は無いのは判つて居るを以て此の腕の持主は普通病死ではなさそ一だ又犬が市内に住んで居る犬で有て 郡部の墓地から啣へて來たものとも無論思はれない警察醫に見せると何んでも臨月で生れたものとは思はれるが腕丈けでは男女の別も判らない無論病死か他殺か其等の

點の判る等がないが何うして捜査するかと云ふ事になつた夫れ迄にも刑事は附近寺院の墓地へ行つて死體を密葬したものではなからうかと調べて見たが何所の墓地も犬が掘た様な所も無かつた

所が静岡署の老練なる刑事部長三井氏の思ひ付きで斯ふ云ふ妙案が出た本件を捜査するには此の犬を警察犬に使用しては何うかと云ふので訓練もして無い犬を警察犬に使用するなぞと飛んでも無い事を刑事部長は言ひ出したものだと思つたものも有たが三井部長の腹案は斯うである犬を飼主の承諾を得て借りて繋留して置くのだとして今此の犬は死體を澤山喰つて居るから見込は無いが數時間食物を與へないで繋留して置くと彼れも腹が減つて來る其所で此の犬を放して遣つて其の後に付いて行くのだが無論誰も死體を發見する迄は食物を與へずに置くのだすれば彼れは普通の食物より肉を澤山貯藏して有る所を知て居るから其所へ屹度行くに相違ないが何うだろうと云ふので有た署長も横手を打て面白い賛成した一とつ遣て見様と云ふ事になつた

そして犬を即決言渡の形式もなく直ちに留置する事になつたが一方刑事の方は無論墮胎か嬰兒壓殺だと云ふ所から妊娠女の捜査を遣て居たが此の時斗りは静岡警察署の名探偵連も犬に叶はぬと見へ半日以上駈廻たが何物も發見して歸たものがなかつたをろく／＼刻が宜かろくと云ふので警察犬の犬先生留置を解かれて今度は探偵を仰付かざる事となつた留置の場所を出ると彼れは他所目も振らず驀地に直進して静岡市三番町挽物職西尾啓太郎方へ飛込んで仕舞た刑事は之に隨つて行て見ると犬は床下に潜り込んで又た掘て居る其所で啓太郎の承諾を得て床下を調べて見ると生後間もない嬰兒の死體が頭部や臀部の肉を喰はれたものが出て來た調べて見ると啓太郎の姉ユキが酌婦縁ぎをして居つて肉の安賣をした罪の兒である爲め月滿ち自宅で産落したけれども流石に世間を耻ぢてそつと人知れず壓殺し床下に埋めたものと判明したがユキが妊娠して居た事は隣家の者も知る人がなかつた

現時各府縣に於て試用せらるる、警察犬と走狗の用に併にしたる狗所謂鷹者とは大に其の趣を異にし前者は益々研究と訓練を要するも後者は其の使用を觀望せず本件捜査に關し訓練なき畜犬を捜査に利用し奇功を奏したるは極めて妙なり妊娠の發見捜査は極めて困難にして本件の如きも然るが或る事件に於て妊娠九ヶ月の妊娠せる或る婦人は同居せる病院の醫師にも又た賄人等にも妊娠の事實を發見せら

れず墮胎して死體を處分したる所より發見され検査後妊娠し居りたるを聞き驚ろきたる事例あり
 妊娠は必ず外見上直ちに感知し得るものにあらずると同時に産後婦人は顔色等より産婦たる事を知るを得ざるものにして健康なる婦人は分娩後直ちに列車に乘し壓殺せる死體を遠く離れたる地に遺棄し來りたる事例あり注意を要す

二三、海軍將校が贖金を使った

昔から能く言ふ言葉で犬が歩けば棒に當ると云ふが刑事だけは牒者を歩かしては面白くないと御自身が蔭日向なしに歩いて實績を擧る事にせなければ棒にも玉にも當る事は出來ない之は又た縣下三島警察署の勝池刑事部長が宿屋臨檢の土産話で有て大正十二年六月廿五日の晝過ぎた頃同刑事は署在地の田方屋と云ふ宿屋へ立寄た其所の女將が又た面白い女で臨檢中旦那近頃は何所にも泥棒がなく結構ですが御商買上御閑でも面白くないでしやうと云ふ様な話になつて來た同氏は大抵の奴なら例の破鐘聲で吹飛す位の男だから「左様さ乃公も三島へ來てから最も半年だが此の管内で泥棒する奴は片端から引縛て仕舞うから泥棒の種が盡き蒐たのかも知れぬよ」と云ふ様な話をして笑て居ると傍らで中食をして居た男が有て此の男は印裨天半ズボン脚裨に靴足袋と云ふ土工風の男で有たが失禮ですが君は刑事様ですか今朝私は箱根山中の山中村から下つて來ましたが實は山中の菓子屋へ寄つて一寸休んで居ると今海軍の將校が五拾錢の偽造銀貨を使つて行たがと云ふ話して銀貨を見ると全く偽造ですそして其の將校は歩いて箱根の峠へ登つて行きましたが話しに聞くと未だ銀貨も持て居た様な模様でしたが決して嘘じや有りませんよ君は私に誑されたと思つて山中の菓子屋へ行て聞いて追へて御覽なさい今晚は漸く箱根町の近所へ泊るでしやう人相は若い二十八九の男で金筋の腕にも帽子にもある海軍服を着て居ますとの話で有た勝池部長は占た今日も先づ此の分じや一只で歸る様な事も無いぞと喜んで其の土工と別れて警察へ引返して今聞た話しを署長に告げ署長も偽造銀貨の犯人などはなか／＼容易く檢舉されるものでないのに其んな甘い話はない早速追跡せよ我輩も行て見ようだが然し時間が大變經過して居るから只だ徒歩で追跡しても駄目だ自動車を雇うて行こうと云ふ事になつた間もなく刑事と

署長は自動車上の人となつたが山中迄は三里餘の坂路だ右に曲り左に折れ搖られ、一時間餘で漸く到着した。そして調べて見ると犯人は前夜山中の富士屋と云ふ宿へ海軍々醫として泊た男で有つて今朝出發前に宿屋の子供に頼んで菓子を買はした時行使した物であるが其の男は富士屋へ同宿した佐賀縣生れの河野金八と云ふ男が旅費が無くて困つて居るのに同情して五圓呉れて遣たと云ふ事も判たが河野に呉れた金は偽造ではないらしい。そして其日の午前十時頃出發したが徒歩で行たから今頃漸く箱根町であろ、そして見ると今夜は箱根町か芦の湯附近へ一泊するだらうと云ふ事有た。

而し斯んな事を聞て居た爲め山中で夕方になつて來たが是迄突付けると假令箱根の山中でも又た日が暮れようが夜が明けようが其の本人の手を握つて捕繩を付る迄は刑事は逆も置く氣にならん勝池刑事は「署長私は之から箱根へ遣て貰ひます翌朝迄には屹度伴れて歸りますから」と署長と分れて箱根へ登つた五尺五寸の勝池部長の體軀は一足に三尺位宛右手に薪の棒を杖としてグン／＼登つて行たが箱根町へ這入る頃には日はトツブリ暮れて仕舞た昔でさへ難所の箱根夕方になつたら通行する人はないのに今日此の山道は夕方になつたら通る人は一人もなく聽て見度いにも手段がない漸く箱根の町へ這入て聽て見ると犯人の服裝が服裝だから何所で聽ても通た事が判つた段々町を外れる所迄行て聽て見ると姥子温泉の方へ行たらしい。もう斯うなると犯人も鷹に追はれた雀の様なもので刑事は姥子へ漸く辿り着いて入口の所から聽て見ると其所に土工部屋が有つて之へ泊たらしいと云ふ話を聽た時は海軍將校の服裝した奴が土工部屋へ泊るとは如何にも合點が行かなかつたが靜かに忍び寄つて外から覗くと座り込んで居つたから苦もなく押へて仕舞た押へて見ると海軍將校の服裝ではなく船員服の腕に三本帽子に二本の金線ある服で有たが何う調べても外に偽造銀貨はなく兎に角警察署へ伴れ戻つて調べて見ると東京淺草向柳原町の藤谷新一當廿九年と云ふ者で窃盜前科は四犯もある男で有たが奴の犯罪は其の時窃盜が八件被害金額貳千參百餘圓詐欺一件有たが銀貨に付ては何所で請取たものか判らんが財布に有たものを知らないで使たものだと云ふて何うしても其の出所を知る事は出来なかつた。

野

刑事調査の技術優秀の輩は常に能く活動するとせざるの差よりも小なり技術の幾分劣れる刑事が優秀なる刑事を凌ぐ成績を収めつゝあるは何れも骨身を惜まず活動せらるゝ結果にして本件犯人逮捕は當該刑事部長の努力を意とせざる所より得たる拾得物なり

二五、犯人捜査は時機を失せぬが肝心

大正十二年十二月十三日夜田方郡三島町大社前旅館大平亭へ横濱市中村町石井某と云ふ男が投宿して入浴も済まし食事も終て二階座敷で新聞を見て居たが十時頃になると一寸用達に行つて來ると云ふて出た其の時隣室の東京日本橋區濱町寺尾清太郎と云ふ客も不在で有たが寺尾は十一時半頃歸て來て見ると床の間に置いた鞆が無いと云ふて騒ぎ出した其の鞆の中には現金參百七拾圓計りと金時計などを入れて置たとの事有たが何うも斯う云ふ客が時々宿屋などで金品を盗難に罹るが取られる客も今少し貴重品には注意して貰い度いもので吾々警察官が見て居ると宿屋で現金や貴重品を放り出して置いて湯に行く散歩に出る列車内で網棚に大切な品物を置き放して食堂へ行つて三四十分間も歸て來ないものがある爲めに頼まれせないでも之を監視して遣た事が屢々ある寺尾も此等の人と同様に愈々失くなつてから女中を叱り飛ばしたりして女中計りコケの話した警察にも届出た爲め居合せた鈴木刑事は早速宿屋へ行つて一應狀況を聞き取つた上何うも石井が疑はしいと云ふ所から先づ石井が何うして逃たかと云ふ捜査をする爲め電車の切符賣場駿豆線の停車場、自動車、人力車駐在場等を調べて見ると石井の様な洋服を着た若い男が角形の赤革製鞆を提げて沼津驛迄俵夫を雇うて行た事が判つたから沼津行の電車に飛乗つて停車場へ駆け付けると下關行三等急行が五分前に出て仕舞た出札口から驛員等に聞て見ると其の男は名古屋驛迄の三等切符と急行券を買たとの話有たから改札係りなどにも聞て見ると覺は無いけれども切符を買たんでは多分乗車したでしやうとの返事有たから鐵道電話を拜借して静岡、濱松、豊橋の急行停車場勤務の警察官と看察する名古屋へ手配すると同時に其の列車へ恰度同署の勝池部長が他の捜査用件で乗込んで居る事を氣付いたから列車の客扱事務車掌から傳言方を矢張

り鐵道電話で言ふて遣つて名古屋へ列車の到着する迄待たけれども發見せないのでの回答で犯人は途中で下車したのか又は名古屋に下車して居ても發見されぬのかも知れぬと思つて三島へ引返したが何うも何んだか物足らん思ひがして堪へられない彼の犯人丈けは判り易い服装で而も左禰顯部上方に貳錢銅貨大の禿があると云ふから誰が見ても判る筈なのに知れぬと云ふと或は奴未だ沼津に居るのかも知れぬぞソウダと點いて又翌朝沼津へ遣て行たそゝして沼津署の藤田部長の應援を求めて今度は遊廓へ行て見たすると一番最後に見た花樓と云ふ貸座敷で時子と云ふ娼妓が前夜出た客が左の鬢に禿は有り年頃二十才前後では有たけれども洋服でなく銘仙の羽織と袴を着た商人風の男で十二時半頃登樓して參拾餘圓費消したそゝして今朝出發したが車で行たけれども俣夫は既に其の客を停車場迄送つて歸て來て居るとの話だ早速俣夫を尋ねて見ると停車場前通り駿東郡役所の門先きで降ろしたとの事有た爲め兩刑事は早速郡役所の前迄駆けて行つて其の近所で聽いて見ると役所前の床屋へ寄つて斬髪した男が夫れだ何分計り前に出たかと聞て見ると今出た計りだと床屋の主人が答へたそら今度こそは停車場だと刑事は停車場へ車駄天の様になつて駆けて行た下りホームは神戸行の列車が驀進して來て今ま停車した所だホームに立た客は下車客の濟まぬのに一番乗して席を占領しよう先を争つて居るのを見ると床屋から出た客は今列車に乗込まうとして居る危機一髪兩刑事はホームに飛込んで其の男の左右の手を捕へた

『君濟まないが一寸驛前の派出所迄來て貰い度い』と遣て見ると若者は眞蒼な顔をして仕舞た調べて見ると此の者は横濱市中村町傳馬船々頭仁助二男伊丹仁二郎當十九年で前陳の犯罪は勿論外餘罪數件を自供したが沼津へ來て早速停車場で切符を買つてから俣夫を返したので驛員も切符を求めたから乗車したものと思ふて居たが彼れは斯うして置けば乗車したと思ふから却て地元の方が安全だと考へて夫れから古着屋へ立寄つて衣類を求め服装を變へて遊廓へ行たのであつた

評

一眼は猫に注ぎ一眼は鍋に注げとは古人が萬全の注意を促したる言なり犯人が沼津驛に於て名古屋驛行きの乗車券を求めたりとて逃走

せし方面の手配のみして終らば鍋を忘れて猫を追ひたると同じく傍の鍋たりし沼津市は何人も注意する者なかるべし斯かる場合多數の人は犯人の既に逃走したるものとして地元を拂ふものなきも鍋の底に隠れたる猫を捕へしは鈴木刑事の活へたる手配なり

二六、嫌疑者は三人の内誰か

大正十二年八月一日の午前二時卅分頃田方郡靜浦村江梨大瀬崎海岸のネコサイ網元締伊藤松五郎の網小屋中央から發火したのを留守番して居た權太郎が發見して消し止めたが其の時元締の伊藤松五郎は二十餘名の漁夫を伴つて沖へ出漁して居たので有た所が自分の小屋から發火したのを海上から見て驚いたは松五郎だつた驚くのも無理はない小屋の中央に棚が有て其所へ松五郎は壹千六百七拾九圓と云ふ大金を置いて薄野呂の權太郎と云ふ十九になる若者に留守番させて來たのだから漁夫に早く船を引返して呉れ實は斯う云ふ譯で大金を焼て仕舞たら大變だと云ふので漁夫に死物狂ひになつて船を漕がして陸へ引返して來た小屋内へ飛込んで見ると中央の棚の下へ夜具から莫産や莖を積んで之に放火したのだが權太郎が必死になつて消して呉れた爲め棚迄は焼けないが扱て棚に置いた折靴の中の現金は一文残らず消へて仕舞つて靴丈け残つて居た事體松五郎は何故其んな大金を海岸の網小屋へ置たかと云ふと漁業が其日限りで打切りで愈々明日は漁夫を解雇するので其の金は漁夫の給金に與へる爲め前日沼津銀行から引出して來たものであつた

そゝして大瀬崎と云ふは部落から非常に離れて居つて駿河灣内へ突き出した岬の様な所であるが陸上から其所へは嶮岨な山計りでなかく行ける所でなく大瀬神社と云ふ祠があるが之れへ參拜するにも船で海上から行くのであるから犯人も船でなくばなかく行ける所でなく發火の原因は確かに放火で有つて犯人は現金を竊取した後ち犯罪を悔す爲め放火して逃走したのであるが竊盜が侵入した時權太郎は何うして居たかと云ふと皆な出漁したから權太郎も共に起きて炊事場で飯焚きして居ると火事が初まつたので彼れは驚いて飛んで行つて火を消した迄の事だが金が有た事は知るかと思つて見ると知て居るとの事であつた

其所で所轄署では事件が事件で有た爲め刑事も司法主任も受持巡査も皆な現場へ出張して調べて見たが其夜他所から船や何んかで犯人が来た模様がない計りか漁夫等より外に金を伊藤が持て来た事を知てる者は三人しかない夫れは今の薄野呂の權太郎と其の網小屋の上に炭焼小屋が有て此所に炭焼をして居た西浦村江梨乙吉二男井沼芳吉當二十九年及其の妻のハル丈けであつて此の三人の内一人だが芳吉は何うして知て居るか云ふと彼れは炭焼業であるが魚が取れると貰うから毎朝来て網引を手傳たのだが其の朝丈けは朝寝して手傳に來なかつたのだ

斯うなると三人の内誰だろーと云ふ事になつたが野呂馬の權太郎の仕事には出來過ぎたが殊に因ると此の野郎金の事だから遣たかも知れぬと云ふ所から權太郎にも嫌疑が懸た芳吉の女房のお春は女だから放火窃盗迄遣る事もあるまいが芳吉も何うして來ないのかと勝池刑事は之を調べて見る事になると芳吉は其の朝馬鹿の權太郎が起しに行く女房の言葉では今出て行たとの事有た爲め權太郎は歸て行たが間もなく芳吉は又た家へ戻て來たから女房が今朝は網を手傳には行かぬのかと聞て見ると今便所へ行たとの事有たが間もなく火事だと云ふ騒ぎで芳吉も飛んで行つて火消を手傳たと云ふ事だ其所で刑事は一應芳吉をも調べて見る氣になつて山へ女房に案内さして芳吉の居る炭小屋迄行く積りで芳吉の家を出て少し登ると其所迄芳吉は山から歸つて來たものと見へて荷物は置いてあるが芳吉の姿が見へないは變だなと刑事は思つて其所から下を見下すと其所は前夜火事の有た松五郎の小屋が手に取る様に見へる所でも白い警察官の服裝をした者が三人計りで小屋の外で權太郎を調べて居るのが能く見へる其所迄芳吉は下つて來て今僅かで自分の家へ着くの此所へ荷物を置いて姿が見へぬのは變だと思つて二三度呼んで見たが返事がないが野郎巡査の多勢居るのを見て居なくなつた所を見ると逃たのかな兎に角芳吉は何うしても調べねばならんとして芳吉の家へ引返して張込んで居ると夕方歸て來たから伴れ出して色々温言を以て尋ねて見ると彼れも流石に取たとは言へぬが自宅迄來て呉れと云ふから勝池、鈴木の兩刑事は芳吉を伴れて彼れの小屋へ行て見ると小屋の裏の木の根の所に新しく掘た所が有た其所を掘て呉れと云ふから土を掘て見ると壹千六百七拾九圓は包紙迄變らずに出て仕舞た審理

の結果芳吉は窃盜放火で徵役五年の處罰を受けたが荷物の有た所で同人が見へなくなつたのは巡査が來て調べて居るが俺に嫌疑は懸て來そうだから一層逃しようかと思つて林に隠れて居たが刑事が歸たから出て來たとの事であつた

評

捜査の注意は微妙の點に及ばざるべからず芳吉が住める小屋と網小屋とは僅か二三丁にして芳吉は便所に入りしと答へ妻と權太郎を欺きて爲したる犯行と着眼せし刑事は終始慎重の注意を拂ひし結果芳吉の荷物のありし場所に至り如何にして芳吉は姿を消したるかの理由を發見し第一の被疑者として効果を奏したるは此所が老練家の手腕と稱すべき所ならんか

二七、上下着物の丈が違ふは變だぞ

犯罪者に聞て見ると巡査や刑事は何んなに變装しても大抵は判る何故判るか聞けば彼等は警察官は人に會うと其の人の履物から帽子迄仔細に注目する癖があると云ふが夫れは何うしても吾人は注意されるとも止める事は出來ない何故かと云ふに行遇た人が何う云ふ服裝をして居たか何を持って居たか後で判らぬ様な刑事は決して甘い仕事は出來ぬものだ本件は小林刑事が未だ奥山分署の佐久間村中部駐在所に勤務して居た當時の事であるが佐久間村に土木工事が有て其所へ西田組が出張して頻りに土木工事を遣て居たから各地から土工がドシ／＼這入て來たが其の中には不良者なども交つて居て濱名郡中瀬村中瀬窃盜前科四犯鈴木善一(當時廿七年)も恩赦に因て刑務所から放免されると其所へ遣て來たけれども善一は放免後稼業を勵まない計りか中部へ情婦を拵へて其所に計り遊んで居るから小林巡査も何時か時機を見て一應説諭を與へようと思つて居ると或る日善一が駄菓子屋に遊んで居たが小林巡査が通り懸つて見ると恰度九月下旬であつたが善一は單衣を二枚重ねて着て居るが下へ着たの上に着たのとは丈も一寸五分も違ふ所を見ると矢張り之も一寸計り短かく出來て居る變だな一上に着たのは上布で下に着て居るのは伊勢崎だが何れも相當價格のものであり乍ら之れは善一が金を出して拵へたとしては大体拵丈は揃へて拵へるものだがと思つたから取敢ず善一を駐

在所へ伴れて来て尋ねて居ると夫れは濱松で買たとか二俣町で求めたものだなどと曖昧な答をして居たが其所へ折能く隣村の巡査が遣て来た爲めに善一を待たし其の巡査に監視を頼んで置いて情婦の家へ行って見ると澤山の衣類を預けて有て其の中には女物なども有た爲めに善一も遂に包むに由なく濱名郡天神町村の農家へ家人の不在中忍入て取て来たものだと言ふ事を申立た外數件の窃盜事件が有た爲め恩赦放免後又た僅かで刑務所へ行く事になつた

探索の道微妙の點に至りては聲なきに閉き貌なきに見るが如き無聲無貌の際に感ぜざるべからざるなり況んや敷ふれば不審の點多々あるも之に心付かざる爲め往々兇賊を逃走せしめたるか如き實例乏しからず故に警察官たるものは賊よ汝爲さんと欲せば汝が爲さんとする所は我眼盡く視る汝が爲さんと欲する所は我盡く知れり汝能く何をか爲さん汝の覺悟なかるべからず善一が出獄後直ちに盗んで着用せる上布の單衣は桁丈共に長かりしが放免せられて自由となりし期間は極めて短かりし憾あり

二二八、鑑札番號が動かぬ證據

被害者の注意深い人と左でない人とは大變に吾人刑事家が捜査を遣て行く上に於て相違のあるものである甚しきに至つては白晝剽盜に出會ても恐怖の餘り犯人の年齢が二十才前後か三十才前後かさへも判らんものがあるのみならず犯人が着て居た衣類が印裨天か和服か夫さへ覺へがないものもあるのである所が是は又た被害者が腹立しさの餘り逃げ行く犯人を見送つて動かさぬ證據を握た實例である
一件は大正十二年十一月十三日縣下濱名郡北濱村五〇番地仙吉長女藤田松代(變名)當十六年が笠井町技藝學校よりの歸途單獨にて午後四時頃笠井町より北濱村寺島を経て中條横須賀を通過し同村貴布禰地内に差蒐りたる際前方より自轉車にて疾走して来た二十才前後の青年に路上にて出會するや間もなく傍らなる桑畑内に引入られ同所に於て強姦を遂げられたのであつたが犯人は松代を辱かして置いて所持の自轉車で後をも見ずに逃て仕舞たのであるが此の時松代は取亂した中にも犯人が逃て行く後ろを見ると自轉車の泥棒には

六五二三と鑑札番號が明記して有た爲め取急いで貴布禰巡査駐在所へ出頭し被害の顛末を申述して告訴の手續をすると同時に犯人が乗車して居た自轉車の鑑札番號を告たのであつた

斯く迄になつて居れば犯人は指名告訴と同様で自轉車の鑑札番號を調べて見ると濱松市常盤十三番地國産織物仲買商小川商店の自轉車で有る事が判明した小川商店に付て探て見ると同家雇人滋賀縣坂田郡島居本村原仲次郎長男平兵衛當廿一年が恰度其の目主用を帯びて北濱村へ行た夕方歸た事及び平兵衛の人相着衣が強姦犯人と寸分違ひない事が判明して苦もなく逮捕した事が有た

今一とつは矢張り之も大正十二年十二月卅日の事である縣下安倍郡長田村丸子新田十番地七右衛門孫茨木鑛一當十四年が祖父七衛門に伴れられて靜岡市へ買物に來たので有たが年末の事で非常に忙かしかつた爲め七衛門は孫の鑛一を一人午後四時半頃宅へ歸らして自分は尙市内の用足をして居たのであるが鑛一は夕方單獨で安倍川橋を渡つて直に左折して安倍川堤防を自宅へ向けて急いだのである

すると安倍川橋の中程から年齢十七八才の番頭風の青年が鑛一の後ろから見へ隠れに付いて來て鑛一が安倍川堤防の人家の無い所へ差蒐ると犯人は鑛一を呼止めて所持金を皆な出せば宜し左でないと殺して仕舞と威したのであるすると鑛一は所持金は一錢もないから堪忍して呉れと泣出して頼へて居たのであるが折よく後ろの方から通行人が見へたので犯人は携へ居た自轉車で雲を霞に逃て仕舞たが鑛一は逃行く犯人を見送ると其の自轉車には二〇〇九と泥除に鑑札番號が記して有て自宅へ歸ると其の由を物語た爲め犯人は靜岡市一番町八十二番地酒類販賣業橋本和作長男周當十七年と云ふ不良少年の所爲で有た事が判明したのである

犯罪者の捜査も本件の如く番號付にて捜査すれば必ず逮捕し得べきものなるも往々にして被害者は犯人の特徴を確實に認め居るにも拘はらず刑事が其の點迄尋ね及ばざる爲め之を語らず數日の後又たは犯人逮捕後に其の特徴ありし事を語り出す事あり犯人々相特徴等を被害者より聽取らんとする場合は身體各部に涉り文身、痘痕、灸痕、義齒、創痕、墨子、瘡、火傷其他不具、痔、啞、左、右利等の別迄詳細に聽取るの要あるなり

二九、被害届は可成早くして欲し

東海道三島の宿は箱根八里を徒歩で越して江戸へ行き來をした頃は相當繁昌を極めた土地で今でも尙昔時を忍ぶ旅籠屋が残り居る此所の菱屋旅館と云ふは主人が室伏清五郎と云ふて古い昔から宿屋營業を遣て居る爲めに客室なども可成澤山有る三島町としたら一流の旅館で有るが此所を常宿と定めて居る縣會議員の某と云ふ紳士が有て大正十二年七月十二日夜例の如く御投宿遊された座敷は極めて奥まつた一等室で其の夜隣室には東京市日本橋區本石町洋品商松本某(變名)と云ふ豪商が居たが夜半三時頃になると松本老人の隣座でミシリ／＼と人が歩く様な音が聞へて來た松本老人はさて變だな今頃女中などが起きて居る時間でも無いのにと思つて耳を聳て聞て居ると廊下で何か遣て居る様で有たが何時の間にか松本老人の襖を「スツ」と開いて其の怪しい者が這入て來た老人は眠た風をして見て居ると夫れは白い詰襟服を着て白いツボンを穿た二十七八才の青年であつたが老人の持て來た鞆を持って行こうと仕掛た時老人は邯鄲だなどと氣付いた爲めに「こら何をするか」と聲を懸けると賊は鞆を投げ出して逃げて仕舞たが之れから騒ぎだ老人は賊が這入たぞと呼立てた爲めに番頭も起きて來る女中も遣て來る騒ぎ御隣の縣議某の御座敷では金が無くなつた金時計も無いと云ふ様な譯で警察署へも深夜に電話で届出が有た折柄宿直中で有た勝池刑事部長は只今菱屋で斯うくと話を巡査から聞て當直室から飛出して菱屋へ行つて状況を尋ねて見ると前陳の通りであるが縣會議員殿の被害は現金其他で見積額六百餘圓との事有たが時刻は何程も経て居ない犯人も未だ遠くへ行くまいと見込んだから早速警察署へ引返して外勤巡査の非常召集を行つた司法主任も飛出して來て自轉車は四方八方へ飛んで行く勝池刑事は之の犯人は或は温泉場のある修善寺村か長岡へでも行きはせぬかと見込んだ爲めに中郷村犬場方面へ追跡したが何うも犯人が其の方向へ逃げた形跡がない此んな事で時刻を過したら取返しが付かんから引返へせよと思つて自轉車の把手は右轉回された又たセツセトペタルを踏んで元來た道を引返して來ると一人職人風の男が自轉車で遣て來たのに會たから「おい君は何所から來たね」私は三島驛から來まし

た疊屋です」と答へた何うだね君今朝白い服を着た若者に會はなかつたかと尋ねて見ると今朝女房が河へ洗ひ物に行くとき變な男が通たとの話して有たが別段委しく女房に聴ても見なんだが私は三島驛前の疊屋ですから今から私の家へ行つて女房に聴て呉れたら能く判らうと云ふて行た刑事は其の疊屋迄行つて聴いて見ると御説へ通り白服着た廿七八才の青年であると云ふ事が知れたが通つた道を尋ねると三島驛へ出ないで尙裾野驛の方へ急いで行た模様だ考へて見ると未だ三島驛一番には上りも下りも相當時間がある裾野驛も矢張り急行列車は停車せぬから之れも一番迄は相當時間が有つて自轉車で駆け付けても間に會はない事はない又た犯人は裾野驛迄行く途中に居るかも知れぬが之れは本署へ電話をして裾野驛の手に配を頼んで置いて陸路を追て見る氣になつた一方所轄署では刑事から電話に因つて自動車へ司法主任から外一二名の巡査を乗せて裾野驛へ駆け付けて見ると居た、待合室に贓品を抱へて平氣で済して居る近寄つて調べて見ると内地語に精通せぬ鮮人で有て本籍は慶尙南道倭館郡漆谷面入達洞前科窃盜四犯裴雲伊當廿八年で有たが彼れは宿屋へ忍込邯鄲師で地理不案内の爲め押へられたけれども左なくば決して押へられるではなかつたと豪語して居たが餘罪も窃盜九件計り自供したを以て菱屋旅館は表二階に東海客舎と看板の額を懸けてあるが朝鮮には旅館の看板は客舎として有るさうだ夫れが爲めに菱屋旅館で大正十二年中邯鄲事件が有て檢舉した犯人の内鮮人が二名有た

評

犯罪捜査は連絡を失ふに至りては勞して効なく終る事あり本捜査に當該刑事が被疑者の通路を發見し功名を獨占せんとして獨り裾野驛に追跡せんか途中何等かの障害に遭遇し豫定の時間に到着し得ざる事あるを虞れて所轄署より更に一隊の追跡を爲さしめたる

と被害者より届出の速かなりしは本事件檢舉を早からしめたるものにして被害届の迅速ならんことを吾人は常に希望し居るものなり

三〇、一年半掛けて押へた汽車内窃盜

大正十二年の一月から同十三年の七月に懸り本縣移動警察係の刑事を手古摺した汽車内窃盜事件が有た

皮切れが十二年一月卅日午後三時十三分静岡驛に停車中の上り八二列車三等室内で縣下富士郡芝富村月代佐野シゲと云ふ婦人が辨當を買うとして窓から首を出した瞬間に手荷物の上に置いた現金五圓拾五錢位と濱松富士驛間の三等切符を入れた儘財布共に取られて仕舞たのであるが其の次ぎが二月三日午後六時半頃上り八四列車で静岡驛停車中縣下田方郡下狩野村日向一二番地山本福太郎が辨當を買うとして所要の現金を取出し腰掛上に置いた黒革製二つ折財布現金貳百參拾六圓を窓から首を出した瞬間に取られて仕舞た届出が有た三月から四月、五月、六月と毎月其の數を増して行つて六月には庵原郡興津町清見寺畔柳銚一と云ふ男が列車の腰掛に現金八百貳拾圓入りの風呂敷包を静岡驛に停車中一寸とした油断に搔はれて仕舞たのであるが是迄に被害件數は二十件餘に及び被害金品額は貳千餘圓に達したので有た而し此の犯罪が手段も略ぼ一定して居たのであるが先づ犯人の手口は大體静岡驛で辨當購求中被害者が窓から首を出す其の時財布が墓口を一寸腰掛の上に置くもので其の油断に墓口を搔拂うて直ちに客室を他の三等に替るか又は下車して仕舞うのと尙一とつは列車の網棚の下へ洋服やオーバコート等を吊して有るが其のポケット内にある財布の類を狙うので其の被害が停車中又は列車の進行中チョイ／＼遣られるのであつたが其の被害が縣下大井川以東富士川以西の間だ驛名で云ふと先づ島田驛から由比驛附近迄の間で移動係の刑事が乗務を終つて歸つて來ると今日も「タレ」が出たと云ふては來る此のタレが出たと云ふのは被害届が出たと云ふ隠語であるが何の刑事も皆なタレを背負て來るので有て勿論夫迄に停車場の張込も遣て居るし停車前に構内へ刑事を出して置いて列車が停車すると車内へ飛込んで辨當や茶を買う客の周圍を警戒して見たが何うしても判らない或は刑事の面を知つて居る奴かも知れない又た静岡で計り飛乗つて注意して見ても判るまいと云ふ所から移動係の刑事は西は金谷驛東は由比、蒲原驛附近迄行つては静岡驛へ引返して來て停車中を注意して居たが運がない時は駄目なもので何んなに焦つても効果が擧らないのみか犯罪の方はドシ／＼發生して七月も八月も相當の件數に上つて來た九月一日に關東地方の大震災が有て避難者救護の爲め一時捜査は頓挫して仕舞たが九月も十月も矢張り被害が有て十一月から十二月へ懸けてビツタリ犯罪が止んで仕舞た而し此の汽車内犯罪に就ては移

動係の刑事も乗務が終つて歸つて來ても全くビク／＼もので有た何故かと云ふと自分が乘つて來た列車で遣られる其のタレが濱松驛か又は沼津驛へ行つて出た來るのだから全く安心が出来ない所が昨年六月十三日に東海道線金谷驛で汽車内専門の窃盜犯岡村元一を押へて來た間もなく同月二十一日に神奈川縣藤澤驛附近の列車中で共犯の平松喜一を逮捕した是等は汽車内犯罪を職業的に遣て居つたSS團の團員で有た此の兩人の自供から吉田寅吉などと云ふ奴も捕へたが而しSS團の奴等が自供した犯罪を此の停車中に買はれる財布買ひの犯罪と全然手段が違つて居た爲めに犯人は無論他の者だとは思つて居たが的確に當りは付かなかつたけれども昨年六月廿一日の事であるが東京府下豊多摩郡中野町橋場西尾光胤が東海道線石部隧道附近で洋服のポケットに現金約七拾圓を容れ窓際に吊して置いた財布を抜き取られた事件が有たが其の時乗務して居た移動係が調べて見ると藤枝驛か焼津驛から乗車した卅歳前後の男が隧道を列車が進行中車室を更へたと云ふ事を乗務の掃除夫が見て告げて來た其の男の人相が停車中置き買をする奴に似て居つて犯人は焼津か藤枝附近から乗車して來るものではなからうかと云ふ見込は付た事が有たけれども夫れ以上に捜査は進展しなかつたが大正十三年一月になつても又たボツ／＼東西からタレが出て來るけれども「ダイガラ」は依然として判らない此のダイガラと云ふのは被害品を入れて有た財布とか財布中に有た書類の様なもの又は之を包んだ帛紗とか風呂敷のようなものを隠語では「ダイガラ」と云ふのであるが又た大正十三年一月には皇室に御慶事が有つて兩陛下には沼津御用邸に御遊幸中であらせられた爲めに列車専門の刑事係は犯人のように列車内計り専門に遣て居る譯にも行かず捜査は種々なる故障が有て進行せなかつたのが大正十三年七月十三日午後五時七分静岡驛發下り七九列車内で此の犯人を逮捕する事が出來た天網は恢々疎にして洩さずと云ふが此の邊の事であらう犯人は本籍縣下安倍郡久能村根古屋四四當時志太郡大洲村土瑞五九〇寄留青物乾物商石川傳作當廿八年で有て久しく逮捕を免がれて居たのは洋服のポケットを探るにも決して列車の進行中は遣らない列車が停車して乗車するもあれば下車客もある乗客も一齊に停車場のホームに視線を轉する瞬間に窓際に立つて外を見るような風をしてそつとポケットを探るのであるが此の時ばかりは列車が石部の隧道を抜けて燒

津驛に別けて進行中乗客の一人なる大阪市西區阿波座三番地二一小西虎吉が窓際に吊して有た洋服のポケットから革製財布現金貳拾圓入り取出したのであつて進行中に遣た爲め隣席に居る東京府下豊多摩郡澁谷町の横川龍雄當廿八年が現認したけれども被加害者が脊を合せて座席に腰を下して居る爲めに被害者に知らしめて遣る事が出来なかつたが列車が焼津驛へ停車すると犯人は彷徨として出て行た爲めに横川は被害者に其の趣を告げた爲め列車内の乗客は總立ちになつて泥棒々々と騒ぎ立た列車から被害者も飛下りて來て跨線橋へ足を懸けた犯人を引捕へた驛員も應援すると云ふ工合で小西は財布を取戻そうとすると犯人は何時の間にか財布を列車の下へ投げ捨て仕舞つて乃公は知らんと云ひ出したが多勢の内では財布を投た所を見たものが有て捨た／＼と騒がれて遂に同乗して居た移動係の村松刑事の繩が懸た譯であつたが其夜直ちに當刑事課に引致して取調べて見ると大正十二年一月から十三年七月十三日迄の間に犯罪件數四十八件被害金額參千餘圓に及んだ大犯罪者で有たが逮捕犯人引致中刑事の注意が披た所が有た夫れは十三日夜に犯人を取押へて一時燒津驛前巡查駐在所へ犯人を連れ込んで上り列車を待つべく休憩して居ると傳作は便所へ遣て呉れと頼む爲め駐在所の裏の田浦へ出て大便を遣らしたすると其所へ本人は所持して居た現金貳百七拾圓丈けを財布から抜き出して捨て來たのであるが所持金を刑事課に來て調べて見ると六拾餘圓持つて居る爲めに別に不審も抱かなかつたが十四日の朝農夫が田浦で貳百餘圓の現金を拾得して燒津驛前駐在所に届出た其の拾得した場所が又た前夜傳作に大便を遣らした所であつた爲め取調べて見ると傳作が洋山の現金を所持して居つて出所を尋ねられた際申開きが出来ぬ所から捨てたと云ふ事が判つて仕舞たけれども犯人が便所へ遣入る時などは看視巡查は餘程注意すべき事である

而し吾人は一犯罪事件を検擧した毎に捜査上色々な知識を得るものであるが傳作の家へガサ(家宅搜索)を入れて見ると古い洋服冬向のものが一着有たが新しいワイシャツとズボン、ネクタイなどは夏物も冬物もあるのに洋服の無いのは不審に感じたが本人が列車に乗る時襯衣一枚にズボンを穿た儘乗車して居たのは他人が脱で吊してある洋服のポケットを探るに都合がよいからであつて本人がワイシャツやネクタイのみを買求

めて洋服を作らなかつたのはそうと云つて自供はせなかつたがワイシャツ丈けで列車に乗込んで仕事を爲めであつたろうと思はれた

夫れから傳作は何うして此の様に多數の犯罪をするに人目の多い列車内で現行を發見されなかつたか云ふと彼れは列車の進行中は決して犯行を遣らなかつた列車が停車場構内に這入つて停車すると乗降客が有つて降るものは急いで降る爲めに車内で何うして居つても其んな事には目は付けん又た乗車した客は空席を求めて外のものには目に入れない他の乗客は停車した瞬間には齊しく停車場のホームに注目する此の隙を狙つたものであつて進行中遣たのが失敗だつたと云ふて居た

夫れから彼の犯罪は靜岡驛停車中が最も多かつたが夫れは靜岡驛が最も乗降客が多く構内に辨當賣りが居つて靜岡驛へ列車が到着すると乗客は言ひ合ひたように辨當を求めるのであるが其の客が又た驛賣りの手から辨當や茶を請取るときは何うも財布の類を腰掛に置き易い其の油断に乗じたのであるが夫れが爲め藤枝、江尻驛間のみを往復して居たもので夫れより東西へ行かなかつたのは一日の内に何回も靜岡驛へ來なければ彼の仕事が出来なかつたので又た傳作は客が窓際に洋服かオーバを吊してあると段々隣席へ行つて其の洋服を吊してある所の後ろの席が空くのを待て居る其所が中間驛で空けば直ぐ停車中外を見る様な風を装うて財布の有無を探りあれば取て仕舞つて他の三等へ乗替るが何うしても洋服を吊してある被害者の後ろが空かない時は靜岡驛迄來ると靜岡は大驛であるから大抵客が降りて其所が空くから靜岡では何時でも取て仕舞たと云ふて居たが而し夫れが大抵車室の後方か前方の隅で二つか三つ目の腰掛に多く車室の中央や二等室は丸つきりなかつた

尙ほ又た石川傳作の犯罪は之れが初犯で有て能く斯う大膽に毎日職業のように列車に乗て居たかと云ふと最初は全く偶發的のもので婦人が靜岡驛に停車中腰掛に置いて有た墓口を取て見ると案内容易く遣れて何人にも發見されず濟んだ所から味を覺へたと云ふて居たが傳作は車内に刑事の居る事は注意せなかつたかと聞て見ると移動警察なぞと云ふ事は頭になかつたらしい位であつて勿論刑事の顔も知らなかつたのである夫れか

ら又大正十二年十一月中犯罪が一件もなく不思議に思うて居た夫れは十一月六日に傳作は豫備召集で軍隊へ這入て十一月廿七日に除隊になつたからであつた

評

本資料は投稿者が本文中に記載したる如く一事件毎に異りたる知識を會得せしものを集めて參考に供せんとするものにして捜査の如何にして成功したるか將た失敗に終りたるか犯者は其の際如何にして證據を湮滅したるか如何なる機會に乗せられたるか進んでは犯者の心理は如何當該捜査官の感想は如何と云ふ點迄も偽らず飾らず記載せしことを感謝す

三二、刑事は畠を澤山作れ

刑事には畠と云ふものがある之れは刑事巡査が毎日管内を廻つて歩いて犯罪事件を聞き込む所を言ふのであるが此の畠と云ふのは農家とか商家と云ふのは割合に少なく飲食店、料理店、藝妓屋、待合茶屋、貸座敷等が多いを以て刑事は此の畠を數年苦心して拵へ上たものが何うしても檢舉率が多いようである大正十三年一月十八日三島警察署の勝池刑事部長は例に依つて畠廻りを爲め三島町六反田飲食店三角亭事飯塚ツヤ方へ遣て行た見れば庭に米俵が四俵も積である磊落な勝池部長は之を見るとヤ、御内儀澤山米を買込んだ嘯是丈有つて半年位は遊んで喰べて居てもよいぞ今米は一俵幾何だといと云ふ様な話を初めると旦那此の米は今月九日夜長泉村竹原の長島謙次郎(當卅年)が持て來たんですがね何んでも其夜十一頃車に積んで挽いて來て是非買て是れと云ふじや、有りませんか餘り時間も遅し嫌だと思ひましたが彼の男には貸しもありますから取て置きましたすると又其夜十二時頃迄に酒を二本も飲で歸つて行きましたと云ふ話を聞くとサ、堪らない勝池部長の丸い眼玉が一層丸く光つたナ、謙次郎が米を持て來たそ、かと云ふ返事が出たかと思つても聞もなく謙次郎は三島警察署の奥まつた刑事室で勝池部長と鈴木刑事の前へ座つて調べられて居た

所が謙次郎が米を持て來た夜長泉村下土狩渡邊源次郎方の物置から發火して折柄當夜は雨上りの強風が吹た爲め隣家木村善太郎方へ飛火して住家一棟を焼き又北隣りの高橋助五郎方の灰小屋も焼て仕舞た渡邊善次郎

方では物置一棟廬舎一棟馬一頭を焼殺して仕舞たが消防組が必死の働きで辛くも消し止める事を得たが發火の原因が更に判ない爲め所轄沼津警察署でも原因調査に苦心して居たので有た渡邊方の物置に有たのもは皆焼て仕舞た爲めに盜難被害が有るのか無いのか其んな事は判らない爲めに盜盜が罪跡を蔽ふ爲めの放火などとはてんで氣が付きようもない

謙次郎を捕へた三島警察署では謙次に米は何所から持て來たのかと云ふのを極力調べて居た何故謙次郎が米を賣たからと云ふて警察は直ちに彼れを同行して取調べをするのかと疑を抱くも無理ではないが謙次郎は盜盜横領等の前科が有て日傭稼をして居るが米などは其日々に買て喰ふので四俵も纏めて賣れる身でないから疑はれたのであるが最初は盜た場所をナカ、申立ない彼所だ此所だと云ふから其所を調べて見ても被害がない段々調べが進むに伴つて何うしても隠す事が出來ない爲めに渡邊源次郎の物置から盜て來た事を申立たが謙次郎が米を盜た夜に其の物置が焼けて居るから野郎付けたなと感付かれるは當然だ

謙次郎は米を盜て置いて三島町へ持て來て其の歸り懸けに渡邊の家の物置へ又た這入つて蠶具が有た爲めに放火したので有つたを以て戸を締めて置いて自宅へ歸つて寢て仕舞た夫れから約一時間も過ぎてから警鐘が鳴り出した爲めに女房に起されて行つて消防を手傳た爲めにナカ、放火の事實は自供せなかつたが遂に包む事もなす有た次第を申立たので盜盜及放火犯として送局されたのである

評

舊來の捜査には間際捜査と稱する捜査方法あり間隙とは譯者即ち犬と稱するものにして刑事巡査の走狗となり事件あるに際し探偵に従事したるものにして或る時代之に公然辭令を交付したる例ありと聞く譯者を利用するは極めて弊害多く利する所尠かりし爲め現行刑法の改正せらるゝ當時より之を使用するを嚴禁せられ全く譯者は使用するものなきに至れり然れども刑事係は一人の眼一人の手足を以て數百數千の犯罪を捜査するは至難なる爲め刑事は所謂畠なるものを作り犯罪者が常に宿屋、料理店、飲食店、藝妓屋貸座敷等へ多く出入するを以て平取締營業者に對し醉漢の暴行強請等を爲すものを退け保護を加へ犯罪嫌疑者を發見せる場合等は必ず刑事に密告せしむるものなるが刑事巡査たるもの警察宣告の第二項は常に頭腦より去らしめざるが肝要なり

三二、油断のならぬ電話詐欺

七六

大正十二年夏の事である。沼津市上土酒井忠祐と云ふ人は富士水電株式會社重役で有て又た富士郡原田製紙會社の役員を勤めて居る爲めに毎日沼津の自宅から汽車で原田製紙へ通つて居る人だつたが或日主人は何事も別に言ひ置いて行た譯ではなかつたのに午前十時頃になると沼津市内にある富士水電株式會社へ電話が懸た。其の話を社員が聽て見ると自分は酒井だが今日急に千圓計り現金が入用だから僕の家内に話して金を會社の給仕杉山に持たせ正午十二時迄に鈴川の電氣工散宿所迄届けるよう話して呉れと言ふて來た爲めに水電の社員は酒井重役の電話と申うたから早速其話を留守宅へ通じたので有たが酒井氏の妻君は何うも不審だ主人が千圓計りの金を懸々宅迄謂うて來ないでも入用が出来たら會社の方で一時融通位は出來そうなものだと思ふたから早速會社へ出て來て水電の電話で主人を呼出して話で見ると其んな事謂ふて遣た覺へはないとの返事である爲め其の趣きを警察署へ話して來た。

斯うなると何所の刑事室も活氣付いて來るものではから此の電話詐欺の犯人を捕へる様命令を受けたのが沼津署の捕刑事で有た同刑事は早速印袴纏股引と云ふ勞働者風に變裝して水電の杉山給仕に包を持たして先へ遣り見へ隠れに付いて行たが沼津驛から汽車の内に納つて仕舞たを以て捕刑事はビール二本と餅を買つて汽車内で喇叭を吹き初めた此所が刑事の巧な所と思ふと云ふのは其の汽車内に犯人は居ないものとも定めが付かぬと同時に指定した鈴川停車場に待て居ると極たものでもない何時何所に何うして犯人は刑事の活動を注意して居るのか判らんのだから汽車中給仕の杉山と話し懸たり又給仕の方へ無暗に視線を移すのは大禁物だ其んな考へから捕刑事は一本のビールを空にして別に酔た譯ではないが酔た風を裝ふて車中は遣て來たが鈴川へ降る迄別に何の變た事もなかつた給仕の杉山は停車場へ下ると驛前の工夫散宿所へ這入て酒井重役の使が來たら此の包を渡して呉れと言ふて散宿所の妻君に包を頼んで其所を出て來た之れで杉山給仕の役目は濟んだからトットと給仕は次ぎの汽車で沼津へ歸る事になつたが捕刑事が活躍する舞臺は是からだ刑事は

停車場の待合室で誰か待つ様な風で頻りに散宿所に注意して居ると次ぎの上り列車から降りた車夫が散宿所へ這入た刑事は御出たぞと思つて見て居ると車夫は杉山給仕が托して行つた風呂敷包を散宿所から請取つて出て來たのである刑事は此の時決して慌てない車夫が何所へ行くか夫れを尾行する事になつて見て居ると車夫は次ぎの富士驛迄の切符を買つた刑事も又た富士驛迄の切符を買つて汽車に乗込んで富士驛へ行くと車夫は列車が止ると直ぐ降りて行くから刑事もビール罎を提げ込んで手拭でダラシのない鉢巻をして其の後に續いてホームを出たが誰も車夫から其の包を受取るうとするものがない變だナアと思ふ間に汽車は發車信號を初めたすると車窓から首を出した洋服姿の男が車夫を呼んで「オーイ車屋さん此所だ」と叫ぶと車夫は後ろを振り返つて發車間際であるから線路の中に飛込んで其の包を渡す男は五拾錢銀貨一個を更に酒手と云ふて車夫に呉れた爲め車夫は中腰になつて禮を謂つて居る之を眺めた捕刑事は占た野郎犯人は彼だなど胸の中で叫んだが如何にも下車するとき車中に何か忘れものをしたように「オット忘れた」と獨言謂ひ乍ら動き出した列車に飛付た汽車はとうとう發車したが犯人は所謂袋の中の鼠だつた。次ぎの岩淵驛で列車から降り降して調べて見ると此の古新聞紙包みを千兩の包と思ふて嬉しがつて車夫から受取り而も車夫の日當貳圓と酒手五拾錢を奮發して揚句用も無いのに富士驛から静岡驛迄の切符を買つて此の犯跡を晦そうと企た間拔男は庵原郡蒲原町土木請負業齋藤貞數當卅八年と云ふ者でお負けに徵役二年の言渡はチト本人には利たらしかつた而し犯人の計畫する所は吾人の想像と何時も反して居る此の齋藤は久しく沼津市上土の淺田屋と云ふ宿屋に泊つて居つて毎日酒井が出勤する所を見て居る而も其日も酒井が出る所を見て鈴川迄尾行して其所から電話を懸たもので本人は車夫から包を受取るとき車夫が下り列車から降る前に見たけれども萬一發覺して刑事でも付いて居つては大變だと思ふから多くの客に紛れて列車へ乗り込んで自分の頼んだ車夫の降りるのを見て居ると車夫は誰とも話もせず跨線橋を越して下りて行く先づ是ならば安心だと見た爲めに車窓から包を受取つたのであるが如何になんでもビール罎を提げた酔拂ひ男が刑事とは思はなかつたとの事である。

七七

本件に關し捕刑事の變裝は幸ひにして犯人たりし齋藤が同刑事を知らざりし爲め極めて手際よく逮捕するを得たるが斯かる事件は常に刑事調査の類も知れる犯人が企つる事あれば極端なる變裝は時に考慮せざるべからず
而して捕刑事は餘川驛に於て散宿所に包を受取りに來りたる車夫を直ちに取調べす富士驛迄尾行し終始一貫沈着なる態度を採りたるは本捜査の功を奏したる最も重なる點なり

三三、御目見得詐欺犯人の拾ひ物

日進月歩の世の中で文明は日に／＼進んで行く夫れに伴れて犯罪が又た新しい方法で行はれる内にも詐欺罪は極めて種々なる新しい手段が講せられるようになって來た大正十二年九月の關東地方大震災後は犯罪者が震災の爲め東京を焼け出されて來たと云ふては各地に入り込んだものであるが之れも又た震災を種にした犯罪で有た

時は大正十二年九月下旬廣島市内に居住する東京本所押上町廿六番地岩田義太郎は同縣賀茂郡廣村料理店及藝妓置屋住吉事住吉爲次郎方へ行つて自分は今回の震災に東京から當地の縁者を尋ねて來たものであるが此所で商法を初める考へだけれども少し都合が能くない爲め妹ハルを藝妓にしたいと云ふて戸籍謄本を示して交渉した住吉の方でも當時藝妓を抱へたいと云ふて居た矢先であるから取敢す玉を見度と云ふのでハルを伴いて行くと女は美人で年は二十一歳三味線を持たせて見ると太いも細いも運者のものだ住吉の主人はすつかり乗氣になつて前借の交渉をすると貳千圓計り欲しいと云ふ事でも有たが玉は流石に神田の水育もと云ふ江戸ッ兒だから主人も承諾して手を拍つ事になつた所が最初五百圓計り支度料が欲しいと云ふので五百圓を渡し戸籍謄本も取り立派に保證人も立つて公證役場へ出て公正證書を作製して契約を済した其所でオハルは春子と云ふ源氏名が付いて御座敷へ左棲を取つて行く事になつたが契約が出来て三日目に金も渡して春子は同地一流の料理屋から口が懸つて御座敷へ出る事になつた三味線を抱へた箱屋に送られて行た切り戻つて來ない

住吉では彼所此所へ電話を懸て見たが行衛が知れぬ爲めに兄の義太郎方へ尋ねて見ると兄と云ふ奴も家を疊んで逃て仕舞て跡形もなくなつて居る住吉では五百圓も手金を張た女に逃られたから早速戸籍謄本の通り東京本所押上町廿六番地岩田義太郎と云ふ者があるか否を調べて見ると該氏名の者はあるが實物の岩田は妹を藝妓にする様な男でない計りか妹のハルは既に他人の内縁の妻女となつて居つて何人か々岩田の家の戸籍謄本を用ひて詐欺をしたもので有た事が判つた

今度は此の犯人が九州へ移つて福岡縣下西戸崎町驛前料理店若葉方へ行つて東京本所區林町二丁目十番地勝田半三郎と稱して妻ワカを酌婦にすると偽つて前借金參百圓を詐取して逃走した

其の次に此の奴等が大阪へ這入て來たを以て大正十二年十二月下旬福岡縣築紫郡那珂村東光寺二五四日下部善三郎と稱して同府下布施村へ一戸を構へ妻ワカ及老婆一人の三人暮して居た一寸其の住家を見ると箆鏡臺等を並べて小綺麗な生活をして居たが廣島から九州で取て來た金が失くなつて來た爲めにポツ／＼又た初めた今度は妻のワカを妹だと振込で奈良縣吉野郡天川村川今藝妓屋榊井宇吉方へ藝妓奉公に出すと云ふ契約で南區南波川原町中島豊三郎の周旋で一ケ年間六百五拾圓前借して住込ませる事にしたが之れも矢張り店へ出てから三日目に客に呼ばれて出た儘逃て仕舞た

ソ／＼して彼等は逃る前に其の土地の家具店から夜具だ箆筒を仕入込んで一文も代金を支拂す逃て來るのが常套手段になつて居たが大阪から逃走する時僅かな荷物を運送店に托し縣下沼津驛前運送店へ送たのが運の盡となつて仕舞たのであつた

奈良縣の榊井屋では六百五拾圓も金を注だ玉が逃て仕舞た爲め八方搜索をすると日下部親子は荷物を大阪驛へ出して其所から本縣の沼津驛前運送店丸京留置きで送た事を突止た爲め靜岡縣へ遣て來て沼津驛前丸京運送店を尋ねて見ると荷物は二三日前に三島町宮町の或る家迄貨物自動車で届けた事が知れた爲め其所を尋ねて見ると家主に一ヶ月參拾圓の家賃を拂つて家を借りたが一晚居つて何所かに越して仕舞つ爲ため其の後何所へ逃たか判らぬと云ふ事で悄然榊井宇吉は所轄三島警察署に其趣きを届出て來た此の届出を受理した所轄

署では刑事を八方に出して捜査して見ると同町田町に數日前轉居して來た銀行員梅田と云ふ者が有之れが何うも目下部善三郎らしい所から丸京運送店の店員等に就き捜査を繼續して居ると捜査中に彼等は又た家を仕舞て何所かに越そうとしたから引捕へて調べて見ると男は東京本所區番場町戸主製帽業野口松五郎當卅四年女は千葉縣海上郡飯岡町下長井（松五郎内縁の妻元藝妓）伊藤ワカ當卅三年で彼等は次ぎの犯罪を企て居る爲め既に東京府下南葛飾郡吾嬭町清地二一九番地梅田保三郎の戸籍謄本を所持して居つて野口は自ら梅田と詐稱して妻のワカを妹と言ひ觸して居たが天網は遂に四度目の犯罪は許さなかつた

彼等は何うして斯う云ふ様な事を遣るかと調べて見ると先づ戸籍役場に行つて戸籍閲覧料金を支拂つて戸籍簿を見て卅四五の男と廿二年の女のある家の戸籍を見て來るソツして後に其の謄本を郵便で請求して取る夫れから野口が目下部善三郎になると女は其の妹ミツになり濟して藝妓屋へ拘へて貰うように交渉する愈交渉が纏まると公證役場へ行つて契約をして公正證書を作製するソツして相手方を安心さして置いて何時も悠々犯罪をして逃て居たのである

文明の進むに従ひ輕躁浮薄の徒輩出し口に仁義を説くと雖も心虎狼の如く所謂羊頭を掲げて狗肉を賣するの類狂んに現はれ詐欺罪の如き知能的犯罪の増加するは免かれざる所なり犯罪事件中詐欺取財犯罪手段多く又た巧妙に行はるゝものなし本犯罪の如きは行ふに易く檢事極めて困難なり而るに天網は疎なりと雖も能く斯かる犯罪者も其の網中より脱せしめざるを愉快とす

三四、其の手は喰ない虚偽の強盜

大正六年中の事有た小笠原郡倉真村に發生した強盜事件であるが夫れが又た面白い如何に農村の離れ家とは言へ白晝而も午後二時頃強盜犯人が押入たと届出である恰度六月の下旬で田は一面の青田となり其の上を涼しい風が吹て來て南向の家は涼しい良い風が吹入る時であるのに此の事件の被害者倉真村農松浦清次郎（變名）方へは涼風どころか強盜が這入り込んだのであるから直ちに其の日の夕方所轄掛川警察署へ其旨届出る事となつたが事件の要領は斯うである清次郎の家は先にも述べた通り農家であるから一家は田草取りに

田浦へ出たのであるが隣村の西郷村へ嫁入らした娘チヨ當卅五年が田植上りの休みに來て居つて此のチヨが一人残つて留守居をして居ると午後二時頃犯人は前の細道から田浦の中を涉つて來て座敷に居た娘チヨを捕へて其の家に有た車の荷繩で身体をグル／＼捲きに縛つて土間に轉がして置いて箆筒に仕舞て有た五拾圓を強奪逃走して仕舞たと云ふのである犯人の人相や着衣も被害者の娘チヨが詳細に申立て居たが現場を見ると板の間には大きな十文位の足袋を履た儘の泥足跡が極めて亂雑に附いて居たのみで他に遺留品も何もないのであるが何うも此の事件は疑問の多い事件で有た何う云ふ點か疑問かと云ふと假令白晝とは言へ強盜が侵入して婦人一人が居た計りであるに車の荷繩を外して恰度蜘蛛が網に懸つた虫を糸で捲き付けるようにグル／＼捲いて倒して置くのも可笑しい而しチヨを縛るには他人が縛つたやうである本人が自身で縛つたものではないと見た夫れはチヨが自身で縛つたとしては此の様に幾回も身体に繩を捲付ける事も出来ない殊に此の被害事件を發見した時チヨは土間で頻死の状態に陥て居たが之れが狂言としては少しく念入りの様に思はれた何故なれば此の儘尙一二時間も放任して置けばチヨは死んだかも知れぬと云ふ状態で有たから何う見ても自身で身体を縛つて土間に轉ろがつて斯く迄居る筈がないと思はれたからであつたが板の間にある足跡も又た變たと云ふのが警察の最も疑ふ所であつた此の事件の取調に當たのが當時掛川警察署詰藤川警部補及後藤刑事の二人であつて板の間にある泥の足痕を仔細に研究すると右足跡と左足跡と對照して見て行くと歩幅が一尺の所もあれば五寸の所もある何も見ても歩いたものでなく板の間へ立て居て足踏をして居た足痕と見へるが而しチヨの足痕よりは搖かに大きさが違うけれどもチヨの狂言らしく見へる所から嚴重にチヨを調べて見ると其の申立は決して虚偽ではない強盜が來たに相違ないが其の犯人は申立て憎いから今迄包んで居たけれども實は今日迄所在不明になつて居る實兄の清作が來たのであると申立初めた此の清作が又た強盜前科一犯を有する無頼漢であるから斯うなつて來るとチヨの供述に迷されて清作の所在捜査を初め出したりするものだが其所が老練な後藤刑事は假令被害者が清作の所爲だと申立てても之は首肯する事は出来ない犯人が實兄なれば尙更妹を荒繩で斯の様に堅く縛たり又た座敷へ泥足で上つて捜索をするなぞと云ふ事はない殊に足痕

は犯人が歩き乍ら印象したものでなく停止して居つて此所へも此所へも自分の氣の付た所へ泥足で押捺した足痕は是れが虚偽の届出だと云ふ論より證據の材料だと云ふ所からチヨの身邊を捜査すると共に其の身体を仔細に調べて見ると足に少し泥が付いて居る前の田甫を犯人が涉つて來たと云ふのに田甫には犯人が通過したと思ふ所がない段々と斯う云ふ工合に疑が増して來たから夜に入つて諄々と諭して見ると彼れは現在の良人と同様以來生計豊かでない爲めに生家の兄が仕舞ひありし現金五拾圓を篋の抽斗より取出したが家族の不在中篋の金を取た爲め嫌疑は自分に懸るは極つて居る夫れを避ける爲め強盜が侵入して金を取られたと虚偽の申告をするに至つたもので足痕の大きかつたのは兄の十文の足袋を自分の足に履いて田甫中で泥を付けて殊更に板の間を汚したもので有た事も判り同人が足袋は同家の床下に投込んであるのを發見したとしてチヨは何うして自分の身体を車の荷繩のような長いもので縛つたかと云ふと彼れは車の荷繩を長く座敷に伸して居つて其の一端から自分が座敷へ轉がつてコロコロと轉がけて捲き付けたものであるが其の後身体を緊縛した儘土間に永い時間轉つて居つた爲め血液の循環を妨げて頻死の状態に陥つて居たのであつたが教育に乏しい婦人とするに斯う云ふ馬鹿な事をするものもあるのには驚かざるを得ない

虚偽の強盜事件にあらざるやと認むる場合は實際にあり得べからざる點に注意すべきものにして本件に關しても板の間にある足痕の歩幅を検査し故意に押捺したるものなることを發見したるは注意深き點なり

三五、捜査には萬般の注意が肝要

兩三年前の事であるが志太郎和田村田尻齋藤ツル(變名)は十年前から横濱市へ出て或る貸座敷に仲居女をして居たが恰度盆祭に相當した爲め墓參をしようとして横濱から遣て來て午後十一時半に焼津驛へ下車したのであるを以て同町城之腰の親戚へ立寄ると久し振りで來た爲めに色々話も重なり盆祭りの事であつた爲め午前一時頃迄居て仕舞た親戚では遅いから泊て行けと頻りに勧められたが子供にも早く會ひ度い爲めに辭退

して其所を出た小川新地と云ふ所迄は城之腰から人家が並んで居る爲め何事もなかつたが其所を外れてから生家迄約十町ある遅いから近道を行こうと思つて田甫道に出て隔離病舎のある所を通ると後ろから一人の男が付いて來たがツルが振返つて見る途端に其男はツルに抱付いた落花狼籍ツルが頻りに藻掻いても屈強の男子に捕へられてはツルは鷹に捕へられた小雀同様トウ／＼尊い物を蹂躪されて仕舞たのみか右手の拇指を骨折させられて午前二時頃焼津町警部補派出所へ取亂れた風で訴へ出た爲め直ちに現場を檢證して見ると焼津造船所と粹に染抜た手拭一筋を遺留して有たが其外之と云ふ手懸になるものは一とつとも無い手拭は早速焼津造船所へ問合せ見ると其年五百筋計り造つて出したが夫れが船大工から船具商漁業家から漁夫の方へも廻つて居つて其の範圍を調べて見ると伊豆から沼津、清水港等迄出て居るが先づ焼津町の居住者に相違ないと想像される事は流して來る犯人でない證據は言語が焼津辯で有た事時間の關係等から見て土地の者に相違ないと見られた事其夜焼津港に他所の漁船が這入て居らなかつた事などが判て來たと此の事件の捜査に従事したのは焼津町の警部補派出所詰員及其の他隣區の駐在巡查で有たが其の中に現時沼津警察署詰岩崎刑事も加はつて居た同氏は他の巡查と協力して同郡和田村の望月信太郎と云ふ男が極めて多淫の男であつて平時見込が能くない爲め之を同行して來て調べて見ると信太郎は其日焼津の競馬場で酔潰れて寝て居た事が判たが此んな事では決して當らぬけれども多情な男を離しては本件犯人を捜査する事は出來ないと見た同氏は焼津町か淫風の盛んな所で有て夫れ前に五六回各所へ夜遣ひ男が這入た事を聞て居つたけれども此んな事件の起る迄は別に問題にもせず聞き流して居たが斯うなつて來ると其夜這男を是非知らねばならぬようになつて來た其所で岩崎刑事は其の夜這男が這入た家を尋ねて行くと彼所へも這入た此所へも這入たと云ふ話が出て來た夫れが又た面白い平時嚴格な顔をして居るお巡りさんが夜這の話を出すものだから裏屋に住む漁夫や労働者の嬢連も面白がつて色々な事を喋り出す内に一人の女が「アノネー旦那、先達八桶の薬科文作さんの所へも夜這が這入てお父さんに小言を喰うと裸体で逃たそーですよ」と云ふ話が出たから同氏は直ちに薬

科文作方へ飛んで行て聞いて見るとそう云ふ事は有たが其の男は城之腰邊の船大工じやなからうかと思ふと云ふ極めて曖昧の話した其所で岩崎刑事は城之腰の船大工、造船場の手拭、是は確かに喰付くと見た爲めに城之腰の船大工數名を嫌疑者としたが其内堀良一兄弟が犯人と年齢が似合つて居つて良一は又た非常に粗暴であるから犯人は大抵之だと睨んだ爲めに良一の内へ遣て行たのであるが良一は女房のある男であるから取敢ず良一を派出所へ同行して來て調べて見ると藁科文作方へ夜這に這入た所親父が途中迄追うて來たから暗夜を幸ひ毆り飛して逃げて來た事は自供した夫れから焼津造船の手拭の事を聞て見ると宅の箆筒に仕舞てある事を答へたから何所にあるかと聞いて見ると女房の箆筒と並べてある黒塗の箆筒がある其の抽斗の下から二番目の抽斗に仕舞てあるとの答へであつた爲めに刑事は行つて調べて見ると手拭は確かに一と筋仕舞てあるが夫れで歸て來て仕舞うようでは探偵の偵打は零だそれなら何うするかと思つたら堀良一は弟も船大工だと云ふ事を前に述べてある焼津造船から兄の良一が手拭一筋を貰へば弟も矢張り一筋貰はねばならぬ筈だ弟の手拭があるかと云ふ點迄踏込んで調べて來る位の考迄持て居て貰はねばならぬ

岩崎刑事は良一の言ふ通り手拭は出たが扱弟の分は何所にあるかと聞いて見ると弟の仕舞た所も同一の場所だして見ると良一が言ふたのは弟の手拭らしいから今度は家族に付いて調べて見ると良一は貰つた手拭を下して使つて居る事が其の女房から知れて來て剛情な良一もトウ／＼強姦傷害を自供した事が有たが處分の結果懲役一年となつた

犯罪捜査は何れの事を見ても最後の瞬間に於て功を奏するもの少からず刑事々々の探偵は廣く深く考慮を練る者に最後の勝を得らるゝものにして或る犯罪事件に於ては到底見込立すとして甲刑事が捨て、願ざるを乙刑事が繼承して遂に犯罪事實を露見したる事例あり宜敷へ各位は犯罪捜査の任に當る場合は熱心に執着し萬般の注意を拂ひ此の遺漏なきを期せらるべし

三六、是は今晚はに違ひない

静岡縣駿東郡御殿場町東田中勝又重次郎方の娘おエイ(變名)は大正十一年に二十才になつたを以て此の両親は女の兒が只一人内の生活は中流以上で何不足なく育てたが良縁が有たら相當の所に嫁入させて両親も早く初孫でも見たいと云ふ所から娘の希望に任せて嫁入衣裳もスツカリ作り上げたが扱て親心と云ふものは妙なもの娘に上等の衣類を澤山拵へて遣ると之を誇り顔に人にも見せたい所から寄り來る人に娘も何所へでも世話して呉れる人が有たら遣り度い衣裳も此の様に出來たと云ふては隣家の人に見せて人が羨むのを見ては両親も娘も心竊かに喜んで居たが其の嫁入仕度は全部居室裏の土藏に仕舞て置いて夜になると娘と母親が其所へ行て寢て居たのである或る夜一と晩其の倉庫を明けて誰も寝なかつた夜に賊が倉庫を明けて娘の嫁入衣裳全部を取て行つて仕舞た夫れで倉庫は何うして戸締を明けたかと云ふと田舎の農家の戸締の悪い事は全く想像以上で而も又た或る所に行くとき夜間障子丈け締めて寢て居る所がある勝又の家も矢張其のお仲間居宅は障子丈け締めて寢たのであるが犯人は最初居室へ忍込んで庭の柱に懸けて有た土藏の鍵を盗んで夫れから倉庫を開いたものである其所で犯人は一人らしいと云ふのは勝又の家から前の田圃へ出て畔道を通つて前の細道迄出た事は判つたが夫れから何れを逃たか更に判らなかつた

而し其の畔道に印象された足痕が又た極めて妙だ普通人は歩行線から足の爪先が外に向つて居る所謂外踏足のものであるのに此の犯人の足痕は歩行線を引て見ると爪先が内側にく／＼に向つて居つて所謂内踏足の歩き方だを以て足痕が割合少さい所から考へると何うも女だ犯人は女に相違ないと云ふ鑑定を下したのであるが此の事件の捜査に當つた刑事は現在沼津警察署に勤務して居る淺野刑事だ

同刑事は先づ足痕の付た終點の細道に立つて考へた此所迄來て自分が若し犯人なら何方へ逃るかと思ふ事を考へて見ると何うしても左の方に行きたくなる其所で若し犯人が左の方へ行たとすれば小山町へ出るのであるが昨夜は非常に暗い晩で此の細道は是から先きは餘程道の案内を知らぬものでも燈火がなくては通れない假

りに此の地方の地理が判らぬものとすれば逆も行けたものではないが何うも犯人の時間は前夜の午後十時頃かと思ふのは足痕の模様や其他の關係を調べて見るとさう思はれて来たから小山町へ通ずる道筋を辿つて提灯を賣る家蠟燭を賣る家を聞いて見たが更に手懸がない而し犯人が御殿場町の東田中から道を迷はないで小山町に出たとすれば今迄自分が聞いて来た所で足取りが取れる筈だが道を迷うたとする或は他所へ出ないとも限らない是れは本道筋丈けでは駄目だと考へたから又た他方を一々聞いて見ると足柄村の或る雜貨店で前夜十時頃六十才先のお婆さんが提灯と蠟燭を買つた其のお婆さんは風呂敷包みの大きなものを背負つて居た事迄知れたけれども此のお婆さん何所のお婆さんが一向に判らないから刑事は焦り乍ら尋ねたがトント手懸がない其所で又た被害者の家へ引返して其の話をして見るとお婆さんだとすると娘の衣類を見せた人がある其の人は石川ヒサと云ふて東京淺草七軒町三番地に住んで居る筈だが元此の田中に居た者で生れは神奈川縣足柄上郡岡木村駒形新谷の者だが娘を東京へ世話するからと言ふて来た事があるが其のお婆さんとすれば小山町にも知れた人があるから或は小山を尋ねたら判るかも知れぬと聞いて淺野刑事は又た元氣百倍して小山町へ駆出したを―してお婆さんの知れた家を一軒々々聞き合せて見ると今朝夜明方遣て来て提灯を預けて行たと云ふ家がある其の提灯を見ると足柄村で買ったものでお婆さんだと書てあるものだ刑事は喜んだ幸先がよいぞお婆さんことあるのは今晩犯人は押へられると云ふのかも知れぬ東京へ行って来よう云ふので小山町から頼末を署長に報告して置いて上り列車へ乗込だ東京へ着いたが午後十一時驛前から淺草行の電車に乗る最う電車も淺草に着た機敏に立廻れば何んでも斯んなもので一方石川ヒサはマサカ其晩刑事が自分の宅へ踏込んで来ようと思はなかつたのが午後の十二時には石川ヒサ老夫婦が問貸して居る淺草七軒町三の二階座敷へ刑事がトツカリ大安座で座り込んだ爲めに婆さんも餘程參たと見へ顔からタラ／＼冷汗を流して居る

刑事は物優しくお婆さん今日は何時に東京に着いたかと遣られると一と堪りもなく品物は少し入質したが大半は其の儘あると申して出した夫れを一々改めて風呂敷に包んで見ると三個の包みで十貫匁近く有たが六十才のお婆さんが能く此の重い荷物を背負て逃たものであつたと驚く程で有た處分の結果此の老婆は懲役一年を言渡された

評

犯罪捜査は苦心を重ね端緒を得ざるまで直ちに放棄すべからず吾人は常に念には念を入れよの教訓を捜査に當り服膺し此に少の疎漏もなき機努めざるべからず熱心なる刑事家には幾んだ謀約人たりし犯人も甘く足を着け提灯の印通り其夜の内には逮捕したるは奇功と云ふべし

三七、馬龜の逃損じ

犯人を押送する場合等は其の通過する道筋をも遑まねばならぬもので決して知らぬ道などを無暗矢鱈に通るものでない當時沼津警察署勤務の藤田刑事部長が元庵原部兩河内村巡查駐在所に勤務して居た當時窃盜常習者前科數犯の鈴木龜吉と云ふを逮捕した事が有た彼れを取押へたのは兩河内村の一番山奥の部落で取押へたのだが夫れが夜の而も十時頃の事だ同氏が現今の様に手腕を有して居らない時代で窃盜犯人を押へた數も未だ片手の指を全部折る事の出来ない頃で有たが押へた犯人は直ちに所屬署へ引立つて來なければならぬのだ鈴木龜吉は馬龜と云ふ綽名に反かぬ大男で身の丈五尺六七寸體量廿有餘貫と云ふ代物だ途中で逃れても困ると思つた爲めに捕繩は十分に施して遣て來たが龜吉は山梨縣生れで夫れ迄馬を曳いて常に兩河内から清水江尻へ荷物を運搬して居た男であつたが例の四十坂の麓迄來ると『旦那之から警察迄行けば大抵は夜が明けて仕舞ひますが夜分の事ですから近道を參りましやう私は毎日馬を曳いて此の坂を越して居ますが馬を伴れないで歩くなら大變近道があります』と話し懸けて來た藤田氏は赴任後六月以上經て居るが未だ其の近道の坂を越した事がない爲めに餘程近いのかと聞いて見ると半里位は近いと云ふ事だつたが同氏は半里位近い丈けなら止めて知つて居る道を行く事になると龜吉は澁々しながら付いて來た漸く夜の明け方に所屬署に到着したを―して犯人を引渡してから聞いて見ると近道には斷崖が有て晝間でも安心して下り得る所でないとの事に段

々取調べて見ると驚くではないか龜吉は途中で巡査を突飛して逃走する考へだつたけれども巡査に油断が見へない爲めトウ／＼警察迄来て仕舞たとの事有た

評

犯人押送の途中に於て被押送者が發病し又は立止り俄かに早足となり或は何處か用便に越くものは多くは逃走を企て居るものなるを以て注意せざるべからざるも常に犯罪者は逃走するものなりとの念慮を一瞬時も忘却せざるものは決して犯人を逃走せしめたる例なし宜敷各位は犯人押送の場合毎時此の犯人丈には決して逃走せしめじとの覺悟を以て其任に當られたし

三八、姉から割れた妹の犯罪

女の虚榮心からは往々萬引又は反物貴金屬類に關する窃盜詐欺等の犯罪が生じて來る事は世間一般の通例である本件も矢張り艶麗な若い女の犯罪であるが大正十三年三月十七日の事有た縣下田方郡三島町吳服店藤田屋と云ふ店へ年齢二十才位の娘が遣て來て金紗と小紋縮緬を見て其の内柄の良いのを二反宛と羽二重羽織裏地一反を選び出して私は只今勝又裁縫女學校へ來て居ります杉山と云ふ者ですが此の金紗と小紋縮緬をお羽織と着物にするですが柄合は此の二反宛の内先生に見て戴いて決定し度いと思ひますから學校へ行て來る内借りて行けますかと遣たのであつた

縣下でも静岡、濱松の様な大市街地であると斯んな事では滅多に高價な反物を四反も五反も持たして遣て仕舞う様な事はない大抵は小僧か番頭に持たして付添せるから此の種の被害を免かるけれども三島町の如きは至つて町も小さく又た客種が極つて居つて貸して遣ても詐欺に罹る様な事はない爲めに藤田屋吳服店では合計で百圓計りのものを持たして遣たが其の娘は裁縫學校へ二往復も三往復もする程時間を懸けてナカ／＼歸て來ない爲めに吳服店では學校へ問合せ見るとさう云ふ生徒はないと云ふ返事有た

サ／＼なるかと先づ以て警察署へ飛んで來て實は是々と云ふて届出る犯人の人相は年頃十九か廿位卷髮の學生らしい娘だが丸顔で一才小綺麗な女だと云ふ事であつた刑事は其日も其翌日も東西に駆け廻たが皆目犯人

の目星が付かなかつたが今度は同月二十日になると三島町市ヶ原メリヤス商一木孝一郎方へ又た今話した様な娘が遣て來てを／＼して男女向きのメリヤス製の襦袢二枚毛糸製の女向襯衣一枚を出さして見たが母親に相談して來るから一寸の時間貸して呉れと云ふて持出した其の時は三島町の小芝町杉山ハルだと云ふて居た又た之れも警察へ届出が有たが人相から年齢の様子が藤田屋吳服店へ來た犯人と同一で而も杉山と云ふ事迄云ふて居つて犯人は同一人だとは思はれた

其所で警察署では營業者の内吳服太物商組合とか唐物商組合履物商組合へ犯人の人相から着衣の様子を話して一般營業者に注意されたが商人など云ふ者は案外犯人に對する注意力が乏しいもので今度は又た三月廿九日三島町久保の半田吳服店へ犯人が現はれた犯人も更る者ナカ／＼注意深いお白粉を顔へ塗つて頭髪を夜會結びに結ふたり或る時は學生風をしたり半田吳服店へ來た時は右の眼を繻帶して行つたを／＼して六反田の杉山だと云ふて行つて博多の女帯二本代金七拾九圓九拾錢と云ふ品物を母親に見せて何方か一方決定めるから少し貸して呉れと云ふて持ち出して逃走して仕舞た

此の犯人は何うして押へるか決して取て行た品物から見入質する様な事はなさそだが而し犯人は餘り遠くから來たものとも見へなかつた而し悪い事は出來ぬもので贓品を生家へ持ち込むにまさか取て來たとは言れぬから母や姉には買て來たと言はねばならん其所で此の女は買たと云ふにしても正當の値を言ふと母は御前其んなに御金が有たのかと怪まれる所から五圓のものは貳圓だと云ふ様に丸で原價三分の一の値を云ふて居たのであると或日他へ嫁いた姉が來て妹が買て來たものを見て毛糸の婦人向の襯衣が氣に入たと見へ之はイワちゃん幾何と聞くと妹は『姉様貳圓よ安いでしやう』と答へた姉も欲しくなつて『何所で買たの妾も欲いわ』是れ市ヶ原の一木と云ふ店で買たの』と答へて仕舞た之れが本犯罪檢舉の端緒を爲したもので詐欺犯人は私の妹でありますと姉が答へねばならぬ様になつたので有た

姉は妹の襯衣を見た翌日四月二日に一木商店へ妹の様な毛糸の襯衣を買ひに出掛けて番頭に色々の品物を出さして見ると妹が買たと云ふ様な襯衣が有て値段を聞て見ると五圓五拾錢だと云ふので驚て仕舞たが姉は

「番頭さんはれと同じのを私の妹は御宅で貳圓で買たと云ふ事でしたが貳圓に負けて下さい」と話して見ると番頭は變だぞ此の品を如何に負けても貳圓で買る筈がないがと思たが「御客様の御妹様に貳圓で差上ましたと夫れは御品が違ひましやう之れは五圓五拾錢よりは負かりませんが」と答へると私の妹はメリヤスの襦衣と一所に御宅で買たと云ふ事ですがと姉は流石に妹が詐欺罪を犯したりとは知る由もなく語て仕舞た一本商店の番頭は占たと腹の内喜んで御宅の妹様とエー毎度御最負を願いますが何所でしたつけネーと尋ねると私は辰巳町ですと答へた番頭は夫れ丈け聞けば十分だから「アーそーでしたか夫れは失禮しました宜敷う御座います毎々御引立を願いますから御負して置きます」と云ふて五圓五拾錢の襦衣を貳圓に負けて遣り小僧に尾行さして置いて一方警察へ密告して來た爲めに犯人の身元が判つて仕舞たが此の詐欺犯人は三島町辰巳町と云ふ所の者で西堀イワ當廿年と云ふ者と判明し良人と静岡の親戚へ廿日會祭に行つて居た所を刑事が行つて押へて來たが何故斯う云ふ犯罪をしたのかと云ふとイワは神奈川縣足柄下郡吉濱村の山本昇一と云者の所へ嫁に行たが此の四月中に吉日を選んで結婚の式を擧る事になつて居たが縁先の方が生家より財産が有て婚禮の支度がイワの思う程出來なかつたのと四月三日に静岡の親戚へお脚り見物をし乍ら新郎新婦が揃つて行く事になつて居たが其の時着て行く着物はせめて金紗縮緬位のものを着て行き度いと云ふ所から本犯罪を犯すに至つたもので逮捕せらるゝ當時贓品全部を仕立てゝ着て居たが虚榮の強い女は斯んな最後になるものだ慎しむべき事ではないか

因に又たイワがお白粉を塗たり髪結び方を違へたり眼を糊帶したのは皆な變裝の爲めで有た夫れから半田吳服店の被害は刑事が注意を與へた後に遣られたもので何うして彼れ程注意して置いたのに小僧でも付けて遣らなかつたかと聞て見ると女が眼を糊帶して居るから手配の犯人と違ふと思つて居たそーだ

評

本件捜査に關し一本商店の番頭君の處置に極めて當を得たるものにして吾人が捜査中犯人の所在を突き止めたる場合勝ち續けたる勇士が誇りに乗じて最後に失敗する事あるが如く斯かる場合は極めて慎重の態度を保持し萬全の注意を拂ひて犯人に逃走せられざらんことを心懸けざるべからず

三九、巧みな詐欺の手口

大正十三年七月中の事である静岡驛の待合室に年齢十六七年の少年が列車にも乗らず永い時間遊んで居るのを移動警察の眞瀬刑事が発見して取調べて見ると此の少年は本籍愛知郡渥美郡牟婁吉田村字東豊田淺吉四男當時住所不定大林三郎當十七年と判明したが六月廿日頃迄豊橋市松葉町菓子製造業石本留吉方で丁稚小僧で追ひ使はれて居たが元來怠け者の三郎駄菓子屋の仕事場で砂糖を焦す臭を嗅で居るのが忌になつて來た爲めに或る夜主人夫婦の油斷に乗じて錢箱から賣溜金を搔拂つて之を旅費として同縣の岡崎市に逃げて行たのであるけれども三郎が主家から持出した金は僅かに四五圓しかなかつたのに三郎は夫れから熱海、名古屋市、長野市、上田市、高崎市、東京及び府下の八王寺市から大森、横濱市、本縣沼津市、清水市等を経て静岡市に入り込んだものである事が判たけれども小僧四五圓の現金を持出して主家を飛出して以來何うしても現金が手に這入る筈がないとして見ると彼は如何にして此の一ヶ月間長野縣から群馬、埼玉、東京市等を経て旅行して來たものかと云ふのが疑はれるので一應同行して取調べをして見ると三郎は極めて巧妙な犯罪を職業的に反覆して各地を轉々とした旅行的犯人であつた三郎の犯罪の一例を擧げると斯うである彼れは其の這入り込んだ土地で一稼ぎ遣らうとすると先づ市内を一巡して相當の資産家又は大商店或は雇人等を多數使用する料理店其他醫師等を見付け出して其の所在と町名と名前を覺へて來るソ一して其の家から余り澤山離れて居ない所の酒店又は食料品店等へ行つて赤玉ポトワインを詐取するのだ

岡崎市では能見町酒類販賣業小林金市方へ行つて私は町内の蜂須賀眼科醫院の書生ですが主人がお盆の御進物としますのでから赤玉ポトワインを參本と四本の二つ縛つて提げられる様に荷造して下さいと一して兩方共熨斗を付けて呉れと申込むると酒店では蜂須賀醫師は町内ではあるし又た數人の藥局生から書生なども使つて居る家である爲めに早速注文通り荷造りはしたが書生の顔を知らない爲めに御前さんとは聽て見ると僕は小瀧と云ふ書生ですと答へて品物を請取つて行つて仕舞た小林酒店では月末勸定になつて居るから帳

簿に丈け記して置いて月末迄其儘になつて居る

一方之を詐取した奴は葡萄酒を取るが目的ではない金を取るのが目的だから更に之を他に賣らねばならぬすると彼は之を賣りに行くにも又たなか／＼巧妙なものだ如何にも相當の家の書生とか雇人の様に装ふたり又は場合々々で色々の事を言ふ岡崎では同市康生町酒店鈴木貞吉方へ行つて自分は市内大正活動寫眞館のボーイだけれどもお盆の御中元に赤玉ポトワインをボーイ連中で他所から貰ひ受けたが私共は未青年でもあり此の儘置けば年長なボーイの人達に飲まれて仕舞う幾何でも能いから買つて呉れと云ふて一本八拾錢宛で賣拂て仕舞た又た或る所では之を賣拂うのに自分は其家の書生だけれども實は之を進物として貰ひ受けたが主人は斯様なものを飲まないから賣て來る様との事だけれども實は頂戴物であるから可成私の方の名前は言ひ度くないと云ふて名前を告げないを以て贓物は賣り拂う斯う云ふ事を繰返して彼等は長野縣から群馬、埼玉、栃木、東京、神奈川縣等を経て本縣に入り込んだものであるが犯罪件數數十件に上つた彼れの犯罪は一寸替つた面白いもので有た

夫れで此の犯罪は今言つたように被害者が月末に勘定を請取りに行つて初めて發覺するのであるが夫れ迄には犯人は轉々と場所を替へて既に他の府縣下へ行て居る夫れから又た被害額が僅である爲めに縣外へ迄犯人手配をせないと云ふ所に乗じたものであるが少年は又た犯行を重ねて來ると發覺を防くなぞと云ふ事はてんで考へずに遣るものである

評

詐欺罪の如き一個人に對するものと又た多數人に對するものとあり本犯人の如く多數人に對して而も職業的旅行的に犯行を重ねるものありては一事件は極めて被害額輕微のものなりと雖も犯行の全部を綜合するときは莫大なる金額に上る事あり曾て密附金募集に名を假り又たは廣告物を利用する詐欺の如きは被害金額數萬圓に上りたる犯人を檢擧したる事あり被害金額輕少なりと云ふも斯かる職業的旅行的犯罪は決して等閑に付すべきものにあらず赤玉ポトワインを種とは甘い詐欺も有たもの哉

四〇、不良少年SS團の犯罪

不良少年の犯罪は強盜、詐欺、横領、強姦、恐喝、脅迫等有ゆる犯行を時には白晝平然と而も交通頻繁なる街路上で犯して居る事がある近來各地に何々團と團名迄付した不良少年の出來て來た事は實に寒心に堪へない次第だ

時は大正十一年頃からの事であるが縣下沼津市内にSS團と名付けられた不良青少年の團體が生れた彼等は團長に渡邊禮作と云ふ者を立て團員十七名年長者が二十一歳最年少者が十六歳で團長は十八歳の少年で有た彼等は何れも極めて固い結束をしたもので最初は僅かに飲食物の搔拂位で有たものが段々爪牙を伸して來て時々市内に出没し婦女子を捕へて或る行爲を要求する又た夫れが最後には昂進して來て七首を突付けて婦女子を脅迫したり金品を提供をせしめたと云ふ噂が立て來た最初には或る娘を捉へて山林内に引張り込んで數人の肉に飢へた狼の様な彼等は落花狼籍遂に其の娘の節操を蹂躪して仕舞たと云ふ様な事迄出來て來た事態容易ならん問題だ如何にもして之を檢擧し彼等の頭に一大鐵槌を加へねばならんと焦つたけれども夫れが如何なる種類の不良少年であるか更に判明せないのであつたが當時手を下す事を得なかつたのは彼等は前にも述べた通り十七名からなる一團で何か事をする場合は團員の一部を要所に張込みして警察官らしい者が來れば直ちに通報させると云ふ工合で常に刑事巡査の行動等には細心の注意を拂つて居た爲めであつた所が彼等の毒牙に害せらるゝものが日に其の數を増して來た大正十二年の春頃の事である東京からライオン團と云ふ不良少年が來てSS團と互に相反目して居た結果各所に小衝突が行はれる事も耳にしたが一方彼等の犯行と見るものが屢々各所で起つて來る所や沼津市の千本濱公園は沼津千本濱海岸に有て右は山魏峨たる富岳を望み後に函嶺の連なり前は渺茫たる駿河灣口から大平洋を望んで居るから風光明媚で氣候も又た本縣中一番宜い所だ夫れ等の爲めに朝から晩迄徐ぞろ歩きは自然に向ふ夜分になると今言ふた通り海岸ではありロハのベンチは幾つも所々に置かれてある爲め博愛主義者も若い男と手を引き合つて鴛鴦喃々甘つたるい所を拜

見する事が屢々ある之に乗じて彼等の爪牙は常に千本濱へ向つて行くらしいと云ふのは公園で或る少女は青年に暴行されたと云ふ様な風評さへ出て来た之を聴いた沼津署の刑事達は色々な計畫を樹て、檢舉を謀つて見たが何時も甘い所を握られない中にも岩崎刑事は何うしても之を檢舉せねばならんと終日終夜心懸けて居たとすると大正十三年四月廿四日の事だ如何に千本濱でも海水浴は未だ早い時なるにも不拘沼津女子小學校水泳所に藏つて有た水泳用の浮袋が七個計り盗難に罹つた届出が出来た夫れが爲めに市内の古物商とか又たは運動具店などを廻つて見ても當りが付かん残つたブイを調べて見ると番號が帳簿と合はないものが三個ある何うしたものかと係に聞いて見ると是は昨年東京府下荏原郡大井町の某と云ふ男から三個壹圓で買つたものと云ふ事が判つた夫れがSS團員ではあるまいかと疑がつて居つた山口秀雄當十八年と云ふ不良學生で沼津の親戚某方へ来て居つたものだが之れが彼等を檢舉する導火線となつた早速山口秀雄を引捕へて来て調べて見ると他の倉庫から取つて来たもので沼津女子小學校の救命具は他所に賣てある事も自供したが其の時共犯の一人も押へて来たけれども彼等は流石に他の共犯の犯罪は言ひ出し兼ねて居たから總ての責任を負はせるような事を頻りに吹懸けたそして或る時彼等二人を一室に入れて刑事は外で彼等の私語を聴たのだすると秀雄は僕も今日迄SS團に居たけれども僕等二人が此位の事で檢舉されるなぞ馬鹿らしい最うSS團も止めたと頻りに不平を漏すと同時に團長の名迄言ふて渡邊などは何うしたものだなどと毀し初めた事を残らず刑事が聞て仕舞つて夫れを手蔓に調べて見ると強盜、強姦、傷害、竊盜、詐欺と數十件の犯罪が發覺したが彼等は千本濱公園へ五人六人と一團となつて押懸けて行くそして公園の或る樹木が茂つて居る所に隠れて居つて通行する婦女子を捕へる又た婦女子の中に男が這入つて居ると遠くから石を投げる其を怒つて一方が咎めると出て来て喧嘩の相手となつて最後には恐喝をする通行中の人を見て罵言する又た冷笑する一方が怒れば之を相手取つて喧嘩を挑む又た通行する少年の後から行つて其の履物を踏んで相手に因縁を付けて恐喝すると云ふ風であるが被害者が不思議に之を届出ない夫れは又た理由がある彼等は必ず犯後警察署へ被害者が届出る事を阻止する爲めに或る暗示を與へて置くか又たは十分脅迫の詞を残して行く爲めに被害者は之を公

表すればより又た大きい害を受ける事を虞れて口を噤んで居たものだが聖代の今日斯の如き馬鹿氣た事が有たものかと驚かされた此の時檢舉された者は團長以下十七名で着衣の襟ツボンの裏帽子の内面等にSSの二字を現はして居たが團員十七名の氏名は彼等が改悟して眞面目の青年となつて貰い度い爲めに預かつて置く事にする又た以上に其の氏名を掲げたものは何れも變名である事を最後に斷つて置く

不長少年團の犯罪は放任する時は極めて大なる犯罪行為を平然と反覆するものにして縣下に於ても誠に清水署に於て本件に類する一團を檢舉し之れ又た數十件の犯罪を發見したる事あり吾人は各地遊廓所在地等に地廻りと稱する不長團のあるを知る彼等は常に不良者の團結せる威力を利用して遊客又たは營業者を恐喝し酒食を食り遊興を爲し種々なる罪惡を反覆するも營業者等は後難を慮れ彼等の犯行を申告するものなく現行を警察官吏に發見せられざるに於ては犯罪事實の發覺せざるもあり職を警察に奉ずる吾人は當時各方面に耳目を聳動せしめ斯かる徒輩の撲滅に心掛けざるべからず

四一、危機一髪今數分間で留置場を破り

明治四十三年六月頃の事であつた周智郡から磐田郡の北部に懸けて忍込の窃盜から時には山林内に作付けてある椎茸の盜難が頻發して所轄警察署では之が檢舉に就て署員の全力を傾注して殆んど寢食をも忘れて捜査に腐心したが更に實の有る捜査報告は署長の手許に出て来なかつた然るに其の被害は依然として昨夜も有た又た今夜も有たと言ふような工合で部民からも警察の態度を怪まれる位で有たが短氣で而も職務に熱心な當時森町の署長小林警部は峻烈な捜査に關する訓示を部下巡査に與へたそして殊に被害者を出した受持巡査に對しては一層他の巡査より捜査に努力する事を命ぜられた爲めに署員としても一段の努力をしたので有たが被害を受けて居て犯人を逮捕する事も躊躇を得る事も出来なかつた受持巡査は何だか捜査に關して無能のようで堪らなかつたが熱心と云ふものは力あるもので當時天方村と云ふ山村に駐在して居た八木巡査が面白い事を發見して来た夫れは天方村葛布と云ふ僻陬の山間にある部落に四歳か五歳位になる女兒を抱へた吉

筋キミと云ふ當時卅二三歳の寡婦が有た職業と云ふて別になく僅か許りの百姓をしか細々親子は烟を立て、居たが或日八木巡査は此所へ戸口調査に立寄ると見馴ない年頃卅五六歳で體格の肥満した所謂遊び人風の男が襦袢一枚着たのみで座敷の中央に大の字になつて寝て居るが呼起して色々雑談を交へて見るとキミの亭主と云つた様な態度であつて何としても不審な男だ別に此の天氣の好い日に寝て居るような奴は餘な奴ではないと思つて夫れから段々其の隣家へ調査に行つた序に餘談中様子を聞いて見ると彼の男は何所の人か知らぬけれども時々遣て來て泊る事もあるが他人に逢ふ事を避けて居ると云ふ話を聞いたら八木巡査は首を傾けずには居られない其日は其儘歸つたが刑事に話をして應援を得て又た内偵を始めると彼れはキミの家へ來るにも異夜中遣て來る事がある又た夜中になつて出て行く事があるが名前も長さんと云ふて赤い煉瓦の別荘へも一二度這入た事があるようだと云ふ話判つて來たが其後更に晝間行つても其の長さんはキミの所へ來て居らぬ夫れは巡査に見られてから晝間は決してキミの所へ來なくなつて仕舞たのだが殊によると光明村の田中長吉だが長吉かそうでないか詳しく知て居るものはキミより外にないキミに聽たら大變だ無論男に其の事を告げるに決つて居る之れは長吉が居る所へ踏込んで押へて見るに如かずだと見たから内偵を入れた夫れは隣家の極めて確實な家の親父を買収して若し長さんが見へたら警察へ知らして呉れと頼んで置たすると或夜遣て來たと云ふて知らして來た森町署では驚破こそと刑事係巡査外數名の巡査が各々輕装して葛布の山奥の寡婦吉筋キミの家を包圍する事となつた而し屋外から覗いて見ると枕を並べて寝て居るが戸締りがなかく確くて何所からも這入れない其所で警察官は二た手に別れて一方は表口に廻り起す事となつた一方は萬一に備へる爲めに裏口へ張込んで表口からキミさんくと云ふて起したがあなく起さない止を得ず表戸を引き明けようとすと彼長吉は起き上つた夫れと計りに兩戸を外して躍り込むと長吉は裏手の壁を破つて眞裸體の儘裏山に逃込んだが何の逃すものかと裏と表の兩方から追立つて格闘となつたが九裸の男は眞に取り懸る所がなく一同非常に苦心して漸く捕繩を懸る事になつた案に違はず磐田郡光明村只來窃盜前科六犯田中長吉で有て最終は懲役五年で出獄して來たもので未だ釋放されてから四月目のホヤ／＼前科から言ふても體格から見ても年頃か入房せしめたのだつた

然るに其の當時は未だ周智郡の森町には電燈の架設なく官公署の様な所も螢の聲り位の洋燈で事務を採つて居た時代であつたから留置場などは夜間は人顔も識別の出來ない位の眞暗の中で看視巡査が看廻る時は巡回用の角燈か提燈を携へて行つたものである恰度其夜の十二時頃だ當直の巡査が湯を呑うとして湯呑所へ行つた森町警察署は湯呑所の眞裏が留置場になつて居るが留置場の方で恰度鼠が戸棚の戸でも搔るような音のするのを其の巡査が氣付いたのだ其の音を發したのが何うも留置場と思つたから巡査は早速蠟燭を點じて來て長吉を容れてある第一號房の検査をすると長吉は裸體の儘座の上で仰臥して狸眠りをして居る模様であつた房内の模様が違つて居らなかつたが此の儘事務室へ歸つて仕舞たなら五分間以内に長吉は雲を霞と消へて仕舞たので有た當該巡査(該巡査に記憶なきも當時下田署勤務石割警部補が巡査當時の事にあらざりしか)は何うしても其音を發した所を突止めねば承知しなかつたのだ夫れが爲に房の扉を開いて「オイ長吉一寸起きて見ろ」と起して置いて房の内部の検査を行つて見ると驚くではないか留置場の隅の柱の根本を板の間から七八寸の所を内部から削り取つて既に外部に面した部分のみが薄く板の様に残つて居るのを發見した巡査は思はず、と云ふ聲を發せざるを得なかつたが隙さす長吉を引摺んで先づ隣の房へ移して仕舞つた森町署の留置場は建築が極めて古いもので松材の二寸五分角で格子が出來て居るが其の中央へ鐵のポートを通してあるけれども柱の根本を一本削り取つて抜いて仕舞つたならば人間は容易く留置場から這ひ出す事が出來るのであつて監視巡査が今五分間油断して居つたならば長吉は既に逃げて仕舞うのであつた夫れで柱の根本を缺き取つた木屑は悉く彼れが寝て居た座の下へ隠してあるのを發見したが扱て何を以て斯の様な仕事を遣たかと云ふ事が判らない同巡査は當直の責任上長吉が何うして破獄を企てたものかを糺さねばならん

長吉お前は何んで此の柱を損けたのかと調べて見ると彼れも包むに由なく實は寝て居つて柱に咬み付いては木の杓目に従がつて少し宛取たと云ふ事を申立て居たが何うしても事實と信する事が出来ない此の審問を繰返して居る間に長吉の相貌が少し替つて居る様な気がして来た長吉は前の門歯上方二本は缺損して居たが今見ると俗に云ふ糸切齒(犬齒)が缺損して居つて三本歯がなくなつて居ることを發見した爲めに早速入場者名簿と對照して見ると入房する時記載したものは上門歯二本缺損として有て犬齒の缺損が記載して無い爲めに長吉お前は犬齒一本を何うしたかと急所を突込んだ彼れも恐入つて留置場の柱の根本に隠して有た糸切齒を出す事になつたが其の齒は根本が極めて能く尖つて居つて釘のようになつて居た

彼れの自供によると當時幾分宛は動いて居た犬齒を抜き取つて之を使用して留置場の柱を破ろうとしたもので有たが彼等が逃走を企てた時の一念も又た怖しいものだ取調の結果當時の窃盜事件は全部此の田中長吉の所爲で有て多數の贓品も發見され犯罪の跡を絶つ事の出来た爲めに署長も非常に喜んで前掲の二巡査を厚賞した事が有た

評

留置場看守巡査は常に表面の看視を爲すに止まらず進んで監房の裏及床下等にも注意すると同時に便所の監房に建設しあるものは時々蓋を跳れて検査せざるべからず從來彼等が留置場内に於て逃走を企て又たは自殺を計り或は外部にある共犯に通謀を圖りたる場合往々其の秘密が便所内又たは床下等より現はれたる事ありて或る入房者の如きは逃走を企て柱を削りたる削屑を少し宛つ口腔内に入れ胃中に嚥下して發覺を防きたるものあり

四二、殺人犯を危く取逃す所を

大正十二年十一月十三日縣下清水市辻町龍東製材株式會社工場の貯水池に溺死體が浮んで居るのを午前八時頃工場の職工が發見して所轄清水警察署へ届出て来た早速清水署では巡査部長某を派遣して檢視せしむる事となつたが最初の内は普通の溺死人と見たらしかつた死者は同市江尻町小芝八百九十七番地當時同製材工場

の夜警番人山本角兵衛當七十六年と云ふ高齢者である此の老人は他の一名と毎夜交代で火の番をする役目であつて年齢が年齢であるから夜番廻りを居つて過つて貯水池に落ち溺死したものであらうと皆な思つて居つた其の所で死體を貯水池から引上げて檢視して見ると頭部に少しの創はあるが之が原因で死んだものか又た溺死かと言ふ事が判然しない頭部の創傷は二個有て之が致命傷かも知れぬけれども解剖せなければ其の點は判らん爲めに指揮を得て尾高警察署が局部を解剖して見る事になつた剖見の結果後頭部に存在する打撲傷が致命の原因をして居ると警察署から言はれて緊張し初めたのであるが後で話して見ると最初は角兵衛老人酒でも飲んで夜番に出たのだらうと云ふ見込だつたらしいが當時清水署の司法主任久保田警部補は頭部に二個の創傷がありとすれば過失死ではない之れは解剖迄して見ねばならんと言ふて警察署を呼んで解剖せしめたのであるが上記の通り他殺と判明したけれども犯人は誰であると云ふ目星は付かなかつた其の所で當日静岡へ捜査の爲め出張して居た長野刑事部長を呼戻すやら色々して内偵して見ると龍東製材の夜警番は山本角兵衛と尙一人同市辻町八〇七番地齋藤福吉當六十年と二人で毎夜午後九時頃から翌朝午前五時頃迄一時間交代で二人で火の番をするのだ彼等が廻る所は工場の構内で柏子木を打ち乍ら工場の建物の中から材木を山積してある所を一巡するのであるが角兵衛は毎夜眞面目に廻るけれども福吉は大變酒の好きな男で夜番の時飲酒する爲めに寝過しては巡回を缺略した事が數回あつて使備主から小言を言はれる事が度々だつたそれを福吉は己が眞面目に務ない事は他所にして使用主に之れが知れるのは角兵衛が蔭に廻つて自分を悪く告げるからだと同解して角兵衛との仲は非常に悪かつた當夜も福吉角兵衛の兩人は共に務めに出で夜番をした事は事實で留守番の女を調べて見ると時々柏子木の音も聴たが夜明方になると福吉は務めが済んだから歸ると言ふて留守番の女に斷つて歸つて行たさうして歸途角兵衛の家へも聲を懸けて今自分は歸る所だけれども角兵衛さんは歸つたかいと言ふて聲を懸けて行た事が判つて来た

此所が探偵の目を付ける所だ工場へ出ては碌々口も利かない福吉が態々角兵衛の家へ立寄つて聲を懸けて行く所は變だと思なければならん其の所が犯罪者の犯行事實を問はずして語る所だ又た福吉は角兵衛が死んだ

のを見て大變同情して居る様な態度を殊更に現はして居るのも斯うなつて來るとよく判る其所で福吉を本件の被疑者としたけれども證據としては何物も發見する事が出來ない爲めに福吉の家宅を搜索して見ると龍東製材から出た材木を仕舞つて有つて之れは福吉が夜番に出て居つて密かに持て來たものであつた爲め之を根據として本人を取調べる事にしたのであるが福吉も元から何物も證據品を發見されぬ事を知つて居る爲めに極めて頑強に否認して更に自供する模様もなく一日二日と過ぎて仕舞つて左様に永く止め置く事も出來なくなつて來た恰度引擧げてから三日目である刑事課へも最初から報告は有つたが三日間取調べたけれども自供せないから今日は止むなく放還せねばならんと云ふ電話が來た刑事課長は其の時未だ見捨るの惜いと云ふので自ら清水署へ行つて司法主任の警部補や刑事と共に二度現場臨検をして見ると溺死體の有た場所は電燈も光々と輝やいて居つて決して過失で墜落する所でない殊に角兵衛の後頭部に打撲傷があるが打た品物が何物であるかを知らねばならんと云ふ所から又た工場内を搜索すると柏子木に血痕が少し附着して居るのを發見して一同は雀躍して喜んだ此の柏子木は齋藤福吉が持つて廻る方で角兵衛老人が持つ方は死體の首に懸けて居つたのであるから福吉の柏子木に血痕が附着して居るのを發見して見れば最う問題はなくなつて來た早速警察署へ引返して來て柏子木を突付けて取調べると實に脆いもので左もなく犯行を自供したが福吉は酒を飲んで夜番を缺略して使傭主に小言を言はれるから角兵衛が告たに遠くないと思つて居る爲め其の晩にも宵の口から二人で爭論をして居たが午前零時四十分頃角兵衛が巡回に出た後を密と付けて行つて柏子木で頭部を二三度打据へると息絶た爲めに死體を貯水池へ運んで如何にも夜番中墜落した様に装ふたもので有た事を自供して仕舞たが何うして夫迄三日間も自供せなかつたかと尋ねて見ると今日迄は何も證據品を見なかつたが此の柏子木を突付けられては到底剛情は張り切れませんと平伏して仕舞た實に犯人の心は少しの動機から動くものであることを知つたと

評

被害者の取調べに當り種々なる方法あり例へば不完全なる證據物の一端を被疑者の目の觸る、場所に故意に差し置き既に官衙に於ては

一切の有力なる證據を蒐集したりと誇張して被疑者を欺き自白を強要するが如き陋劣なる手段其他種々なる言辭を弄して心理上の構圖を爲すものあり被疑者の眞の自白は虚言詭計心的誘問等を施して遂て購ふものにあらず宜敷く同情と慈愛情理とを以て之に遇し眞實を吐露せしめ頑迷に否認せんとする決心を放棄せしむるこそ刑事家の手腕たるべし

四三、手を焼かれる放火事件

濱松市海老塚に松本常助當卅年と云ふ男が有つて此の者は愛知縣渥美郡福江町生れで大正十年頃から報徳辨當と云ふて非常に格安の辨當を拵へて市内各工場の職工の所へ商つて毎日孜孜として働いて居たが其の眞面目な所に惚れ込んで杉本ケイと云ふ女が娘アイの婿としたので有た此の杉本家は當時資産が約壹萬圓も有つて煙草や雜貨を小賣して安樂に生活して居る家で有たが間もなく夫婦の間に子供が出來大正十三年七月の事だ恰度お盆の十四日の夜午前一時半頃此の杉本方の二階座敷から發火して二階の八疊間を半焼にして鎮火したが原因に就て調べて見ると何所の家でも判然と發火の原因が知れて居れば格別だが良く判つて居ないと假令失火でも放火ではなからうかと云ふて失火罪で處罰されるが忌に強て放火にしたがるものだから然るに常助は之れは失火であります昨夜自分が遅く歸つて二階で巻煙草を吸ふて吸毀をボール箱の中に入れて枕元に置きましたから之れから發火したものだらうと思ふ夫れは自分が寢て居ると女房が火事だと云ふから驚ろいて飛起きると蚊帳から火が付いて吊して有た洋服が燃へて居たのを見たが夫れであるから枕元から火が出たものであらうと思ふと云ふ常助の申立だ

一方女房のアイを調べて見ると昨夜は母が病氣で有た爲めに常助は二階へ寢たがアイは下座敷に母と枕を並べて寢たするとパチ／＼と云ふ物音が二階であるから目を覺して二階へ上つて見ると二階の押入から火が吹き出して居つたから發火の場所は押入だとの申立であつて兩人の申立は各々違つて居るが現場を詳検して見ると女房の申立が事實らしく押入の内部が最も能く燃焼して居る其所で此所の家の火災保險を調べて見ると二三年前に此の家には貳千圓の火災保險を付してあるに又た大正十三年二月に更に貳千圓の契約をし尙飽き

足らず七月三日に至つて今度は居宅へ六千五百圓の保険を付する契約をして第一回の拂込を済してある其の家は決して壹萬餘圓の保険を付すような家ではないのに之が疑を起す一原因となつた夫れから發火の當夜常助が何所かで飲んで遅く歸たと云ふので遊んだ所を調べて見ると之れは濱松市鍛冶町の清見と云ふ料理店で友人と飲んだのであるが其の友人が火災保険の加入者を勧誘して歩く會社の外交員で有た

夫れから常助の最近の状態を内査して見ると大正十三年になると養母が資産全部を婿養子常助に譲り渡した養母は僅か計りの資産であるから何時迄も母の名義にして居つては却て家庭に風波を起す基となると言ふ所から常助に譲り渡したものであつたが常助は身代が自分の自儘になるようになつた爲めに放蕩し出して忽の内各所へ負債を作つて宅地なぞも三番四番と云ふ擔保に書き入れて高利貸から金を借りて居た事も判つて來る母の病氣を調べて見ると養母は夫れを苦にして數日前猫イラズを飲んで自殺を企てたのが原因で床に付いて居る事が判つて來た斯う云ふ工合に各方面から材料が集まつて來れば最う疑ふ者は常助より外にない其所で常助を呼んで嚴重取調べて見ると保険金欲さの放火で有つて揮發油を綿に注いで押入内へ放火したものであるが當夜保險勸誘員を料理店で饗應したが夫れは情を告げたのではないけれども保險金の支拂を受ける時便宜を得る目的だつたと云ふ事を申立つて居つた

放火事件も前述の様子に捜査して見ると被疑者が直ちに判明するものもあるかと思つて極めて複雑で捜査官吏の頭を絞つて絞り抜くと云ふ事件もある之れも濱松市に發生した事件であるが大正十三年の矢張之れも七月濱松市天神町の澤口信吉方及水島淺市方兩家の間から發火して此の二軒を半焼にして鎮火した事件が有た原因は何う見ても失火でない放火だ而し放火には違ひないが誰が放火したか判らない此の二軒の家は隣家の廣岡治郎八方と三棟共濱松市田町新聞販賣業能代豊一當廿三年の所有で有て豊市は元此の天神町で薪炭商を營んで居たものであるが商業上失敗した爲めに之の家を三軒に仕切つて貸家として今言ふた澤口信吉、水島淺市廣岡治郎八の三人に貸して自分は濱松市田町へ出て新聞販賣を初めたものであるが火元の水島淺市の母は放火の前科ある女であつて名前は水島チヨ當七十歳ではあるが警察は最初此のチヨが放火したではなからうか

と見た當時各地共家主が無暗に家賃の値上を頻りに遣た時であるから或はチヨが家主の非道を恨んで放火したものでなからうかと思つて調べて見たが何うも遣たような點が見へないのみか發火した夜に家主の能代が海水浴に行つて遅く歸宅すると出火事件が有つて豊市は自分の家である爲めに現場へ早速駆付けて消防を手傳たと云ふ事が判つて來た夫れから又た是れも保險金を調べて見ると此の三棟の家の保險が驚くまい事か六千圓付てある何う見た所が千圓か千五百圓位のものへ六千圓の保險金を附してあるのが變だと見たから今度は市内八方へ刑事を出して石油販賣商を調べて見ると其の一兩日前能代豊市が濱松市木戸油商大貫大次郎方で石油一升を買つた事實を發見したから最う免さない家主の能代を引揚げて調べて見ると漸く事實が判つた彼が等の陰謀を見て見ると實に驚くではないか能代は濱松市中澤に居住して居つた東信火災保險勸誘員鈴木貫一當廿七年と懇意になつて共に保險金詐欺を企てたのだが貫一が言ふのに能代御前の家屋へ保險を付して之に放火して焼て仕舞へば保險金を取る事が出来るけれどもお前が其の夜外へ出たりすると疑はれる其の所で之を遣るのには今一人共犯を作つて之に放火さして乃公とお前は其の夜殊更に宵の口から寢て仕舞つて一寸も他出せないのだそして放火するには斯うくと犯行の顛末を教唆された爲めに能代も遣て見る氣になつて先づ自分の貸家に六千圓の保險を付けた夫れから平時能代が懇意にして居つた小笠郡曾我村領家二五番地當時濱松市天神町居住菓子製造職人鷺山仁市當卅八年に事情を明して首尾よく遣て呉れれば壹千圓の報酬を與へるからと云ふて相談すると仁市が承諾した爲めに能代に鈴木は仁市の所へ行つて大正十三年五月中の或る夜石油の古箱を買つて來て其の底へ澤山の石油を浸した布切れを置いて之の中に蠟燭を一本立て、置くのだ而し蓋をしてあるから屋外に置ても明りが箱から外へ洩れない段々蠟燭が燈れて行くと底に詰めてある檻樓に火が付いて忽ち到大火になつて仕舞うので之を仁市の家で實驗して見ると非常に好成績で有た爲めに愈々遣る事になつて五月中の或る夜時間も定めて着手する事になつた

其夜は豊市も貫一も頭痛がするとか腹が痛むとか言ふて宵の内から寢て仕舞た仁市は其の晩命せられた通り遣らねばならんから夕方石油も買つて來て準備したのである扱て此の三人は首尾よく仕遂げれば何れも纏た金

が握れるのであるから宜敷いか知らぬけれども放火される能代の借家人が斯んな事を遣られて堪るものか迷惑千萬の話だ段々其夜も時間が進んで夜更になつて来たが此の放火の役目をする鷺山仁市は元からの悪黨でない爲めに寝て居て考へた『待てよ首尾よく遣れば千兩だが仕損じたら百年目十年や十五年臭い飯を喰はなければならん是が昔なら火災の刑罰を受けねばならん何だか怖ろしくなつて来たな』と考へて居ると女房も前夜實験を見て變だと思つて居つた爲めになかく其晩外へ出して呉ないとうく仁市は女房にも實際を打明ると飛んでもない事を引受たものだ云ふて散々に言込められた仁市もすつかり改心して仕舞たそゝして其夜は寝過ぎたと云ふ口述で止めて仕舞たのであつた

能代と鈴木はもう警鐘が鳴りそうなものだと思つて一晩中眠らずに仕舞た翌日になつて仁市に會て見ると昨夜は寝忘れて仕舞たとの事で明夜遣るとか又た何時遣るとか云ふてトウク七月迄日延せられて仕舞たけれども仁市がナカク遣て呉れない爲に能代は遅緩かしくなつて来て仁市の手を待たず自分自ら行つて放火した爲めに發覺したのであるが彼等の陰謀をした様に遣られると犯人を逮捕するにもちと困難である又た當時濱松市には一夜に多い時は數件の放火が有た夫れが一と東ねの鉤屑に火を付けて屋根へ投たのもあれば炭俵を軒先に置いて放火したのもある前後通じて七八十件の放火が有つて犯人は其の内上記の様な種類のものは檢舉したけれども其他は檢舉する事を得なかつたが夫れが爲め市内の人は危険を虞れて皆な家屋へ火災保険を付した爲めに保険屋は大繁昌をして勧誘員は成金になつたものもあるそうだが斯うした悪勸誘員も出たのであるから或は彼の時の放火は斯かる悪勸誘員の所爲ではなかつたらうかとは市内に居住して居る人の話だ

評

放火犯人が賭博場等の常習犯人の如く明白の事實迄否認せば檢舉は極めて困難ならんも此種の犯人は前者に比較し割合自供を能くす而れとも後段に就述したる如き事件にして陰謀せし如く鷺山が放火して能代は當夜外出したる模様になかりしとせば捜査は極めて困難にして上記の如き経路を経て鷺山が放火したるものならんかとは何人と雖も想像を繞らすことを得ざるべし犯罪事件は斯かる種類の數人共謀の複雑なる事件も存在する事を捜査に當り記憶し居られ度し

四四、警察には斯んな馬鹿げた話もある

大正十二年三月廿六日夜縣下下田警察署へ所轄竹麻村手石關本梅藏當卅四年が同日午後三時頃同村青市地内下田往還の錢瓶峠に於て強盜の爲めに現金貳圓餘を強奪せられ剩さへ頸部を強く壓迫せられた爲め更に言語を發する事が出来ない云ふ届出を受けた旨受持巡査から報告が有た被害金品は少ないけれども事件は輕視すべきものでない爲めに下田警察署では直ちに司法主任の警部補及刑事巡査を現場に急派し隣區受持の巡査を至急召集して捜査を開始する事となつた其所で先づ被害者を調べて見ると梅藏と云ふ男は當時下田港に定船して居た第二神丸の船夫で有つて其日も船に乗つて作業をする爲めに午後三時に自宅を出發して下田港の河岸迄来て見ると船は下河津港迄行つて荷物を積込む爲めに出帆して仕舞つて居ない晝過ぎには又た下田港へ歸港する豫定になつて居つたが恰度其頃梅藏の女房でマツと云ふ女は子宮病で稻生澤村蓮臺寺の小川醫院に入院治療中で有た爲めに梅藏は今から下河津港迄陸上を行つて向うへ着く頃には船は又た此所へ歸て来るよし此の間に小川醫院へ行つて女房の病氣でも見て来ようとして病院へ行つたそゝして晝を喰つて下田港へ歸て来て見ると船は下田港へ歸て来ない止むを得ぬから宅へ歸ろうと下田町を發し朝日村を経て竹麻村の錢瓶峠へ差蒐つたのが午後の三時頃で有た山の中腹迄登つて来ると雜木林の中から三人組の荒くれ男が現はれて梅藏が其所を通り過ぎようとするに『オイ一寸用があるから待て』と聲を懸けられた梅藏はギクリとしたが殊更に平氣を裝つて何か言傳でもするのかと返事をすると一人の男が近寄つて来るや矢庭に梅藏の襟首を掴んで片方の手を洋服のポケットに入れ有金を皆な出して渡せと脅迫し懸た梅藏は金は無いと答へると其の男は租付いて来たから之と取租會つて居ると彼れは叶はんと見たものか組合つた手を放して逃出して行たすると今度は三人の内の又た一人が自分の頭を殴り付けた何をするかと振向くと七首を持つて居つて手向ひすると殺すぞと言つた様な態度で遣て来た梅藏は心得たりと言ふ態度で乙賊に對抗する事になつたそゝして賊の耳に振り付いた又た暫時上になり下になり格闘となつたが乙賊も不可ないと見たものか見切りを付けて甲

賊の逃た方面へ逃て仕舞た後に残つた丙賊が出て来て梅藏の頸部を締め乍ら右手には七首を閃かして野郎酒落た真似をすると此れだぞと言つて威された武勇傳にもありそいな梅藏程の腕前持た男が今度は一ト溜りもなく閉口垂れて仕舞つて大地へ兩手を突いて此の通りだから命丈けは助けて呉れと謝た所が丙賊は其んな事には耳を傾けないで梅藏の首に手を懸たと思つて絞め付けた爲めに梅藏は其の場で氣絶して仕舞たのだそいなすると丙賊は梅藏の財布から現金を奪取して逃走して仕舞たが程程で梅藏は自然に蘇生して所持品などを調べて見ると墓口の中に有た現金貳圓四拾錢の内貳圓丈け抜取られて居たが丙賊は何の方面へ逃たのか夫れは判らなかつたぞうだ

所が梅藏が變な事には蘇生してから後に一言も言葉を發する事が出来なくなつて歸宅してから手真似で其の事を家人に告げた爲め醫師を呼んで手當をしたが醫者が見ると外傷は認めぬけれども咽喉が非常に充血して居つて其原因は更に不明であり一方警察へ其趣を届出たのであるが被害事件に關しては何う大負けに負けて遣ても事實とは思へぬけれども被害者は何うして一言も發する事が出来ないのか又は何んが爲めに強盜被害の届出をしたのか其の理由を發見するには可なり困難した何うして事實と信する事が出来ぬのかと言ふと當日其の附近には數人の農夫が出て居つて之等の人々が其の附近で變た人物を目撃した人もなく殊に此の路線は自動車の交通が頻繁で馬車も通れば荷車も往來する斯う言ふ種類の人々に尋ねても一人も梅藏が申立つような人物に會た者もなく強盜犯人が三人組で遣て来て被害者と争う時一人宛出て来ては格闘したのと所持金を奪取する際四拾錢を残して貳圓丈け取て行たなぞと言ふ點は最も疑ふべき所で有た爲めに虚偽の届出だと認めて被害者を追窮した結果梅藏も化けの皮を引剥かれて實は其の日早朝自宅を出て帆船に乗込む筈で有たが乗遅れて空しく自宅に引返す途中突然梅毒の爲め言語を發する事が出来なくなつて来て暫らく途中で休憩して居たが何うしても人と話する事も出来ぬようになつて来た爲め其儘歸宅すれば養母や妻に悪性の梅毒あるを悟られるが嫌さに此の狂言をしたもので有た事を申立つるに至つて結局警察犯處罰令に依り科料金五圓で納りが付たので有た

評

吾人が今日迄受理したる強盜被害事件中其申告が虚偽たりしを發見したるものは多く其被害者が婦人か又たは小兒か或は至つて智力の低級なる者に多くして彼等が當時の状況を語る所に耳を傾くるや時々事件の如く喧嘩の思ひをせしめらるゝものあり届出の果して事實なりや否やを知らんと欲せば實際に於て有り得べきか有り得可からざるかの點を深思研究せざるべからず虚偽の強盜事件たるや本例の如きものにあらざして尙又た奇援なるもの數種あるを忘るべからず

四五、少年の奸智又た侮り難し

大正十三年八月十六日縣下濱松警察署中ノ町巡查部長派出所へ同月十四日夜濱松市海老塚銀行前に於て時價參拾圓位の金側片硝子懐中時計一個及現金五拾圓を拾得したと云ふて届出たものが有た拾得者は周智郡森町天宮車大工梅太郎長男村松定夫當十四年で有つて何うして濱松警察署に届出て來なかつたかと尋ねて見ると晩方で有たから急いで中ノ町の親戚へ歸つて來た爲めで有たとの申立だ其所で同所の佐野部長は口頭届出を受理して現品は所轄署へ送つて仕舞つたそいなして遺失者の有無を尋ねて見ると不思議の事に一兩日過ぎても遺失者が出来なない夫れが五圓か參圓の拾得品は遺失届の出ない事も度々あるけれども風呂敷包に現金五拾圓と金時計を入れて遺失したものを届出て來ない筈がない或は小僧何かで取て來たものではあるまいかと盜難事件を調べて見ても金時計と現金を取られた被害は自署にもないが他所からもそんな手配が來て居らない佐野部長も數回首を捻つたが之と云ふ名案も出て來ない其所で小僧を今一度尋ねて見ようとして定夫の親戚へ行て見ると既に森町へ歸つて仕舞つて居ないけれども其所の子供に定夫と同年配の男の子が有つて定夫と濱松へ行たと云ふから此の子供を尋ねて見ると辨天島へ海水浴に行つて定夫は參圓計りの金を使つた事が知れた佐野部長は益々疑ひ出して來た何故なれば定夫が時計と現金を拾得して届出たのは八月十六日で拾得したのは八月十四日の晩であるから遺失者は遺失すると同時に届出なければならぬのに一向に届出がない定夫は又た其日相當に金を持って居た事も判つて來たから八月十八日に更に村松定夫を呼出して調べて見ると拾

つたに相違ないが實は海老塚の銀行前で拾つたのでなく濱松驛前通りの郵便局の前で拾得したのでと申立が變つて來た斯うなると小僧の方では拾得したに相違ないと言ふても警察官の方では拾得したに相違があると思はなければならぬ而し此の位の少年を取調べるにはナカク技術を要する事だ大聲を出して怒鳴つて小僧を慄はして仕舞つて自白が出來ないようにして仕舞つても零であるし又小供は嘘を吐かして置くに際限もなく嘘の申立を續けるものである佐野部長は誰したり誰したりして定夫を調べて見ると實は森町川原町に於て周智郡三倉村吳服商山田安太郎が自轉車に現金八拾五圓と銀行預金通帳などを入れた風呂敷包を結び付け戸外に置いて用達中風呂敷包丈けを搔拂つたものであつたが現金の這入た裏口丈けは自宅に隠して置いて犯罪の發覺を防ぐ爲めに濱松迄來て參拾貳圓餘支拂つて金時計一個を買求め現金を五拾圓にして拾得届を出したものと判明したが金時計を求めるときは未だ拾得届をして胡魔化しようと云ふ智慧は出なかつたらしいが金時計を買つて持つて居ると親戚で金時計を何うしたと尋ねられて拾つたと答へた爲めにトウ／＼届出ねばならぬようになつたらしかつたのであるが斯んな事件は捜査と云ふ觀念に乏しい警察官で有たら割り出せるものではないと思はれる

評

少年の犯罪には至つて大膽なるものあり大正十三年八月沼津海水浴場に於て同市内渡間町の某なるものが手提寫眞機を遺失したるを同市本町の某なるものが拾得し遺失者はなきやと呼びたる際傍らに之を眺め居りたる少年ありしが遺失せりと稱するものなき爲め拾得者は直に之を巡査派出所に届出たり而して拾得者の立去るや間もなく該少年は派出所に至り自分は富士郡今泉村今泉遊園正續當十五年なるが只今海水浴場にて手提寫眞機を遺失したりと稱して届出で拾得當時の状況を私かに目撃し居りたる爲め遺失の場所も寫眞機の機種も總て拾得者が届出たるものと一致する申立を爲したる爲め巡査は危く之を引渡して彼に寫眞機を詐取されんとせし殺那風の遺失者が派出所に出頭し寫眞機は自分が遺失したるものにして其の中に納めあるフィルムの端を切り取りたる一端を證據として持参したる結果遺失者たること判明し正續は詐欺犯たる事發覺したる事あり

嘗に吾人が職務上失敗するは少年たり又たは婦女たり智力低級なるものたりと侮りて愚はざる失態を爲す事あり法當ざるべからず

四六、法螺吹く犯人には法螺吹て懸れ

大正十二年七月酷暑の事だ普通ならば何所の誰も一日の務めが済んで湯浴して其の日の勞を休める時刻である午後六時頃吉原警察署に電話で今泉村巡査駐在所から報告が有た其の要點を聞て見ると今日今泉村を年頃二十一年の青年が白紙へ鱗寸を包んで之を買て呉れと云ふては婦人か老人計り留守居して居る家に立寄つて小使錢を愚圖つて立去つたが其の男は今吉原町方面へ向つた人相着衣は斯う云ふ風で餘程此の種の行爲を遣り來つたものと見へるが只だの行商人でなく殊に今夜は雨だから無論吉原に一泊する者と思ふから注意して發見したら相當處置して貰ひ度いと云ふ要求だ時は前にも記した通り七月中旬何所の警察も此の酷暑中は事件が割合少ない者で刑事は聊か手持無沙汰で有た爲め同署の大山刑事は長洲、杉山の兩巡査と共に町内の木賃宿から商人宿を一軒々々見て行つて順次に吉原町追分の牧野と云ふ木賃宿へ立寄つて見たると上り口に腰懸けて居た男がある夫れが今泉村駐在所から言ふて來た男と人相着衣は寸分相違がないハハア是だなど感付いた刑事は君は此所の客かと尋ねると今泊ろうとする所だと答へた早速住所氏名を尋ねると福島縣生れの某と云ふ答へをした先づ御定まりの所持品の検査をすると腹掛の井に白紙へ包んだ鱗寸が出た其所で不取敢警察署へ同行して見たそゝして警察署へ來てから身体検査をして見ると懷中に短刀一振りを含んで居つたから之を取上げた其の時奴はギクッとして來たものと見へ今迄出放題を並べたが實は私は千葉縣市原郡五井町新田生れ無職窃盜前科二犯濱田作藏當廿一年だが此の短刀を取り出されたが最後二十九日は居て遣るから氣永に取調をして呉れ怠だと言ふても拘留廿九日は置くだろう一日一件犯罪を自供しても二十九件は言ふて遣る御前様は此の署の刑事知らないが僕も今迄犯罪を重ねて來た以上お繩が懸つたら仕方が無い覺への有る丈けは言ふても行くが先づ今夜何か自分の好きなものでも喰はして呉れとの申立だ刑事が此の時相手に何んな態度を示したら宜敷いかと云ふ所は研究すべき問題だが名前も大きい大山大吉刑事は腹も決して小さくないんで此の男を頭から粉なして掛つた大山刑事は馬鹿野郎不巫戯るな手前が此所へ座つた以上是迄仕來つ

た犯罪を逐一語つて其の上なら又た手前の言ひ草も聞いても遣らうが井を取れそうなくつちや一犯罪は一つも言はない止せ言ふな乃公の方から言ふ様にして聞いて遣ると高を括つて出ると野郎少し弛みが来て今夜一とつ言ふて置こう夫れは本年六月十五日だ東京浅草花川戸の鼻緒問屋林鋼藏と言ふ家へ午後八時頃表口から飛込んで見ると奥には五六人の來客が有つて頻りに酒を飲んで居つたが出て來た女中に懐中電燈を懐から出して尼之れや一爆烈弾だが命が欲しいか金を出せばよし左もなけりや是れを此所に叩き付けて貴様の家から向う三軒兩隣は木葉微塵に飛して仕舞が何うだと脅して見ると女中が無暗に騒ぎ立つた爲め目的を遂げずに歸つて來た今夜是れ丈けで井一個の値打は充分ださ一奢るか何うだと言ひ出した此の時大山刑事の臺詞が又た面白いじやないか「ヤイ小僧何だ寢言も大抵にしたら何うだ此所は東京から見たら田舎には違くないけれども静岡縣の吉原署は富士山麓の大警察署だ背景を富士とした警察署で叩きの縮尻りじや一山が小さいや今少し大きな山はないのかい」と切り込んだ爲めか作藏は犯數も未だ少ない年も若い氣分丈けは大賊氣分だから面白いじやないか燒氣となつた作藏はよし夫れなら今一とつ二たつ言ふが本年六月廿日の夜に東京下谷櫻木町に岡本捨藏と云ふ家が有る此所へノビに行つて見たが締りが堅くて遣入れない所から物置きへ這入つて見ると古新聞が積で有た之れを取り出して母家の床下へ放火した間もなく火が四方に燃え移つて焰々と火の手が上つた爲めに家族が驚ろいて飛起きた其の混雜に乗じて二階へ飛上つて行くと机の上や其の外に墓口四つで在中金が全部で七拾圓餘有たのを取つて逃たが之れなら氣に入つたらうさ一井でも買たら何うだと大分井々と云ふ奴でマア此所で井でも食して置いてと思つたから奴の好に任して注文して段々繋いで見て見ると日本橋の時計屋へ三人組で強盜に這入つて現金七百圓を取つて逃た其の翌日横濱市の某所で煙草小賣店へ電報々々と表から呼んで家人が起きたを幸ひに短刀を突き付けて現金拾餘圓と巻煙草を取つて來たが共犯丈けは何う有ても名前は言はぬと頑張つて居たが當時の新聞を調べて見ると何れも其の記事が現はれて居る丸きりお化けでもなさそ一だと言ふ所から所轄署に照會して見ると該當事件が有つて濱田は追つて居つたと言ふ所から犯人引渡しを要求して來た爲めに吉原署長は快よく所轄の刑事に犯人を引渡しして遣

たが此の作藏の犯罪は彼れが最初の高言通り二十餘件の重要事件が有つて彼れの右腕には大正十二年一月六日左腕には一心を以て誓ふと云ふ文字の文身が有た何した爲めかと聞て見ると昨年一月は千葉刑務所に服役中で一月六日に實父が死亡した通知を受けた其時作藏は悪人ながらも父が生前に於ても不幸の有丈を盡して今父が無き人となつた今日子である自分は入監中で末期の水さへ手向ける事が出来ないとは何としても濟ぬと考へた其所で放免されると改心して左右の兩腕に父の命日と誓つて悪事をせないと云ふ文身を施したが前科者の常として何時か夫れをも打忘れて又た斯うした悪事を重ねる様になつて來たので有たが此の男は又他の窃盜犯人なぞと少し變た所も有た夫れは此の作藏が今泉村今泉の賭博者秋山重松と云ふ者の家へ行つて構寸を賣付けようとすると女房が出て私の所は主人が不在で何う有つても此の構寸は買へぬと斷はると何所へ行たかと尋ねられて重松の女房は良人が賭博で收監され今静岡刑務所で服役中だが其の後は家計は日に日に困難を増すに加へて子供が二人迄病氣して富士病院の醫師に絶つて投藥して貰うては居るなれど藥價が一日貳圓と車賃が八拾錢之れ丈け得るにも残る家族が總懸りで朝から晩迄働いても到底足りぬと言ふ話を聞かされてスツカリ作藏は同情して重松の女房を懇々諭して心配するでない明日の晩迄には何とかして遣るから安心せよと言ふて別れて來たが其の晩富士病院へ窃盜に這入る考へて同病院の院長宅は看護婦何人代診何人書生何人と仔細に家族の様子迄内偵して居たが其晩大山刑事の繩が懸つた爲め此の窃盜は遂げぬけれども此の男は護送されて行く時迄秋山の家を見て遣つて呉れと何片か繰り返して言ふて居たのには感心した

評

昔時より諺に人を見て法を説けと作藏の如く大膽不敵の犯人には超越したる態度を以て望まざれば却て失敗を招くに反し小膽なる犯人に嚴かなる態度を示し彼れが刑事上の責任の輕からざる如き素振を現す時は是又相手方を威怖せしめて取調上好成績を掲げ得ざる事あり本件捜査中作藏が懐中せる短刀を刑事室迄同行して後で發見したるは少しく運き悪あり願はくば本質宿の庭先にて懐中物の検査の際發見せられ度きものなり

四七、毒殺事件の火の手は一時に揚つた

縣下吉原警察署管内鷹岡村久澤新田農村松仁作當四十三年は妻トリ當四十年との間に長女ミサヲ當十九年二女フジエ當十七年三女千代子當十六年の三人の子供迄儲けて自分は農業の傍ら少し隙があると人夫稼などをして居つて水入らずの一家五人暮で有たが何うした譯か家庭内は時々風波が立つて居つたのだ所が此の仁作が大正十三年十一月廿八日午前七時頃死亡して葬儀も済んでから變な噂が立つて來た其の風評は決して警察官が聞き捨にならぬ噂であつた仁作の女房のトリには隠し男が有つて之れと同棲を望む爲めに仁作を毒殺したのであると云ふのだから捨て置けたものでない其所で内容を探つて見ると斯う言ふ譯になつて居る仁作は今から十九年前に現在の女房トリと結婚したのでトリは富士根村二俣と云ふ所の生れた所が結婚當時から隣家久澤新田農西村元吉當四十六年と姦通して居たので元吉はトリの媒酌人である夫れが檢舉後本人等の自白では大正十二年十二月頃から姦通したと謂うて居つて此の點は明かでない其所で被害者たる仁作は何う云ふ原因で死亡したのかと内査して見ると發病は大正十三年十一月廿三日の夜から廿八日の午前七時に死亡して居るが廿三日夜に仕事から歸つて來ると秋刀魚飯が出来て居つて女房に勧められ一碗を喰たが氣持が悪いと言ふて止めて仕舞つて夫れから間もなく吐瀉をした其の翌日は床に就いて仕舞つたが三日目頃に村の佐藤と云ふ醫者に診察を受けると急性胃腸加答兒と判定せられて尙ほ其後思はしくない爲めに入山瀬と云ふ所の戸田醫師にも診察を受けると同様の見立で有たが二十八日の朝になつて死亡した爲めに翌二十九日に葬儀をする事になつたのだすると此の仁作は字内に實兄もあれば富士根村杉田へ實弟の直吉と云ふが養子に行つて渡邊直吉と云ふて居る其又た弟に忠作と云ふが有つて之れは富士郡大淵村へ養子して深澤忠作と謂ふて居た所が此の兄弟も葬儀の時は集まつて來て手傳つて居たが仁作の死因が氣に入らぬ爲めに弟の直吉と云ふは兄仁作は女房に毒殺されたのだ此の儘葬儀を済すような事が有つては兄の亡靈が浮ばれまい今日葬儀を出す前に警察へ此の事を訴へて検視を経なければ承知が出來ぬと云ふて自分の村の駐在所へ訴へて出ると云ふて飛

出したると近所の者や親戚の人達も捨て置く譯にも行かず多勢の人が之を遮ぎつて今日は何事も言はないで是非葬式を済して遣て呉れと頼んだのだ直吉も隣家の者や村の人々の前もあるものだから飛出したけれど途中から伴れ戻られて其日は葬儀は済んだのである

けれども葬式は終つても納まらなは直吉や弟忠作等の胸で何んとしても無念で堪らない何うしても警察に訴へて兄の敵を取らねばならんとして葬儀が済んでから數日經ると弟直吉は富士根村小泉巡査駐在所へ訴へ出て實兄村松仁作は本年十一月廿八日午前七時頃死亡したのであるが夫れは嫂トリと同じ久澤新田の西村元吉當四十六年と姦通して居つて姦夫姦婦は同棲を熱望するも實兄仁作が有つては意の儘に構曳も出來ぬ爲め十一月廿三日夜兄が仕事先より酔ふて歸りしに乘じ夕餉に出來たる秋刀魚飯へ豫て用意しありたる毒物を交へ兄に勧めて之を喰はしたのであつて仁作は之に中毒し間もなく甚しき吐瀉をしたのであるが段々衰弱して先月廿八日の朝遂に死亡するに至つたのだが何うか彼等姦夫姦婦を引捕へて兄の鬱憤を晴らし呉れと稱して訴へ出た之れも矢張り同日の事だ富士郡大淵村巡査駐在所へ同村に養子した仁作の實弟深澤忠作が出頭して前記と同様の申告をしたので富士根村小泉巡査駐在所詰柴田巡査は早速所屬大宮分署長に報告した爲めに大宮分署では吉原署の管轄に屬する所から早速其の由を移牒して來た一方大淵村巡査駐在所からも前同様の報告が來る又た鷹岡村受持の沼倉巡査は子供が學校に行つて毒殺事件の話をして來て話した爲めに内偵して見ると事實が有るやうに想像された爲め之も署長に報告して來た何うして斯う八方から火の手が揚つたのかと云ふと仁作の妻トリと西村元吉と姦通して居つた事は村の人々は勿論仁作の兄弟も皆な知つて居つたのだ夫れで仁作が十一月廿三日の夜に秋刀魚飯で夕餉を済したが間もなく吐瀉して仕舞た其夜に實兄が仁作の家へ湯貫に行くと仁作は夕食を吐た話が出て平時仁作が大酒をする爲めに實兄は又た今夜も大酒を飲んだのだと云ふと仁作は其夜には一合しか酒は飲まぬが秋刀魚飯が忌な臭氣が有つて一杯喰ふたが後は喰へなんだと言ふ話をして夫れから其夜午前二時頃になると非常に苦しんで翌朝は枕も離す事が出來なくなつて三日目に醫者に診斷を求めたが十一月廿七日夜になると段々衰弱して來て此の晩にも實兄は見舞乍ら行て居ると仁

作の親友の小林喜市と云ふ男も来て居た其夜仁作は斯う云ふ事を繰り返して居た「世の中で馬鹿程怖ろしいものはない乃公が死んだら手前等は本望だらうあー苦しい」と言ふては唸つたが翌二十八日の午前七時に悶へた仁作はトウ／＼命數盡て息を引取た

又女房のトリも良人に毒を盛る程の毒婦であつても未だ良心の閃が幾分残つて居つた爲めに十一月廿三日の夜に毒を良人に勸めて置いて二十五日になつて毎日仁作の苦しみ悶へる所を見ては流石に良心の呵責に堪へ兼ね私かに平時懇意な小林定吉方へ行つて毒消しの薬を譲つて呉れと云ふて頼んだ其の時居合せた定吉の妻デンは薬袋を取出したがトリもデンも無學の爲めに何れが毒消し薬やら判らぬ所から感冒解熱剤のピリン散を取出して之れでも飲んで見たら何うかと云ふて呉れた爲めにトリは其の薬を買ひ受けて来て仁作に飲したらしかつたが無學で薬の袋にある文字が見へぬとは言へ随分亂暴なものだ夫れから又仁作が死亡してから或る夜隣家の小林房次郎と云ふ老人が孫を伴れて淋しかろうと言ふ所からトリの家へ泊りに行くトリは犯した罪を煩悶するのか夜分も良く眠らない恰度午前二時頃だトリは房次郎老人に向つて自分は申譯の無い事をした元吉に唆かされて良人に毒を吞まして仕舞た夫れが爲めに良人は死亡したのだが何うしたら良かろうと云ふ自白をしたのだ其所で老人は警察に自首せよと勸めて翌朝は歸つて行たのだが又仁作の葬儀の時直吉が警察へ訴へると言ひ出して散々紛々有た後ちトリは斯うして葬式の日にも紛擾が起たりして佛様の爲めにも良くないから仁作の屍骸は火葬にして呉れと申出ると弟等は口を揃へて決して火葬は相成らん警察に訴へるのも今日丈けは待つて遣たのだ此の屍骸を火葬にされて堪るものかと言ひ出してトウ／＼其儘埋葬する事になつたが斯んな工合で一時に犯罪事件が發覺して來たので有たが大宮分署で此の重大事件の端緒を得ても所轄を異にするると云ふ所から事實の詳細を所轄署へ移牒し横合より出抜捜査を行はざりしは同署長の高潔なる所にして沼倉巡查の子供が學校で聞た犯罪事件の噂を宅へ歸ると直ちに父親に話して捜査せしめたなぞは警察官の子供でなければ見られぬ所だ

斯うなつて來た爲めに吉原警察署では毒殺事件の概要を知つた爲め十二月五日の朝姦夫姦婦を引揚げて取調

べる事になつたが其の朝踏込んで見ると元吉は居たがトリは不在の爲め其の晩になつて引揚げて來て調べて見るとトリの申立に依ると同人は大正十二年十月頃西村元吉の女房が病死してから昨年十一月中元吉に言ひ寄られて關係したが二三ヶ月過ぎると元吉は二人で遊て呉れと言はれた夫れをトリが聞かない爲めに鐵砲を拵つて來て殺して仕舞と云ふたのをトリが彈薬を取上げて仕舞たが本年十一月になると今度は元吉は乃公と遊るか嫌なら良人を殺せと言ふて來て薬を置いて行た其後會う度毎に未だ毒を飲ませぬか若し遣らなんだらお前を殺すと矢の催促を受け十一月廿三日夜晩食の茶碗に毒物を入れ秋刀魚飯と交へて與へた所が二十八日朝に至り死亡したので毒物は鼠取の薬であるとの申立で有た男の方を調べて見ると本年六月頃女から鼠取りを買て來て呉れと頼まれて鷹岡村入山瀬井出ダイ方で隣含有の猫イラズ一個散薬鼠コロリと云ふもの一個を求めて來たが猫イラズは自宅のもので女には鼠コロリと稱する薬品を渡したなれども毒物で良人仁作を殺害すると云ふ事は相談に乗たものでなく平時トリは自分が後妻を迎へようとするると夫れは止めて呉れ都合に依れば良人仁作を殺してもお前と同棲するようにするからと口癖に言ふて居たから或は彼の毒物で仁作を殺したのかも知れぬと申立で有た

其所で毒物に就て調べて見るに猫イラズは非常に惡臭があつて隣の瓦斯が常に發散して居て毒殺の用に供する事は六ヶ敷い鼠コロリと云ふ薬は東京日本橋區樽正町六尾崎光仁堂製品だけれども其の袋には「人之れを食すれば多少の害あり。鼠之を食すれば必ず死す。犬猫其他家畜之を食するも生命に別條なし」と記載して有つて鼠コロリを用ひたでは不能犯と云ふても宜敷いものだが猫イラズを用ひたではあるまいか兎に角井出ダイ方を調べて見る事に此の賣藥請賣業者の井出ダイ方では藥種商でない爲めに猫イラズは販賣する事が出來ないのだ夫れが爲め何んと言ふて尋ねても部外品の鼠コロリと云ふ薬は賣たが猫イラズは賣たものでないと云ふて頑強に否認して遂には元吉と對質する迄になつて漸く猫イラズ一個を賣た事を認めたのであるが斯う言ふ場合に藥種商や賣藥請賣業者が犯則の廉で處罰せられるのを虞れて往々事實を否認する事があるものだから捜査官吏は此う云ふ點には注意すべきものだ

扱毒物は鼠コロリか猫イラズを用いたものであるけれども夫れが何れとも決定せぬ被疑者は其後取調に對しては互に責任を回避して居るけれども男女共謀で有つて毒物は男が求めて来て女に渡したものである事が判明し兩人は共に仁作を殺害して同棲しようとする密約が有つた事を自供するに至つて身柄は十二月六日所轄検事局へ送致されたけれども斯の場合上記の自供を聽た位で決して捜査官吏は安心すべきものでない「要慎すべきは簡單なる被疑者の自白だ」何う有つても彼等が自供した藥物丈けではなさそうだと云ふ事で十二月七日に姦夫姦婦の居室に臨んで家宅搜索をする事になつたすると女の家からは十一月廿三日夜良人仁作が吐瀉した際吐瀉物を容れた金盥の汚れたのと口を拭ふた洋手拭一筋を發見した更に進んで西村元吉方を搜索して見ると居室の北方の隅に庇が有つて此所に薪を積込んであるが薪の間に人頭大の石塊が有つて之に澤山の苔が付いて居るけれども此の苔は林の中に有つて石に付たもので庇へ入れてから苔が生へたものでないとして見ると此の石は苔が付く迄は外に有つたものと目を付けた金原刑事部長は其の石を取除けて下を掘て見ると紙包になつたものが出来た其の中には白色の粉末となつた藥品が光澤のあるのと光澤の無いのと三包灰色の粉末が四包赤き着色料のような粉末が一包猫イラズが一個包んで有つて赤色の粉末は大宮町運雀藥種商寺田七郎商店の袋に這入つて居つた爲めに該藥品の出所も想像が付た尙紙包は川口米作と云ふ者から殺人被害者村松仁作に宛た米代金の請取と鷹岡村農會から姦夫西村元吉に宛た茶種購入に關する書面などで有つて證據品は遺憾なく蒐集された爲めに檢事に其事を報告して被疑者西村元吉及トリを調べて見ると夫れは元吉が大宮町で野鼠を取ると云ふて秘密に求めたもので之れを用ひて仁作を殺害したものであるが赤色の粉末は白色の毒物に着色する目的で求めたものであつて灰色に變化して居たものは白色の粉末に着色したものだと言ふ事が判つた早速藥品は試験して見ると工業用亞砒酸たる事が判明した

翌十二月八日に墓地から仁作の屍体を發掘して見ると屍体の胸部が僅かに淡藍色を呈し鼻口から出血して居たけれども腐敗を初めて居なかつた之れは亞砒酸等を用ひて殺害された屍体の外部所見に一致して居たとの事で解剖して胃及腸等を取つて反應試験をして見ると極めて微量乍らも亞砒酸の反應を認める事が出来たが

亞砒酸と云ふものは土中にも含んで居るものであるから屍体を棺に納めずして埋葬した場合は屍体の上下にある土塊の一部に對しても反應を見ねばならぬものだからである

尙毒物は西村元吉が亞砒酸を九拾錢着色料貳拾錢を求めたもので之を隠匿して有つた場所も又た毒物である爲めに屋外の而も雨除ある軒下の土中へ貯藏してあるなぞ本捜査は總てが良く適中したので有つた

評

法醫學者が屍體を檢し比較的世人の手に入り易き毒物を以てしたる證據顯著なる場合は別とし普通藥品店より容易に素人が得べからざるもの又は意想外の材料を以て殺害せられたる場合に於ては自然死たるの徵候を見るべきものに拘はらず毒殺たるの痕跡も又明白なりと斷定し難く法醫學者自ら五里霧中に彷徨するが如き事なきを保せざるなり此の場合刑事係に於て大略如何なる種類の毒物を使用したるの形跡あるやを各方面より探索し唯其見込にても通ぶる事を得ば醫家は此の場合此の種針盤に因て不必要なる費用と煩雜なる仕事とを避け得べきものなるも尙本件の如く其の毒物の一部を發見したるは極めて大成功たるなり

毒殺事件等に於ても犯人を檢査し事案を明白ならしむるは鑑定人にあらずして刑事係の手腕如何に因るは敢て多言を要せず又た毒物は硫酸硝酸の如き酸類加里及安母尼亞の如き腐蝕亞爾加里類昇汞鉛の如き金屬鹽類亞砒酸青酸及硫化加福謀の如き劇物類毒物類の如き植物性毒物河豚其他の動物性毒物等其數凡そ百五六十種に上ると雖も普通用ひらるゝは昇汞亞砒酸。青酸加里。燐。硫酸等にして使用して犠牲者に發見されざるものは昇汞。亞砒酸等なり

尙本件加害者等が豫め事件の發覺したるを知り元吉は女に檢査せらるゝ前日覺悟して來いと通知を爲し母が之に反問せしに到底免かれ難き機嫌ある爲め自殺せんと計りしも女が氣運れして自殺を急がざりし爲め逮捕するを得たるが檢査が數日経過せば或は自殺するか又は逃走するものなりしならんと

四八、之れは又た後藤部長の拾ひもの

時は大正十二年十二月六日午後八時頃縣下濱名郡笠井町料理店御園屋へ年頃二十二三年の青年が立寄つて酒肴を命じて女中相手に一杯遣つて遊んだが一二時間過ぎても歸る模様がなく勘定とも言ひ出さないので御園屋の女將は其所が商買柄受持の女中に内意を含めて注意さして置くと此の男は二階の障子を明けて風を入れ酒

の辭を醒すような事をして居つた酒食の代金は漸く四五圓のものであるが女中が一寸油断すると客は二階座敷から屋根へ出て隣家の屋根へ移つて逃走し初めた「女將はそれ御覽逃たじやないか早く警察へ電話でお届け」と女中に命すると警部補派出所へ其の趣を言つて来た直ちに詰員が飛出して行くと屋根傳ひに逃て行くので巡査は屋根へ飛上つてとう／＼押へて仕舞たそれを警部補派出所に引致せられ調べを受けて見ると一文無し財布は全く眞空だ何うする氣かと尋ねて見ると元から所持金はないが酒が飲み度い爲め有る様に裝つて御園屋で飲だけでも支拂も出来ず女中の隙に乗じて逃たものと自供するに至つた犯人は濱名郡市野村上石田三十一番地勘平八男鈴木五郎當廿三年と稱するもので警部補から直ちに取調べを受け詐欺取財犯として意見書送付けて送て来たが此の儘本署で犯罪事實を刑事交收簿に登載して検事局に送て仕舞た丈なら此の參考資料に書く事も出来まいが又た斯んな工合で素通さして仕舞うようなら警察署で三四人の刑事係を置く必要もない譯だ

後藤部長は鈴木五郎の調書を一通り讀んで見ると不審と思う點が數々ある第一五郎は夫れ迄五ヶ月間も何をして居たものか更に判らない彼れが家出したのは五ヶ月前の事で當時濱松市に頻々と強盗事件の有た當時の事だ此の五郎は元濱松驛で驛夫を勤めて居たもので鐵道に居た頃も素行が宜敷くなかつた事は聞いて居た爲めに早速森下、大庭、加藤刑事等を指揮して捜査をさせて見た一方又た刑事を市野村上石田の五郎の自宅に臨檢さして彼れの寢具から一家族の枕などを調査して見ると皆な家族のもの、分は枕に枕覆を付けられてあるに反して五郎の枕にだけは覆が付いて居ない爲めに刑事は喜んで引 げて来た

何故此んな物を調べに遣たかと云ふと大正十二年八月頃から濱松市には數件の強盗事件が発生した夫れが八月廿日濱松市澤濱松商業學校長橋本市郎方裏炊事場より侵入し刃渡六七寸の鋸切庖丁を以て家人を脅迫して現金を強奪逃走した犯人は年齢廿四五年で夫れから數件の強盗を續けて濱松市紺屋町善正寺住職鶴見有一方へ八月廿六日午前三時頃本堂の修築中の箇所より侵入して矢張鋸切庖丁で住職夫婦を脅迫し現金五圓餘を強奪逃走する迄殆んど毎夜のように遣て居たのであつたが警察の方でも捜査を續行した結果濱松市五社公園内

に一本の老杉が倒して居つて其の根本の腐朽した部分へ鋸切庖丁と覆面用の白布を隠してあるのを発見した其の白布が枕覆で有つて眼の當る所へ二個の穴を明けてあるものだつたが之れが有た爲めに後藤部長は五郎の宅へ枕覆を取調べたのだ夫れが注文通り五郎の分丈枕敷が無かつた爲めに之れを機會に犯罪の有た當時の居所から宿泊地を追窮された結果強盗事件八件を自供するに至つたが笠井町の警部補は斯うしてお米の御飯を零したに反し後藤部長は大變な拾得物したのであつたが此の犯人が五社公園の境内へ兇器を隠して有た時其所へ敏腕の刑事から巡査を四人張込した事が有た此の時の人選は體格強壯な足早の男を選んだのだが張込んで居ると犯人が遣て来た其の時手元迄犯人を引き入れて置いて逮捕すれば相手は一人刑事は四人何んなにしても取押へるには易々たるものだつたけれども其の中に一人の泡喰者が有つて不審者が其所へ立廻つた時未だ數間隔て、居るに「コラッ」と大喝一聲遣て仕舞た此所が非常に吾人の修養を要する所だ稀代の殺人強盗犯人石井藤吉もそう言ふて居たではないか若い巡査は嫌疑者が未だ手元迄来ない内に御用だとか待てとか遣て仕舞所が殺人強盗などを遣る犯人が御用や待ての言葉に驚くものか巡査が接近する迄神妙にして待つて居る奴は一人もない夫れ迄に必ず懐中して居る匕首に手を懸ける位の事はすると因て藤吉は其の懺悔録に斯かる場合何んとも言はないで可成手元へ引寄せるか出来る丈け接近して利腕を捕へたら何うする事も出来ぬじやないかと言ふて居る其所の呼吸が最も大切な所と思ふ爾來張込等の場合は此う云ふ點に注意して欲しい

評

犯罪嫌疑者の取調べを爲すに當り捜査は恰も農家の收穫を爲すと同じく春期に種蒔きして夏期之を培ひ收穫の際之を疎漏に取扱はんか折角實りしもの、半を捨つるに至る嫌疑者の取調べを爲すは恰も此の收穫と何等異なるなし宜敷く慎重の取調べを爲さざるべからず又被害者が立廻るべき見込ある箇所に張込したる際は嫌疑者に張番の位置及其の所在を發見せられざるに努むると同時に沈着にして又た敏活なる活動を爲さざるべからず沈着を欠けるもの、最も慎しまざるべからざるは賭博現行犯人逮捕の場合なり未だ同僚は犯所に接近せざるに大喝一聲して犯人の大部分を逃走せしむる事あり宜敷く先輩に習ひ失敗なきを期せらるべし

四九、心の捕縄で犯人捕縛

110

大正七年の夏蒲原町の淺原呉服店裏戸を開いて賊が侵入して呉服太物類を約五六百圓盜難に罹て仕舞た大都市の呉服店なら當時だとて五六百圓位は一人の客でも買て歸る位の事だが斯う云ふ田舎の呉服店で五六百圓の商品と來たら店に有る丈け背負て行かれても五六百圓はないと云ふ様な家も決して無いのではないから呉服店では驚ろいて仕舞て早速届出た駐在の巡査から所轄署にも報告をされるし刑事も來るやら又た隣接して居る駐在の巡査も應援して四方八方へ飛廻つて捜査して見たが一向様子が判らない其日の夕方此の被害者の家族が裏の海岸にある畑へ野菜物を取りに行て見ると畑の隅にある稻叢に何か入れてあるようだからと云ふので罫を取除けて見ると其下から澤山の反物が出て來た爲めに何喰はぬ顔して宅へ歸つて來て其事を主人に話すと主人から警察官に密告して來た夫れは面白い夫れを發見した時誰も見て居たものはないから又た其んな所に品物の有た事を誰にも話しはせぬかと聞て見ると未だ家族の内でも知らぬ者があると云ふ位だから是ならば面白から今夜此所に張込んで見ようと云ふ相談になつた日が全く暮れて仕舞てから品物は持て來て仕舞た受持の宮塚巡査と隣區の山田巡査が其所へ張番をする事になつた未だ宵の間で有たが暗くなると間もなく其所に行て物蔭に潜んで息を飲んで待ち構へて居たが來るものは更にないけれども夏も盛りの事であるから蚊の襲撃を受けて兩巡査は全く退却も仕兼ねまじき午前四時兩巡査の目の前を黒い影がチヨロ／＼と通た夫れ來たと云ふので物蔭から躍り出た巡査は其の不審者を追蒐けて行く曲者の早い事丸で魔の様だ今此所を逃たと思つたのに臙月夜で透して見るともう五六十間も先を海岸傳へに逃て行くのが見へる若之を逃したら大變だと兩巡査は必死となつて追跡したが天與とでも謂うかとある流れが海に出る所へ來た橋がない爲め曲者が躊躇した爲め漸く追詰て押へて見れば之れは山梨縣南巨摩郡渡木井村の國と云ふ窃盜前科三犯と云ふ男で所持して居るものは櫻海老と桃を籠に入れて持て居る間はずも知れた夫れは海岸の海老漁小屋から持て來たものに相違ないけれども自分が張込で居た犯罪に關係があるか何うかを調べて見たが何うしても其の

反物窃盜に關係があると思へないけれども窃盜準現行で昨夜蚊に喰れた償も出來たと喜び乍ら蒲原町巡査部長派出所に引揚た時は午前八時頃で有た宮塚巡査は朝食をする爲めに窃盜犯人を同僚に頼んで置いて前の飲食店へ行つて有合せのものを召されて食事をして居ると朝から二階では酒を飲んで居る客がある之れが普通人なら酒を飲んで居る客があるのも氣が付ないものもある又た氣が付たとしても別に怪まないが其所が平時犯罪捜査に熱心な宮塚巡査はハテナ今朝は未だ八時だ今頃から此んな所へ來て酒を飲んで居るなどは此の漁師町では珍らしい何所の奴か知らんと耳を濟して居ると櫻野の話をして居る蒲原町櫻野と云ふは國道から山間へ這入た農家計りある部落だ宮塚巡査は斯う考へた此の客が蒲原町の者とか云ふなら又た格別だが櫻野あたりの者は全部質朴の農民で朝から飲食店の二階で酒などを飲むものは一人もないが不思議だなあ一と考へて居ると俄かに宮塚巡査の頭に何事か考へられた同巡査は或はそうかも知らんぞと獨合點して其の所の妻女を呼んで二階の客の年は幾つ位の人は彼の人は櫻野の人かお前は知つて居るかなぞと云ふて問ふた何故斯う云ふ事を宮塚巡査が妻女に問ふたのかと云ふと蒲原町櫻野に宇佐見島吉と云ふ當時窃盜前科十四犯の男が有たが何時も入監して居て宮塚巡査は一度も顔は見事はないが今年も島吉が監獄から出て來る筈だと云ふ事は頭に残つて居て二階に居る客が島吉ではなからうかと考へたから飲食店の女房に夫れを聞たのであるが何所やら島吉に似て居る爲めに二階へ上て見ると襟に神田組と印してある裨纏を着た土方風の男で何所の者かと聞て見ると櫻野の生れだと答へた宇佐見島吉だつたかと問はれて島吉は自分の今朝此所に來た迄の話が出た實は昨日東京巢鴨で放免せられて八年目で外に出たが今歸たと云ふ様な工合で生家に歸る事ならず兄に是迄の謝罪を爲すに駐在巡査を頼まんと今朝此所迄來たとの返事である所持品は現金が七圓五拾錢と風呂敷包の小さいのが一とつ此の風呂敷には東海道富士驛前山崎呉服店と印しがある其の外には何物も島吉は持て居ない其所で宮塚巡査は櫻野は自分の受持區内だお前の兄も能く知つて居るから自分が何れ又た色々な話しても遣らう兎に角今日は餘り酒など澤山飲むな程よく切上げて駐在所へ遣て來いと親切に言葉を聽して立去つたが此所が巡査の上手な所だ相手は昨日刑務所から出た計りだ所持品が澤山有つて疑がある物を

111

持て居るなら格別風呂敷一枚と現金七圓五拾錢だ舉動不審者だなどと云つて直ちに引張つて折角改悟しかけたものを取返しも付かぬようにして仕舞た例も決して尠くない島吉の所持品に付ては一應調べる考へで引張りこそせぬけれども今の宮塚巡査の親切な言葉は島吉を後迄繋で置く戒めの繩を懸けたと同様で捕縄で高小手に縛り上げて逃げられる事は屢々あるに宮塚巡査の此の無形的逮捕は何うしても島吉が逃る事が出来なかつた何れ且那御願しますと互に別れた巡査は其所を出ると直ちに吉原署に照會して富士驛附近の盜難なぞを聞いて見ると其の前々夜停車場前に盜難が有つて山崎呉服店では反物數反と風呂敷を取られる其の裏の神田と云ふ土工の家で印神纏を取られて居る事實が有つて島吉の着衣と携帯品は其の被害品の一部に相當する事が判たから時分を計つて飲食店へ行つて島吉を體裁よく伴れ出して調べて見ると富士驛前の犯罪は全部自供した贓品の行衛も判たが蒲原町の淺原呉服店の犯罪當夜此の富士驛で遣て居たので反物盜盜には違ひないけれども蒲原町には關係がない事が判つた

斯して一夜の内に二人迄盜盜常習犯を押へて而も其内呉服店を荒す犯人を押へたけれども淺原呉服店の犯人は捕へる事が出来なかつたが外れる時は外れるもので又當る時は當るものだと當該巡査の話し

繩を用ひて縛めず心で縛つて逃走を阻止せるは面白き捜査方法ならずや兩手に手錠を掛け腰に太き繩を結び而も左右に二人の巡査を付して逃走せらるゝ事なきにあらざる犯罪被疑者を温かき駐在巡査の一言に何所にも動かさざらしは吾人は平時敬服し居る同巡査の才智より出たる策略なり此の巡査たるを以て食事中も又た喫煙する間も又た油断せず櫻野に云々と語りし一言より前科十數犯の犯人を逮捕せしにあらすや

五〇、先づ捜査は自己の足元より進めよ

縣下沼津警察署の藤田刑事部長が一年中御得意場とする所は千本濱公園なぞが先づ第一と云ふても宜敷い長い夏中市内を漁り廻つて獲物がなくなると此所へ出掛けては何か拾うて來る同氏は常に斯う云ふ事を謂はれ

る自分が千本濱公園で犯人を押へて來ると新聞記者が何所で押へたかと云ふては聞かれるが千本濱で押へた事は可成秘密にして何時も市内本町にて押へたとか某劇場前で押へたと書れて千本濱公園で押へた事は可成新聞にも書かない何故なれば又た千本濱で犯人が押へられたと新聞紙に時々書き立てられると其所へは彼等が遂に立廻らなくなつて仕舞うのを虞れると是れも尤もの話だが扱て此の御得意場で大正十四年二月九日午前二時卅分と云ふ真夜中に而も強盜強姦と云ふ犯人に蹂躪されては流石の藤田部長も口あんぐりで有た届出は午前三時十五分本町巡査派出所へ被害者自身が出頭して只今自分の便所硝子戸を外して其所から年齢廿二三歳の印神纏に外套を着た男が侵入して玄關の次の間に寢て居た下女を呼び起し勝手から持ち來た出刃庖丁を突付けて現金貳圓餘を強奪逃走せられたと云ふ趣で有た被害者は沼津市絹毛紡績會社員小山鶴二と云ふて會社の重役であるが賊は侵入後女中部屋で下女の石井フミ(變名)當廿一年に對し「女郎乃公は人間の二人や三人打倒すのは何とも思はぬぞ金の有る所へ案内せろ悲鳴を擧たりじたばたすると叩き殺すからさう思へ」と凄しい文句で威されたから女中は全く顛え上つて仕舞つて只だウナ／＼するのみだつたが賊は女中の小使錢を奪ひ取つた末落花狼籍娘の操を蹂躪して其揚句明朝迄警察へ届けると承知せないぞと云ふ臺詞を残して立去つて仕舞たのだが届出の有た時當夜は相憎の雨降で有つて箱根風の氣は耳も鼻も切れそうである況してや雨の中に白いものがチラ／＼交つて來る藤田部長は岩崎刑事と伴れ立つて現場に駈付けたが雨は次第に小降になつて來た「岩崎君、たぞ此の雨で公園の砂地は地均しされて仕舞たから今夜野郎何所を向つて逃ても足跡は必ず残すぞ殊に犯人は靴を穿て居ると來ちや」先づ以つて大抵の當りは付く筈だから海岸通りを東西の出口と公園地の出口々々を全部廻つて見よう」と兩刑事は仔細に是を調べて見たが何所の出口も人の通行した模様がないして見ると未だ公園内に居るんだなそうなつて來れば必ず押へて遣らる江ノ浦強盜傷害事件以來本年は外れも外れ碌な捕物もない爲めに署長の笑顔も遂近頃は見た事がない今朝こそは何う有つて此の犯人を引捕へて署長の喜ぶ顔を見たいものだど獨り呟き乍ら尙も必要の箇所を調べて居ると時刻が移つて香貫山の嶺が明るくなつて來た緋たぞ明るくなつて來たが岩崎君此の瞬間に公園内の砂地を隈なく足痕捜査だ新聞配

違なぞに飛込まれぬ内に遣らねば駄目だぞと兩刑事は凡そ犯人の立去りそうな方向を運んで被害者の家から踏出して一步々々に鶏が餌を求めような眼を各所に配り初めた間もなく有たぞと云ふ聲を立てた其所は千本濱公園観音の境内で間もなく此の足痕は地盤の固い所へ出て消へて仕舞たが又た其所から何うしても外に出たらしくない爲めに段々迫つて被害者の家から約三百米突も狩野川口に向つて行た所の桑畑内で又た最前と同様靴の足痕が鮮明に印象されてあるのを発見した兩刑事は又た此の足痕を追うて見ると其所に東京小石川戸川町の橋本某と云ふ人の別荘がある桑畑は此の別荘の周囲にあるのだが足痕は此の桑畑を一文字に通り返けて橋本の別荘の裏へ行つて居る夫れを辿つた兩刑事は恰度獵犬が或る嗅覺を辿つて山野を走ると何も相違がない所が靴の足痕は別荘の裏から垣根を乗越して橋本の別荘へ這入つて居るが此の別荘は當時何人も住んで居らぬ又空別荘だけれども靴の足痕は這入たのみで出た痕跡が無い爲めに藤田部長は別荘の裏の所へ駈を下して仕舞つて最う早や目的地點に到達した顔をして居るそゝして至つて静な聲で岩崎刑事を呼んで玉は此の別荘内だが而し今の所未だ中の奴は氣付いた模様もないから僕が此所で張番するから君は千本濱派出所へ行つて三四名巡査に應援する様電話して呉れと命じた間もなく電話によつて應援が駆付けて來たそゝして別荘の周圍を取まかれると自然話し聲も高くなつた爲めに中に隠れて居た犯人も氣付いて仕舞つて裏口の窓を破つて其所から飛鳥の如くに逃れ出た夫れ出たと下知によつて恰も獵師が野兎でも追う様に八方から伏せて置た應援巡査が追ひ立た爲めに頑強な彼も二三町駈たけれども遂に觀念して自ら手を後ろに廻して松原へ座て仕舞た逮捕の上取調べて見ると此奴は横濱市中村町生れ無職西村榮次當廿三年と云ふ者で大正十四年一月から二月に懸け横濱市内に於ても數件の強盜罪を犯して來たものであつたが沼津の千本松原へ來ては犯後方向も夜間で十分判らず又た當夜雨降りて有た爲め被害者の近所の空別荘へ這入つて夜を明す積りで居たのが寢忘れて仕舞たのであつたけれども此の男は極めて大膽な奴で小山方へ押入つてから其後其の近所の菊水と云ふ待合にも窃盜に這入つて少しのものを取つて居たが斯う云ふ種類の犯人は犯所を遠く離れて仕舞うとナカ／＼發見に困難であるものだが藤田、岩崎兩刑事の努力の結果斯く迅速に檢舉する事を得たのである

評

奈良縣生れ五分間小僧事山田春吉と稱する犯人は犯罪後五分間の餘裕あれば決して逃匿に捕へられじと多言し居りたり彼れが五分間小僧の名は此所より出たるものにして春吉は犯罪前食糧カインキーの如きものを用意し犯行終るや犯所の附近なる空屋又たは神社佛堂等の床下天井裏或は普通民家の床下等に忍び入りて一日間此所に潜伏し犯罪の翌夜又たは翌々夜莊物を携へて警察の手配漸く緩慢となりたる時に乘じて逃走するを常とせるが爲めに犯後逃走中逮捕せられたる事なかりしと概して地理に通ぜざる犯人は一時に遠く逃出する事なく其の附近に潜伏することなきにあらず彼の水を濁して逃れたる魚が遠く走らずして其の濁れる附近に隠れ居ると同一なり燈籠下暗しの言葉も斯かる所を言ふにあらずや

五一、實際とは受取難き強盜事件

虚偽の強盜被害は何んな種類のものが有るかと縣下各署の刑事係が取扱かつたものを聞て見ると種々雑多のものがあるけれども概して其の被害者は婦人に多かつた之れも矢張り御多分に漏れないものであるけれども全く圖太い女だから序にひとつ書て置く之れは大正十一年十一月十四日午前九時頃濱松市天神町大塚利作の家へ前夜強盜が這入つて現金六圓五拾錢計りを強奪せられたと云ふので有た被害状況を調べる爲めに濱松署から司法主任の警部補から刑事二三名が行て見た被害者の家は遠州木綿の織布業で妻コウ當廿八年と長男正男當八年の三人暮しで前夜は酉の市で有た爲めに主人の利作は隣家の者と午後八時頃から酉の市へ出て行た後は妻のコウと子供と二人残た爲めに表戸を締めて床に就たのださうだと午前一時頃とも思う頃未だ主人の利作は歸らなかつたが主人が歸らぬ爲めに表戸を締めた丈けで懸金などをせなかつたが其所から年頃卅歳前後で印袴纏を着た男が這入つて來てコウの枕元まで這上つて金を出せと脅迫されたのだ利作の妻は之れで顛え上つて仕舞つて賊に向つて金は更になから衣類でも持つて行て呉れと云ふと賊は衣類なんか入らないから金を出せと言はれて小使錢を入れる黒革製二ツ折の財布に現金六圓五拾錢を入れて有た夫れを遣ると犯人は其の金を請取つて出て行き懸けに火鉢に有た鐵瓶の湯を飲んで出て行て仕舞つたと云ふのである其所で其

六圓五拾錢は小使錢かと言ふて尋ねて見ると夫れは其晩良人の利作から子供の着物を買うべく渡された金だつたと言ふ事だ此の事件は何うも面白くない何故なれば被害届出が非常に遅い被害者の家は天神町巡査派出所から僅かに三丁而も此の間人家連檐して兩側とも電燈は光々と輝いて居るのに何故被害後届出なかつたかと云ふと強盗犯人が立去つて約卅分過ぎると主人の利作が歸つて來たすると平時より妻の態度が違ふから何うしたかと尋ねて見ると強盗が這入つたと云ふのだけれども非常に驚ろいて居つて被害當時の模様を語る事が出來ない爲めに止むなく床に就かして寝て居つて主人が段々聞て見ると大體今述べた様な工合で有たから翌朝主人から届出たと云ふのだ其所で司法主任警部補と刑事係とで被害者の女房を取圍んで當夜の状況を尋ねて見ると顔を素向ないで他の方を向いて語るか又たは俯向いて居る要點を尋ねようとすると思つて詳細記憶がないと答へる爲めに一時は賊の爲めに辱められたのではなからうかとも思つた因て色々尋ねて見ると係官が思つたようでもない而し一方外部の捜査をして見ると當夜其の被害者の筋向ひが蕎麥屋で午前二時迄起きて居たけれども何も知らなると云ふ答へだ若し此の事が事實とすれば普通人なら前の蕎麥屋で犯人が出て行た後で呼ばねばならぬのだ又た此の女は主人の利作と違つて非常に虚榮心の高い女で有つて主人の眼を睨まして男狂ひなぞをすると云ふ風評を聞き出して來た夫れと疑はねばならぬのは恐怖した結果覺へがなと言ひ乍ら強盗犯人の人相着衣なぞはナカ／＼詳細を知つて居る犯人が出て行く時湯を飲んで行た迄確かり見て居るではないか尙今一つは其夜主人利作が酉の市に出て行た後で午後十一時頃此の家には客が有た其客は男で有つてコウと非常に睦しく語つて居たと云ふ事を刑事が聞き出して來たから最う嘘も言へなかつた其所で女を警察に呼んで調べて見ると實は斯うで有たのだ大抵なら斯んな話しを聞かされると腹が立つではないか其夜利作が出て行た後の事だ此の女は濱名郡飯田村の生れで十年計り前に利作と結婚したものだ其の當時情交の有た男が有つて其の男も其所から程遠からぬ飯田村の者であるから酉の市へ出て來て久し振りでコウの家を覗いて見ると主人の利作が不在の爲めに人の女房を酉の市と洒落た譯でもなからうが寄込んで積る話をした後に男は女にお定まりの金の無心をしたのだすると女は今持合せがないから近々の内に拵へて置くと言ふて男を歸して置いて金策を考へたけれども無い袖は振り様がない思案の結果宵の口良人から可愛い子供の着物を買うて遣れと渡された六圓五拾錢の現金を犠牲にしようとした狂言で有たとは現今燒野の雉子夜の鶴なぞと言ふ事は廢したのかも知れないが圖太い女も有たものだそ／＼して其の金は居宅裏手の漬物樽の下に隠して有るのを發見したが是等も矢張り人間母親が遣た仕事だとは扱も／＼

痴情は思案の外犯罪の大部分痴情關係の混入し居らざるなし而れども此の程度に於て發見して將來を戒し彼れを悔悟せしむれば警察は大なる効果を奏したるなり豈吾人の責任大ならずや

五二、犯罪の手口に注意せよ

本縣の盜難届用紙に「前犯の有無」と云ふ欄が設けられてある彼れは前に其の被害者は何か取られた事はないかと云ふ事を知る爲めに設けたものだが多數の巡査の内には之を誤解して前科の有無を調べるものではないかと考へ被害者は前科なしなど書たのを見た事がある又た筆者が捜査に關して附近に同一手口の有無を調べる事を巡査に命じた所其の當時の事丈け調べて前年や前々年の事を更に調べなかつた者が有た同一手口の犯罪を調べる事は其の當時に限らない又た其の附近にのみ限らないのだ又た此の手口と云ふ奴は何時も極つた手口を遣る奴がある爲めに本縣では犯罪手口索引を數年前から苦心して蒐集して居るのである大正十一年中の事であるが富士郡富丘村に非常に米盜事件が有た當時此所の駐在巡査は北山村から轉動した計りの田村巡査で有たが米盜は先年佐野留作が遣た當時と物置の戸締を破る方法などが同一だ留作の動靜を探ると最近刑務所を放免されては居るが住所は更に知れない而し留作は二三年前米盜をした時は淀師の氏神の天井裏に隠して居つて夜間其所から出ては盜盜をして居たと聞たから田村巡査は或る夕方密かに其所を見に行くと最近人が寝た跡があるから少し天井裏の模様を變へて又た一日二日過ぎて行て見ると田村巡査が細工して來た所が動いて居るではないか喜んだのは田村巡査で早速署長にも報告して刑事の應援を得て二た晩三

晩張込んで見たが来ない其の當時又大宮の町内に頻々窃盗事件が有つて駐在巡査は時々呼上げられて大宮町に出では密行や張込を遣たが或る夜田村巡査は此呼上を被命られたけれども其の晩は何となく氏神様へも行って見度くて堪らん爲めに刑事部長に話して承諾を得て巡査一名應援を得て行て見たのが午前二時頃だ天井裏へ上つて様子を見ると新しい食物が置いてあるではないかヤア有難い氏神様の御引き合せか今夜は来る／＼と兩巡査は息を耐して約一時間待つた何んだか武勇傳で見る氏神の古祠へ永年棲んだ辨々退治にでも来て居るようだとすると神社の裏の熊笹が風もないのに音を立て、其の中から怪物が現はれたけれども其夜は天の高くに小さい星が光つて居るのみで一二尺離れた同僚の姿さへ見へぬ位の暗さだから何が来たのか更に判らん間もなく拜殿の朽ち懸けた階段をミシリ／＼と踏占めて上つて来るものがある武勇傳なら此所が刀の目釘を濕して怪物御參と云ふ所だ怪物金色に光る眼で睨み朱盆の様な口を開き牙を立て火を吹きさうな勢で掴み懸つて来る所で充分呼吸を計らねばならぬ所だが足音から考へると神社の中に這入つたらしいから俄かに兩巡査は天井も壁も崩し落る様な聲を揚げて取押へようとした驚ろいたのは泥棒だ丸で拜殿から石段を趨でも轉がす様になつて逃出した兩巡査は何の糞迹すものかと追跡したけれども暗さは暗し足元は更に判らぬ鳥居に突當たり石燈籠を轉がしたりして三四十間追跡して漸く捕へて見ると矢張り怪物は佐野留作で赴任後十三日目で數件の米窃盗事件全部を解決した事が有た

評

重大事件の發生したる際等は附近に同一手口の犯罪ある事を知りたる場合は徹底して其の捜査をも爲さざるべからず重大なる犯罪には些細の端緒を残さざる犯人も輕微なる事件には往々有力なる端緒を残し置く場合あり殊に犯人が自己の慣用手段と爲す所は隠さんとすも自然に其の跡を嗅はし居る事屢々あり

五三、子供の放火は斯う云ふ所からも来る事あり

數年前或る初秋の夜の事、當時は静岡警察署に會計の算盤玉を弾く鈴木部長が引佐郡三ヶ日町派出所に勤務

して居た當時の事である同氏が管内密行の爲め午前二時と云ふ真夜中に蔭を潜めて奥き獲物御參なれと小暗き小路の奥迄這入つて漁つて居る最中同氏の居た地點から四五十間西方でバツト俄かに火の手が上た未だ四隣を見れば何所の家も白河夜船の高鳴誰一人此の變事を知る人もない初秋とは言へ遠州は空つ風の名産地だ分秒の油断で五軒十軒灰にするのは何でもない巡査は其時深夜を驚かす大聲で火事だと知らせた驚たは隣家連中夫れ火事だ水でも小便でも構はない早く打掛けろと云ふ騒だ忽ちバケツや手桶の行列が初まつて僅かに火元の家の一部を焼た丈けで鎮火した此の火元の家は建具職で小僧三四人を使つて居る家で發火の原因を調べて見ると火の出る様な所でないのとあるべき筈のない炭俵から襦袢のようなものが焼けた灰の中から黒くなつて出て来ては又た同巡査の御手數となる譯だ警察の事務豈多端ならずやではないか發火の時から鎮火して原因迄調べ上げねばならぬ火が消たからとて夫れで御仕舞には何時の火事でも決してならない殊に放火と來たら極めて其後の捜査に苦心せねばならぬもので全く世話も焼けるが手も焼く而し尻焼せずには捜査が肝要同巡査は所々心當りを捜査して見るに此所の親方は至つて温なしい方で隣家の氣受けもよく他人に恨まれるような人でない女房も至つて無口な面も余り外出もせない静かな女で痴情關係などは頼んでもなさそうな女だが此の附近窃盗の目的から來た放火とも思へぬ一日二日捜査は五里霧中を辿つて漸く弟子共の身上に及んで來た一番兄弟子は何うか次ぎの小僧は何うかと聞いて見ると何れも來てから五年三年過ぎて居る仕事も段々覺へて來るし是と云ふ缺點もないけれども三人目の小僧は奉公に來てから未だ二月計りで其年漸く十四歳だが此の小僧は其所から約一里離れた福永と云ふ所から來て居るけれども之れは火事の有たより二三日前に生家に歸つて當夜は居らなかつたと云ふ話した其所で其の弟子共の是迄の素行なども調べて見ると福永から來た忠吉と云ふ小僧は夫迄に豊橋へ奉公に行て二月目で歸つて來た氣賀へ行て四十何日で止めて仕舞たと云ふので何所を尋ねても三ヶ月と辛棒した所がない此の忠吉が火事より二三日前に生家へ歸たのは何の爲めかと尋ねて見ると兩親が戀しくて毎日泣いて計り居るから一度生家へ遣たとの話だ此の場合小僧は僅かに十四歳だ其の居る家は親方の家から一里は離れて居て放火の有たが午前二時だして見ると十四の小供には出來る仕事で

ないと誰でも謂ひそうな事だが其所が見當違ひ犯罪捜査は一度は捜査して見なくつて自分の常識や世間の人の話丈け聞いて断定を下すものでない此の忠吉の當夜の状況を探つて見ると其所に不審が有た爲めに引揚げて調べて見ると忠吉が放火したもので夫れは建具屋の家が焼けたら生家に歸つて居られると果敢ない考へから出た今様八百屋お七と云ふ放火事件であつたが此の事件に關し何等の證據も握らずに當夜忠吉が他出したらしいと云ふ丈けで取調べたが之れは相手が小僧だから却て慎重に證據蒐集などして居る間に時期を失してもならぬものとして取調を急いだもので有たそうなる忠吉が此の放火をして一里の道を往復した時間は僅かに一時間餘を費した丈けで有たそうだが少年犯罪者の心理は吾人の想像を裏切つて居るではないか

評

犯罪捜査も圍碁に於ける駄目を詰むると同様なる捜査を爲す事あり圍碁に於て此の駄目を詰めざる時は明かに勝敗の数を計算し得ざると同じく吾人が爲す捜査も何等價值なしと認むる點迄探究して初めて最終の勝敗を決す或る事の捜査は其の價值なし又は或る捜査は手数も費すの要なし等と稱して輕微の事項を顧みざる刑事は其實績を擧ぐる事少なきは事實なり本捜査に全然見込なき不在中の小僧忠吉を喚付けたるは圍碁に於ける駄目迄詰めたると同様の捜査方法なり

第貳編 失 敗 談

一、強盜事件捜査上の失敗

大正十三年三月廿九日午前零時卅分頃縣下周智郡久努西村久能寺田茂三郎方へ一人の強盜犯人が押入つて同家の勝手に有た出刃庖丁を妻女の鼻先に突付けてお定まりの脅迫を初めたのである當夜折悪しく主人は不在で有て妻女は何うかして強盜を追出して遣らうと苦心したけれども彼れも何か取らうとして押入たものであるから金が無いと云ふた所がそうですかと云ふて出て行く様な筈はないと知つたから妻女は小使錢の五六圓這入た財布を出して『實は今晩恰度隣家へ仕拂して御金は是丈けしか有りませんから』と云ふて出して遣らすると犯人は未だ有る筈だなどと云ふて居たが外には何時迄居ても出る模様もなく又た被害者も何所でも探して有ると思つたら持て行て呉れと云ふて濟して居た爲めに溢々出て行たのであるが犯人が未だ居る内に女中は隣家へ其の趣を告げた爲め消防組員の知る所となつて警鐘を打つて組員が出動する様な大騒ぎになつて仕舞たので犯人は泡喰つて逃出したので有た

一方隣家の者から受持の巡査駐在所へも其の趣きを届けた爲めに詰員の藤田巡査は急速現場に臨檢して事件の概要を取調ぶる事となつたが周智郡久努西村と云ふは同郡の最南部で森町警察署管内でありながら森町へは約二里餘の道程があるのに反して隣接せる見付警察署の袋井町警部補派出所は手の届く様な近所に在て此所には警察電話も架設せられて有るが久努西村駐在所には電話の架設が無い爲め斯う云ふ場合急速の手配をするには非常に困る其所で斯かる場合に馬鹿堅い巡査になると電話がないからと云ふ所から人を頼んで二里餘の道を本署に飛ばせる様な愚を遣る人もないが其所が老練な藤田巡査は被害事實の大體を調べて御隣の警部補派出所に駆付けて此所から電話で所屬署長にも急報し隣接署へも手配する事になつた爲め手配

は極めて敏速に出来たので有た其所で署長は要所に巡査を張込みしめるやら追跡捜査を命じて兎に角各捜査員は一應午前八時迄に何れも現場へ集合する事にして置いたが時間迄に遣て来た者の報告を聞いて見ると是と云ふ見込の有るものはなかつたので有た而し其の内一組は本犯人を見て来たので有たけれども夫れを不審者として追窮して見なかつたのは此の捜査の失敗と言はねばならぬのである

其所で又た一方被害者に就いて聽て見ると近頃久努西村から同郡の飯田村に懸けて米俵の盜難が有て此の強盜事件より五日計り前の三月廿四日の夜同所の田邊三郎次と云ふ家で玄米を二俵盜難に罹つた事が有たが其夜犯人は其の隣家の勝又仲藏と云ふ家の戸締のない納屋に居つて夜が明けかゝると其の家の荷車を貸して呉れと云ふて之を借りて贓品を積んで行つた事實が有たが何うも其の米泥棒をした男の様に思うとの事有た其所で刑事と受持巡査は犯人の人相を被害者から詳しく聽て居るから或は前夜あたりも犯人は勝又仲藏方の納屋に居たではなからうかして見ると宅の倉庫は異状ないかと調べさして見ると倉庫の戸を拗じたけれども戸締が嚴重で有た爲め中止した事實が有た斯うなつて來ると強盜犯人は米泥棒と同一だと見ても宜くなつたが兎に角勝又仲藏の家へ行て尙詳しく聽て見様うと云ふて刑事と受持巡査は仲藏の家へ行つて聽て見ると犯人と思ふ男は強盜の有た夜の九時半頃にも勝又仲藏方の物置に居て仲藏が荷車を仕舞ひに行つて發見した爲め咎めて見ると今袋井町の方から友人が來るのを待つのだから少し此所に置いて呉れと言ふて居た其の男の人相着衣が強盜にピッタリ一致して此の男は黒の中折帽子を冠つて小さい風呂敷包を持って居るが前に米泥棒をした奴に相違ないと云ふ事迄判つて來た

其の日の十一時頃であつた久努西村に隣接した笠西村の巡査駐在所詰の吉野巡査が被害の現場を見に來た此の笠西村は見付警察署の管内であるが隣區駐在所の巡査は御隣へ重要事件の發生した場合等は是非斯う云ふ様に勤務の餘暇を見て假令所轄は違つて居つても犯罪の現場を見に行つて捜査上の打合せ等をして貰ひ度い所が吉野巡査の話に依ると『今朝君の方から手配に因つて自分は袋井驛へ張込みの爲め行て見たが恰度待合室に變な奴が居たから調べて見た所が餘り疑を挿む程の事もなかつたから放して遣たが其の男は黒の中折帽

子を冠つて年齢廿六七才毛斯の衣類なら凡そ二枚も這入たと思ふ位の風呂敷包を持って居た』との話が出た之を開た田崎刑事と藤田巡査は何にいと云ふて喰り出した惜しい事をした君夫れが犯人らしいせ其の時の模様は何うで有たかと尙詳しく聞て見ると奴は小笠郡下垂木村宮下で末吉の二男榛村新太郎當廿七年で今から一週間計り前に警田郡久努村沓部の小野口安吉方へ被雇だが都合で其の家に永く居る事になつたから今朝三時頃起きて生家へ着換への衣類を取りに行くのだと云ふて居た所持の風呂敷包みを調べて見ると筒袖木綿袴と白莫大小の股引烏打帽子襦子の汚れた風呂敷包を持って居たが足袋の底には泥が付いて居た此の男を調べて居る時君の方の警部補も停車場へ來たけれども僕が放して遣る時尙追窮せ様ともしなかつたから夫れで仕舞たが彼れが犯人らしいと言はれると残念な事をしたと云ふて吉野巡査も口惜しがつたが最う後の祭り有た其所で藤田巡査と田崎刑事は犯人は今吉野巡査の話す男に相違ないと認めたから早速自轉車を飛して久努村沓部へ行つて調べて見たが小野口安吉と云ふ者がない野郎愈々嘘だとは思つたが尙念の爲め今度は小笠郡下垂木村へ出懸けて宮下に榛村新太郎と云ふ者が有るか否やを調べて見ると下垂木村には榛村と云ふ姓はある夫れから新太郎と云ふ者や末吉と云ふ者は有ても姓が榛村でないと言ふ様な譯で其の日の捜査は一日を棒に振つて仕舞たが而し下垂木村に榛村と云ふ姓がある以上丸ツ切り捨て物にもならんから今少し遣て見ると云ふ所から其翌日は青木警部補も内田巡査も之に加はつた

其所で青木警部補の一行は原谷村、垂木村から掛川町附近を田崎刑事は和田岡村近傍を藤田巡査は久努村から曾我村附近を捜査する事として出張した所が青木警部補の一行が掛川署へ立寄て更に垂木村方面へ行くと云ふので引返して來ると垂木村の入口の所で其の捜査しつゝある男に偶然路上で打突かつて仕舞たのだが捜査も斯んな奇蹟があるから面白い青木警部補は其の男を呼止めて御前は昨日袋井で榛村新太郎などと云ふて居たが全體何所の者かと云ふ様な工合で調べて見ると此奴は小笠郡兩櫻村上垂木七番地戸主佐吉二男無職竊盜前科二犯木村貞次郎當廿七年と稱する者で森町署に同行して調べて見ると大正十三年三月中に小笠郡原谷村及周智郡飯田村久努西村等を米穀竊盜八九件を自供したので有たが彼れは何れも贓品は米穀商に賣却して

得た金を持って行ては中泉町遊廓三浦樓で娼妓九重に現を抜して居たもので有て強盜事件に關しては極力否認して居たが周圍の事情から眞犯人と認められる爲めに窃盜及強盜犯人として送局した

評

強盜事件は勿論重要事件發生の場合には急遽報告を爲すと同時に犯人の逃走を阻止する爲め隣接せる各署に手配を爲す事最も必要なり藤田巡査が袋井町警部補派出所に駆付けて報告手配等を爲したるは機宜を得たる處置にして斯の如き重要事件發生せる場合隣區に勤務する巡査は假令所屬署を異にするも被害現場に至りて能く實況を見聞するは捜査上に決して無益の事にあらず袋井驛に於て發見したる不審者の取調に際し久勢村警部より小笠郡垂木村宮下に趣くものが午前參時に出發し陸路を行けば午前六時十分袋井驛より一番の上り列車發時間には目的地に達するを得べきに如何なる理由にて袋井驛に出たるものなるやを又た被履先より生家に着換の衣類を持ちに行くものが細衣股引及帽子等を携へ居るは辨解と相違する點にして是等に注意せざるに於ては不審者を取調ぶるも只だ住所氏名を聞くも所持品を見るのみに止まり犯人を發見する事不可能なり殊に本被疑者は底に泥の附着せる足袋を所持し居りに拘はらず尙進んで取調を爲さざりしは失敗と云ふべし夫等の爲め強盜に侵入せし際着用し居りたる他の證據物を投棄せられ強盜事件を自供せしむるを得ざりしは甚だ遺憾なりき

一、嬰兒殺は最後に無罪

大正十一年三月卅日の事有て縣下磐田郡二俣町人力車夫長田龜之亟方の嬰兒が頓死した事を刑事が聞き込んで來た段々調べて見ると龜之亟は人力車夫で家庭は決して裕福ではないのみならず其の年一月三男保と云ふが病死した爲め三月二日に其の頓死した女兒を貰ひ受けたもので之の兒は濱松市野口某姓シゲ子が濱松驛勤務の某と情を通じ分娩した罪の兒であるが未だ養子縁組届もしてないのみならず死因を聞いて見ると二月廿八日午後十時四十分頃胃腸が弱かつた爲め吐血して死亡したとの事有たそして龜之亟の家では其年一月死亡した三男保が二才で其の上二男の弘當三才の子供が有て未だ其の上にも子供が有る家計が困難で養育料百餘圓付きの子供を貰ひ受け之が一ヶ月経過せない内に頓死して其の届出もしないのだから何人でも其の死因を疑がわずには居られぬではないか

一方捜査をドシ／＼進めると共に龜之亟を呼んで調べて見ると其の子供は濱松市の小八と云ふ青物屋の世話で貰たが養育料などは一文も貰はぬとの事有て濱松市八幡地青物商山崎小八に就て調べて見ると最初養育料百餘圓付きで呉れると云ふた所龜之亟の方から三月雛様を子供に買うて祝ひ度いからと云ふて更に貳拾圓強請つたと云ふ事が判て來た嬰兒の死因に就ては警察醫が解剖の結果胸部所々に異狀が有て醫師は胸部を壓迫死に至らしめたものであるとの鑑定を與へられ胃腸病等の病死でないものと斷言せられた爲めに龜之亟を調べ續けて行くと最初は夜具の襟で過て鼻口を壓し死に致したものではなから一かと云ふ様な申立をして居たが段々調べを進められて今度は龜之亟が過て嬰兒が寝て居る所を踏んだ爲めに死んだとの申立有た嬰兒殺犯人の自供なぞは斯う云ふ様に階段的に段々進んで行つて最後に眞實の自供をするもので最初からハイ殺しましたと云ふ様な供述をするものは一人もないが龜之亟も矢張り今話した様に段々と進んで來たから取調官は色々と温言を以て眞實の供述を促したので有たすると流石に龜之亟も顔には數條の涙を湛へて誠に申譯は有りません實は二月廿八日には仲町の自宅から二十間計りある人力車夫の帳場に出て居りましたが其所へ二男弘が遊に來て居て其の子が眠がりますから之を寝かしに行つて一旦又た駐車場へ行きましたが午後十時頃ソット宅へ歸て見ると女房が子供に乳を飲まして居た爲め又た駐車場へ参りましたを一して暫くして再び宅へ戻て見ると今度は女房も能く寝て居りますから其所で嬰兒の胸部を目懸けて拳で押へ付けて殺して仕舞ひましたを一して置いて女房を揺り起して子供が何うかして居るじやないかと云ふて知らしましたが夫れから醫者を探ねて歩いて居る内嬰兒は死んで仕舞ひましたとの自供有て殺害したと云ふ事實は自供したけれども證據と云ふものは何もなく鼻口から出血したと云ふので布團を調べて見ると嬰兒の頭部に相當する所に少しく血液で汚染した所が有たから之れは證據品とせられたので勿論嬰兒は他殺死體である事は解剖醫が證明したもので有たけれども長田龜之亟が殺害したと云ふ證據は何物をも得る事は出来なかつたのであつた

龜之亟が本犯罪を犯すに至たのは矢張り養育料欲きの嬰兒殺で有て取調終了と同時に一件記録と共に所轄檢

事局に送致したのであつたが犯罪嫌疑者などは警察署に於て取調べて居る時は眞實の供述をして居ても検事局の門を潜るや否直ちに否認して甚しきに至つては警察で苛酷な取調を受けた爲めに心にもない自供をしたなどと云ふ奴があるが又た被疑者の取調は極めて六ヶ敷いもので有て其の使用する言語が少しく相手方の耳に強く響いても直ちに否認を初める者がある長田龜之函の如きも警察署に於て取調べ中は眞實と思ふ陳述をして涙を流して改悟した様な態度で居たものが全く一變して仕舞たので有た

警察署も二人立會して解剖を遣たのであるが外部の所見としては何等損傷を與へた箇所もなく解剖の結果に依りて初めて他殺死體と決定したのであつたが鑑定にも相當日數を要したので有て所が此の事件が送局後未だ豫審中に被疑者は全然否認して仕舞て居る最中事件檢舉に加はつた二俣警察分署の刑事係巡查松浦今平が瀆職罪で檢舉せらるゝ事となつたのである同刑事は賭博者から多額の金品を收賄して空米賭博事件を檢舉せず居たので有たが長田龜之函否認を初めてから斯う云ふ事を申立つる様になつて來た松浦刑事は二俣町で賭博者結托して更に賭博罪等の檢舉をせない結果自分の家で嬰兒が頓死したのを幸ひに自分が殺したに相違ないと云ひ出して警察署で非常に自分を拷問して心にもない自供をさせたのであるなどと云ふ事を供述して居たが第一審では其んな事實は認めぬ爲めに被告人を有罪と認めたので有たが控訴した結果遂に之れが無罪となつて仕舞たので其の原因は何所にあるか夫れは全く不明であるが警察官で本捜査に従事した者の話に因ると豫審判事が取調べに當つて被告人に對し御前は貫ひ子を殺したと遣た爲めに彼れは殺したのではありません何時の間にか死んで居たのですと答へたのが初まりで遂には何んと言はれても知らぬ存せぬと云ふ様になつて仕舞たのであるが検判事が取調べをする際如斯犯人は取調中發する言語迄注意すべきものだ云ふて居る又た警察署の方で聽て見ると本事件は警察官が餘りに技術上に立入り過ぎて居て調書に迄醫師が鑑定書に記載する事項を記載し又た明かに決定を與ふるを得ざる點を決定したる如く記載したるは本事件を根底より覆へざるゝに至る一因を爲したものであるなどと云ふて居る何れが非で何れが是か尙研究を要すべきものである

評

殺人事件にして日本刀を以て胸部を刺し又た頸部を粉砕殺害せり等の事件には検判現場に出張せられ醫師を指揮して原因を鑑別せしめ自ら事件の審問等をせらるゝも他殺の疑ある事件等に至りては往々警察官のみにて取調を爲し醫師に死因の鑑定を爲さしむるにも法醫學上の知識に乏しき地方開業醫に命するが如き事あり日本刀にて胸部を刺したり頸部を粉砕せし等の事件は死因鑑定に大なる技術と廣き法醫の知識を要せずとも自づから死因を知る事を得べく却て後者に力を致すべきものなるも現今然らざるは遺憾とする所なり

死體解剖に當り局所内部を剖見せんとするに當り夜に入りたる場合等は決して解剖を續行すべきものにあらず解剖の鑑別には局所又は血液の變化せる色を見て何々と決定する場合多々あるに付夜間に及びたる場合等は醫師をして中止せしめ翌日に至りて再び續行せしむるを可とす

犯人が犯罪事實を自供せる時は必ず自供に伴ふ證據蒐集を爲し後日否認するも決して根底より覆へずを得ざる迄に取調べ置かざるべからず

三、元旦から強盜の芝居

千門萬戸千歳の翠色なす松飾何時か夜も仄々明け渡つてさし昇る初日の影先づ御目出度うの聲が所々に聞へる本年も相變らずとか倍舊の御愛顧とか云ふのは商家の人で吾々の方は倍舊の御檢舉をと言ふて見たい或る年の一月の事だ静かな元旦で不眠不休の警察官も今日一日は事故の無い限り世間の人と同様に屠蘇でも汲んで楽しく一日を送ろうと言ふ所から沼津警察署のA刑事部長は拜賀式に參列する爲め紋服の正装で警察署へ出て行くと管内靜浦村巡查駐在所から電話で前夜靜浦村多比植松勝吉(變名)へ一人の強盜が押入たが折悪しく主人勝吉が不在中であつた爲め妻キヨに對し出刃庖丁を突付けて脅迫し箆筒に有た衣類十數點を強奪逃走したが犯人不明であるから直ぐ來て呉れと言ふて來た

A刑事部長は斯う言ふて歎息した能く世の中で呉るものは元旦の帛でもと云ふが元旦の強盜と來ては餘り有難くないじやーないか而して待てよ今日の犯人を運よく今日中に押へれば初檢舉ださー出懸けようと云ふので

紋服を脱で丸めて平時着と替替へたB刑事君も來給へと云ふので自轉車は靜浦村へ駈けて行た先づ被害者に就て聞いて見ると前夜午前二時頃主人は漁業に出て不在で有たがフト眼を醒すと枕元に丈高い人相の悪い男が立て居て出刃庖丁を突付けて有金全部を出せと云ふから金は無いと答へると夫なら着物を持って行くと云ふて算笥の衣類を取出して風呂敷に包んで持て行つて仕舞たとの事だ而し此の嫁さんは届出たような衣類を持て居たものかと調べて見ると二月計り前に輿入して來たものだが衣類は澤山有て現に被害の數日前迄有た事は疑ひないが賊が衣類を強奪して行くのに女物丈け取て行くと云ふのが少し不思議だけれども一應書類丈けは拵へて置こうと云ふのでA部長は檢證調書を作るやら關係者の取調べをする事になつたB刑事は外二名の刑事と八方へ飛び廻つて捜査したがトント足取も取れない

夕方になると刑事同士で斯う云ふ私語が交された「オイB君何うも斯んなに元旦から苦勞して更に纏緒も得る事が出来ないが今年は餘り縁喜が好くないせ而しまさか嘘でもあるまいけれども來た序だ嫁さんの生家附近へ行つて様子を聞いて行きたいか」と云ふとB刑事もよかろ一乃公もさう思うて居たと忽ち相談一決して嫁の生家田方郡中郷村へ廻つて聞いて見るとオキヨさんは其んなに衣裳がある筈がない御嫁入の時は姉さんの衣裳を貸りて行たさうだと云ふ話を耳にしたから其の姉さんは何所へ嫁入たのかと聞て見ると同村の松本に居る事が判つたから其所へ行つてキヨさんが昨夜あたり來たかと聞て見ると昨夜遅く來て歸た事が知れた用件を聞て見ると姉も最初は隠して居たが着物を返しに來たのだと云ふ事が知れて其の品數を調べて見ると恰度取られたと云ふ丈け有たからB刑事と外一名は「畜生元旦から人を擔ぐ奴もないものだ」と腹では思うたが体よく姉の家を暇乞して靜浦村へ來て見るとA部長は調書が全部出來上た所で有たがB刑事の報告が實は斯うくと聞いて「チエー畜生狂言かま一仕方がない」と云ふ所から女を呼んで調べて見るとB刑事が元から筋書を調べて來たから芝居であつたと云はねばならんようになつて來て申譯は有りませんが姉さんの衣類を借りて嫁入して來たとも言はれぬ爲めに私が仕組んだ芝居でありましたと聞てA部長は例の美音で「芝居遣たんだとお前は言ふが芝居見はせん馬鹿を見た」と歌つて元旦は暮れた

評

犯罪捜査に當りては時々其本意を告ずして所謂嘘も方辨たるを押し通し犯罪者の發見に努むる事ありA部長等が平時口角出任せの體態は元旦の朝に於て遺憾なく執行せられたるものと謂ふべき乎

四、刑事の調は疎漏ではならぬ

大正三年頃の事で有た私が未だ縣下森町警察署に刑事巡査をして居た時の出來事だけれども周智郡の森町も一と頃商業の盛んな頃には相當人の出入も多く町内も賑やつたものであるが大正三年頃は割合振はなかつた爲め町内各所に空家もあり全戸數千に満たない所謂猫の額位の所だ爲めに半年も勤務すれば刑事も町内の隅々迄大抵は座つて居つても判つて來るが夫れが私の失敗で有た或る時隣接して居る見付警察署から姦通事件の犯人取押へ方を囑托して來たのである其の男は磐田郡大藤村生れ後藤熊次郎女はカヨと云ふて男の方が卅五才女が卅才と云ふのであつた見付署からの囑托に依ると其の兩人は森町天宮附近に居住して居る模様だと云ふ事迄附記して來られた斯う言ふ場合は直ちに刑事に所在捜査を命せられて居たが其の時私は署長から此の犯人を同行して來て見付署へ引渡すようにと云ふ命令を受た「扱て森町天宮の後藤熊次郎と云ふと何家だつたと私は首を捻つて考へた」と其の時天宮神社の前の所に車力を業とする後藤駒次郎妻カネと云ふのが有る事を思ひ出した「是だ」と直ちに決めて仕舞た尤も後藤駒次郎が卅五才で女房のカネが廿九才で有て夫婦は子供がない此の夫婦は磐田郡二俣町附近の者だと云ふ事は聞て居たが早速受持巡査に相談して戸口調査簿を見ると磐田郡野邊村の者であつて戸口調査簿では正當の夫婦となつて居るけれども元來刑事係と云ふ者は至つて猜疑心が深い私は其の時斯う考へた彼等は姦通して逃げて來て居るのだけれども巡査が戸口調査に臨んだ時だけ正當の夫婦のように申立たに相違ない一方見付署からの手配と少しく双方名前に相違の點はあるが電話の手配は是位の間違はあるものだとんで最う間違を勘定に入れて掛つて居たが是れが私の大失敗を招いた原因で近ひ見付警察署へ更に問合せで名前を確めると云ふ事をせなかつた又た其の時見

付署から来た手配も何時頃か森町に潜伏して居るとか又た兩人の人相などは記載してなかつた夫れも其の管手配する方も之を受る方も強盗盗犯人と来ると大變に力が這入るが姦通事件の犯人などと来ると忙はしい仕事になかつたら押へて遣らう位にしか思つて居らぬ傾があるが自分も漸く其の時の考は夫れ位のものだ。巡查部長が刑事見付署から手配の犯人は居るかと問はれて「天ノ宮に車力をして居りますが今夜歸り懸けに二人連れて来ますから見付署へも其向を回答して置いて下さい」と答へて其の儘警察署をブラリット出て行つた。後藤駒次郎は人違ひではなからうかなと云ふ事は捜査して見ない彼等夫婦に違ひないと頭から決め込んで居るから其の日は一日他の捜査をして歸り懸けに後藤駒次郎の家へ立寄ると駒次郎は今出稼ぎ先から歸つた計りで女房は炊事場でなにか頻りに遣て居た私も多くの探偵方と違はない人の家に這入るにも今晚は御免下さいなと馬鹿丁寧な挨拶はせないや。駒さん居るかい位の事で家の中に這入た又た別にお世辭などを言ふ必要もないのみならず夫婦を今から引揚げて行くのだから餘り狎れく敷く言葉を交しても何うかと云ふ下腹があるから今日は暑かつたのう位の事だけ言ふて夫れから駒次郎に向つて駒さん今から夫婦で警察迄行て貰ひ度いと切り出した所が駒吉は鳩に豆鐵砲宜敷と言つた様な顔になつて「へー旦那と警察へ二人でマァー何の御用で御座いますか」と問懸けて來た。

此の時私が今少し度量も有て事件の詳細を語らなくも實は姦通被疑事件で同行するからと言ふて仕舞つたらば其所で疑も晴れる又た笑つて仕舞つたので有たけれども私は其の時事件の事を告げなかつた最も事件の内容即ち嫌疑の要點を話して悪い場合もあるが此んな事件は別に秘密にする必要もないのに隠して居つて失敗したので私は其の時斯う答へた「駒さん事件の様子は私には判らんが見付署から御前方夫婦を伴れに來る事になつて居るのだ私は見付署から囑托されて同行を求めに來たのだから事件の事は判らんが夕食でもして私と一所に行つて貰う」と云ふと駒次郎は見付署迄引張ると聞た爲めに愈々不審に思つたものと見へ眼を丸くして嫌ア何だろウナアと云ふて不審の顔をして居る私には其の時姦通して逃走して來て居る癖に其のトボケ方が聊か癢に障つて來て夫婦を引立つて警察迄來たを引立てて見付署へ直ちに電話で押へたと云ふ事を通知し

て遣ると間もなく引取に行くと言ふ返事で有たが斯かる場合に私し計りでなく誰でも事件の詳細を語る人が尠かろうと思つた又た失敗の重なる原因は夫婦の出生地から本籍地等を調べなかつた事であるが最初から此の二人が犯人だと思ひ込んで居た爲めに別に改まつて本籍出生地氏名年齢を尋ねないで同行して來て刑事室へ放り込んで見付署から引取りに來るのを待て居た其の間に駒次郎夫婦は何んで調べを受けると云ふ間は私し計りでなく巡查部長にも當直の巡查にも小使にも聽たと言ふ話した午後十時頃になると見付署から巡查部長が引取に來たが幸ひ其の部長が其所で姦通罪に依り本夫から告訴が有て同行する事を告げると駒次郎は腹を立て、媒酌人が有て結婚し而も入籍迄して居るものが何で姦通と云ふかと猛り立つて來た爲めに初めて本籍から出生地等を調べて見ると人違ひと言ふ事が判つたがそうなつては私は何の面さげて刑事室に頑張つて居られよう便所に行くような風を装つて出て仕舞つたが又た考へて見ると今日何とか駒次郎の機嫌を直して置かねば又た恥を搔ねばならんと考へたから再び刑事室へ引返して色々彼れを宥めて歸して遣た事がある此の時の苦しさは拜命以來嘗て此んな思ひをした事はない

評

永き年月の間に取扱ふ事件中には本件の如き失敗も決して少からず或る事件に於ては被疑者の人違ひして数日間追跡捜査を續行し苦心の結果其の所在を突止め取調べたるに全然人違ひたりし事あり甚しき實例に於ては萬引物盗事件の嫌疑者として明夜與入と決定せる罪を引揚げ取調べたるに全然人違ひなる事判明したるが婚姻の破談となるを嘆れ當該刑事は非常に心痛したる事あり昔時御用聞と稱する犯罪捜査の役でありしもの「一日三人取捨御免」と稱し一日三人迄は人違ひを爲すも懲罰を免されたる事ありと聞く刑事係は此の點に細心の注意を拂はざるべからず

五、震災避難者とは犯罪者の口實

大正十二年九月一日關東地方の大震災は災害後殺人、放火、強盜、強姦、詐欺、窃盜と云ふ工合に各種類の犯罪を生み多數の脱獄逃走囚等を出したもので有て大正十二年中は無論の事十三年の春になつて震災避難民

だと云ふと各地で同情して職業を紹介する借家を世話して遣る時には少額の資本金位を用達して遣たなぞと云ふ例も有た爲めに不運の徒は其の機に乗じて何所へ行ても震災の避難者だと云ふて色々な犯罪を遣たものであつた

之も又た其の一例である大正十二年十月五日午後十二時頃沼津市城内自轉車販賣修繕業吉川商店へ一人の男が自轉車に乗つて來て私は東京から來たものだが只今迄東京神田區三崎町乾物商越銀商店に大正九年から奉公して居つて本年九月一日の大震災に主家は火災で焼けて仕舞たため主人は奉公人に給金を支拂う事も出來ず夫れが爲め給金代として此の自轉車一輛を貰ひ受け只今歸國途中だけれども自轉車は二八吋で自分には乗り慣れず又た當驛からは下り列車が出ると云ふから之を賣拂つて汽車で京都迄歸り度いから買て呉れと云ふて來たのである其所で吉川自轉車店ではさう云ふ譯なら警察署で證明を受けて買う事に致そうと約束が定まつて十月六日の午前一時と云ふ深夜に兩人して警察署へ出頭して來た折柄當直中の刑事某は夫れを聞いて一應自轉車を賣うと云ふ男を調べて見ると本籍は京都だと云ふ事でも有つた名前も答へたが時は震災後一ヶ月餘を経過した時で東都の災害後に於ける秩序も回復しかけた時なのに晝夜兼行で避難して來ると云ふ時でない又た自轉車を賣ると云ふ時間が面白くないと云ふのと東京から無一文で自轉車旅行をして來たとしては變な點が見へた其所は流石は職掌柄此の奴只の避難者でないと思んだから先づ刑事室へ引入れて段々調べて見ると自轉車は主人から貰つて來たものでなく主家が震災の爲め全焼して歸國せんとしたるも旅費なき爲め隣家三好千代藏方から自轉車一輛を窃取して來た事を自供した其所で一應本人の身体検査をせよと頭から懐中迄見て仕舞たを汚れた足袋を穿いて居たから其の中も調べて見ようとして彼れが腰掛けて居る爲めに右足から見ようとすると旦那私は右足を少し負傷して今ま足袋が思うように脱げませぬから左足から見下さいと云ふ爲めに刑事は左足から検査をしたすると彼れは何だか右足を少し動かして變な事をして居たから直ちに右足をも調べて見たが所持金は一文もない又た危険と認める物件をも所持して居らぬ爲めに其の儘看守員はなかつたが刑事室に待たして置いて司法主任の警部補の所へ報告に行つて事情を報告して約一分

か二分間費して來て見ると肝甚の玉が消へて仕舞たや大變に逃て仕舞たと騒いでも初まらない其の報告に費す僅か一分か三十秒でも決して油断の出來るものでないオートバイの熟練して居る者を見ると一分間時間を費すと一哩もあるトラックを一週するではないか〇〇刑事は逃た〜と同僚を呼び起して派出所駐在所へも電話手配をすると云ふ大騒ぎをして仕舞た間もなく同じ宿直中の留置場看守の和田巡査が午前二時に他の巡査と交代する爲めに起き出でて井戸端へ出て洗面しようとした沼津警察署の用水井戸は刑事室の窓下にある和田巡査が何の氣なしに刑事室の窓下を見ると紙屑のようなものか叮嚀に疊んで落ちて居るので近寄つて見ると夫れが皆な紙幣だ和田巡査は早速監督者に報告して立會を求め調べて見ると貳百餘圓の金が刑事室の窓から投げ捨てられて有たのだ同署の刑事係諸君にも貳百餘圓の現金を紙屑として只だ捨て仕舞うような方は數ない事が判つて居るから變な金だ而し今ま當署の刑事室から一人逃走した奴がある或は奴が捨てたではなからうか兎に角司法主任が保管する事となつた

是より少し先の事だが奴が飛で仕舞たと云ふので宿直員は總出になつて各所を尋ねると舉動不審の男が警察署から一二町西方の城内町を彷徨つて居るのを認めて誰何して見ると飛出したそれと云ふので取押へて見ると夫れが逃走した奴で此の男は京都市上京區南禪寺町六七番地戸主平民直次郎四男當時住所不定鹽田金三當十九年と云ふ奴で有たが何故逃走してから警察署の一二町先の所に彷徨つて居たかと云ふと彼れは刑事に身体検査を受ける時現金貳百五圓を右足の足袋の破れて居る所から底の中へ隠して置たのだと云ふて刑事が右足から初めようとした爲めに足を負傷して足袋が甘く取れないと云ふて左足を先にして貰うた左足を刑事が見て居る隙に現金をそつと取出して身体の中に隠して仕舞たが身体検査が済むと刑事が出て行つたから現金を窓から投げて捨て仕舞たけれども未だ刑事が歸つて來ないならば逃れるぞと思つたから窓から飛出して逃て仕舞たけれども窓下へ捨て來た金が欲しくて何うしても諦められない何んとかして彼の金を拾つて來て逃げようとして警察署の近傍を徘徊して居る所を捕はれたものであつたが現金は矢張り奉公先の隣家三好千代藏方と外一戸から窃取したもので本人が被雇て居た家は小石川原町で有た爲めに震災の時焼たもので

はなかつた

評

吾人が十数年間警察に職を奉し此の間に於て縣下各署の檢舉犯人中精目屋しきものに至れば百人中の數人は巡査が逮捕引致の途中及留置中に於て逃走し又は逃走を企て或は自殺を企て或は證據品を投棄したる等の事あり因て吾人は常に斯かる徒黨に對しては一瞬時も決して油断あるべからざるなり身体の檢索等を爲す場合に於ても常に被檢索者の動靜にも注意せざるべからず檢索を爲す場合被疑者が或る場合に於て躊躇し不安なる眼光を放ち追々と其の金品を隠匿しある場所に檢索の手の接近する時は憂慮の餘り充奮的に呼吸の切迫し來り更に檢索の手が之を發見し得ずして次第に遠ざかり行くに従ひて奮應に復する事あり吾人刑事係は是等の微妙なる點迄注意せざるべからざるなり

六、魚を釣にも一二時間の辛棒はせねばならん

大正十年の一月中から縣下濱松驛の待合室では頻々と旅客の手荷物盜難事件が発生した其の事件の様を見ると大正十年の一月廿六日には同市傳馬町島田時次郎が衣類雜品入りのバスケット一個を取られた二月一日になると森町森野尻築市が赤革製トランク在中の金品貳拾壹圓の盜難被害者が有た夫れを初めとして大正十三年の一月迄の間に合計被害件數が三十五件も有つて之れが又た毎年一月から三月迄と十一月から十二月の間が最も被害事件が多く發生するので無論夫れ迄には停車場待合室に張込もすれば又た乗降客に對して注意もして見た列車内へも取締の巡查を乗込した事もあつたのだけれども何うしても判らない所が大正十二年の十二月頃は極めて頻繁に取られる派出所の巡查が最後には一日一件盜難届を受付けない日は無い位になつて來た所が夫れが段々繁しくなるに伴れて濱松驛の待合室計りでなく板屋町の二俣行きの輕便列車停留所でも盜難があるようになつて來た恰度十二年の十二月廿四日の事だ笠井町松本商店の店員が待合室の腰懸けへ鞆を置いて便所へ行つて來る間に取られて仕舞た被害者は鞆の中に大金を入れて有たと云ふので青くなつて届出た其夜から刑事は八方に飛んで捜査したが犯人は更に判らなかつた然るに其の翌朝となると馬込川の鐵

橋下に赤革の鞆が浮て居ると云ふて届出て來た爲めに早速其所へ行つて調べて見ると泥棒が取て行た残りの金が未だ七百圓餘圓書類の間から出て來た結局泥棒は判り易い所に有た五拾圓の金を持って行た丈けに過ぎない此の金を見出す事が出來なかつたとは間拔の泥棒だと笑たけれども二年越し此の泥棒を捕へる事が出來なかつた探偵も餘り敏腕家でもなかつたらしい

而し此の犯人を何うして檢舉するかと云ふ問題になつて來た停車場へ毎日巡查を張込して見ようと云ふので張込を出して見たが二三日繼續したけれども喜ばしい報告を握て來るものもない此んな事では犯人は到底發見する事は六ヶ敷いが一とつ犯人を釣て見るか云ふ意見も出た而し釣としても折能く其日に犯人が遣て來て呉れば宜敷いがと云ふ人も有たが勿論魚釣に行たとて一時間と二時間辛棒せなければ釣るものでない況んや人間を釣り上げるんだ十日や十五日の辛棒しないで何うなるものかと言ふたような工合で釣つて見ようと云ふ意見がなか／＼有力だ其所で菅原の派出所に居つた足立巡查が學生に變裝して赤革製の鞆を携へて一日に數回東は天龍川西は舞坂驛迄旅行するのだ其の乗る時降る時赤革の鞆を待合室に置いては切符を買に行たり又た便所へ行たり新聞を買つて見たりして油断をするのだすると夫れを刑事が二三人外私服の巡查が張込んで居つて其の鞆に注意して居たが之れが二日も三日も遣たけれども御誂通り持て行つて呉れない足立巡查が置て行く鞆は毎日見て覺へて居るから置く所を見ないでも待合室へ一と通り目を通すとハア彼所に置てあるなと云ふ事が判るから之に注意して足立巡查以外の男が其の荷物に接近するときは目ばたきもせないで見居つたが他の乗降客の手荷物は何れが誰の所持品か丸つきり判つたものじやない殊に縣下でも其他の小驛は乗降客が尠ないから來る人の内にも大抵見別が付くけれども濱松驛のような大驛になると入り變り差變り乗降客が待合へ來て居るから目移りがして仕舞つて全く張込んで居つても何を注意して居るのか自分でも判らない時も有たらしい

けれども今度は犯人を押へなければならぬと云ふ決心を持て居るから初めてから五日も六日も過ぎては決して止めようとせない恰度十日目の午後四時半頃だ毎日旅行する人は取換たが其日も足立巡查が帝國大學の學

帽に羽織袴でインパネスを小脇に抱へ赤革靴を提げて濱松驛へ這入つて來た斯うした所を見ると何所から見ても大學生が年末休暇に歸省して一月を自宅で済まして今ま東京に歸る所と見へる靴の中には新聞紙や石コロ計りとは何う見ても見へん父からも母からも幾分の小使錢を貰た上歸京の土産を一杯靴に詰めて之を東京へ持て行くとしか見へないやうなると靴の中には金も有る其外色々這入つて居ると見へる譯だ足立巡査が扮した學生が今待合室へ遣て來て公衆電報受附口の所の臺へ靴を置いて切符を買に行つた其の時張込んで居つた巡査は二三人と加藤、海野の兩刑事であつたが來たぞ今日は誰か彼れを捕つて呉れば好いかと思つて見て居たが何うした機勢で有たか瞬間の油断した間に其の靴が失くなつて仕舞つた學生に扮した足立巡査は切符を買つた風をして出て來て見ると今日は靴がないやとと思つて誰か犯人を押へたかと其所此所に張込んで居る御仲間の顔を見ると何れも鳩に豆鐵砲と言ふた様な顔はして居るが犯人を押へた様な模様がない而し學生の役割になつた足立巡査は君何うした誰が取つて行たと聞く譯にも行かないから豫定の行動を取るべく大聲を揚げて僕の靴が失なつた大變な事になつて仕舞たと云ふて顔色を變へて驛前の巡査派出所へ飛込んで仕舞た一方張込に當つた五人の者は釣竿にも糸にも油断して浮きが動いたのも氣が付かず居た爲めに餌を取られて仕舞つて御互同士で甲が君見たか。否や僕は見ないが不思議だなあ實際瞬間だが誰が取たのらうと乙が答へる丙も丁も知れた人はない而し判らなかつたと言ふて歸る譯にも行かないが馬鹿な事も有たものださうさうして居る内に汽車は遠慮なく出て行つて仕舞た派出所の方を見ると例の學生が巡査に届けて居る派出所の巡査は其の盜難届を受付ける様な風を裝うて居るが芝居が筋書通りに行かない爲めに役者が何所から見ても聞拔けて居るので有た待合を見ようと汽車が發車した爲めに七八人の人が残つたが其人達も相談したように各々停車場から出て歸つて行く五人の巡査は各々夫れを尾行する事になつたと其の七八人の中に一人丈の長いインパネスを着た男が有たを―して何時も此の待合で置引があるとダイガラ(中味を抜取つて靴のようなもの)は驛近くの法雲寺の境内から墓地などに捨て有た事がある爲めに氣早い連中は法雲寺の墓地へ駆て行たものも有たすると今のインパネスを着た男は停車場から出て板屋町の方へ向つて行く外の六七名はインパネ

スなぞを着て居らない爲めに靴を持つて居らぬ事は明らかだが此の男はインパネスの下に提げて居るかも知れないと云ふので加藤と海野の兩刑事は其の男の踵を踏む位になつて尾行したすると其の男は待合から出て十四五歩行くと立止まつて海野と加藤兩刑事に「一寸御尋ねしますが中之町へ行くには何う行きますか」と尋ねた其時兩刑事は夫れに答へようとする時だ天の興へとも云ふのであろう一陣の強い風が前の方から吹いて來ると其の男のインパネスの袖が風に吹かれて捲れ上つた袖の下には赤靴が左手に確かり握られて居たのを見た兩刑事は飛立つ様に喜んで苦もなく其の男を取押へて見ると此奴は濱松市野口三十三番地無職鈴木徳太郎當卅八年と云ふ男で犯罪の動機は樂器會社の職工で有たが解雇せられて遊んで居つて或る時停車場待合室で靴の置引を遣つて味を占め夫れから一度が二度になつて最後には女房に迄威付かれて悪い事は止めて呉れと頼まれた事も有たが徳太郎は露現すれば自殺するから構はないと云ふて犯行を續けて居つたので斯うして漸く四ヶ年に跨がる置引窃取を釣上げたのであるが處分の結果本犯人は懲役二年となつて服罪したが隨分之の捜査に當つた刑事や巡査が大學生の靴の失くなつた時は膽を潰したらしかつた夫れも其の筈だ徳太郎が遣た犯罪中には名古屋市西區東町三輪商店員津田元助が靴を取られた時などは被害者が警察へ盜難届に出頭して只今濱松驛の待合で赤革靴を右手から左手に持替へる際取られて仕舞ひましたと云ふて署員を笑はした事が有たが徳太郎は此の犯罪には妙を得て全く機敏に取つて居つた

評

待合の或る場所に靴を置き之を五六人の目に因りて監視するときは五六個の眼球が外見して居るとも何五六個の眼球は之に注がれ居る筈なりと互に自己眼玉を當にせず他人の眼玉にのみ依頼したる結果彼の失敗を演出したるものにして家康公の幼少の頃石合戦を爲すに當り人数の寡なき組に入り勝を得たるは此の失敗のあるを豫想したる爲めなり徳太郎の犯罪は多く旅客の内列車の發車直前に來りて切符を求め乗車せんとするものは必ず前より待合室にありて汽車の來るを待ちし人より手荷物に對する注意が渺なし即ち其の人は發車直前なるを以て沈着の態度なく同人は常に斯かる人々のみ舞ひしと自供せしが犯罪者の着眼する所又た格別ならずや

五、池田橋西岸張込の失敗談

一四八

大正十二年十二月下旬の事だ。縣下は毎年々末には盜難事件警戒の爲めに各巡査に命令して毎夜密行やら張込をして犯罪事件發生の豫防又はは檢舉に努めるので天龍川畔は何時も見付、濱松兩署で中ノ町の天龍橋から掛塚橋、池田橋等に張番を付ける所が何うしたものか何時も竊盜犯人などの遣て来るのは此の池田橋が割合に多く其の時も笠井町派出所の巡査が此所に張込をする事になつた當時又た濱松署と見付署管内へ毎夜のよう焼切り竊盜が侵入して居つて之を捕へる爲めに笠井町警部補派出所の巡査で一名は古參のA巡査と新任のB巡査と組合せられて宵の口から張込んだのである。夜が段々更けて来るに従つて人通りも減つて十時前後には猫の子一匹姿を見せない又た宵の間に遠州名物の空ッ風がビュウ／＼吹て居つたものも止んで仕舞て静まり返つて冬の夜は空はドッシリ霜を置かれて池田橋の橋上は一枚の白布を敷たようになつて寒さがヒシ／＼と身に沁みて来るけれども定められた午前五時と云ふ時刻迄は張込んで居らねばならぬのだ。漸く待つた午前五時と云ふ時刻も来て遠くから何所の會社の汽笛が知らぬが朝の静けさを破つて威勢よく鳴り出したA巡査がB巡査を振返つて君漸く時間が来た別に報告の材料もないが今から引揚げて少し火にでも當るとしようと思つて張込場所を引揚げて今堤防上へ懸ろうとすると雲突くような大男が大きな風呂敷包を脊負つて天龍川の西岸堤防を下つて来て今池田橋へ懸つて来た此所が曲者御參なれと言ふ所だ。兩巡査も兎に角一應住所氏名を尋ねると二俣町西鹿島の某當四十年と答へた見れば今言ふた通り大きな風呂敷を脊負つて右手に出来合ひの提灯を吊して居る提灯こを吊して居つても大風呂敷を脊負つて裾を蹙げた所は泥棒のオタイルである其所で兩巡査は所持品を尋ねて見ると其男は二俣町の鹿島へ養子に這入たもので女房が池田村の者であるが養父母との折合が悪い爲めに妻は生家へ歸つて仕舞つて其夜女房の衣類を池田村の里へ届ける爲めに持て行くのだとの答へた中を見せると云ふて求めると非常に其男は世話がつて此んな所へ下せば汚れると言ふてナカ／＼應じなかつたが漸く濡れて居ない所を選んで下さして調べて見ると其の男が言ふた通り羽

纏何點袴が何點と點數から竊柄迄一致する女物の衣類計りであるが夫れが赤革製の大トランクに入れて持て居たのだ其の時此の男の權幕は可成り荒かつたさうだ其所で二人の巡査は男が答へると同様の品物で有つて外に突込み様もなくなつた爲めに宜敷いと云ふので其儘放して遣つて任所の笠井町警部補派出所へ歸つて見ると所持区内の小笠原と云ふ家から前夜賊が侵入して女物の衣類數點及赤革製の大トランクを盜難に遭たと云ふ届出が来た考へて見れば今池田橋で調べた男が持て居たものが全部一致する所から夫れ犯人は彼の男だと云ふので自轉車だ早く／＼と言ふ様な工合で池田橋を渡つて池田村へ行つて捜査して見たけれども其の男が申立た様な家は更になく又た泥棒の奴も兩巡査が笠井町迄池田橋から約卅町も引返して又た自轉車で追つて行く迄待つて居て呉れようがない散々の失敗で歸つて来た斯うなつたら被害者にも盜難届を持つて來いどころか此方から訛證文の一通も差出さねばならぬ二巡査は監督者からも數言の小言を頂戴したが遂に此の犯人は未だ判らないさうだ

評

斯かる場合經驗に乏しき巡査は相手方の態度強硬なる時は直に其の態度に依りて嫌疑を解く如く見受けらるゝも不審誰何等を爲す場合相手方の態度は決して問題と爲すべきものにあらず此の不審者を如何なる點を以て二巡査は疑ひなきものとなせしか其の判断に苦しみものなり曰く彼れの供述其の所持品と一致せりと。當然ならずや彼れは之を物取し来る隙眼を開いて其の品丈けを盗り出し來りしなり曰く彼れは提灯を提げ居れりと。泥棒は提灯を持たざるものなりと言ふ事を得るや。曰く時間が既に午前五時過ぎなれば二俣町を朝早く出發せば其の時刻に同所に到るものなりと。二俣町を發したる證據ありや前夜二俣町又は笠井町にて竊盜を爲して逃走し來らば其の時刻に池田橋に來る事を得ざるか。兩巡査の疑は如何にして氷解せしか判明せざるべし何故に一度念の爲め大囁一聲して見ざりしか靴には小笠原の名刺を挿入しありと此の點には心付かざりしが。旅行者にあらず嫁さんの荷物に赤革の大トランクは聊か不向と思はざりしか。斯かる場合不審者に對して大囁一聲して其の返答する態度を見又た池田村に歸くとせば假令同行するにあらずとも「宜敷い今から池田村迄行て見よう果してお前の言ふ通りか何うか付いて行こう」と稱して彼を引いて見るか等の點迄切り込まざるべからず殊に午前五時に池田橋へ來りしとせば二俣町を出發したるは午前三時頃と思料せざるべからず普通吾人が二俣町を發し池田村に至るにも特別の場合にあらざれば午前三時に出發するが如き事なし兩巡査は此の點等にも考慮せざりしならんか?

八、身體の檢索は極めて叮嚀に遣れ

一五〇

濱松市伊場に藤野權太と云ふ男が有つて赤い煉瓦舞の中へも二三度行た事がある爲めに其の寄せ場友達で濱松市寺島にボール箱職工の岡野忠吉當四十八年と云ふ男が大正十三年四月刑務所を放免せられると權太を尋ねて来て何所か適當な所へ世話して呉れと頼まれた爲めに市内常盤のボール箱屋時田方へ周旋したると岡野と云ふ男は森田と云ふ所の木賃宿へ泊つて居つて毎日ボール箱屋に通つて居たが四月十五日の夜藤野方で午後八時頃一寸不在すると其所へ岡野が遊びに来たけれども家人が居らない爲め歸つて行たが後藤野が宅へ歸つて見ると命より大事にして居た金側懐中時計價百餘圓の品物が雲隠れして更に見當らない其晩から藤野は目を丸くして尋ね廻つたすると岡野が背の口に遊に來たけれども誰も居らなかつた爲め歸つて行た事が知れたのみか岡野は其の數日前中澤の天林寺入口の傘屋から兩傘五六本を取つて行た事と大工町の吉良キヌ方へ遊びに行つて家人が不在だつた爲めに置時計一個を取つて行た事が判つた藤野は此二件の犯罪事件を聞き出した爲めに乃公の所の時計を持って行たのも岡野に間違いない野郎翌朝時田の工場へ乗込んで調べて一と泡吹かして遣らうとして其夜は權太兄哥一と晩マンジリともせず仕舞つた翌朝になると時田の工場へ押懸けて行た岡野は居ますかと聞いて見ると今朝早くから來て仕事をして居るとの返事だ早速工場へ通して貰つて岡野手前昨夜乃公の金時計を持って來たろうと突込んで見ると權太は詐欺に掛けては忠吉より兄哥だが窃盜の方じやー忠吉の方が兄哥も兄哥も大兄哥だ岡野はキツト居直つて兄哥冗談言ふちやー困る乃公が何時御前の時計を持って來た人に因縁を付けるつて大抵にせろと逆捻じ喰つて仕舞た夫れから摺つた揉んだと争つても二人で争論して居た所が果しが付かん權太もナカ／＼負けて居ないトウ／＼忠吉の腕を握つて菅原の巡查派出所へ岡野を引摺つて來て實は斯様々々と前夜から其の朝迄の事を訴へ出た而し長野は窃盜放火の前科から巡查殺しと云ふ恐ろしい前科も持つて居る男だから派出所に居合せた巡查も權太を立會せて總懸りで身體檢査をした之れが最う岡野が身體檢査を受ける事二度目だが何うも時計を持って居る模様がないけれども派出所から

は其の趣きを報告して來た爲めに刑事室へ一應件れて來いと言ふて遣ると巡查が付き添ふて遣て來た其所で後藤部長が立會つて又た身體檢査を遣て見た之れが身體檢査の第三回目此の時も時計は持て居らない事になつた岡野もナカ／＼運の良い男だ是れで取調べをした丈けなら決して自白なぞする筈もなからうが其所は此の道で澤山の苦勞を積んで來た後藤部長は先つ半田と加藤の兩刑事を遣つて岡野が前夜木賃宿に歸つた時刻から其の所持品本朝時田工場へ出た時間所持品等を調べさして見ると時田ボール箱店の妻女の話に岡野は今朝極く小形の金時計を持つて居たが間もなく藤野が來て件れて行たと云ふ事が判つた而し其の間に捨てた舞へば格別だが到底入質する時間も買て仕舞う時間もないから藤野に件れられて行く時は確かに持て行た筈だと云ふ事だ其所で半田、加藤の兩刑事は一應歸署して後藤部長に其の報告が有つた爲めに又た岡野を取調べて見ると今度は隠す事も出來ず漸く自白した此の時時計を所持して居つて取出したが讀者諸君彼れは時計を何所に所持して居たと思はれるか岡野は當時の白莫大小の襯衣を着て居つて左脇下袖付けの糸の解れへ時計を結び付けて脇下に吊して持つて居たのであるが身體檢査等は餘程注意すべきものだ

評

此の種の失敗は吾人が數回繰返し來りし所なるが先年大阪生れ拘摸犯松野熊吉紳名チ一熊と稱する男が或る婦人の褄口を掘り取りたるを現認し直ちに捕へて派出所内に入れ取調べたるに帶迄解かしめ搜索せしも其の褄口を發見せざりしが當時熊吉は褄口を肩の衣類の間に挿し居りたり又た安倍政務局長を刺したる兇漢は短刀に紐を付して股間に吊し其の上に乗る穿ち斬好狀は夕刊新聞を求めて其の間に挿し所持せし爲め數回密行中の巡查に捕へられ身體を檢査せられしも一回も短刀と斬好狀は發見せられざりしと云ふ又た或る婦人は頭髪中に脏物を隠したる事あり某と稱する男は紙幣を細く捻りて襟に挿し置き發見を免れたる事あり大工職某は物盜にて得たる脏物の時計金指環等を隠すに木材の小切にしたるものを二つ割となし中を繰り抜きて是に脏品を納め再び二つ割としたる所を糊付とし他の木材と共に積重ねて隠匿したることあり是等を發見したるは全く熱心なる搜查官吏にして普通人の發見し得るものにあらず注意すべき事ならずや

刑事の犯罪事件捜査をするに付ては無論熱心でなければならん又た相當努力すれば必ず効果を擧げ得るものではあるけれども而し時に恰度賭博を遣るようなもので外れと來ると何をしても良い結果を見る事が出來ない事もある大正十三年六月十六日の夜から大宮町内へ現金盜難の事件が頻發した先づ十六日の夜には本町の北村方に於ては居室の裏戸を外して賊が侵入して店の帳簿の上には有た手提金庫を持出したが金庫の一番底に有た五拾圓の現金を發見する事が出來ず仕切板の上部に有た五六圓の現金を取出して金庫は捨て仕舞た其の晩には夫れで犯人は満足せず更に停車場前通りの鈴木甚作方へ表戸を外して又た侵入して現金四拾圓を手提金庫と共に窃取して之れも金庫を破つて現金文け取出し金庫は何れも川へ投げ込んで逃走して仕舞た夫れから連續して現金盜難が有るは、昨夜は某商店で百五拾圓遣られた又た今夜は何所で遣られたと言ふた様な工合に忽ち二十件に近い被害事件が有た當時同署の刑事は晝夜寢食を忘れて捜査に没頭したが何も得る所がなく密行及張込を勵行して現行を逮捕する外に策なしと毎夜のように管内巡査駐在所及派出所の巡査迄呼上げて一夜に總勢十二三人宛で二十五日間も連續したので有た

密行張込を遣て居ると被害がない有りとしても町外れか又は張番のある附近には全然ない二十五日間も打通して遣た爲めに被害はピツタリ止んで仕舞た其所で一時密行及張番などを止めて見ると其夜に又た被害が有た愈々付け込んで居るとしか思へない勿論是迄に刑事課へも屢々事件の發生した事を報告して來る刑事課の方でも捜査の状況を時々電話で問合せ見ると今日は有力な被疑者を引擧げて調べて居るから云々との報告を受けた事も一二度有たが何れも良く行たのか行かないのか夫れからは更に御話なしで終て仕舞う斯う言ふ場合は無論良く行く筈がない報告が続けて來ない所は結果が悪いに決つて居る強て結果は何うかと尋ねるのも野暮で有たかも知れない夫れが段々日數を経て八月十五日の夜になると又た有た夫れ迄に賊は犯所へ釘抜一挺スポンヂ裏の草履を一足遺留して行たのみで有た八月十五日夜の事件は大宮町宮本町藝妓屋杵屋事畔

久柳次郎方へ忍入つて現金約五拾圓金縁眼鏡一個を窃取し更に相生町の料理店酔月へ這入つて此所でも現金を取て逃た其晩尙飽き足らず松山町の呉服店小長井健藏書籍店平岡萬次郎方等へ侵入して何れも現金を窃取して逃走したのであるが藝妓屋の杵屋の裏口へ桐製黒草鼻緒付きの新しい駒下駄一足を遺留して逃走した其の夜には犯人が亂暴に數件當た爲めに杵屋の方では藝妓の竹川松代が犯人の顔をよく見たと云ふ話だ又た酔月の女中遠藤キクも未だ御座敷が濟んで床に這入つた計りで有た爲め目が明いて居つて犯人を見た此の兩人の話によると年頃は二十二三才で面長の好男子だと云ふ事だ

又た杵屋へ遺留した下駄が此の事件の解決を與へるものが付着して居つたので刑事は漸く蘇生の思ひをする事が出來たのである夫れは何であるかと言ふと駒下駄を刑事室へ持返つた大宮分署の望月刑事部長は杉浦刑事と共に表裏を至つて緻密に調べた結果少しく齒先の割れた所に男子の頭髮を斬髪した長短大小不同の毛髪が六本挿まつて居るのを發見した望月部長は杉浦君之れで事件は解決が付くぞ此の毛は長短も同一でない又た太さも色も擴大鏡下に見ると決して同一人の毛髪ではないして見ると此の毛髪は斬髪店の庭を此の下駄で歩いた結果挿まつたものであるが此の下駄は百姓などの履くものでない何う見ても職人向きだが而し大工や左官向きでもない或は此の下駄の持主は床屋職人等ではあるまいか而し之れを床屋に振るとしても(振ると稱するは見せて廻る事)下手に振たら零にして仕舞う何うして遣て見ると云ふ事になつた而し何所の床屋も廻る必要なしだ藝妓の松代が見た人相年齢の職人や又た其の年配に該る理髮師を遣て見れば宜敷いのだが相手は誰だろうと云ふ事になつて兩刑事は相當頭を絞たらしいが結果斯んな工合になつて來たのだ其翌日晝頃である大宮町羽衣町に石川竹作と云ふ床屋がある此所の主人が杵屋の松代と酔月の女中が見た様な人相の男だ而し此の竹作は綽名が有つて花魁竹と云ふ位だから誰が見ても一寸小綺麗な男には違いないが此の花魁竹にお前の下駄かと言ふて見せた所で「ハイ左様で御座い」と來る氣遣はない其所が探偵の上手に遣る所だ望月部長は斯う云ふ工合で遣たのだ其の花魁竹が他所へ出る日を待た夫れは床屋の休日が毎月十七日であるけれども大宮町は月遅れで盆祭を遣る所で八月十六日は盆の十六日に相當するから花魁竹も此の日は休んで

花魁買にでも出掛けるだろうと他出する所を注意して居ると竹作共んな事は知らないから朝から遊に出て行つた其の後へ望月部長は駒下駄を携へて羽衣町の床屋へ行つて見ると竹作の母親が裏の方で何か遣て居つたが刑事は御免よと言ふて中に這入るやお婆さん竹さん居るかいと遣て見ると老婆は竹は只今遊に出ましたかと答へる刑事はお婆さん僕は先頃湯屋で下駄を取換たんだが是れは竹さんの下駄じやないかいと切り出した婆さんは手を拭き乍ら裏から出て来て駒下駄を見ると旦那此の下駄は竹のじやありませぬ内の職人の下駄ですよと答へた刑事はハテナ内の職人て誰だと云ふと婆さんは答へて之れは茂のですよ而し茂は今遊に出て居ますから直きに歸りましやうとの話だ刑事はどうか夫れじや一乃公のも代りが無いじや一困るから又た後程来るよと云ふて其所を出て来た

サ一判つた夫れ犯人は石川竹作方の職人の青木茂晴に相違ないぞ奴が今町の内へ遊びに出て居るから歸る迄張込と云ふので床屋の近所へ張番を付けた一方は遊廓から料理店などを捜査して見ると茂晴は貸座敷松井樓の照代と云ふ娼妓の所で遊んで居つて其所から刑事が引擧げて来て調べて見ると相手は窃盜前科四犯を有する男で有つたが而し此の青木茂晴は山梨縣西八代郡上野村新十一番地生のもので刑事は犯罪前科がある事は知らなかつたのだ調べて見ても自供所か齒も取り付かない而し此の取調は決して完全無缺の調べ方ではなかつた茂晴の前科を知らなかつた計りではない茂晴が當日履て居つたスポンチの草履は藝妓屋杵屋から取つて来たものだつたが夫れは又た被害者が草履の盜難は氣が付かなかつた爲めに警察でも其の點は氣が付かない夫れから茂晴は杵屋から取つて来た金縁眼鏡を單衣と羽織の袂の間に入れて持つて居たが之れも身體検査の際発見せぬやう云ふ調べでは容易く自供する筈もない所が刑事の方では賊の顔を見た云ふものも澤山あつた爲めに是等にも顔を見合せる積りで被疑者は別室に待たして置いたが其の時監視巡査でも付けて置いたら斯んな失敗もなかつたらうが油断した爲めに警察へ件れて来て間もなく犯人に左様ならを遣られて仕舞つたのだ

茂晴は刑事や巡査の油断して居る隙に乗じて警察署裏から飛出して大宮星山から富士川の流を渡船で越し

松野村から岩淵に出て東京へ高飛して仕舞つた百日の説法屁一つと云ふのは斯んな場合を言ふのだらうサ一夫れから何んな捜査をしてもトント茂晴の所在が知れない

茂晴も斯うして逃走後再び本縣に足を入れなかつたら當分逮捕は免かれたものだが持つて生れた泥棒根生は到底斯んな事では止むものでない茂晴は東京から夜行列車で沼津市に來ては一夜に五六軒を荒しては夜明の急行で東京に引返して居た八月二十二日も沼津市上土新裏乾物商早川浦吉方へ表戸を開いて侵入して現金六拾圓黒革製靴一個外七件の窃盜をして東京に引返したが此の被害後沼津警察署に於ては毎夜盜難豫防警戒の爲め密行を開始すると八月二十七日の夜で有た同署で有名な藤田刑事部長は市内を密行の爲め數組を拵へて出發せしめて自分も密行の爲め出て行くと同市上土杉山政吉方へ表戸を外して賊が侵入したが家人に發見されて逃走したと云ふ届出を聞か藤田部長は益々緊張し出して市内の小暗い横町から公園神社の境内等を漁り廻ると追手町裏の権現社で不審の男を發見した此の男は洋服に麥稈帽肩には黒革製のカメラバックを懸けて居るが此の時刻に此んな所を徘徊する筈がないから誰何して見ようとして接近すると彼れは矢庭に駆出したヌワッソと藤田部長も疾風の様に追詰た所は沼津市三枚橋路上で二人は大格闘をする事になつたが藤田部長の力量は遙かに不審者より優つて居つた爲めトウ／＼縛に就かねばならぬやうになつて仕舞た押へた上で顔を見れば五ヶ年前此の手で藤田部長が逮捕して懲役四年の言渡を受け昨年八月廿七日静岡刑務所から満期放免せられた青木茂晴ではないか夫れが放免後一ヶ年を経過して又た八月廿七日に此の藤田部長の繩が懸るとは之も何かの因縁かも知れないが取調の結果彼は沼津から大宮署管内の犯罪數十件を自供したが彼れが新調の上等洋服でカメラなどを携へて居たのは紳士を装ふて警察官の視線を避ける目的だつたやうな

評

近時捜査の方法は犯罪發生するや證據蒐集を先にし而して後犯人に及ぶ即ち對物的捜査を先にし對人的捜査を後にす是全く理想的捜査方法なるも其の苦心や決して些少のものにあらず大宮分署に於ける捜査の經過は敵の第一戦を破り既に其の陣營を衝き今五分間の血戦なりしなり夫迄の苦心や決して渺なきものにあらず然るに敵將は後門より免れ去りて又た沼津の戦線を横行せられたにあらずや二十餘日の苦心せる密行張番は何を以て購ひ得るか下駄の破損したる箇所より偵かに數本の毛髪を發見し之に依りて犯人は理髮職なりと迄

一〇、數日の捜査御苦勞千萬

大正十三年十月二十七日富士郡大宮町安居山東漸寺住職大胡田徹明夫妻殺人強盜事件突發し犯人不明の爲め警察部刑事課よりも數名の刑事を應援せしめ所轄警員と協力日夜捜査に苦心して居たが杳として端緒を握る能はず漸く迷宮に入らんとする折柄又た〳〵同十月三十一日午後富士郡加島村中島天満宮社前大鳥居の傍らに印絆繩を着用した勞働者風の男が頸部を數ヶ所鈍体の重量ある物件で叩かれ殺害せられて居るのを鐵道郵便係徳村時吉と云ふ男が発見して加島村警部補派出所に届出た爲めに居合した同所勤務の藤原警部補は一應所屬署長に電話報告をして置いて現場へ臨検して見ると富士製紙株式會社第三工場人夫請負人石井源治と云ふ親方から出された丸に運の字の大紋ある印絆繩を着た男で有た爲めに石井に其の身元を問合せて見ると此の男は富士郡岩松村岡小字四ツ谷から通うて石井に使はれ富士製紙第三工場で人夫稼をして居る植松秀吉當五十二年と云ふ男で殺害されたのは前夜即ち十月三十日の夜と思はれる夫れは本人が仕事先から歸り懸けに相違ないのは辨當箱を携へて居つて印絆繩股引跣足足袋と云ふ服装だが此の秀吉はサダと云ふ娘が一人あつて娘は何故前夜父親が歸らぬのに心配せなかつたかと云ふと秀吉は三十日の朝自宅を出る時今日は會社から歸り懸に無盡の掛金五圓計り貰うのがある爲め傳法村三日市場の小林吉五郎方へ廻つて來ると言ひ残して出た爲めに其所には曾根田虎松と云ふ親戚がある爲めに此所へ前夜泊つて其所から今朝會社へ出勤したものと思つて居たから別に騒ぎ立てもせなかつたぞと云ふ事が判明した

屍体の有た現場は神社の前で其の傍らに新らしき荷車の車轍の後が残されて居る此の荷車は社前から運入つて來て此の屍体の有つた所で廻轉して又た外へ出て仕舞つて居るが其の附近に又た護謨底の裏面が數條の山形になつた新しい跣足足袋の足痕が印章されて有つて其の足痕は被害者の足袋とは全然相違して居るから

無論犯人のものと想像された又被害者は社前の土堤に倒れて居つて頭部から出血した血液が土を濡して居る所を見ると此所で殺害したものらしいが荷車の車轍痕を見ると他で殺害した屍体を此所迄運搬して來て捨て爲めに車轍の痕を残したものではなからうかとも思はれたが捜査の結果此の荷車を引込んだのは加島村中島農秋山作藏が神社の傍の畑へ三十日の晝間仕事に來て農作物を積んで歸たものである事が判明して全く犯罪に關係ない事となつて仕舞たが足袋の足痕は秋山作藏のものではなく犯人が印章したものと断定される事になつた

被害者の屍体に付ては三十一日の夜は時間も遅く如何ともする事が出来なかつた爲め十一月一日朝沼津支郵便事局より大岡検事出張せられ縣立沼津病院長石橋醫師が執刀屍体の解剖をする事になつたが胃の剖見等より三十日の夕食前に殺害されたものと断定せられた兇器は鈍体の重量ある物件で頭部に打撃を加へられたもので夫れが致命傷である所が秀吉は三十日の夕刻第三工場から歸り懸けに其月中働いた賃金貳拾六圓を雇主から受取つて歸たにも拘はらず夫れが紛失して居るけれども尙秀吉は胸巻の中に紙幣銀銅貨取交せ百貳拾四圓を納めて肌身に巻き付けて居たが之れは永い間秀吉が苦心して蓄へたものであるけれども肌身に堅く巻付けて其上に襦袢を着て確かり締めて居た爲めに犯人は是には氣が付かず其日取た賃金文けを取られたらしいが斯う云ふ工合で秀吉を殺害した犯人は強盜が目的で有たものと判明した

秀吉は何うして平時斯の様に百餘圓の現金を持つて居たかと云ふと非常に金の爲めには努力する男だ喰ふ物も碌々喰ふ事が出来ず又取た金は銀行に預けても安心が出来ないと云ふ所から自宅の箆笥の底へ仕舞て居いたすると或る時娘が其の内貳參圓取り出して衣類を買た事が有たが之を知つた秀吉は自宅に仕舞つて置いても安心が出来ぬと云ふ所から爾來胸巻に容れて夏でも冬でも晝も夜も決して夫れを離さなかつたと云ふ話も有た爲めに強盜犯人は斯んな事を知つて居る範圍の者で秀吉の歸途を擁して殺害したが其日に請取つて來た賃金の貳拾六圓を強奪したけれども何かの障害が有つて胸巻の現金は取る事が出来ず逃走したものではなからうかとも思はれたが扱て夫れで殺害されたのは何時頃だろうかと云ふ事も探偵をして見ると十月三十日の

夜は天候が少し悪くなつて雨模様となつた爲めに此の天満宮の附近で農夫が大分遅く迄仕事をして居つた模様であるから一々農夫に付いて尋ねて見ると加島村中島農小林信作が天満宮から五十間計り北方に離れた所で薄暗くなつたけれども雨模様である爲めに刈干した稻を上げて居ると午後六時頃とも思う頃神社の方でも鳴く様な變な悲鳴を聴たと云ふ話しが出て來た秀吉が第三工場門を出たのが三十日の午後五時三十分頃で此の天満宮の所迄秀吉が平時歩行するような足並で悠くり歩いて來ると何うしても二十分以上を要する譯だから是等を綜合して見ると秀吉は工場からの歸途三十日の午後六時頃殺害されたものではなからうかと推定する事が出來たので有たサア是からが事件の探偵は何を根據に捜査を開始する事にするかと云ふ事になつた此の事件にも刑事課から刑事が應援して所轄警員と協力して捜査をする事になつたが現場に有つた足痕から之に似合う所の護謨底足袋を探して見ると所々に商つて居るが先づ加島村平垣雜貨店稻葉茂作方及望月儀市方へ付て調べて見ると夫れは勞働者が一般に使用して居るもので富士製紙へ出入するものが相當に履いて居るのみならず石井の人夫にも使用者が尠なくないけれども秀吉を殺害した犯人は平時秀吉を知つて居るものゝ範圍であつて而も殺害されたのが三十日の給料支給日であるから何うしても製紙工場などへ通勤して居る範圍のものと思はれる夫れで秀吉は石井源治に使備されて居るが工場へ這入ると原料にする藁を農家から運んで來る之れを山積にしたり又た原料係の方へ藁を出して遣るのが秀吉の仕事で同人の外に富士郡田子浦村前田三十八番地當時同郡加島村本市場居住人夫長島茂當三十四年と云ふ男が有つて此の茂と二人で藁の取扱をして居つたものであるが秀吉は年も多し仕事も充分出來ない爲めに一日壹圓の日當を支給されて居たのだが茂は身体五尺に満たない男であるけれども山梨縣西八代郡の生れの者で田子浦村前田の長島熊太郎方へ養子となつたのだが窃盜前科二犯を有し居る男だ之に付ても一緒に仕事をして居る關係上警部補派出所に呼寄せて一應尋ねて見ると三十一日の夜で有たが殺人事件の有た事は知つて居つても朋輩の植松秀吉が被害者と云ふ事は未だ知らなかつたらしい申立をして居つて秀吉が殺されたのだと云ふて聞かして遣ると非常に驚ろいて秀さんは温なしい人柄の良い人であつたが氣の毒な事をしたと歎息して居た此の男が後に殺人

犯人となつたのだが其んな具合で有た爲めに三十日の夜の事を聞て見ると秀吉も自分も平時は仕事は午後五時に終つて工場を出門するのだけれども三十日は給料支給日で五時半頃秀吉は給料を事務所請取つて歸つて行た自分は當夜雨模様有た爲めに藁を濡しても良くないと思つて事務所で給料四拾壹圓七拾五錢を請取つた後ち又た藁に雨除の覆をして午後五時半頃出門したが工場の飲食店花崎屋へ立寄つてコップ酒二杯を飲んで居ると其所へ女房が迎に來た爲め女房と一緒に宅へ歸つたが夕食後隣家で入浴して午後九時頃寢て仕舞たとの申立で一應關係者をも茂の女房をも共に調べて見ると各々供述が一致するのであつた

又た一方では工場へ毎日通勤して居るものが犯人で有たならば殺人をした翌日平氣で出勤も出來まい或は休業して居るかも知れぬと云ふ所から十一月三十一日の缺勤者を調べて見ると數人有つて一々之に就ても性行から資産生活狀態及三十日の夜の行動等を内査したが一つも當つて來ない又茲に斯う云う話も出て來た秀吉が雇はれて居る石井組の人夫に鮮人の金致鴻と云ふが有つて卅一日夜に石井の所から暇を取つて同夜十時頃出發したと云ふので之も内偵して見ると此の鮮人は是迄長野縣西筑摩郡大桑村須原橋場水力電気工事場で土工をして居たものだが郷里の父親が病氣の報を得たけれども旅費がなくて歸國する事が出來ない爲めに石井組に勞働して居る友人林命壽を頼つて來て拾圓借りたのと又た自分が三日間働いた日當六圓林外二三名から餞別として金四圓を貰ひ受けて之を旅費に出發した事が判明した殊に此の金致鴻が雇はれて居た足袋は現場の足痕とは相違するもので嫌疑は氷解したが其外秀吉の隣家から通勤して居るものゝ身邊は無論の事工場内で秀吉と共に石井組に被雇して働いて居る人夫から外鍛冶工の手傳人夫及職工等迄一般に捜査の手を延して見た

が思はしいものを發見せなかつた
尙又捜査は各方面に展開されたのであるが現場を基礎とする捜査は此の天満宮の傍らを流れて居る小川がある之れは巾約九尺位で水深は深い所で二尺位ある流れて有たが之れを搜索して見る事にして流れを堰き止めて搜索したると天満宮へ側面から這入る道がある其の入口に當る所の河中から長さ一尺四五寸直徑八分の鐵棒を發見した之れは富士製紙第三工場内に澤山ある鐵材で有つて加害者は是等の點から見て製紙工場に關

係あるものである事は明かになつて来た又秀吉は平時工場へ通うには何の道を通行するかと云ふ事を捜査して見ると決して一定して居ないから犯人は此の神社の附近で秀吉の歸途を待ち受けたものでなく秀吉の歸るのを尾行して此の犯行をしたものと想像するの外はなかつた

其所で又た現場に有た跣足足袋と同様の山形模様の護謨底足袋は製紙會社では何人位使用して居るかと云ふのを調べて見ると六七名有つて其の中には又た長島茂が加はつて居る一方又た長島茂を嫌疑して捜査して見ると茂が花崎屋で酒を飲だのは午後六時頃であつて茂が工場から出た時間が假に午後五時三十分とすると其所に三十分の餘裕があるが三十分間に第三工場を發して約六七丁を離れた天満宮迄秀吉を尾行して彼の兇行をした後引返して来て花崎屋に来て六時頃立寄る事が出来るか何うかと云ふのが問題だつたが茂が花崎屋と云ふ飲食店へ来た時前から其所で飲んで居た者が二三人あつて此の者等をも調べて見ると茂が花崎屋へ来たのは午後六時過ぎしい又彼れが給料日から十一月五日迄に費した金の種類も調べて見ると或るべき筈のない五圓紙幣一枚を十月三十一日の朝稻葉茂作方へ支拂つて居る事が判つて来た秀吉の給料は貳拾六圓で貳拾圓紙幣一枚五圓紙幣一枚外銀貨であるに茂は貳拾圓紙幣と銀貨で四拾壹圓七拾五錢の給料は請取たが其の貳拾圓紙幣を費つた場所は判つて居るけれども五圓紙幣の剩錢を取つた所がない只だ三十一日の夕方茂の家へ五圓紙幣一枚這入つた事實はあるけれども茂が五圓紙幣を行使したのは卅一日の朝であるから其の五圓紙幣の出所が判明せないと云ふのが輔へ所であつて十一月五日の朝長島茂を引揚げて再び調べた事になつたが彼の陳述も女房の申立も前陳の通りであつて五圓紙幣は茂が夏の内から壹圓貳圓と毎月蓄へた金を兩換して居たものだと供述して居たが茂は一ヶ月貳圓の家賃を出して或る農家の庇を借りて居るものであるが其の貳圓の家賃さに毎月滞りなく支拂が出来ない奴が五圓の蓄へが出来る筈がなからうとは思はれるけれども夫れ以上は何うしても自供をさせる事が出来ない又た茂を引揚げた後ちに彼れの居宅から工場内で同人が私物を容れて居る箱迄取調べて見たが金の隠してある所などは發見する事が出来なかつた

斯んな調べをして居ると五日の日も夕方になつて仕舞つたので警部補派出所の二階に揚げて置いて下では此の後何うして取調を進行するかと云ふ協議をして居つた又た一方では刑事係を尙各所へ出して茂に對する捜査を進行させて居たのであるが午後五時半頃になると茂は便所に行くと言つて二階から降りたが看守巡査は油断して便所から離れた爲めに彼れは其の隙に乗じて逃走して仕舞つたのだ稍暫く過ぎて之を發見してサー大變だと云ふ騒を初めたのだけれども夫れは少し遅かつた數日不眠不休の捜査で漁り擧げた大切な強盜殺人事件の被疑者は斯うして零にして仕舞つたのだ

扱て茂が逃てから何うしたかと云ふと四方八方へ刑事は飛んで追跡した駐在所派出所の巡査も呼上げて要所に張込をさせると云ふ事になつたが茂が毎日務めて居る工場へも刑事が行つて見たすると彼れは警部補派出所から飛出して一直線に工場へ飛込んだものと見へ刑事が茂の自宅へ行て見て居らぬ爲めに引返して工場へ行て見ると今茂が来て出で行たと云ふ事を當夜々業して居つた稻葉定吉と云ふ人夫が語つた定吉の話によると茂は十一月五日の夜午後五時三十分頃稻葉定吉や鈴木直次と云ふ人夫が夜業して居ると鈴木直次の所へ来て定吉を一す呼んで呉れと云ふので直次から定吉は夫れを聞いて行て見ると茂が原料に用ゆる材木の所に居つて『實は今日警察へ呼れて取調べを受けたが辛棒が出来なくなつたから逃出して来たが自分の女房や子供には何の罪もないのだから後は宜敷く頼む』との言葉を殘して立去つたが逃走した方向は會社から出て東の方に向つて常安寺と云ふ寺の前方に向つて行たと云ふ話しが最後で以來更に足取も取れないのであつた

捜査は其後長島茂の所在を突止めるのに全力を傾倒したけれど杳として手懸を得なかつた十日間過ぎた十一月十五日正午十二時山梨縣警察部長から電報で『本月七日縣下猿橋警察署に於て窃盜被害七拾五圓の準現行犯人逮捕取調ぶるに乞食の熊と稱するものなりとて本籍氏名を語らず他に重罪犯ある見込を以て拘留取調ぶるに貴管下富士郡加島村にて製紙會社人夫植松秀吉を去る三十日夕刻會社よりの歸途を擁し殺害し現金を奪ひたる長島茂にして現に所持する貳拾圓紙幣は其贓金なる旨陳述せり記録送るか犯人取引るかへマ』と言ふて來られた時の嬉しさは實際筆にも書けない所が有つて刑事課内では横手を打て喜んだ早速山梨縣警察部と猿橋警察署へ犯人引取に行く旨と厚意を謝して電報を送つて吉原署から藤原警部補大山刑事が犯人引取りに

行たそして十一月十六日中央線から東神奈川驛を經由して歸署茂を取調べて見ると今度は全く改悟して犯行の事實を語る事になつた

長島茂は窃盜前科二犯を有する男で家族は妻と子供三人あるも一ヶ月四拾圓や五拾圓の給料で當人が酒を飲むのだから決して一家の生計は裕かでないかつた夫れで十月の給料を僅かに四拾壹圓餘と決つて居るが十一月になると生命保険料を七圓五拾錢支拂はねばならぬが夫れを支拂うと生活費用に不足を生ずると云ふので十月廿五日で有た工場内で朋輩の植松秀吉に來月迄拾圓貸して呉れまいかと云ふ事を申込むと秀吉は一文もないと云ふ素氣ない返事をされて仕舞たが金の調達はせねばならんと苦心して居ると三十日の會計日となつて給料を請取つて會社から五時十分頃出て花崎屋と云ふ飲食店で一杯飲んで居ると其の前を秀吉が通つたのだ其の時茂は秀吉を尾行して金を取つて遣らうと決意して花崎屋を飛出したのだが捜査の結果茂が花崎屋で酒を飲んで居たと云ふのは兇行後又た其所へ來て飲んだ二度目の分丈け知れたので兇行前コップに一杯飲んで出て行たのは飲食店の女房も話はなくかつたが今少し早く茂が其夜五時十分頃一度來て一杯飲んで出て行つて又た三十分経てから遣て來て二杯の酒を飲んだ事が知れたなら茂に對する嫌疑はより一層濃厚となつて檢舉をも早く自供も屹度さしたものであつたらう

茂は夫れから花崎屋を飛出して秀吉に尾行したすると秀吉は富士驛前通を真直に國久と云ふ所へ出て行た爲め茂は先廻りして豫て會社から或る細工をする爲め持出して有た鐵棒を自宅の床下から取出し之を携へて待つて居ると秀吉が遣て來た爲め人家の傍に隠れて遣り過して尾行したすると秀吉は何と思つたのか天満宮の社へ這入つて行た尾行した茂は屈強の場所へ這入つた爲め秀吉に近づいて又た金の無心をしたが聞き入れない爲めに腹掛へ手を突込んで秀吉の給料を奪ひ取るうとするると秀吉は矢庭に茂を張り飛した其の時茂は携へて居た鐵棒で秀吉の脳天目懸けて打下したすると秀吉は斯んな事をされた以上は明日工場へ出て皆の者に言ふから宜敷かと云ふて叫んだ爲めに茂は之を表沙汰されたら大變だと考へて又た二つ三つ鐵棒で頭部を打つと秀吉はトウ／＼昏倒して仕舞た爲めに死體を其儘捨て神社を飛出し傍らの小川へ鐵棒を投棄して今度は加島

村平垣市街地の西裏を通つて停車場へに出たのだが直接自宅に歸らなかつたのは自分が會社の歸途途中で酒を飲んで居たと云ふ事を後で證據立てる爲め又た元の工場前へ歸つたので驛前の電灯の下で印絆纏をも良く見たが血痕などが更にないから安心して再び花崎屋へ立寄つて酒を飲んで居ると女房が迎に來て茂は思ふ盡に當つた爲め女房と歸宅したので有たが夫れが爲め頻りに花崎屋で酒を飲んで居つて何事も知らない主張して居たのであつた

茂が逃走後又た十月三十日夜午後五時半頃現場附近で子供と魚釣をして居た富士製紙第三工場長の妻女が其所を通行した印絆纏を着た男を見たとの話が出て調べて見ると前記の時間頃一人の夫婦が通行すると又間もなく丈の低い印絆纏を着た男が後を追うて行くのを見たると云ふ事が判つて長島に對する嫌疑は益々深くなつて居たのであるが茂は警部補派出所で十一月五日の夕方便所へ行き度いと云ふと一人巡査が付いて來たが油断して居ると外の方を見て居らぬから其の油断に乗じて飛出して直ぐ裏の富士製紙第三工場内へ飛込んで仕舞たそして平時自分が工場へ出ると上着の印絆纏などを容れて置く私物箱がある其の下に豫て秀吉を殺害して奪ひ取た現金を藁屑の下に入れて隠して居つたから之を取り出して夫れから朋輩の定吉に會つて妻子の事を頼んで置いて逃して仕舞つた夫れからは國道を東に向つて吉原町に出て富士郡の大淵村へ上つて行たのだが茂が賍金を隠して有た私物箱は藁に刑事が行つて屋外へ持出し仔細に調べたけれども私物箱を置いて有た下の藁屑を掻き除けて調べなかつた爲めに現金を発見する事が出来なかつたのであるが家宅搜索などには注意すべき事ではないか此の現金丈けでも茂を捉へた時発見したなら最う夫れで問題はなかつたのだ夫れから茂は大淵村に這入つて着衣を替へる目的で同村三倉鈴木孝一方へ家人の不在に乗じて忍入つて戸棚の中に有た現金貳拾圓餘と鳥打帽に毛糸の腹巻を取たが衣類の適當なものを發見せぬ爲め更に同所の鈴木善作方へ忍入ると同家の嫁が座敷に寝て居た爲めに之を辱しめようとしたが聲を立てられて逃走した更に尙同村の曾比奈と云ふ部落へ出て小林長作方へ忍入つて古貫入鳥打帽風呂敷などを窃取して引返して再び加島村へ這入つて來たのだが何故本人は加島村から二里も三里も離れた所迄逃れ出て再び加島村へ歸つて來たのかと聞て見ると

山梨縣へ逃げようとしたが道を知らないで富士川の沿岸を山梨縣へ登ろうとして引返したものと申立て居たが其所へ兇惡なる長島茂も妻子が残つて居る加島村が戀しい爲めに不知不識又た引返して来たものらしかつたが如何としても自分の居宅に接近する事は出来ない爲めに岩松村を経て富士川鐵橋を渡つて岩淵町から松野村を経て山梨縣に這入つたのだが此の間警察官に一度も誰何なぞ受けなかつたと言ふて居た茂は富士川の西岸を一直線に走つて南巨摩郡の南部に這入たのが十一月六日の午前六時で有たをうだそーして其の夜に甲府市へ到着して一泊七日の晝頃を甲府に居たが中央線を大月驛迄切符を求めて大月に下車したのは七日の夕方で有た夫れから北都留郡の梁川村に這入つて又た衣類を取る目的で窃盜に忍入たが其の家で發見されて仕舞た一端は其所を逃げたが又た他家へ忍込んで居ると青年團員が追立られて逃げようとしたけれども此の梁川村は何所から行くにも釣橋を渡らねばならぬ所だ夫れが爲め青年團員に釣橋へ張られて仕舞た爲め其所で引捕られて所轄猿橋警察署に突出されて仕舞たが西八代生れの乞食の熊と云ふ者と云ふて實際を語らなかつたのだ其時山梨縣警察部刑事課の刑事係某が猿橋署に出張して居て取調べて見たが以上の外は決して茂は語らなかつたのだそーだとすると刑事課の刑事某は歸應しても夫れが氣になつてならぬ數日間出張不在中各府縣から照會の手配文などを一々讀んで見ると本縣から茂に對する手配が到着して居る其の長島茂の人相着衣が猿橋署で取調べて居る乞食の熊と寸分の相違がない當時茂は何う云ふ着衣で有たかと云ふと襟に赤字で不二と染抜き脊には丸に運の字腰は鼠色の太き筋を二條現はした印紳纏と紺股引腹掛で其の刑事は思はず是だと聲を揚げて並んで居つた同僚を驚かしたと云ふ事だ早速猿橋へ出張して取調べて見ると斯うなつたら包む事ならず前掲の事實を自供した爲めに本縣では先に記したような電報を受る事になつたのだが往々犯罪の手配又は通報の電報で簡單過ぎて要領を得ない事があるけれども山梨縣の様な親切なそーして顛末を詳細知る事の出来るように手配電報などを發する時は注意し度いものである

茂は逃走後十一月五日の夜から同八日の未明逮捕される迄に約六十時間有たが此の間に飢餓を二杯喰た丈けで食事は何うしても出来なかつた犯後富士驛前の花崎屋でコップに二杯の酒を飲だが二杯目の酒は何うして

も飲めなくつて半分餘り残したと云ふて居たけれども逮捕後引渡を受けて猿橋から縣下吉原署迄來る間に十時間近く要するけれども此の間に汽車辨當は三度も喰て仕舞たが犯罪者も自供して安心して仕舞うと斯んなもので彼れが逃走途中前方から來る人を見ると魚商人や其他行商人を見ても何だか安心が出来ず洋服などを着用した人を見ると夫れが全部刑事ではなからうかと心配しては或る時は道を避た事なども有たをうだ夫れから本人は何所へ逃る覺悟で有たかと聞いて見ると可成知人の居らぬ他府縣へ行つて身を隠す考へで有つて逃走後決して知人や身寄の所へは立寄る氣はなかつたとの事だ

評

被疑者の取調べに當りては沈着、注意及慈愛正義の念を忘るべからず注意を必要とするは固より言を俟たず瞬間も忽にするを宥さざるなりハンスグロース氏は被疑者の訊問等を爲す間に於ても被疑者の一舉一動に注意し決して訊問者は着席するを宥さずと言へり如何にして然るかは被疑者は訊問者に攻撃を加へんとしたる際又たは逃走を企てたる際驟起して身構へ又は之を追捕するに時を要する大なりと注意深き人は如斯然るに何ぞや重大なる被疑者の取調繼續中兩三日に渉る時は次第に看守巡査等は注意力減退し其の機に乗じて逃走せらるる例多々あり犯罪捜査を爲す場合に於ても關係者等に付き内査するに當り一場の供述を聞き決して満足すべからず更に熟慮して此の關係者に對しては其餘を尋ねるの要なきやを再三熟考し而る後辭去すべきなり

一一、盲目滅法な嘘を吐く

大正十二年一月十六日眞夜中の午前一時三十分と云ふ時刻に縣下磐田郡敷地村敷地旅人宿橋本屋事鈴木五平方に止宿して界限を稼いで居つた保立寧と云ふ按摩が有た此の按摩は元來性質は宜敷くない窃盜の前科は數犯有つて磐田郡熊村の生れであるが斯うして所々を稼いで露命を繋いで居る奴で有た所が一月十六日にも夕方宿を出て西の方を向つて流して行つて野邊村と云ふ所で仕事をして歸つて來たのが午前一時三十分と云ふ眞夜中に敷地村の縣道で隧道がある其の西口から這入つて今東入口へ出ようとすると突然一人の男が飛出して胸倉を捉へて金を出せと脅迫せられたが自分は按摩渡世の者で此の不景氣に一文も金は持て居ないから堪

忍して呉れと頼んだすると犯人が胸倉を捉へた手を弛めたから其の隙に携へて居た雨傘と下駄を脱ぎ捨て、逃げて来たと言ふ届出た被害品はない只だ現場へ雨傘と下駄を捨て来たと言ふのであるけれども事件が事件だから早速受持調査は其の由を所屬署に急報して来た爲めに深夜現場に出張して検証する事になつた此の被害現場は縣下山梨町から警田郡二俣町に通ずる縣道で晝間は相當交通もある爲め夜の内に現場を詳検するに於ては又た何か手掛もあるだろうと言ふので二俣分署長は刑事調査を伴つて現場に来て見たのである所が其の夜は宵の口から雨が降つて夜中に小降りになつて来て雨が竭んだ爲めに晝間通行したものゝ足跡や車轍痕などは一トつも残つて居ない只だ夜間になつて遅く通行した人の下駄の足跡が極めて秩序整然と二三人通行した痕跡を残して居るが按摩が現場だと云ふ所には人が才立した痕跡もなければ又た其所から跣足で走つた痕跡も残つて居ない而し此の按摩は何うして強盗犯人に捕へられてから夫れを振拂つて逃げ得たかと云ふと按摩稼ぎはして居るが丸ツ切り盲目ではない杖なしで歩行が出来る位の男だから逃る事は逃得たに相違ないが扱て足跡などを残して置かなかつたのか夫れとも被害の場所が幾分相違したか其點は判らないけれども何うやら届出をも疑はずには居られないけれども又考へて見るに被害品は雨傘一本と古下駄一足だ此んなものを取られた丈で有つて他に被害がないのだから嘘を言ふたとて利益のない事だ雨傘は假令宿屋のものにもせよ強盗に取られたなどと云ふて一本胡麻化した所が古傘で拾銭か拾五銭のものではないかして見ると全然虚偽だとも言ふ事は出来まいと云ふので當夜は夜が明る迄要所へは張込をするやら大騒ぎしたので有た之れで仕舞へば保立の思ふ壺に籍たのだが矢張り悪い事は出来ないもので保立は當夜敷地村から野邊村へ稼ぎに行つたのではないらしい夫れは其翌日になると周智郡一宮村の或る農家へ前夜窃盗が忍込んで屋内を搜索して居るのを家人が発見して騒ぎ立た爲めに驚ろいて雨傘一本と下駄を捨て逃て仕舞た之れが二俣分署と管轄を異にする森町警察署の管内で有て被害者から翌一月十七日に其由を届出て来た雨傘には敷地村敷地旅館橋本屋と云ふ印が這入つて居るから森町署から犯人捜査方を二俣分署に移牒して来たので事件の大體が判つて仕舞つた早速按摩を呼んで一月十六日の夜にお前は野邊村へ稼ぎに来たとの申立で有たが何所と何所で稼ぎ

をしたかと云ふ調をする事になると行き詰つて仕舞つた實は保立が此の虚偽の届出をするに至つたのは十六日の夜に一ト仕事せよとして一宮村へ行つて或る農家の戸締油断に乗じて窃盗に忍入つたのだすると間もなく家人に発見されて仕舞た爲めに驚ろいて雨傘と下駄を捨て探り、逃げて仕舞たのだが後で考へて見ると下駄は宜敷いとしても雨傘は橋本屋の印入た之れは此の儘捨て置くと自分の所へ近々御用と来るに極つて居る扱て困た事だと思案して考へ出した名案は強盗に遇たとして置けば其の犯人が一宮村へ行つて窃盗に這入つて其所へ傘と下駄を捨て行た事になる夫れが安全だと私かに微笑したので有たがそうは問屋が卸さない按摩の目よりは未だ、刑事の眼玉は光るから喃

評

然り盲目蛇に怖れずとは此所を指稱するなり然れども吾人今日迄虚偽の強盗被害の申告を受けたる度數屢々あるも概して虚偽の事件には被害金は被害者の自分より以上にあるを常とす時に本件の如く被害金の尠なくして又た事件は事實と信する能はざる時彼れは如斯く不實の申告すれば如何なる利益ありやを知るに苦しむ事案が虚偽の犯罪事件捜査の價値ある所なり又概して虚偽の強盗犯人は非常に兇暴にして稍もすれば被害者を殴打し傷害する等あり強盗犯人が数人にて一人の被害者を袋叩となしたり又は矢庭に組付きたり等と申立つる申告は眉唾の要慎せざるべからず

一一、是れでは全く申譯がない

五六年前の或る歳の極めて押詰つた夜の事だ静岡市内各巡查派出所の電話がけた、ましくチリ、と鳴り響いた各詰員は何か事件が出来たと胸の内で合點しながら一齊に電話口へ起つて其の命令を聞く事になつた電話係は透き徹るような聲で逃走犯人に關し非常手配の件と冒頭して其の要領を話されたのが斯うである其日縣下藤枝警察署管内で窃盗事件の被疑者として追廻した男がある夫れが藤枝から逃げて静岡市内へ這入つた模様で同署から刑事が追跡して来て市内各所を探して居た一方新通巡查派出所の巡查某は安倍川町遊廓を一廻して見ると貸座敷音羽樓に一人變な客が遊んで居る事を知つて立寄つて見ると此の客は増田某と云ふ年頃

四十恰好の男であるが巡査は之れが藤枝署から手配の男と云ふ事は氣が付かない最も此の巡査は其んな手配の有る事は知らないで貸座敷へ何かよい獲物もかなと云ふ丈けで行たのだから是非もない所が相手の客は非常に酔拂つて居て住所氏名を聞いても丸で問題にならない鼻から提灯を出す禪を吊して財布も何も其所へ抛り出して寝て居る爲めに巡査も手の付けようがない所から妓夫太郎に耳打して酔が醒めたら知らして呉れと云ふて下りて來た此の男は實際夫れ程酔拂つて居たのではない巡査が歸ると間もなく起き上つて遊興費もキチンと支拂して逃るよう音羽樓を出て仕舞た番頭は巡査に頼まれてある爲めに見え隠れに尾行すると此の男は廓の西門を出て小暗い軒先を傳へに安倍川橋の方へ消へて行く番頭は新通派出所の前迄來て巡査に其の話をしたが其の時居合せた巡査は先に番頭を頼んだ巡査でないから「アーそうか」と云ふて折角其所迄番頭が尾行して來て教へたにも拘はらず之を追うて行つて取押へようともせぬ番頭は今彼所へ行きますよと注意したに「アー判つた」と言ふた丈けだ何が判たのか一向譯が判らん澤山の巡査の内には斯う云ふ男が現在でもある此の巡査は自分が口を懸けて來た犯人でないから自分が行て取押へたとて仕様がなぬ其の巡査は今巡回に出て居るから歸つて來たら知らして遣れば宜敷と斯う思うて居たのだが斯んな馬鹿げた事があるものか相手は今逃げて行く所ではないか何んで同僚が巡回から歸る迄其の附近に居る筈がない官吏も斯う没常識な者もあるかと思ふと情なくなる同僚の巡査は其んな事は知らん爲めに巡回線路を隅から隅迄一巡して派出所へ夫れから約三十分計り經て歸て來ると派出所に居つて先に音羽樓の番頭から密告を受けた巡査が君先刻音羽樓の番頭が來て斯うくだと前の話をして呉れた夫れでも能く忘れずに斯の話丈けはしたものだ同僚の巡査は餘り相手の巡査が馬鹿げて居るので言葉が出ない此の場合怒つたとて仕方がない自分も先に彼の男が酔て居ると云ふて捨て置たのが失敗だ取敢ず本署へ電話報告をして置こうとして其の由を報告すると夫れが其日藤枝署から手配を受けた窃盜犯人に必適するので先に述べたような非常手配となつたので某派出所巡査は安倍川西岸の何所へ行つて張番せよ某は何所へ行く事にせよと夫れく命令が有たのだ

刑事も總動員して自署の犯人なら格別他署から取押へ方を囑托されたものを斯うした失敗で逃走されて仕舞

たでは藤枝署長に對して申譯が相立たん今夜の内に引捕へて藤枝署へ引渡せと署長の嚴命が下つたのだから何うしても取押すばならなくなつて來た安倍川筋の冬の夜は次第に更けて川筋を傳ふて來る北風は身を切られる様な感じがする當夜は長田村の青年と消防隊が應援して呉れて安倍川から西の方は村々の入口から出口を嚴重に警戒して呉れと長田村は安倍川を渡つて西を向つて行けば宇都の谷峠を越すか日本峠を打越すか石部の海岸傳に焼津町へ出るか道筋は此の三筋より外何所にも行けない用宗驛で乗車せねば此の三ヶ所の張番に必ず引懸るに極つて居る

其夜の十時頃だ安倍川鐵橋と東海道線の鐵橋を渡つて靜濱街道を焼津に向うものが必ず通らねばならぬ丸子新田の鐵道下に甲巡査と乙巡査の二人は土堤に身を潜めて通行人を待つて居ると安倍川堤防をスタク、黒い蔭の様なものが遣て來る甲君來たぞと乙巡査が緊張した聲で知らせた甲は宜敷いと云ふので懐中の捕縄と杖にして居た棒を握た黒い人蔭は小足に走つて來る矢庭に數間の先へ來た時甲巡査が「待つッ」と聲を懸ると怪しい男は數間先で仁王立に突立たかと思ふと破鐘聲を張上げて「何だと青二才奴乃公を誰だと思ふ二三日前に監獄から歸た計りの男だ手前等の腕で自由になる代物とチト代物が違ふ馬鹿の眞似をせぬで其所退け」と云ふ權幕だ此の甲君も乙君も未だ警察は餘り永年勤続者の部類でないのみか教習所の話も時々出る位の新參の巡査だから相手の言ふ事が嫌に癢に障た此の野郎前科者としても性の悪い奴だ何んでも構はぬから疊んで仕舞へと云ふ勢で忽の内に大格闘となつた巡査は相手の反抗力を抑壓して仕舞て引縛る考へだから手にした洋杖で滅多打ちに打蒐つた一方怪しい男は又た死力を竭かつかつたけれども二人と相手は一人面も手に獲物は何も持て居ない散々打据られて高手小手に縛り上られたが顔面各所格闘中擦過した所に血が沁んで居る餘程戦かつて全く疲れたと見へ碌々口も利けない巡査も又た外套を破る帽子は踏潰ぶされる口から血が出て居ると云ふ始末だ漸く安倍川橋西詰の駐在所に引込んで調べて見ると此の男は長田村上川原の川口甚太郎と云ふ男で犯罪前科などのある男でなく至つて質朴な百姓であつたのだ何んで斯んな格闘したのかと言ふと巡査は最初の虚勢を聽かされて大泥棒と信じて仕舞た川口甚太郎は又た用達しに静岡市へ遣て來た

が斯んなに遅くなつて十二月の暮であるに追剥でも出て呉れねばよいがと思つて来た矢先不意に待てと呼止められると黒装束の二人が土堤の蔭から飛出した爲めに的切り剽盜と思ひ込んで仕舞たが彼等が自由に任して假令少しの金でも取られるのは残念だ一トつ虚勢を張つて見ようと思つて二三日前に監獄から出た計りだと遣たのが大間違の原因を爲したので相方斯う譯が判つて來ると「へい何とも御互に申譯は有りません」藤枝警察署に對しても又た申譯は有りませんで御仕舞になつた

評

密行張番中不審者を呼止むるに「オイ、コラ、待テ」等の言語をば必ず慎まざるべからず嘗て殺人鬼石井藤吉が其の懺悔録中に「新米の巡査は數間先より相手方を威嚇する目的にて御用だ」と遣らるゝも其の時兇惡なる犯人は畏縮するにあらすして巡査の近づく迄で十分の用意を爲し格闘に備ふる爲め懐中せる匕首を握る響る接近する迄御用などと遣らぬが増しなりと言へり御用は未だ相手方に誤解さるゝ事なきも先年某縣に於ても町村役場吏員の某が歸宅の途中張番巡査は物産より待てと呼止め却て賊と誤られ携帶せる拳銃にて狙撃を受けて殉職せられたる事あり注意すべき事ならずや

一三、斯う云ふ油斷が最も危険

警察官が強盜盜犯人を捕へた時最初の内は物々敷き警戒振りを示して居る先づ捕へた當座は留置場の出し入れにも二人三人の巡査が監視の下に遣る司法主任の面前へ引出す時は腰に繩を付けて其の端を椅子に縛り付けて置くと云ふ嚴重振りだが此の被疑者十日と十五日拘留される事になる段々狎れて來て仕舞ひには刑事室なぞへ引出される時は繩付き所か刑事と差向ひて大胡座を組んで茶などを飲乍ら話して居る勿論刑事係は被疑者を手馴付け實際を語らせる爲めにするのだから當人に針で突く程の油斷もなければ誠に結構な事だが扱て實際は油斷が大有りで一寸刑事室を出た隙に逃走せられたとか又た便所へ行かれる夫れに付て行ても馴れて來て居る結果油斷をした逃られたなぞと云ふ例が極めて多く身體検査などをする場合に於ても矢張りそうで捕へて來た時は嚴重な身體検査をするが二三日過ると看視巡査も共に油斷して刑事が留置場へ伴れて來て

オイ君頼むよと云ふて行くと看視の巡査の方でもハイ宜敷いと答へる丈けて受取つて留置場に入れて仕舞う二三日過たから被疑者は逆ぬよになつたものではない此の油斷を生じて來る時が最も危険の時で之れから被疑者は逆る工夫を仕初めるのだ數年前静岡警察署で名古屋生れの盜盜犯人津田伊左衛門と云ふ男が市内七軒町某旅館に投宿して居たのを引捕へて來た無論宿屋から警察署迄來る内は確かり捕繩を懸けて刑事と刑事の間に狹まれて伴れて來られた留置場へ這入る時も嚴重な身體検査は行はれたのであるが何も危険のものを所持して居らない爲めに安心して留置場へ容れたのである之れが何うしたのか四五日過ると留置場内で吾と我が咽喉を肥後の守と云ふ小刀で突立て、自殺を企て看視の巡査も驚ひた之を發見して急を監督者に告げた爲めに留置場へ飛込んで手にして居た刃物を奪ひ取たが創傷は決して淺くない生命にも關する惧があるのて市内の外科病院に入院されて治療を加へた結果幸ひ一命は取止め得たが何うして斯う云ふ事になつたかと云ふと是れが矢張り初めは注意が嚴重で有たのが段々緩んで來て此失敗を仕出來かしたのだ津田は盜盜犯人として毎日刑事に取調を受けたが遂に罪狀を自供する事になつて宿屋に置てある大トランクの内のもも大半は贓品だけれども其内には自分のものもあると云ふ事を語つた其所で其トランクを開けて中の品を一々選り分ける事になると化粧道具から日常用ゆる齒磨のようなもの迄取り出して之れは横濱で取て來た之れは名古屋の贓品だと云ふて一々仕譯して其日は又た夕方留置場へ歸る事になつたが其の時津田は鞆の中に有た講談雜誌を留置場へ持込ひ事を刑事に頼んだのだ「旦那彼の暗い留置場に毎日只だ置かれたじや一堪りません夫れに退屈で、降參して仕舞ひました後生だから此の雜誌一冊を入れさせて下さい」と云ふ爲めに刑事も得心して夫れ丈けは許して遣たが此の時トランクの中に有た肥後の守の小刀を雜誌の間に挿んで留置場に持込んで彼の自殺を企てたのだが其の時分には刑事も監視の巡査も津田に狎れて仕舞つて身體検査などをせなかつたのが此の大失敗を生たのであるが彼等に對しては決して油斷も隙も有てはならない

評

留置中の犯人が用房せる際巡査の隙に乗じ足の指にて表にありし亞鉛板の小切を挿し來りて再び留置場に入り其の翌日押送せらるゝ時

其の亜鉛板の小切を懐中し居りたる爲め暗かに捕縄を切りて逃走を企てたることあり身體検査は入房の際にのみ爲して居るものにあらず押送に當り出房する際に於ても嚴密に之を行はざるべからず被疑者某は留置場内に於て使用する木枕を懐中して房外の便所に至りし際監視巡査の油断に乗じ突然其の木枕を振つて巡査の頭部を打ち巡査が昏倒したる際に乗じて逃走したり彼等が入房中使用せしとする刃物或は自殺に用する毒物等は吾人が想像せざる所に隠匿し居る事あり注意を要す

一四、鈍馬な刑事

刑事探偵と云ふたら一を聞て二を知るくわみの仕方で其の人の心を讀むと云ふた様に眼から鼻へ抜けて居る様に思はれるが多くの中には左様云ふ者計りなく随分馬鹿々々敷い男も這入て居る犯罪嫌疑者の先に立つて後ろへ嫌疑者を伴れて來るとか汽車護送中居眠りする位は未だく御安い所で嫌疑者に腹を知られて仕舞たり甚しくなると最初から此方の意中を告げないで此の強盜事件を何うして割て見様か一人の刑事が苦心して調べて居る所へ遠慮會釋もなく這入て來て黙て居るかと思ひの外横合から口出して「ヤイ、之れ貴様は其んな小さい事件で調べるじやないぞ強盜嫌疑で調べて居るのだぞ」と遣て仕舞て頭から毀して仕舞う事がある此の刑事は本縣でも一旦は相當捜査に熱心で有たから遣らして見様かと思つて任命して見た所が迎も使ひ者にならんと云ふ所から止めさせた所が當人も警察が忌になつたと見へて其後辭職して仕舞たが犯罪者の調べなぞになると用ゆる言語迄注意せなければならん假りに殺人と云ふ事を犯罪者の隠語では眠りと云ふから眠られたとか又た隠語を知らぬ者で有ても御前が殺害したとか汝が強奪してなぞと遣らないで殺した時は御前が遣て仕舞たとか強奪したのも取つて來たとか持て來たとか云ふ方が相手方が責任を軽く感ずる様な氣がしてスラ／＼と答へるものである所が考の無い者は正直なもので刑事は餘り正直過ぎても困るが此の刑事が又た馬鹿正直で或る時縣下に空巢竊盜から忍込竊盜が盛んに有た頃濱松市の或る商人宿へ舉動不審の男が泊り込んだ宿屋の主人は商賈柄早速見て取つて女中などにも注意する様に命じて置いたすると其の男は少しの衣類なども持て居つて之を質に入れ度いと言ひ出した夫れ見ろ俺の目は違ふまいと云ふ様な顔で宿屋の主人

公早速刑事室へ遣て來て今晚私の所へ泊た客が斯う／＼と密告した其所に居合せたのが此の刑事だ宜敷いと云ふので駈出して行た迄は好かつたが宿屋の二階で先づ本籍住所職業氏名等を調べた上所持品を調べて不審と思つたから同行して來て警察で調べたらよいのに其の刑事は宿屋の二階で始めた「オイ御前此の衣類は何所から取て來たんだろ」「且那冗談じやありませんよ誰か泥棒なぞして來るものですか」「馬鹿云ふな御前は此の宿帳は本名ではあるまい」「本名ですとも偽名を何時しました」と云ふた様な刑事と客と口論になつて仕舞た下座敷では宿屋の主人が刑事様は何うも駄目だと地段駄踏んで居た刑事は「何に之れが本名だ夫れなれば此の署の所轄内でないから御前は判らん積りで居るだろ」「警察電話は何所にも引てあるぞ今乃公が警察へ行つて一寸電話を懸けて調べて來るから貴様嘘だと承知せないぞ」と切り出した其の男は「エイ宜敷御座いますとも何うか御調べ下さい待てますから」と答へた刑事は「よし待て居れ」と言葉を残してセツセト警察へ遣て來て電話で照會して見ると該當者が無い殊に依ると夫れは竊盜前科者の佐々木友市ではなからうかと云ふ返事で有た爲め同刑事は夫れ見ろ野郎今度は凹まして呉ると力み返つて宿屋へ行て見ると相手は逃て仕舞て蔭も見へぬ夫れは其譯何んで刑事が二度目に來る迄待て居る筈がないじやないか
或る時此の刑事未だ刑事を拜命せない頃被告人を護送させると汽車中で被告人が便所に行き度いと云ふので便所へ入れた所が車中の便所は中から鍵を懸られたら何うする事も出来ないものであるに先生平氣で廊下に待て居た被告人は中へ這入て鍵を懸けて仕舞てから腕の捕縄を解いて仕舞つて停車場附近の列車が徐行する所へ來ると飛下りて逃げて仕舞たが一方護送巡査はオイ、最う出たら何うかと遣て見ても返事がない戸を明け様としても明かぬ停車場へ着いてから下車して便所を覗いて見ると被告は逃て仕舞て居らぬと云ふ様な失敗した事も有た警察官たるもの斯う無頓着でも困る

評

評して警察官の新馬鹿大將と云ふ可き取調中の嫌疑中に警察の意中を知らるゝは極めて不利なるも新任巡査等が往々被告人の看守中刑事室の談話を聞いて僅かの端緒より多数の犯罪を發見せんとして留置中の嫌疑者に對し「御前は何々の嫌疑で來て居るんだ」等と打明けて嫌疑者の決意を固め遂に見込の犯罪を自供せしむる事を得ずして終るが如き事あり慎しむべきものならずや

一五、社殿を根據にした空巢窃盜

一七四

大正十一年の一月中旬頃から同年二月に懸けて縣下磐田郡中泉町附近に空巢窃盜事件が頻發した事が有た取られる物は多く衣類か白米の類で穀類は左程に澤山に取て行た事はなく漸く二人の家族で喰う位のものしか持つて行かなかつたけれども時には穀類も續けて取て行た事もあるので脏物を穀物商とか質屋古物商などに處分してはなかるゝかと受持調査は毎日捜査に腐心したのであつたすると或る日中泉町の永沼質店に就て仔細に入質品を調べて見ると同町七間町米田儀一方の盜難被害品の一部を發見した占めたと思つて質置主を見ると中泉町東町青木仁平としてある質屋で聞て見ると其の男は前にも一二度質を置きに來た事があるとの話で有た同調査は早速東町へ行て調べて見ると何うしても該當する男がないので東町計りでなく中泉全町に涉つて調べて見たが青木仁平と云ふ男がないので又た質屋の永沼へ行て人相から着衣を聞て見ると人相は斯うくで茶色羅紗のオーバコートを着て一見土工風だとの事で有た爲め今度は安宿から飲食店などを巡漁て見たが更に知れない其の後同調査は一圖に其の男の所在捜査をして居ると或る日東町で見たとか新町を通たとか云ふ話も耳にする爲めに聞けば直ちに其所へ飛んで行ては尋ねる様にして居たが矢張り判らなかつた而し犯人は茶色オーバの下に襟字が青貝と染抜いた印絆纏を着て居る男と云ふ事は判て來た

夫れから又た二三日過ると八幡社の境内に變な男が居たと云ふ話を聞いて調査は八幡社へ駆けて行た中泉町の八幡社と云ふは鬱蒼たる面積數丁歩の森林内にある神社で社殿拜殿樓門等供へ末社も數社ある社であるが調査が行た時は既に其の不審者の姿は何所へ消へて仕舞たのか更に判らなかつたのである其所で其調査は拜殿の床下天井の上樓門から本社床下等迄調べたが更に判らなかつた本社だけは内部から固く鎖して有て外部から開く事が出来なかつた爲め萬一本社の社殿に隠れて居るでもなかるゝと思つて派出所へ引揚げて來たので有たが社殿の戸締は東側の戸は釘付けで有て前面の戸が内部から閉ちて有たが中は暗くて能く判らなかつたと云ふ事で有た

其後も頻々と空巢窃盜の跡を斷つ事が出來ず事件は發生して居た爲め他の調査や刑事の應援を得て漸く一ヶ月計り經過して本犯人を逮捕したのであるが犯人は本籍濱松市伊場前科數犯土工川合照吉と云ふ男で有て中泉町を中心として附近數ヶ町村に亘る空巢窃盜は皆本人の所爲であると云ふ事が判つて仕舞たが段々調べて見ると本人は犯行の時丈けは今の八幡社の社殿から出懸けて行て仕事をするとドン／＼八幡社へ引揚げて來て社殿へ這入つて内部から固く戸を鎖して晝間は其所に潜伏して居たものと云ふ事が判たが彼れの自供に依ると潜伏中數回調査や刑事が來たけれども社殿丈けは戸が明かぬものだから中を見ないで歸て行たとの事で有た注意すべき事だと思つ

評

犯罪者が神社佛堂内又は床下等に潜伏するは通常性とも稱すべきものにして奈良縣生れの五分間小僧と稱する窃盜犯人は犯罪後五分の餘裕あらは決して刑事調査の手に捕縛せられしと高言せし事あり彼れは犯前一日分乃至二分の食料を用意し犯行を終るや直ちに犯所附近民家の床下へ脏物を携へて潜伏し警察官の手配漸く倦怠する頃私かに免れ出で逃走し居りしと

犯人が往々橋下空家共同便所社寺又は堂宇の境内公園森林等に潜伏し一時の追跡を免かれんとするは恰も川魚が魚夫の來るに驚ろき一時水を濁して姿を隠すに等しく其の濁れる附近に潜伏し居るものなれば平時此點に注意せざるべからず本件捜査に従事したる調査が内部より戸締あるものは内部にて締めたる事を思ひ出さばよく早く犯人を逮捕し得たるものなるべし

一六、婆さんから見たら巡査車夫も馬鹿なもの

吾人が取扱ふ犯人中詐欺犯人程生圖々敷いものはないと思ふ昨年中の事で有た長野縣東筑摩郡里山邊村宇林詐欺窃盜前科六犯小松ミヨ當七十才と云ふ婆様が大宮町で數件の詐欺を遣た漸く所在を發見して取調べも終た爲めに大宮分署から一件記録と共にA調査をして吉原區裁判所檢事局へ送致した所が婆さん七十才の二重に曲か老人ではから煉瓦作りの隠宅で半年も蒸されたら大抵參つて仕舞う同情ある檢事様は犯罪も微罪であるから起訴猶豫と云ふ有難い御處分で放還される事になつた之れが普通の婆様だつたら涙を流して喜んで再

一七五

ひ悪心は決して出す氣になれるものじないがナカ／＼以て長野縣から若い時に飛出して脊が曲る今日迄詐欺をしたり泥棒して来た悪婆の彼れは検事局の門を出ない内に最う又た犯罪の計畫もし實行をするのだから驚いて仕舞うじやないか調査は婆さんが起訴猶豫になつたから婆さんに之から何所へ行くかと聞いて見ると『旦那私は之から沼津か三島へ参り度いと思ひますけれども昨日刑事様に警察へ伴れられて来た時貳圓五拾錢計り御金を持って居て預けて置きましたか今朝警察を出て来る時忘れて来て仕舞ひました是から大宮町迄夫れを頂戴に行くのも大變ですが旦那何とかなりますまいか』と言ひ出した護送の巡査も夫れは困たのう宜敷い夫れでは僕が其の貳圓五拾錢を取換へて遣うそーして僕が歸たら刑事から夫れを買うとしてさー之を貳圓五拾錢と云ふて墓口から金を出して婆さんに渡した婆さんは貳圓五拾錢請取つて『夫れは濟みません夫れでは旦那之で御免を』と云ふて行つて仕舞た巡査は警察へ歸つて婆様は起訴猶豫せられたが刑事様君が婆さんの金を貳圓五拾錢預つて居るそーだが夫れを今朝忘れて行た爲め婆さんが検事局を出る時其の話が有たから私が立換へて遣たと云ふ話した刑事は吃驚して冗談じやない君何で僕が所持金なぞ預かるものか假に預かつたとすれば被疑者の所持金品は入場者名簿へ必ず記載して置く譯じやないか君は未だ若いから婆様に一杯喰されたんだと聞てA巡査は何んだ僕が詐欺に罹つたのか何ーの事たい

話は變つて今度は婆さん沼津へ行たそーして沼津市の向河岸の旭湯と云ふ温泉宿へ泊り込んだ觸れ出した口上では近村の或る農家のお婆様だが腰が痛むから二週間も入湯して遊ぶと云ふて二階の静かな間を陣取た食事の時も彼れは甘くない之は嫌だと云ふて奢つて居る宿屋でも相當に待遇して置いたが十日計り居ると俵夫を呼ばしたそーして沼津銀行へ預金を出しに行くから銀行迄遣て呉れと云ふて宿屋を出たそれで俵夫を銀行の前に待たして置いて銀行へ這入て横合から籠抜して仕舞た俵夫は三十分計り待たが出来ないから銀行の中を覗いて見ると御婆様は無論の事外の客も一人も居ない行員に聞て見ると御婆様は這入たが直ぐ横の出口を出たと云ふ話だ車夫は馬鹿を見たのだが自分の馬鹿は矢張り見へない

今度は車夫と宿屋と揃つて警察へ其の趣を訴へ出た沼津署では一應様子を聞き取つて婆さんは大宮町に知人

もあるから大宮分署へ手配をして置く間もなく又た大宮分署で取押へて沼津警察署へ通報が有た爲め沼津署からはB刑事が犯人を引取りに行つた

B刑事は未だ若い色は白し好男子だ黒アルバカの春廣服にリンネルの白ツボン立派の紳士だ大宮分署へ行つて婆さんの引渡を受けたが若い紳士が婆さんを伴れて来るのだが其の婆さん最初から刑事に油断さして逃る氣だから昨日から下痢を初たと云ふて何邊か雪隠へ行く大宮分署から大宮驛發車迄に分署で二度停車場で二度便所へ這入た刑事は毎度便所の外で立番だが婆さんを急ぎ立て、汽車が出るからと云ふて漸く車中へ納まつた車中でも便所へ行た間もなく富士驛へ列車は着いたが此所で下車して又た三十分待つて本線の上り列車へ乗るのであるが婆さんは又た便所へ行き度いと云ひ出した仕方がないから刑事は又た便所へ入れたが今度は少し時間が永い『婆さんくゝいゝ加減にしたら何うか』と云ふても返事がない便所の戸を明けて見ると婆さん消へて失くなつて仕舞た夫れ限り今日迄婆さん何所へ逃たか捕らん一方若紳士のB刑事梨や雜品を入れた婆さんの大風呂敷を置いて行かれた手配もした追跡も無論遣つて見たが婆さんの行衛はトント知れず風呂敷包を捨る事も出来ず大風呂敷を脊負て沼津へ歸たが可成辛かつたろー

評

野生の猿は訓練を興ふれども狂言の最中に於て興行師の油断に乗じ餌を取て喰ひ折角の悲劇も笑ひ興するも喜劇に顛倒せしむる事あり吾人が嘗て刑事係りたりし當時窃盗を常習とせる不良少女を取調へ中卓上視箱内にありし五拾錢銀貨の紛失せる事ありしが少女は今ま窃盗犯として取調を受けつゝあるものなれば此の場合彼れの所爲にあらざるべしとは信ぜしも爲念少女の袂を探り見れば豈圖らん銀貨は紙に包まれて少女の袂の底にありし事あり或日又た刑務所内を參觀したるに看守長より懐中物を御用心と意外なる注意を受けし爲め此の園内に於ても犯罪を行ふものありやと反問せし所屢々看守が其の所持金等を物取せらるゝ事あると聞くに至りては何人も一驚を興する所なり

本件の如き失敗は被疑者が六十餘才の老婆たる爲め各位は彼れを見送つて訓練しても誠は元と野生なりしを忘れたると此の老婆途中に於て逃走を企つとも何程の事も爲し爲べきやと最初より意にせざりしが失敗の因を爲したるものにしてB刑事は風呂敷にありしものを有の實(梨)と稱するならんも捕房勞して功果梨と稱する實を残したるのみ

一七、虚偽の強盜検事正迄欺かる

強盜事件の虚偽の申告には可成り念入りのものがある静岡市鷹匠町三丁目に静岡刑務所の看守近藤(變名)と云ふ人があつた此の人の家で大正十一年中の事であるが或る日主人は刑務所へ務めに出た不在中留守宅は妻女と子供二人で有て未明の午前三時半頃一人の強盜が押入つて短刀と拳銃を以て妻女を脅迫し現金貳拾餘圓を強奪逃走せられた旨届出が有た所静岡警察署に於ては時を移さず現場に出張して檢證する事になつた被害事實を聞いて見ると賊は午前三時頃裏戸を外して侵入し妻女や子供の寢室へ來て壘へ短刀を突き刺し尙懷中より拳銃を取り出して脅迫したを以て机の抽斗に有た現金貳拾餘圓を強奪したのであるが午前三時半より同五時頃迄居つて戸外が明かるくなつた爲め出て行たを以て賊は銘仙の袴と羽織を着て中折帽子を冠り自轉車を携へて居つて外へ出ると自轉車に乗つて逃走したと云ふので有た

何んだか様子が少し變だと思ふ所から賊が短刀を壘へ突刺した所は何所かと尋ねて見ると寢室の入口の所だと云ふから其所を調べて見たが更に痕跡がない爲めに痕がないじやないかと聞いて見ると妻女のキチは或は壘の敷き合せ目に刺したのかも知れぬとの答へで有たから何うも様子が變に思うがと刑事は突込んで見て見ると妻女は御疑ひですか夫れならば尙ほ詳しく申上ますが實は私は七八年前迄連れ添ふて居つて離縁した前の良人がありまして之れは金澤靜雄と申して居りました其の男が私と別れ現在の良人を私が持ちましたも尙十數回も主人の不在中遣て來て色々な事を言ふては脅迫して私は是迄に相當御金を強請られて居りますが昨夜來たのも其の金澤でありまして今朝出て行く所は御隣りの奥様も見たと云ふ話でありましたとの答へであつた

因て隣家の妻女に付いても尋ねて見ると隣家と云ふは静岡商業學校數學教授松本某で有つて妻女の言に依ると本朝午前五時頃豆腐屋の來た聲に買つて表へ出ると電柱に自轉車が立懸けて有たすると間もなく近藤様の裏から銘仙の羽織を着て中折帽子を冠た男が出て來て其自轉車に乗つて市内傳馬町の方へ走つて行たのを見

たが間もなく近藤さんの奥さんが來て本朝強盜に這入られたとの申立で有たから何うも嘘でもないらしくなつて來た其所で金澤の所在を調べて見ると同人は元と代書業で有たが前科もあり久しく所在不明で居つて朝鮮や臺灣へ出稼した事もあるが現在何所に居るか判らない其所で静岡市内の金澤が知て居る所を方々尋ねて見ると近頃濱松市伊場の鐵道省濱松鐵工場に務めて居る事が知れて來た爲めに静岡署では所轄濱松署へ電話で取押へ方を囑托して遣ると間もなく濱松から取押へたと云ふ返電が來て刑事係二人を引取の爲め派遣したが刑事は金澤を濱松署から引取たけれども上り列車の發車迄未だ時間があるから金澤を一應調べる事にした『金澤御前は静岡へ來て飛んでもない事をして仕様がなないじやないか』と尋ねて見ると彼れは『ハイ判りましたか何うも誠に彼の頃は金に困つたものですから』と云ふて頭を掻いて居た其所で刑事は手眞似でピストルと短刀を擬し人を脅迫する風をして『是は何所にあるか』と尋ねて見ると金澤には何の事か一考通じない何んです夫れはとの答へだ金澤斯うなつたら素直をに短刀とピストルを出したら好いじやないかと云ふて提出させる様に圖たが金澤には何うしても夫れが判らない様だ夫れから今度は自轉車は有るのかと尋ねると鐵工場の自轉車に毎日乗て居るとの答だ『夫れをお前持つて先日静岡へ行つたらう』と聞いて見ると行た事はないと云ふ申立で夫れならば御前が言ふ金に困つて遣たと云ふ事は何う云ふ事かと尋ねて見ると市内傳馬町某資産家の遊蕩兒を教唆して文書偽造詐欺を遣た事件の事だ其所で近藤の家の被害當夜金澤の行動を聞いて見ると恰度夜勤で其夜は鐵工場に勤めて居たと云ふから直ちに鐵工場の方をも調べて見ると勤怠簿にも出勤の印を捺してあり又た金澤の友人も確かに出て居た事を證明して居たから電話で濱松へ出張した刑事は陰が薄いと云ふ事を知られて來た一方静岡署では署長や司法主任が被害者を招致して取調べ中で有たから妻女に犯人は違ひはせぬかと念を押して見ると近藤の妻女は『金澤と云ふ男は大膽不敵の男であります犯人は其の者に相違ありません彼の夜鐵工場へ勤めて居た様に勤怠簿などにも印が有たとすれば夫れは其後友人や會社の人を甘く丸めて拵へたものです』との答へで有た爲め署長や司法主任は夫れを信用して金澤の申述も餘り當にならないぞ途中逃走されぬ様注意して同行して來いと云ふ命で有た刑事は全く狐にでも訛され

た様な気がして来た何んと之れは何方が本當か判らんが上司の命令だ一應金澤を伴れて歸てから慎重に調べて見ようと言ふて濱松署を辭去したが汽笛一聲二時間で静岡署の刑事室に到着した間もなく署長も司法主任も立會して調べて見たが金澤の供述も全體が嘘とも思へぬが被害者の申告もまさか虚偽でも有るまい之れは相方對決して見ようと言ふ事になつた金澤は司法室の主任警部の傍らへ腰掛けさせて置いて其所へ近藤キチを呼び入れた近藤の妻女は司法室へ這るや否や『金澤様貴は先日よくも彼んな事をしてビストルなんかで私を威して随分非道いじやーありませんか私も今迄は耐へて貴の要求通り五月蠅いから少し宛は御金も上げましたが今度はもう我慢も出来ませぬから警察へも届けました斯うなつたら貴も實際を白狀して手敷を懸けぬようにして下さい』と極め附けた金澤も強盜嫌疑で調べられて居る事は感付いて居るからキチお前は何の遺恨が有て私を斯う迄苦しめるのだと云ふ様な工合で更に何方が何うだか譯が判らん居並んだ刑事連は無論の事司法主任も軍配の擧げ様がない所で女が言ふには子供迄之れは知つて居ります先夜は寢入つて居たけれども其の前にも度々來て亂暴します爲めに子供は金澤様を怖わい伯父さんと云ふて居る位ですと附け足して答へたから子供をも呼んで尋ねて見ようと言ふ事になつた

夫迄にキチの良人近藤看守も實父の静岡市役所兵事課長某も警察へ呼ばれて居たが七つと五つとの少女二人を呼んで子供に『此の伯父さんを知つて居るかねと金澤に會して聞いて見ると知りませんと答へた恐わい伯父さんとは違ふのと追究して見ると恐わい伯父さんなんて知らなくつてよ』と答へた金澤は突然板の間に跳づいて子供に手を合して拜んだぞーして潜々たる涙を流して嗚呼子供は純正で天真爛漫の様だお前さん達が本統の事を言ふて呉るから伯父さんも何時か疑が晴れると云ふて喜んだ夫れも其の譯ではないか此の事件に曩に述べた様に逃走する時隣家の松本教師の妻女が見たと云ふので之の婦人にも顔を見て貰う積りで金澤を扉の外から隙見して貰うと此の男に相違ないとの證言で有たが子供を調べたり段々進んで行くと近藤の妻女の申立が稍怪しくなつて來たが松本の妻女と二人は何所迄も彼の金澤に相違ないと云ふて居たが検事局へも一應狀況を話して置いた所検事正が直接調べて見るから皆同行して検事局へ來いと云ふ命令が來た爲めに

一同を伴れて行た最後には松本の妻女も金澤と會して見ると矢張り先日の朝自轉車で近藤さんの裏から出た人は此の人に相違ないと云ふ供述で有た爲めに金澤に對しては検事は拘留狀を發し關係者は一ト先づ夜に入つた爲めに歸して仕舞たので有たが此の状態で進行したら金澤の爲めには神や佛は無論の事澤山の法律規則も何の爲めに設けて有るのか判らなくなつて來て仕舞う金澤は今に判りますと云ふ一語を残して刑務所へ引かれて行たが其夜の十二時半頃になると松本教師の家から静岡署の刑事の所へ至急申上たい事が有るから夜の明けぬ内に來て呉れと云ふて來た刑事は何事かと思つて松本の家へ行て見ると此の事件が何うも怪しいと松本も思つた爲めに妻女が歸るとお前は近藤さんの所の犯人を見たと言ふのは本統かと尋ねられると妻女の口が鈍る爲めに松本は夜通し尋ねて居たが今實は愚妻は近藤の妻女に頼まれて見もせぬ男を見たと言立たのだと云ふ事を初めて口を開いたが聞けば相手は拘留されたと言ふ話で有るが至急取消して貰い度いとの事有た

刑事は又た松本の妻女を同行して來て検事局へ深夜電話で其趣を報告するやら検事は拘留の取消をすると云ふ様な大騒ぎを遣て仕舞たが近藤キチは何故斯う迄して強盜被害の届出をせねばならなかつたかと云ふと非常に虚榮な女で月々良人から與へられる月給では生活が出来ず二三ヶ月間米屋炭屋の借財を溜め二進も三進も行かなくなり強盜に遇たと云ふて良人から得た生活費を胡魔化し生家からも又た幾何かの金を貰うと云ふ意から出たもので有たが検事は同人の評告罪は起訴猶豫にして梟を付けた

評

驕は身を亡ぼし家を破るの斧鉞なり虚榮に強き婦人の如斯にして大團圓を告ぐるものなるが虚偽の強盜事件には極めて又た念入りのものあり曾て森町警察署管内氣多村に發生したる事件は自殺を企て高き懸崖より轉落し製紙會社の水路を五百餘間流れて人事不省となり芥留に懸りたるを救助せられ蘇生したるに強盜の爲め崖より突落されたりと稱して止まざりしが遂に自殺を企てたる事判明し彼れは眞債に苦しみ自殺を企てたるも強盜の爲め斯くして死したりとせば他人も家族と共に眞債により自殺を遂ぐるよりは同情を喪し佛事等も懇ろに取扱はるべしと思料したるに出たるものなるが多數事件中には奇抜のものもあるものなり

一八、泥棒も失敗 刑事も失敗

一八二

大正十三年一月四日の夜半で有た未だ松の内で正月気分満ちて居る世間の人も今年は何うか何事も意の如く遣て行き度いと希うて居る刑事係も矢張り夫れと同じに今年は何うか検挙の成績も好くしたい又た大きな事件をも検挙したいと思つて居たのであるすると藤枝警察署へは未だ夜の明け切らぬ内に志太郡青島町前島米穀及砂糖問屋石橋元次郎方へ同家の裏倉庫の軒下に有た荷車の麻繩を外して来て之を使ひ天窓から屋内に垂れ之を傳はつて下り蜘蛛宜敷と云ふ体で賊が侵入したのであるすると折悪しくか折好くか同家の女中が便所へ起き今更へ行こうとして臺所を見ると天窓から人間の御降り有たから魂消たのなんのつて腰を抜して仕舞て『旦那大變です大變です旦那』と云ふたような工合に悲鳴り聲で叫び立た下女の悲鳴の方が大變な位で有たが膽を潰したのは泥棒の方で蜘蛛なら又たズル／＼と繩を傳つて上の方へ昇つて行くのであるが人間だからそう甘く行かない途中から臺所の真中へドタンと音を立て、落ちて仕舞つたを／＼して泡を喰つて戸を感ひしたが夫れでも漸く家人が起き出る迄には裏口の戸を明けて逃げて仕舞た其の泥棒が泡を喰つたのも無理もないが下女も可成魂消たらしかつた直ちに其の顛末は半時間過ぎない内に電話で所轄署の刑事室へ通じて来たから所轄署では一應現場臨検をも遂げ搜索をもして見たが遺留品も發見せない而し此の口は又た一派を爲して居るもので是迄天窓小僧なぞと云ふて天窓から専門に這入た賊も有たものであるから手段だけは駆出しの泥棒ではないが下女に騒ぎ立られた時の態度はお職人様でもないらしかつた

兎に角天窓忍込専門の窃盜前科者を物色して見たが容疑者を發見せない夫れから被害者方へ平時出入するものから從來雇人でも有たものをなぞを主人や家族に就いて内偵して見た夫れから被害者の周圍に居住して居る不良者に就ても平時悪評の有るものは常に其の行動を内査したりして見たが當が付かない被害者の家族は自分の家の雇人は現在居るものは無論の事解雇したものにも泥棒をする様な者は無いと思つたと云ふ話した勿論捜査には相當努力したらしかつたが更に被疑者を發見する事が出来ない斯うなると負惜みに泥棒が何か取つ

て行くと捜査し易いが今度の奴は未遂だから手が付かんなどと言ふもので此の捜査も夫れ位の事は言ふたらしいが段々捜査を進めて見ると青島町南新屋松田牛肉店の女將の情夫で榛原郡川崎町生れ鈴木金藏當四十二年が何うも怪しい彼れは近來何等正業をして居らない世間でもそう言ふて居るが毎日只だ空しく遊んで居る奴は何うして食つて居るか調べて見ようと云ふ事になつた刑事は或る日金藏が棲んで居る隣家に籠屋があつて西村彌作と云ふ家だが此所へ寄り込んだ世間話の末がお定まりの内査で時に彌作さんお前さんの裏の金藏さんは何うして遣て居るのかい別に商賣もせず遊んで居るようだが能く食つて行けたものだなと云ふような話になつて來ると籠屋の彌作も少々輕口の方だから『旦那金藏も變ですよ別に収入もないに毎日彼の様綺麗なつて遊んで居つてお負に金藏は牛肉屋の女將と出來て居るから金が入りまさあー而し其の金が何所から出るのか判りませんが何んとしても働らきものですね』との話に釣込まれた刑事は金藏に對する嫌疑を深くして來た尙ほ金藏が其の後の行動から色々の事を捜査する爲めに時々籠屋の彌作の家へも出入して内偵を續けて居たのである

すると二月四日の事有た縣下濱松警察署から藤枝署へ宛て貴管下青島町石橋元次郎方盜難事件犯人は當署に於て檢挙取調中に付き關係記録を御廻送有之度云々と遣て來た

刑事は何んだと石橋の家の犯人が判た全体誰だと云ふのだ金藏としては濱松署で檢舉される筈もなからうが變だなー而し兎に角名前を聞いて見ようと早速電話室に飛込んでアーモシ／＼濱松君僕の方の犯人は誰だいナニー成程と刑事は頻りに感心して居る感心するも道理犯人は刑事が金藏の生活状態から平素の行動を内査すべく時々出入した籠屋の彌作の長男金作當十九年だと聞かされては驚きもし又た感心もしたろうが同時に鳩に豆鐵砲と云ふた様な顔もしたのであつた

所が當りの付かなかつたのも無理のない事だ犯人の金作は十四の時から十六才迄足懸三年方石橋商店の小僧に使はれて居たから屋内の様子は能く知つて居るけれども金作の父彌作が貧乏して居る爲めに幾分でも金の取れる所へ奉公替へをさせようとして濱松市の某機業家へ奉公させる事にしたが其の金作が正月年始の爲め

に歸つて此の犯罪を遣たもので石橋方の雇人調べの時之が漏れたのは金作が石橋方に居たのは十六才の春迄で今年は十九才の青年となつたのだが石橋の方でも自分の家に居た時の事のみを考へて居つて金作が今年十九才になつた事は氣が付かなかつたのだが世間で言ふ通り乞食の兒も三年経てば三つになると云ふ事は忘れはならん事だ

夫れに引替へて又た籠屋の彌作だ泥棒が自分の忤と判つたのと刑事に金藏の事を包まず喋り立たのが空恥かしくなつて来て刑事が其所を通ると表に出て居つても彌作は徳律として面目なげに屋内へ飛込む其所を通る刑事も彌作以上に面目ないとは或る老練な刑事の事實談である

評

失敗は成功の母なりと此の失敗は後輩に此の微を踏ましめざる教訓にして如斯爲らざる告白は極めて本資料の貴重視する所なり

一九、是れも犯人に一杯喰された實例

刑事々件の捜査中前科數犯を有する犯人にして而も重要な犯罪事件を犯して居るものは手配するや間もなく何所かで捕へられるが却て輕微の事件の犯人になると案外手數も懸り又た逮捕する事を得ずして何時か時効が完成して仕舞ふことがある之れは輕微な犯罪事件の被疑者になると力の入れ方が尠ない爲めではなからうか大正十二年十二月頃から縣下濱松市馬込三百四十番地當時住所不定無職詐欺前科一犯堀内茂三郎當五十六年と云ふ男が濱名郡蒲村神立三六二尾藤政二方へ行つて機械工女を二人計り周旋すると云ふて手付金名義の下に現金貳拾圓を請取つて立去つたが元より茂三郎は工女を世話して遣る意志が有たでなく手付金詐欺の常習犯人で有たのだ濱松警察署管内は何所に行ても機械工場計りで本縣特産品遠州木綿を織つて居る爲めに何所の家でも五人から八人の工女を雇入れて遣て居るのだが茂三郎は此の小規模の機械工場を軒別に立廻つて何時も工女を世話すると云ふて機械女の拂底なのに乘じて手付金を貳拾圓參拾圓少し多くなると五拾圓位

集めたものだ夫れが最初は此の犯罪を被害者も一々届出て來なかつたが警察で聞知つて調べて見ると被害件數五十四件金額千參百九拾七圓に及んで居つた

初めて所轄署でも放任すべき犯罪でない早速犯人を檢舉せねばならんとして堀内茂三郎の立寄り先を調べて見ると貸座敷にも出入する事が判つて來た濱松署の後藤刑事部長外加藤、大庭、半田の各刑事は遊廓にも手配をしたが一方各機業家へ手配して茂三郎が立廻つたら密告せしめるようにした所が貸座敷の方は馴染の娼妓があつた爲めに之に立廻るものと思つて張込んで居ると外で遊んで居る事が又た知れて來る先の馴染の所へ來なくなつて仕舞うから新たな女の所へ張込んで居ると又た外の貸座敷へ行て居る或る時は馴染の娼妓の所へ今夜行くからと云ふて電話を懸けて來る之を聞た刑事は今夜は來るものと思つて張込んで居るとトウ

其晩來ない翌朝になつて調べて見ると又た外の女郎屋で遊んだ事が判る刑事も斯うして時々一杯も二杯も喰されて焦りに焦つて追廻すけれどもナカ／＼捕へる事が出來なかつた
斯うして二ヶ月計り過ぎると市野村下石田の某と云ふ機業家へ遣て來た此所へは遠藤巡查が前以て手配して居た爲めに茂三郎が遣て來ると其趣きを密告して來た遠藤巡查は早速制服になつて飛出して行くと今出て行たとの事で其の後を追つて笠井往還で追付いた爲めに誰何すると出鱈目の答をした爲めに堀内だろつと尋ねて見ると人違たと言ふてナカ／＼本音を吹かないけれども遠藤巡查はナカ／＼其んな事では承知せないトウ
警察署へ同行を求めて濱松市馬込迄來ると今度は堀内は巡查の際に乘じ身を跳らして馬込橋の鐵橋上から水面へ飛下りて仕舞た驚破こそと遠藤巡查も續いて河中へ飛込んで水中の大格闘を遣た結果漸く押へて濡れ鼠となつて警察に遣て來た堀内は何うして斯う永い間捕へる事が出來なかつたかと云ふと彼れは貸座敷で一夜を明そつとすると馴染の娼妓の所へ電話を懸けて置いて如何にも其所へ行くように装つて他の所へ登つて遊んで仕舞う夫れから決して宿屋に泊らない飲食店か又たは素人の家に計り泊つて宿屋へ行く事を避けて居たので有るが捕へられてから彼れの述懐を聞て見ると警察官が犯人を捕へよらとして苦心するより以上に頭腦を費したとの事有た

人を取らんとする海邊は必ず人に取らると茂三郎を捕へんと焦りたる刑事は茂三郎に捕へられたるなり而れども粉骨碎身の努力は何時か茂三郎を高手小手に縛むる時期を得たるものにして数回の失敗は後日他の犯人を捜査する際此の失態を避くる技倆を得たるものと謂ふべし捜査は平時失敗に終るが當處にして決して計劃通りに進行するは極めて稀なり

二〇、其男は今出て行た計りだと聞ては追うた實際談

大正十三年九月十一日午前十一時五十分頃濱松市池川七番地居住キミエ五女油井アイ當十一年は小學校から歸宅の途中濱松市中澤二俣往還で年齢五十年位の職人風の男に出會すると自分の兄が居る工場を教へて呉れと頼まれたが相手の顔も知らないのに其の男の兄が居る工場を知て居よう筈がないので知らない旨を答へたけれども私と一緒にに行けば御飯を御馳走するなど稱して所々を連れ廻つて午後一時頃曳馬村助宗社富士神社の裏の芋畑へ伴れ込んで有ろう事か五十才と云ふ老人が僅か十一才の少女を強姦して局部に負傷せしめた上立去ろうとした所が少女が泣き叫ぶ爲めに犯跡を隠蔽する爲め其の頸部を扼して卒倒せしめ逃走したが程經て少女が蘇生して泣き立つた爲め附近の農夫が駆付けて大騒ぎとなつたのである其所で所轄濱松署の刑事係は早速現場に駆付けて近傍に其日仕事して居たものに就いて探査して見ると篠原村大工職鈴木直太郎當十九年と云ふ男が富士神社の裏手で仕事して居ると午後一時頃年頃五十恰好の職人風の男が子供を伴れて神社に這入つて行くのを見懸けたが間もなく其の男は一人で出て來たを以て何所かに行て仕舞たが白襦袢にコール天の半ズボン黒靴下を穿いて風呂敷包を持って居つた人相は斯うく、と詳しく申立つのを海野、加藤の兩刑事が聞き出して來た其所で犯人に就いて段々研究して見ると九月十日の夜に濱松市菅原で泥酔した結果巡査駐在所へ怒鳴り込んで散々居合せた巡査を手古摺らして行政執行法第一條に依つて十一日の朝迄檢束された自稱神奈川縣横須賀市澤田二六五番地桶職松本増次郎當五十年と云ふ男が有つて其朝檢束を解た計りであるが人相から着衣携帶品迄何ひとつ不足なく符合するので犯人は是だと目星が付たのであつたが何所へ

行たか其の當は付かなかつたけれども今朝迄居つて今少し前出て行つた男に相違ないと異口同音に叫んだ多數の犯罪事件捜査の内には斯う云ふ工合に苦勞もせないで犯人の當りが付くものも有る然し犯人の當りは付けても又た手配が完全に行はれなければ矢張り何んにも成つたものでない此の捜査は犯罪の場所柄から打算して犯人は二俣町方面へ逃走したものと追跡して刑事は二俣町迄走つたものも有たが犯人は刑事が思う様に高飛もせないで其日は積志村の劇場へ這入つて一日芝居見物をして仕舞つたを以て午後の六時頃同村有玉の巡査駐在所へ自分は東京の者であるが昨年東京で震災に會つて失敗した結果實兄が濱松附近の工場に務めて居る爲め之を尋ねて來たけれども邂逅する事が出來ない爲め窮して居るから保護して呉れと申出た此所に手配が出來て居たら文句なしに犯人を押へるので有たが其の手配が來て居らなんだ爲めに駐在巡査は相當保護を加へて其夜は近傍の旅人宿にでも泊るやうに諭して引取らして仕舞た其の後へ漸く手配が遣て來た駐在巡査も其の男は今此所を出て行た男だ手配が遅いと口惜がつたが後の祭りだ其んな工合だもの二俣町迄先廻りして待つて居つても何んで迂路々々其んな方面に行くものか犯人は九月十一日の夜は積志村の或る所へ野宿して仕舞つて十二日の朝富塚村を通つて又た積志村の西ヶ崎へ出た事を聞き知つた爲めに其の道筋を追跡した結果小野口村小松の地先で武井、市川、久能、森下の四巡査の爲めに逮捕されたが此の男は至つて酒が好きで至る所の民家に立寄つては草鞋錢を呉れと云ふて強請して拾錢貳拾錢の合力を得ては酒を飲んで計り居た奴で旅費が缺乏して居たから積志村の近傍に迂路付いて居た爲め追つて、追倒した結果逮捕する事を得たけれども若しも此の男が機敏な奴で有つて旅費でも澤山持つて居たら大抵逃げて仕舞ふので有たろう斯う云ふ種類の犯人は又割合に性慾異常者が多く増次郎の如きは強姦前科一犯有て十數年前神奈川縣横須賀市で八才の少女を強姦して懲役十年に處せられた男で有たが今度の事件では少女は扼殺して仕舞たとのみ本人は思つて居たらしかつた而し犯罪手配の敏速を要する事は是等を見ても判るだらうと思ふ